

TUMSAT-OACIS Repository - Tokyo

University of Marine Science and Technology

(東京海洋大学)

南シナ海島嶼領有権問題：
多極化戦略で覇権戦略の抑止へ

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2016-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 吉野, 慎剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://oacis.repo.nii.ac.jp/records/1317

修士学位論文

南シナ海島嶼領有権問題

- 多極化戦略で覇権戦略の抑止へ -

平成 27 年度

(2016 年 3 月)

東京海洋大学大学院

海洋科学技術研究科

海洋管理政策学専攻

吉 野 慎 剛

目次

序章	1
第1節 問題の所在	1
第2節 先行研究	2
第3節 本論の構成	3
第1章 アジアの安定を脅かす海洋の問題点	5
第1節 中国の海洋進出が安全保障面に及ぼす影響	5
第2節 貿易航路の安全性に疑義が生じることによる影響	6
第2章 戦略	13
第1節 戦略とは何か	13
第1項 覇権戦略	14
第2項 多極化戦略	14
第2節 海洋戦略	16
第1項 海軍	16
第2項 海運	17
第3項 水産	18
第4項 海洋開発	19
第3章 南シナ海島嶼領有権問題	23
第1節 歴史と現状	23
第1項 東沙諸島	25
第2項 中沙諸島	26
第3項 西沙諸島	27
第4項 南沙諸島	28
第5項 直接衝突の頻発	34
第6項 領有誘因	35
第7項 解決に向けてのこれまでの取組と失敗原因	38
第2節 南シナ海島嶼をめぐる関係諸国の主張と行動及び海洋戦略	47
第1項 フィリピン	47
第2項 ベトナム	53
第3項 マレーシア	61
第4項 ブルネイ	64
第5項 中国	65
第6項 台湾	85
第7項 アメリカ	89
第8項 国際的に承認されない主張	100

第9項 比較検討	104
第3節 対中バランス極形成への問題点と課題	111
第1項 過去の取組の失敗原因除去の可否	111
第2項 ASEANの抱える問題点	113
第3項 バランス極形成へ向けて	118
第4章 我が国に期待される役割と安全保障への影響	161
第1節 我が国の海洋戦略	161
第2節 我が国に期待される役割	162
第1項 我が国と南シナ海島嶼領有権問題の関わり	162
第2項 イニシアチブ国	164
第3項 ASEAN再結束を強く支援	165
第3節 我が国の安全保障への影響	166
第1項 メリット	166
第2項 デメリット	170
第4節 我が国の関与程度	171
第5章 結論	176
第1節 明確化	176
第2節 バランス・オブ・パワー戦略へ	178
第1項 一国覇権戦略の抑制	179
第2項 バランサーによる対抗	180
第3項 バランサーの要としての日本	180
第3節 地域諸国の自決	181
あとがき	182
参考引用文献目録	185
謝辞	200

序章

第 1 節 問題の所在

地域安定を形成する方法は大きく分けて 2 つある。覇権国による安定的秩序の形成と力の均衡（パワーバランス）による相互抑止秩序の形成である。

地域安定のためには、強大国による覇権を受け入れて地域秩序の形成に従う帝国主義的秩序を諒とするのであれば、それで済むことではあるが、もはや現代の国際社会はそれを諒とはしないのである。その原因は各国の独立・自主・自決指向と、程度の差はあるが民主主義思想の広がりである。地域諸国が前向きで協調的な対等協議に基づいた地域安定を獲得しようとするのであれば、何らかの手段を持って覇権主義的性向を持つ強大国に対抗し、その意図を抑止する必要がある。これは陸・海・空・宇宙といった地理的空間のみならず、法・世論・サイバー等の非地理的空間においてもあてはまる。

本論第 3 章にて詳述する通り、アジアにおいて覇権主義的性向を持つ強大国として中国の存在が指摘されている。中国自身は覇権主義を否定しているにもかかわらず、周辺諸国との摩擦が絶えない現状からは、面積・人口・軍事力・経済力といった面でアジア最大の国であり、かつ共産主義の独裁国家である中国の発言・態度・行動実績が周辺諸国へ脅威を与えて、不信感を持たれる結果となっている事実が浮かび上がる。佐藤は「ASEAN¹諸国に代表される中国周辺諸国は歴史的沿革を基盤とした「弱者の論理」で中国に対しており、その諸国の懸念に対して中国は払拭するに十分に効果的な反論・対応をなしたとは言いがたい」と論じている²。

国家間関係は相互の国家戦略によって描かれる。中国が周辺諸国から不信感と懸念を持たれている原因とその解決策を知るには、それら諸国の国家戦略を検討する必要がある。南シナ海島嶼領有権問題は、関係各国の国家戦略の違いと相互作用の研究にとってアジアで最適の事例であると思われる。フィリピン、ベトナム、マレーシア、ブルネイ、中国、台湾が領有権主張の直接当事者として、インドネシアとシンガポールが深い利害関係を持つ地域内当事者として、タイ、カンボジア、ラオス、ミャンマーが地域内関係者として、アメリカと我が国が深い利害関係を持つ域外関係者として、インドとオーストラリアが域外関係者として関与している。第二次世界大戦終結後に萌芽を見て、1969 年以降本格的になった南シナ海島嶼領有権問題は解決に向かうどころか、ますます混迷を深めている。すなわち、関係各国の国家戦略が妥協点を見つけれないまま時間が過ぎ、それぞれの政策実行が積み重なって、さらに妥協点が遠くなるという悪循環を生んでいると言えよう。南シナ海島嶼領有権問題が激化している今日、これら諸国の戦略を明らかにして、比較と考

察を行い、悪循環から抜け出す方策を検討することが必要であり、且つ求められている。

第 2 節 先行研究

南シナ海島嶼領有権問題をめぐる関係各国の戦略を分析した先行研究の業績を見てみる。我が国において先行研究は多いとは言えない。その理由として我が国の場合、海洋への関心は中国公船による直接的な干渉を受け続けている尖閣諸島のある東シナ海へ集中していたことが挙げられる。時間を遡って見ていくと、尖閣諸島に焦点が当たる前は奄美大島沖不審船事件、韓国が実効支配する竹島領有権問題、能登半島沖不審船事件、さらに遡ると北方領土問題へ至る。当然のことではあるが、自国が領有権をめぐって争う海域に関する研究が蓄積される。ゆえに南シナ海への関心が低く、先行研究が少ないのは仕方のないことであった。しかし、南シナ海島嶼領有権問題がアジアの地域問題として存在感を増すにつれ、少しずつではあるが研究が蓄積されてきた。一方で、海外では台湾を中心としてベトナムでも多くの研究と主張が発表されている。欧米ではアジアの研究者との共同研究が目立っている。過去に公表された解決提案も多くは海外の研究者によるものであったが、近年では専ら政治家によるもので占められる傾向にある。

安全保障面に焦点をあてたものとしては、浅川公紀、阿部純一、飯田将史、岩崎繁美、浦野起央、奥山真司、北村淳、小原凡司、庄司智孝、田澤佳昭、田尻正司、野口和彦、濱本良一、平松茂雄、山内敏秀、山本尚史、吉川尚徳、Anthony Bergin、Felix K. Chang、Christopher Chung、deLisle, Jacques、Christopher Layne、Taegseon Lee、David Lei、Chris Rahman、David Rosenberg、Martin Tsamenyi、Robert S. Ross、Phillip C. Saunders 等による南シナ海島嶼領有権問題や、南シナ海に関連するアジアの安全保障に関する研究が挙げられる。

外交面や経済面に焦点をあてたものとしては、石田収、石山永一郎、稲田十一、海野芳郎、王子天徳、小笠原高雪、加治康男、川中敬一、菊池努、後藤乾一、佐伯健太郎、佐藤甫、佐藤義明、重政公一、清水学、鈴木勝比古、鈴木早苗、竹内孝之、竹下秀邦、竹田いさみ、竹田純一、陳鴻瑜、中島洋、中嶋嶺雄、新田紀子、宮家邦彦、ミンシン・ペイ、森聡、山口開治、山田満、楊作洲、李国強、Rex Aguado、Robert Beckman、Atty Henry S. Bensusanto Jr.、Graham Blackmore、Nayan Chanda、Thomas J. Christensen、Hasjim Djalal、Peter A. Dutton、Elizabeth C Economy、Aaron L. Friedberg、Michael Sheng-Ti Gau、Edgardo D. Gomez、B.A. Hamuah、Glen S. Hearn、Nien-Tsu Alfred Hu、Wang Jisi、Robert D. Kaplan、M.H. Katchen、Zou Keyuan、Tetsuo Kotani、David M. Lamptom、Dexia Li、Jinming Li、Szu-Yin Lin、John W. Mcmanus、Brian Morton、Andrew J. Nathan、Peter Polomka、Nguyen Huu Quyet、J. Ashley Roach、Adam Segal、Kwang-Tsao Shao、Robert W. Smith、Yann-Huei Song、Ian Storey、William G. Stormont、

Kuan-Ming Sun、Nguyen-dang Thang、Nguyen Hong Thao、Mark J. Valencia、David Vanderzwaag、Kuan-Hsiung Wang、Peter Kien-Hong Yu 等による南シナ海島嶼領有権問題や、南シナ海に関連する各国や地域共同体についての研究が挙げられる。

国際法に焦点をあてたものとしては、カール・セイヤー、長岡憲二、D.C. Drigot、Marius Gjetnes、Max Herriman、Masahiro Miyoshi、Alex G. Oude Elferink、Kuan-Ming Sun、Martin Tsamenyi 等が研究を発表している。

秋元一峰、上野英詞、佐藤考一、富坂聰、Sam Bateman 等は安全保障面から経済面まで幅広く扱っている。

これらの先行研究は南シナ海島嶼領有権問題に焦点を当てているものばかりではなく、研究の一端として触れているものもある。南シナ海島嶼領有権問題を専門的に扱っている研究者は少ないが、竹下、上野、佐藤の先行研究は資料数と論述数共に充実しており、中国の戦略に関しては平松、川中、富坂の研究から得るところが多い。我が国の海洋政策研究財団（現在は海洋政策研究所）は 2013 年に『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』の出版によって、南シナ海島嶼領有権問題を戦略面から研究した成果を発表した。中国の言動の源流を、中国が伝統的に持つ中華的天下思想に求めたことはそれまでにないアプローチであり、本論が依るところも大きい。ウリセス・グラナドス・キロスは 2010 年に『共存と不和 南シナ海における領有権をめぐる紛争の分析、1902-1952 年』を出版して、南シナ海島嶼領有権をめぐる近代の沿革を明らかにした。

戦略の研究は我が国ではもちろん、欧米でも盛んであり、石津朋之、金谷治、ジョセフ・S・ナイ・ジュニア、塚本勝也、デイヴィッド・A・ウェルチ、永末聡・孫崎享、Charles Glaser、James R. Holmes、Toshi. Yoshihara 等が多くの研究を発表している。

他方、南シナ海島嶼領有権問題に関して、直接的な利害関係を持つ諸国の主張と行動から戦略を検討し、過去の解決提案の失敗や国際法解釈を含めて総合的に考察した研究は多くないようである。そこで本論では個々の事例に焦点を当てるミクロ的な視点ではなく、各国の戦略の中心線を捕えるべく、できる限りマクロ的な視点に立って南シナ海島嶼領有権問題を俯瞰することとする。

第 3 節 本論の構成

適切なパワーバランスによる安定をアジア海域においても実現するためには、海洋アジアにおける中国の膨張を食い止めるバランス極の形成が必要である。本論では南シナ海島嶼領有権問題を事例として、関係諸国の主張や行動から各国の海洋戦略を検討し、対中バランス極形成への問題点と課題を探る。その上で、我が国に期待される役割を明らかにし、安全保障に資する戦略を考察する。

第 1 章ではアジアの安定を脅かす海洋の問題点として南シナ海における島嶼領有権問題

の存在と、それが及ぼす影響を指摘する。

第2章では戦略、特に国家戦略を一般的視点から俯瞰した後、海洋戦略に焦点を当てて検討する。海洋戦略とは何を源泉として実効性を持つのかを明らかにする。

第3章では南シナ海島嶼領有権問題を事例として取り上げる。初めに東沙諸島・中沙諸島・西沙諸島・南沙諸島をめぐる紛争を概観し、領有権の沿革とこれまでの平和的解決への取り組みを述べる。さらに関係各国の行動からその戦略を順次論じ、それら諸国の海洋に向ける態度や国際法の解釈を検討し比較する。排他的経済水域（EEZ）³に関する中国の恣意的解釈は、次第に露わになってきつつある覇権主義政策と共に、指摘されるべき大きな問題点となっている。また、対中バランス極形成をめぐる問題点と課題を検討して明らかにする。

第4章では我が国に期待されている役割を論ずる。我が国が南シナ海島嶼領有権問題に関与していくことで、我が国にどのような影響をもたらすか、メリットとデメリットを検討する。結果的に国益を毀損するに至る可能性が見通せるため、我が国の関与程度は非常に限定的でなければならない。

第5章では結論として我が国がバランス・オブ・パワー戦略を明確に採用し、対中バランス極形成に限定的な関与を行うならば、南シナ海島嶼領有権問題の解決に向けた真摯な協議に道が開かれ、海洋アジアの安定と、長期的にはアジア全体の安定をもたらすものであることを論ずる。対中バランス極は国際司法機関を活用することで本問題の解決を図ることを目的とすることが望まれる。解決に必要な前提として、中立の第三者が南シナ海島嶼の科学的調査を実施して地理的事実を証明し、それが国際的に共有されねばならない。

つまり本論は南シナ海島嶼領有権問題の具体的解決策を提案するものではなく、平和的解決を図るための前提となる「前向き」で「協調的」で「対等」で「真摯」な協議を「開始」し「継続」し「合意」に至るための国際状況を作り出す戦略を検討したものである。

¹ Association of Southeast Asian Nations 東南アジア諸国連合

² 佐藤考一『「中国脅威論」とASEAN諸国 安全保障・経済をめぐる会議外交の展開』勁草書房、2012、23-63と87-142頁。

³ Exclusive Economic Zone

第1章 アジアの安定を脅かす海洋の問題点

近年、アジアの安定は海洋において問題を生じている。そして必ず中国が関与していると言ってよく、海洋権益をめぐる争いは基本的に中国と他の諸国という対立構造にある。本章においても論じるように、いまや中国はアジアにおけるアメリカの影響力を最小化して自らがアジアの覇権国を目指す姿勢を隠そうとはしておらず、海洋アジアにおける摩擦は、中国のアジア地域覇権を確立するという中期的な目標を背景としていると言ってよい。つまり海洋アジアにおける緊張と摩擦は本質的にはアメリカ覇権に対する中国の挑戦、言い換えれば長期的な世界覇権争奪戦的一幕であるといえよう。これまで表向きに主張されてきた海洋生物・非生物資源の争奪といった側面を無視することはできないが、軍事的対抗という本質の姿が次第に露わになってきている。本論第3章で論じるように、中国の特徴は独善的かつ強圧的な言動である。自己正当化による非協調的な言動は利を得ることもあるが、問題を拡大させることも多い。他の諸国間にみられる相違や、生じている対立の推移と比べると、中国との摩擦における交渉は譲歩無き交渉となりがちで、解決無き交渉が長期化する間に一方的な現状変更が進行して既得化するという傾向は否めない。それゆえに、中国が問題視されているのである¹。

第1節 中国の海洋進出が安全保障面に及ぼす影響

中国の地政学的膨張指向が東シナ海と南シナ海において脅威として存在しているが、それは第二次世界大戦終結後に萌芽をみた。大陸における地政学的膨張に一段落がつくと、中国は共産主義諸国陣営内部の騒乱鎮静化と国力の増大に伴って徐々に海洋進出に乗り出し、ソ連崩壊後のポスト冷戦体制を探る国際社会の中でその傾向を露わにした。中国はアメリカに対抗するためにアジア海洋覇権、中でも戦略原潜（SSBN）²の聖域³を欲しており、その目的を達成するために両シナ海、特に南シナ海の内海化を指向していることには疑いがない。

中国は東シナ海では北部において韓国との間で、中部・南部において我が国との間で、南シナ海ではフィリピン・マレーシア・ブルネイ・ベトナムとの間で対立面を形成している。つまり、台湾を除く全ての海洋近隣国と利害の一致を図ることなく、一方的な自己正当化主張を以って対立している。台湾に対しては、大きな対抗の中で異床同夢という特殊な立場をとっていることが、この状況の単純化を阻害する要因ともなっている。ここで中国と台湾の関係を簡単に見ておく。中国は国共内戦後に共産党が統治する大陸領域と国民

党が統治する台湾に分かれたが、双方が中国全領域の主権を主張していることから、各々が「一つの中国」を代表していると位置付けている。「一つの中国」は同じものではなく、中華人民共和国か中華民国ということである。しかし、現実には対外的利害が一致することとなり、北京政府は「台湾は中国のものであるが故に、台湾のものは中国のものである」とする三段論法を以って両シナ海での領有権主張に関しては台北政府とほぼ同じ主張を行っている。ただし、中台間対立面は依然として明確に存在しており、台湾は中国の強い圧力にさらされている。

その一方、ポスト冷戦の国際秩序を探る国際社会は、アジア海洋秩序を巡る問題を当該地域に局限されたものに留めることを許さない。国際社会の中で最大の影響力を持つアメリカは資本主義と民主主義という本質的な価値観を、共産主義と独裁主義を価値観とする中国・北朝鮮とは異にしており、台湾を含む中国周辺諸国の多くとは同じくしている。それ故にアメリカはそれら諸国の背後を支えることが宿命ともいえ、海洋覇権を巡って必然的に中国と対立する。

程度の差こそあれ、関係諸国の多くに共通して見られることは、国連海洋法条約の恣意的解釈と国内立法による自己正当化である⁴。具体的には本論第3章で論じるが、中国はこういった面においても抜き出ており⁵、また国際司法制度や多国間協議による解決を拒否する姿勢を公言している⁶。それが国際社会からの不信感を増大させる方向に作用しており、状況の不安定化を進めていると考えられる。

アメリカは直接的な当事国ではない故に、最近まではアジア海洋秩序へ直接介入する理由と意思がなかった。また経済力と軍事力の伸長が著しい中国と対立正面を形成し、安全保障を維持するだけの国力が今日のアメリカにあるか否かは疑問である。そのためにアメリカは中国周辺諸国への支援を行うことで周辺諸国自身による安全保障対立正面の形成を図ろうとしているが、我が国を除いたそれら諸国は、中国に対抗できる国力を持っていないのが現実の姿である。いくら多国間連携をとろうとしても、各国の足元を見た中国に個別撃破されているのが現状であろう⁷。詳しくは本論第3章で論じる。

第2節 貿易航路の安全性に疑義が生じることによる影響

南シナ海は東アジアへのエネルギー供給経路の主要航路であり、航行の安全と自由が直接的に脅かされ、ひいては地域の安定が脅かされることが憂慮される事態となっている。その理由は、国際法に対する中国の恣意的な解釈と実施してきている具体的行動が非常に排他的かつ独善的とみられることにある。つまり一般的には国家が EEZ を含む公海の自由航行や領海内の無害航行、特に商船が享受しているもの、を恣意的に阻害することはないと考えられているが、中国は他国からその確信を持たれていないと言い換えることができよう。

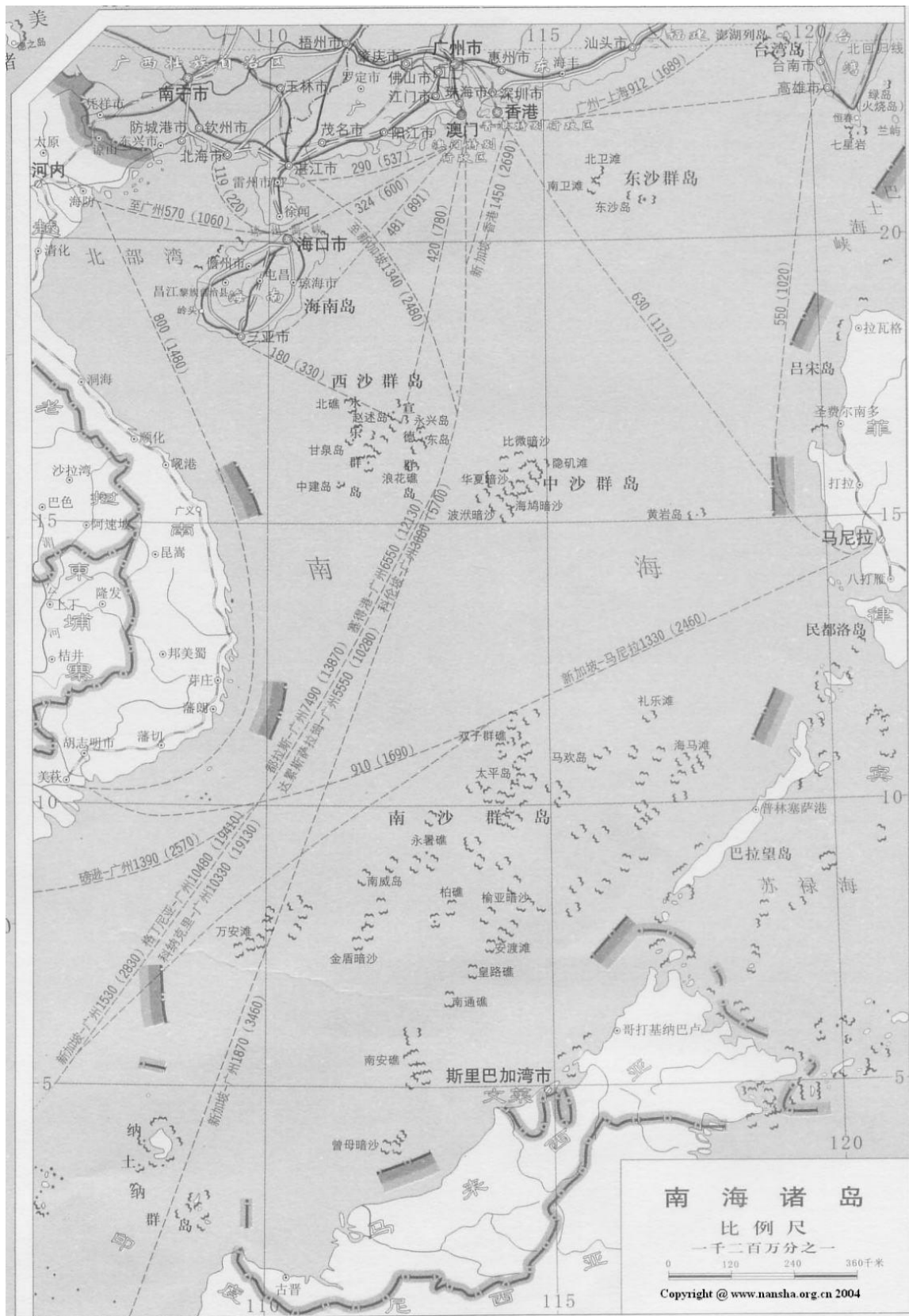
中国と台湾は南シナ海のほぼ全域を自国主権海域とする主張をしており、特に中国は「九段線」⁸と呼称される境界線（図 1）を主張し、その態度は強硬である。台湾の十一段線主張は、国際海洋法の完全な知識を持っていたかどうか不明である作者たちが 1914 年に非公式に中華民国の地図に十一段線を描いたことをルーツとして、公的には 1947 年 12 月に中華民国が歴史的な水域の範囲を示すために公式地図「南海諸島位置図」に描いた十一段線（図 2）が始まりとなる⁹。中国は 1953 年に周恩来首相が台湾の十一段線からトンキン湾に描かれていた 2 破線を削除して九段線を誕生させた¹⁰。本来であれば、いずれの国が領海や EEZ を設定しようとも、国連海洋法条約に誠実に沿ったものである限り、国際商業航路への安全阻害要因とはならないはずであるが、中国の国連海洋法条約に対する解釈は非常に恣意的で独善的な点が指摘されており¹¹、万が一、南シナ海主要部が中国の影響下に事実上おかれる、あるいは領海や EEZ として画定される場合、利害関係諸国は国際商業航路の安全性が担保されない可能性を憂慮せざるを得ない。具体的には、我が国・韓国・台湾が南シナ海における国際商業航路の安全性、すなわち生命線の維持に何ら憂慮する必要がないと確信できる状況ではないのである。実際には中国は領海内無害航行を阻害してはならず、商船の航行の自由は脅かされてはいないのであるが、領海と EEZ における外国軍艦に対する言動と、南シナ海の大部分は領海である、或いは主権下にあるといった国際法を軽視する言動に接するにつれ、商船運航国は自国の生命線へのリスクが無視できない程度で存在すると判断せざるを得ず、それら諸国は戦略的に対応策を取っておく必要がある。

一方で Rosenberg と Chung は、中国という視点ではなく、地球規模で行われているテロや武器拡散という視点から、南シナ海の安定に関して沿岸諸国だけではなく世界各国が無関心ではいられないと述べる。世界の海上輸送貨物量の過半が通過する南シナ海は PSI¹²や CSI¹³や RMSI¹⁴に代表される世界的な対テロ及び武器拡散防止活動の舞台そのものである、と彼らは論じている¹⁵。

我が国を筆頭に、韓国・台湾・中国への化石燃料供給航路は最大の供給地域である中東から両シナ海を経由する海上輸送によることが最も経済的である。この国際商業航路は歴史的に見ると、様々な事案による安全阻害を受けてきた。中東戦争やイランイラク戦争さらには湾岸戦争に代表されるアラビア湾（ペルシャ湾）の不安定化や戦争海域化、スリランカ内戦による機雷敷設¹⁶、マラッカ・シンガポール海峡と南シナ海における海賊行為による治安の悪化、等が挙げられる。安全阻害ではないが、船舶の運航遅延を招いたものとしてはベトナム戦争に伴って大量に生み出されたボートピープル事案がある。これらの多くを経験してきたのは我が国であるが、近年では韓国・台湾・中国が本航路に大きく依存を始めたことから、本航路の安全性は東アジア全体に多大な影響を及ぼすものとなっている。

すでに中国は本航路への依存割合を減少させる目的をもって、ミャンマーからの陸上パイプライン敷設計画や中東からシルクロードを経由する陸上パイプライン敷設計画を推進しつつあり、海上輸送に頼らざるを得ない現状の我が国・韓国・台湾は供給地の分散と多

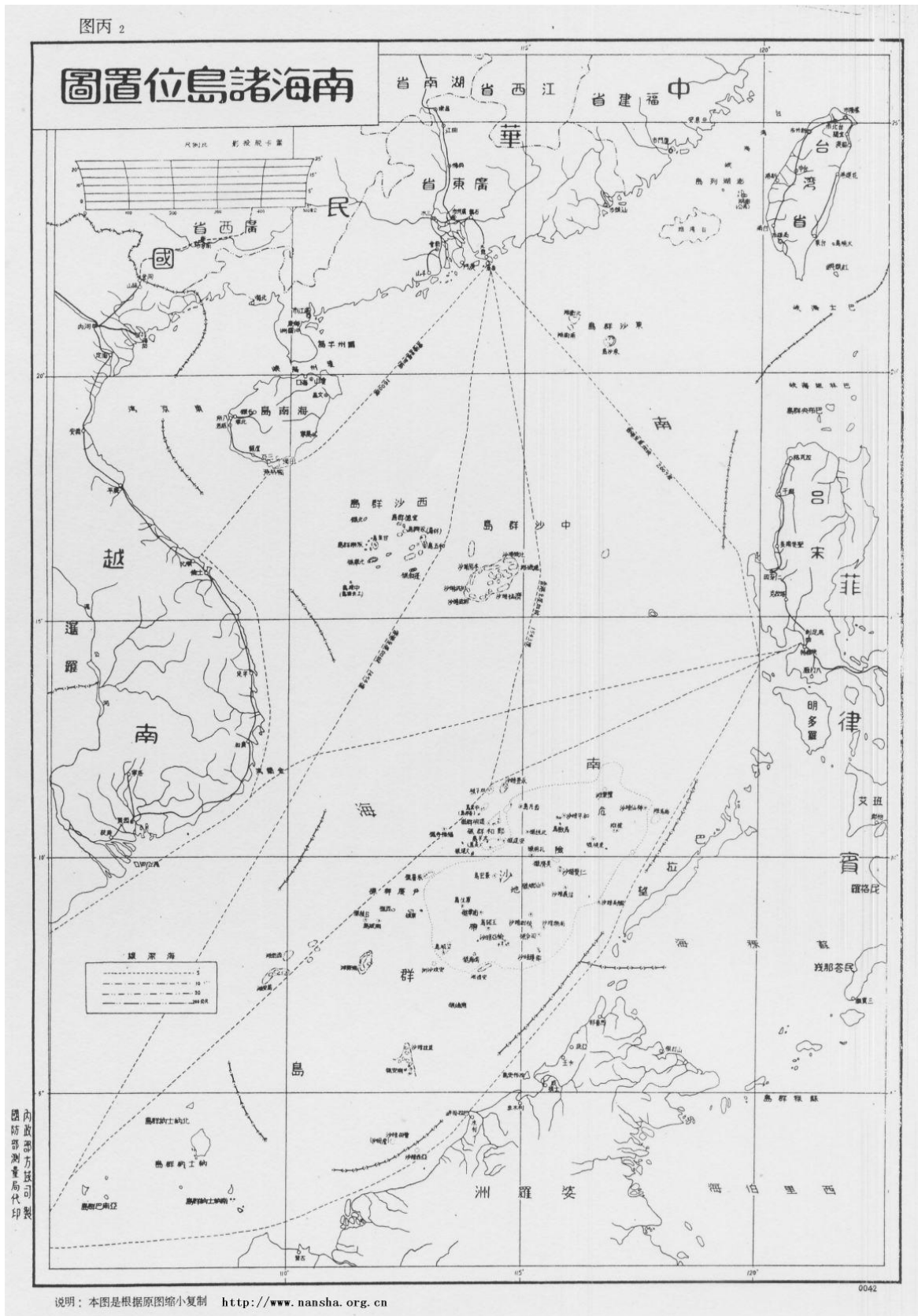
图 1： 九段線



出典：山東省地圖出版社 2004年2月第9版 旅游版 「2004年中国南海諸島地圖」

(http://www.nansha.org.cn/maps/4/Nanhai_Zhudao_2004.jpg 16NOV2015)

图 2： 十一段線



出典：中華民國內政部方域司製「南海諸島位置圖」1947年

(http://www.nansha.org.cn/maps/3/1947_South_China_Sea_Map.html 16NOV2015)

様化で本航路への依存を減少させるべく模索している。しかしながら割合を減少させたとしても本航路は国際商業航路の主要幹線であることに変わりなく、化石燃料以外の貨物も非常に多い。2012年実績値の統計分析によれば、世界海上輸送量のうち少なくとも、原油の約35%（17億トン中の6億トン）、鉄鉱石の約30%（10億トン中の3億トン）、石炭の約2%（10億トン中の2000トン）が我が国・韓国・台湾・中国に向かって南シナ海を通過している¹⁷。南シナ海において本航路の安全が担保されない場合、インド洋からはスダ海峽あるいはロンボク海峽へ迂回し、シンガポールからはジャワ海を経由することとなり、いずれもインドネシア内海を経由してフィリピン東方沖の太平洋に抜ける航路が代替策とならざるを得ない。南シナ海沿岸諸港を経由する必要のある商船と貨物は相応の安全対策を実施することとなる。

こういった対策は海上輸送コストを上昇させ、各国経済にボディーブローのように静かで確実な負の影響を与える。地域政治的にもまた国際政治的にも看過されず、混乱招致要因となることは明白である。両シナ海の国際商業航路が危機に晒されて超大型原油タンカー（VLCC）¹⁸が迂回した場合における経済的損失を定量分析して、エネルギー安全保障への影響を調査するとともにシーレーン安全保障の在り方について検討するために、2013年度に海洋政策研究財団が日本国内の専門家を招聘し、クローズド方式の研究委員会が開催されたが、そこでの研究結果を基に、秋元は迂回に伴う経済的損失を論じている。秋元は、その数値は概略であり精確ではないとの理由で引用元となることを拒否しているため数値の引用は控えるが、VLCCのロンボク海峽への迂回に限定した場合は大きな経済的損失とはならないが、VLCCのみではなく商船全船種が迂回を要する場合には経済的損失は甚大となるという。そしてそれに止まらず、国際分業が深度化している世界経済は生産活動自体に大きな影響を受け、世界経済は大混乱に陥ると指摘している¹⁹。

インドネシアは、我が国・韓国・台湾の生命を維持する国際商業航路の大部分が自国内海を通過することを受け入れざるを得ない事態となり²⁰、安全保障面や海難危険性とそれらに伴う波及リスクと、最大許容交通量との間にどの程度の折り合いを見出すのか、インドネシア一国の判断が東アジアの運命を左右することにもなりかねないのである。

既に軍事衝突を含む小規模紛争や衝突が、本論第3章で論じる通り南シナ海において頻発してきているが、それに留まらず、状況が悪化してこのような事態が生起しないと断言できる状況にないことが、海洋アジアが抱える不安なのであり、関係諸国はそれに備えての対策を準備し、或いは実施しておく必要がある。

¹ Saunders, Phillip C., “A Virtual Alliance for Asian Security”, in *Orbis*, Elsevier Limited, Spring 1999, p.237-p.256.

² Sub Surface Ballistic Nuclear - nuclear powered submarine carrying and launching ballistic missiles armed with nuclear weapons
博学こだわり倶楽部編『潜水艦 誰も知らない驚きの話』河出書房新社、2014。潜水艦は攻撃型と戦略型に大別される。攻撃型潜水艦は水上艦隊の護衛や、敵艦船への攻撃、戦略型潜水艦の護衛を行う。戦略型潜水艦はSLBMを搭載し長期間に亘って海中に潜み、抑止力・反撃力として作用する。現在存在する戦略型潜水艦は全て原子力潜水艦で

あり、攻撃型潜水艦は原子力潜水艦と通常動力型潜水艦がある。尚、冷戦終結で余剰となった戦略原潜を改造し、SLBM によって特殊部隊と巡航ミサイル (Cruise Missile) や誘導ミサイル (Guided Missile) を搭載して特殊部隊の派遣と支援を行う原子力特殊潜水艦がアメリカで数隻誕生しており、巡航ミサイル原潜 (SSGN: Sub Surface Guided Nuclear - nuclear powered submarine carrying and launching guided missiles) と呼称されている。艦載型巡航ミサイルが全て非核化している現在、巡航ミサイル原潜は核戦力ではなく通常戦力となっている。

3 佐藤考一によると、相互確証破壊抑止戦略の絶対条件である戦略原潜の所在秘匿を容易にするため、相手が接近しにくい海域を確保することも重要である。ソ連は千島列島と我が国によって半閉鎖海となっているオホーツク海を戦略原潜の聖域としていた。中国は 2012 年 8 月 16 日に渤海湾で JL-2 (射程 8000 km の SLBM。中国名「巨浪 2」) の試射に成功した。これ以降中国は近海からアメリカ西海岸を射程に収めることができるようになった。(佐藤考一「アメリカのアジア回帰と南シナ海紛争の新局面」『東亜』545、霞山会、2012 年 11 月、105 頁)

4 村上暦造『領海警備の法構造』中央法規、2005、193-235 項。アジア諸国の主張について詳しい。

5 象徴的な事件として 2009 年 3 月に発生したアメリカ海軍音響観測艦「IMPECCABLE」への航行阻害事件が挙げられる。中国の領海ではなく、国連海洋法条約で航行の自由の認められている EEZ において、同条約では明示的な制限がされていない軍事的調査を妨害し、「国際法と中国国内法」を理由として正当化した。なお、当該海域はベトナムが主張する EEZ と重複しており、国際的に中国の EEZ と認められてはいないことにも留意する必要がある。

6 フィリピンと領有権をめぐって対立する中沙諸島スカボロー礁で、2012 年 4 月に発生した監視船の長期対峙では、経済面を含めた圧倒的な国力差を背景にフィリピンを屈服させ、その後も駐留を継続している。2002 年に ASEAN と中国が合意した「南シナ海行動宣言」に違反するのみならず、フィリピンが国連海洋法条約に基づいて行った仲裁裁判所への提訴を批判し、二国間問題に過ぎないとして取り下げを執拗に求めると共に、裁決されたとしても黙殺することを公言している。仲裁裁判所は中国が応じないままに一方的提訴を受理し、審議を開始している。

7 南シナ海の島嶼領有権問題に関して、ASEAN は中国の分断工作によって分裂している。中国は本件に直接利害を持たないラオス・カンボジア・ミャンマーといった諸国を経済支援や資金援助で懐柔し、ASEAN が統一的な対抗策を合意しないように図ってきた。そしてそれは功を奏しているようで、2012 年 ASEAN 総会は議長国カンボジアの反対で対中国批判と統一的対応策の可決に至らなかった。

8 その形状から「牛の舌」や「赤い舌」、作図線形状から「九破線」とも呼称される。

9 佐藤考一『「中国脅威論」と ASEAN 諸国 安全保障・経済をめぐる会議外交の展開』勁草書房、2012、167-168 頁。Hu, Nien-Tsu Alfred, “Introduction: South China Sea: Troubled Waters or a Sea of Opportunity?”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No3, Taylor & Francis, 2010, p.206-p.207.

10 森聡「南シナ海 開放的な海洋秩序を形成できるか」『外交』Vol.4、日本国外務省、2010 年 12 月、143 頁。なお、この時点でトンキン湾の 2 破線を削除した理由は不明。共産主義イデオロギーを共有していた北ベトナムへの配慮であった可能性がある。

11 村上、前掲書 (註 4)、199-203 と 218-219 と 227 頁。註 5 参照。

12 the Proliferation Security Initiative 大量破壊兵器関連物質の世界的拡散に対する安全保障構想

13 the Container Security Initiative 海上コンテナ安全対策

14 the Regional Maritime Security Initiative 地域海上安全保障構想

15 Rosenberg, David / Chung, Christopher, “Maritime Security in the South China Sea: Coordinating Coastal and User State Priorities”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.39, No1, Taylor & Francis, 11FEB2008, p.51-p.68.

16 スリランカ政府軍とタミル・イーラム解放の虎 (LTTE) の間で 25 年間に亘って行われた内戦 (2009 年 5 月終結) で LTTE はスリランカ東方の広範な海域に機雷を敷設していた。機雷敷設海域は我が国と中東産油地帯を結ぶ常用航路のやや北方に及び航路への直接影響はなかったものの、スリランカ東方沖を航行する船舶は避航を余儀なくされていた。

17 「海事レポート 2014」国土交通省海事局、131 頁「図表 II-1-15 主要航路の荷動き (2012 年)《原油・鉄鉱石》」、132 頁「図表 II-1-16 主要航路の荷動き (2012 年)《原料炭・一般炭》」、を基に筆者が編集した。

18 Very Large Crudeoil Carrier

19 秋元一峰「南シナ海の航行が脅かされる事態における経済的損失—”Offshore Control”戦略の再考察とシーレーン安全保障への提言—」『海洋情報季報』第6号、海洋政策研究財団、2014、120-127頁。

20 「海事レポート2014」資料、前掲書（註17）、を基に筆者が編集した。日本・韓国・台湾向けがインドネシア内海に迂回すると仮定すれば、世界海上輸送量のうち少なくとも、原油の約21%（17億トン中の3.6億トン）、鉄鉱石の約6%（10億トン中の6000トン）、石炭の約2%（10億トン中の2000トン）が新たにインドネシア内海を通過することになる。なお、現在インドネシア内海を通過している量は世界海上輸送量のうち少なくとも、原油の約9%（17億トン中の1.5億トン）、鉄鉱石の約50%（10億トン中の5億トン）、石炭の約16%（10億トン中の1.6億トン）であり、日本・韓国・台湾・中国・オーストラリア・大洋州・東南アジアへ向かっている。なお、これら以外の貨物種類も多く海上輸送されている。

第2章 戦略

第1節 戦略とは何か¹

戦略とは現代社会において多くの分野で使われる言葉である。国家戦略や外交戦略、さらには経営戦略といった使用実態からは、分野を超えた一般性を獲得しているようにも思えるが、実のところ合意された定義というものは存在しないとされている。つまり「極めて多義的で曖昧な概念」²といえる。

戦略の語源がギリシャ語の「strategos / strategia」³であることから、軍事用語であったことは疑いなく、その後、様々な定義が試みられることになる。カール・フォン・クラウゼヴィッツは著書『戦争論』において「戦争目的を達成するための手段として戦闘を用いる術」とし、戦争計画の作成と戦争を構成する複数の戦闘予定の計画と個々の戦闘において遂行される戦闘行為の規定を含めて、戦略は軍事だけではなく政治を含んでいるという概念を示した⁴。バジル・ヘンリー・リデルハートは著書『戦略論』で「政治目的を達成するために軍事的手段を配分・適用する術」としている⁵。これらは軍事に軸足が置かれたものといえるが、その後、戦略の概念は領域を拡大していく。ジュリアン・コルベットが国家政策レベルの戦略を major strategy、軍事レベルの戦略を minor strategy として区別し、リデルハートが grand strategy 概念を提唱するに至り、そしてエドワード・ミード・アールは国家資源・国家間協力・生命線確保・国益増進・潜在的脅威や攻撃予測への対応までを含め、マイケル・ハワードは戦時国家政策の目標を達成する目的であらゆる国家資源を動員・配分することと、同盟諸国や中立諸国の国家資源を動員・配分することにまで領域を広げた⁶。言い換えれば戦争が軍人の手に余るものへと変貌していることでもあろう。

戦略が軍事領域に限られないのであれば、国家生存政策としての基本方針が国家戦略であり、国益の最大化を図るものと考えてよいであろう。

各国の国家戦略の実体を知ることは、公表されている公式な戦略目標ばかりではなく、各国それぞれの実際の言動を分析することで国家意思の中心線を見出して判定評価することでなされよう。国家戦略はその国家の置かれた状況に影響を受け特徴化される。関係相手国、地理や気候といった自然要因、資源や産業を含む経済的要因、他にも文明や文化、民族性や国民性、宗教やイデオロギー、政治力や軍事力等といった様々な要因が国家戦略を裏打ちするのである。

第1項 覇権戦略

国家戦略の代表的なものとして覇権戦略がある。覇権戦略は国際政治に二極（bipolar）構造を作り出す二国覇権戦略と、強大な単極（unipolar）を作り出す一国覇権戦略に分けられる。

冷戦はアメリカを中心とする資本主義経済及び民主主義という価値観を共有する西側陣営と、ソ連を中心とする社会・共産主義経済及び独裁主義という価値観を共有する東側陣営が二極を形成して対峙したものである。「二極においては敵が明確で、また互いのパワーについての誤算もさらに少なくなることから、最も安定的であるとされる」⁷理論が確認された形ではあるが、核兵器による「相互確証破壊戦略（MAD）」⁸が機能した故の特殊な安定だったとの指摘は説得力がある⁹。さらに「同盟はより硬直化し、そのため、大規模紛争や、あるいは世界戦争の可能性が高まる」¹⁰との指摘もされる。

二つの覇権国ではなく、唯一の覇権国による単極構造が最も安定した国際秩序をもたらすという考え方がある。「覇権国によって支配されるシステムに於いては、覇権国が自国の利益を増進する目的で信頼性の高い国際通貨や自由貿易体制といった国際公共財を提供し、それらを維持する限り、国家間関係は安定」し、「そのような国際システムは、他国がそこから利益を得ている限り存続する」と論じられ、その終焉も「既存のシステムから得られる利益が、システムの変化から得られる利益を下回った場合」に覇権交代が起きるとされる¹¹。そして覇権交代は「各国が覇権国に対してバランスをとることで独立を維持するようになるか、台頭する国が覇権国に対してついに挑戦するようになると、システムは溶解する方向に向かう」¹²と考えられる。

歴史的には大航海時代のスペインやイギリスが例示されることが多く、中でも大英帝国としての栄華を誇ったイギリスは単極覇権を成し遂げたと言えよう。また、冷戦下の二極構造における西側と東側それぞれの陣営内に単極構造を当てはめることもできよう。冷戦後のアメリカを単極覇権国と判断するか否かは、覇権交代の可能性を含めて今しばらくの状況観察が必要と思われる。

第2項 多極化戦略

覇権国（hegemon）による単極システムや超大国（super powers）2国による二極システムではなく、いくつかの大国（great powers）による多極（multipolar）システムの形成を図ることを多極化戦略（balance of power）という。分散型といえるこのシステムでは「国家はパワーを均衡させようと同盟を組むが、同盟は柔軟」であり、「戦争は起こるかもしれないが、その規模は比較的制限されている」¹³。そして柔軟性を失うことで終焉を迎える。第一次世界大戦は「1914年以前に、ヨーロッパにおける多極のバランス・オブ・パワーが徐々に2つの強力な同盟に集約されていき、柔軟性を失った」ことで終焉し、二

極システムに移行した。そして世界戦争が現実化したのである。

ヨーロッパにおいてウェストファリア講和¹⁴からナポレオン戦争¹⁵に至るまでの期間は多極化戦略による安定の顕著な例とされる。戦争は存在したが、大きなものではなかった。オランダやポルトガルの商業的世界帝国支配やフランスの成長と北米進出。何よりもそれらを全て降して 19 世紀に単極世界覇権を確立するに至るイギリスの台頭があった。それでも限定的な戦争が行われたに過ぎず、目的も特定の国が強力になり過ぎないためのものであった。バランス・オブ・パワーの維持は当時のヨーロッパ君主国の共通の基本ルールであったと言える¹⁶。

イギリスは世界覇権を握った後、ヨーロッパにおける陸上での拡大を指向せず、海洋覇権を維持したまま、意図的に balanサーとしての役割を追求する。これはイギリスの世界覇権を脅かす挑戦国が出現することを防ぐことで覇権継続を保障する意図で行われたと言える¹⁷。「名誉ある孤立」は 1902 年の日英同盟締結まで維持されることになる¹⁸。

バランス・オブ・パワー理論に拠れば、多極化システムは国際社会において自動的に生じるものである。強い国家が出現した場合にその国家に味方する (band-wagoning) することは選択肢の一つであるが、それは独立を失う危険つまり従属国家となる危険性を孕んでいる。そのため、弱い国家に味方することで強い国家のさらなる強大化を抑制する balanシングを指向することが選択されるのである。そしてその場合のシステムは覇権システムではなく多極均衡へと進むことになる。しかし全ての国家がいかなる場合にも多極化を指向するとは言えない。バンドワゴンや中立が選択されることもある。その選択がいかにかされるかというのは予測が困難である。バンドワゴンの例としては第一次世界大戦におけるアメリカの参戦、第二次世界大戦初頭におけるドイツに対するイタリア、中立の例としては第二次世界大戦後のフィンランド、balanシングの例としてはイランイラク戦争におけるシリア、また近接性を判定要素とした例として 19 世紀末のアメリカに対するイギリスの譲歩、冷戦における西側陣営の形成といったものが挙げられる¹⁹。もちろん経済的依存関係やイデオロギーも選択判定要素として重要であるが、また等しく絶対性を持っていないのである。

ここに三国関係における戦略を単純化して分類する²⁰。三国協調が破れた場合の外交方針として三つ挙げられる。

- ・ 一国と協調・同盟し、もう一か国に対して共闘する
- ・ 自国以外の二国が戦うように仕向ける
- ・ 自国以外の二国が協調・同盟・共闘しないように邪魔をする

そして、自国以外の二国が戦争を始めた場合の自国がとる手段として四つ挙げられる。

- ・ 戦争の調停をすることで戦後の発言力増大を図る
- ・ 強い方につく
- ・ 弱い方につく
- ・ 中立を保つ

これらの手段を適切に選択することで国家間バランスの安定性を維持することが多極化戦

略といえる。

留意する必要があることとして、多極化システムは安定をもたらして維持するものであり、平和を担保して維持するものではないということが挙げられる。多極化システムが柔軟性を維持し、バランスが作用していることの証明として、限定的な衝突や同盟の組み替えはあり得るのであり、限定的な紛争や戦争が生起する可能性はある。そして 19 世紀のヨーロッパで見られたように、同盟の組み替えが二極化を指向し始めると、バランス維持は困難となり、多極化システムはやがて二極化システムに変貌して世界戦争に繋がっていったのである。本来バランス維持が困難なはずの二極化システムであった冷戦が平和と安定を維持できた原因として、核兵器が存在することで超大国間での MAD 戦略が合意されたという、それまでの人類史上に無い新しいバランス手段が生じたことを無視することはできないのである。

第 2 節 海洋戦略

国家戦略のうち、海洋に関係する部分を海洋戦略とする。海洋のみで完結するものもあれば、陸上や航空さらには宇宙と関連を持つものもあろう。しかし一般的には、陸上などの相互影響があったとしても主要な部分に関しては海洋を対象とする戦略分野を海洋戦略と考えているようである。具体的には、軍事分野では海軍戦略、経済分野では海運水産戦略、資源分野では海洋開発戦略がある。

第 1 項 海軍

海洋軍事戦略としていくつかの戦略や理論があるが、『海上権力史論』（1890 年）²¹を著したアメリカ海軍大学校の戦史・戦略教官アルフレッド・T・マハン（Alfred Thayer Mahan）の影響を無視することはできない。中でも「武力によって海洋ないしはその一部分を支配する海上の軍事力のみならず、平和的な通商及び海運をも含んでいる」²²と述べられる「シーパワー」の理論は現代でも各国の海洋戦略の基盤として存在している²³。

シーパワーは「(1)地理的位置、(2)自然的形態（それに関連して天然の産物及び気候を含む）、(3)領土の範囲、(4)人口の数、(5)国民性、(6)政府の性格（国家の諸制度を含む）」²⁴の 6 つの一般条件に影響される。そして、「平和的な通商及び海運があってはじめて海軍の艦隊は自然にかつ健全に生まれ、またそれが艦隊の堅確な基盤」²⁵になり、「狭義の海軍は、商船が存在してはじめてその必要が生じ、商船の消滅と共に海軍も消滅する。ただし侵略的な傾向を持ち、軍事機構の単なる一部として海軍を保有している国はこの限りでない」²⁶のである。つまりシーパワーとは循環する経済発展要素とそれを保護・推進する海軍力を

総合したものといえる。

現代の海洋諸国家の海洋戦略はこのシーパワーを維持発展させるために立てられていると言ってよく、海軍力は海運力と表裏一体であり、今日では海洋生物資源と海洋非生物資源獲得競争をも含めて、国益の最大化を図るものとなっており、海軍力のみが単独で制海を果たせる時代ではない。しかしながら、海運及び資源獲得能力を担保する直接的な保護能力としては重要性を増しているといえ、間接的な保護能力である国際社会での発言力及び影響力との両輪強化が重要である。ただし、海軍力は一方的に増大すればよいものではなく、「安全保障のジレンマ」²⁷に陥らぬよう、また時々の国際社会風潮との調和をも図りながら慎重な整備が求められるものである。

第2項 海運

太古より船を用いての移動や輸送は行われており、陸上輸送や航空輸送に比してコスト面や輸送規模で圧倒的な優位性を持つ海運は現在でも世界の物流における基幹的な役割を負っている。元来、海洋自由原則から海運自由原則が唱えられてきたが、大航海時代の欧州において各国は海運に関連して様々な規制をかけた。クロムウェルはオランダ海運を排除するために「イギリスの貨物はイギリスの船で運ぶ（自国貨自国船主義）」を掲げる航海条例を1651年に制定した。これはイギリスの単極覇権確立への大きな一助となったが、単極覇権が衰退期に入ると、1853年にイギリスは同条例を廃止し、「海洋航行と海運業は自由であるべき」と本来の海運自由原則へと政策転換したのである。

元来、海洋国際法の意識を持っていた地中海地域では、ローマ帝国時代のローマ法による「海は万人の共用物」という意識が支配的であり、「私法のカテゴリーに属する海上運送についての契約、保険や船主、荷主の権利義務などについては「海事法（maritime codes）」と呼ばれる種々のルールが、フェニキア人、ギリシャ人等によりすでに定められていて、これがローマ帝国に引き継がれて」²⁸いたのである。

国際法が欧州キリスト教国の背景を基盤としていることは事実であり、それはとりもなおさずヨーロッパ公法の歴史的背景からは逃れられないことを示している。ヨーロッパ公法の対象分野は主として3つあり、「国家関係ないし外交関係」、「戦争」そして「海洋」である。「海洋」は欧州諸国の海運力とそれを背景にした海軍力の力関係の上に成立していたのであり、即ち海運力は国際発言力を担保するものといえるのである。南北アメリカ、イスラム諸国、アジアといった非欧州地域が帝国主義世界の中で欧州中心の国際社会に組み入れられ、国際法社会に仲間入りするようになった歴史から、現代国際法も海運力によって担保された「海洋」を主要な歴史的な分野として成長発展しているのである²⁹。

海運の現状に目を向けると、「世界の海上荷動きは経済のグローバル化の進展を受けて増加が予測されており、外航海運は大きな成長が見込まれている」³⁰。さらに、世界貿易機関(WTO)³¹ドーハ・ラウンドでの交渉難航を受けて、二国間や地域的な経済連携協定(EPA)

32や自由貿易協定（FTA）³³の締結交渉が加速化している中で、「海運分野については、海運代理店業にかかる外資規制等の撤廃や外航貨物輸送の自由化など、海運サービスの自由化に関する規定の導入が論じられている」³⁴であり、伝統的な国際海運自由の原則はさらに柔軟性を増そうとしているようである。

主として国際海事機関（IMO）³⁵を舞台に行われる国際海洋規制は船舶交通規則や安全規則、海難救助規則に留まらず、国連海洋法条約、拡大する一方の環境規制、北極海航路開発、等へ舞台を広げており、これらの国際議論において発言力を確保するためには自国海運力の規模が基盤となるのである。

内航海運は自国主権下において保護できるが、外航海運における「海運自由原則のさらなる柔軟化」と「自国海運力維持」の両立はどのようになされるのであろうか。国際自由原則の下で徹底的な自由競争に晒されている外航海運は、コスト競争に勝ち抜くために自国の安全保障政策との一体化を離れ、便宜置籍（FOC）化³⁶と自国船員から発展途上国船員への置換³⁷とを推進してきた。今日では既に先進国船員は極めて少数となり、船隊の大部分は便宜置籍船で構成されている。これら空洞化した自国及び他国の商船隊によって国民生活や経済が支えられている状況でのシーパワー維持は、自国商船隊の回復ではなく、自国が利害を有する国際商業航路つまりシーレーンの安全確保に重点が置かれている。歴史的に外航商船は私掠船を含む海賊や沿岸国紛争の波及、戦争当事国としての海上通商破壊戦といった脅威に晒されてきたが、船籍や船員といった外航商船の中核要素を発展途上国が担うようになり、さらに自由化が推進される流れの中では、船員や船舶の直接護衛よりもシーレーンの護衛に傾斜せざるをえないとも言えよう。シーレーンは「国家の生存と繁栄のための生命線であれば、そこには国益の擁護のための安全保障の概念が生まれ」³⁸、「安全利用を確保することのできる信頼性の高い国際協定がない限り、自国の経済に直結する船舶の安全航行とシーレーンの安定的利用のための軍事と外交が必要となる」³⁹のである。つまり現代の海軍力維持の裏付けとなる海運力とは、自国商船隊よりも自国の常用商業航路を形成し維持する経済的な力であり、海軍力とは「シーレーンを提供する海洋に力を及ぼし、自国に有利なように統制（コントロール）すること」⁴⁰といえ、「平時のうちから現存（プレゼンス）させることによって保障される」⁴¹のである。

国家戦略において海洋の占める割合は縮小することなく、拡大の一途を辿っており、国際発言力を担保するための国家海洋戦略の策定と実施は、海軍力を裏付ける海運力があってこそといえる。

第3項 水産

水産は海洋生物資源を食料として利用する産業である。現在の人類は人口増加に歯止めがかからず、陸上での食糧増産では賄いきれず、海洋生物資源の獲得競争に入っている。既に海洋生物資源の疲弊は現実化しており、国際的にも国連海洋法条約で EEZ が制度化

され、1992年の国連開発会議で出された「持続可能な利用と開発」（リオ・デ・ジャネイロ宣言）の精神に則った国際的枠組みが種々施行されている。

海洋生物資源の安定的利用を果たすためには、資源保護のための漁獲規制と積極的な資源育成策が必要であるが、EEZが画定されない問題と条約非締結国漁船への規制問題とが存在する。EEZを確定するためには、複数国のEEZ主張が重複する海域を線引きする必要があるが、それは漁場の線引き分割に他ならないことから、合意は容易なことではない。また、EEZ主張の根拠となり、基線の設定の前提ともなる領土そのものに係争がある場合は見通しすら立たないことが多い。そこでEEZや領土の係争とは切り離して暫定水域を設定して漁業協定を結ぶことが多々見られるが、国際的に漁船に対する規制が旗国主義原則に基づいている以上、公平な規制管理の実施には疑問符が付けられる。

国際的な漁業規制方式の策定や実際の漁法開発、さらには養殖技術に至るまで、国際発言力は自国の水産力が背景となることは海運と同じである。ゆえに、科学的調査の蓄積と資源管理理論の提唱、新たな漁業技術の開発、加工と物流を含む国際水産市場への影響力、他産業との連携による新たな方向性、そして効果的な海洋生物資源管理といったものが海洋戦略に含まれる必要がある。

第4項 海洋開発

海洋開発という言葉は、文字通り海洋資源の開発を指すはずであるが、実際には海洋非生物資源開発に対して用いられているようである。海洋非生物資源には海水そのものと海水以外のものがある。海水そのものを資源と考えるならば、海水の温度、潮汐、海流、波浪、深度、深層水、海水に内包される元素類、さらには風景や観光対象としての利用も考えられよう。海水以外の海洋非生物資源は海底に存在する鉱物資源、海底油ガス田、熱水といったものが挙げられる。

国連海洋法条約では大陸棚を規定し、さらに公海部海底を国際海底機構（CLCS）⁴²が管理するシステムが合意されている。しかし現実的には海洋非生物資源を開発・利用できる国は限られているのである。なぜならそれは非常に高度な技術を必要とするからであり、先進技術国ですら、いまだ技術開発の段階にあると言ってよい。これは技術開発競争に先んじることが海洋非生物資源獲得競争で国際的イニシアチブをとることができるということであり、事実、先進技術国は海洋開発競争で鎬を削っているのである。

陸上鉱物資源にはすでに枯渇の可能性が高いものが出始めており、また、希少金属類（レアメタル）を巡っては、陸上での遍在を調達リスクさらには政治的リスクと判断し、海洋から獲得するべく調査が進められており、海洋での資源量はマクロ的には既に十分証明されていると言ってよい状況にある。残された問題はそれを開発するための技術と経済性であり、そこでの優位性が国際発言力を決定するのである。なお、海底鉱物資源開発技術は海底油・ガス田開発技術が基盤となっていると考えられる⁴³。

現在、海洋戦略を持つ国家は海洋開発を主要な柱として位置づけており、予算や技術を傾注して競争しているのである。

¹ 本節は石津朋之・永末聡・塚本勝也編著『戦略原論 軍事と平和のグランド・ストラテジー』日本経済新聞出版社、2010、第1章。を参照した。

² 石津他、前掲書（註1）、10頁。

³ 石津他、前掲書（註1）、11頁。Strategos は軍隊の指揮を執る文民・軍人官僚、strategia は將軍の知識を意味する。

⁴ 石津他、前掲書（註1）、11-12頁。

⁵ 石津他、前掲書（註1）、12頁。

⁶ 石津他、前掲書（註1）、13頁。

⁷ 石津他、前掲書（註1）、52頁。

8 Mutual Assured Destruction

自国が核兵器による先制攻撃を受け、自国の核兵器が破壊されたとしても、必ず反撃に必要な一定数の核兵器が残存し、先制攻撃国に対して核兵器による壊滅的な反撃を実施する能力が維持される。つまり先制核攻撃国は必ず反撃を受けて壊滅するという状態を相互に認めることで核戦争を抑止する相互戦略。具体的には SLBM を搭載した戦略型潜水艦の隠密性が基盤となっており、残存核兵器は SLBM であるため、戦略原潜の維持とその所在秘匿が戦略の絶対条件である。本戦略を出し抜くには相手国の戦略原潜全ての所在把握が必要である。

⁹ 孫崎亨『日本人のための戦略的思考入門一日米同盟を超えて』祥伝社新書、2010、28頁。多数の核兵器を両超大国が保有する状況においての戦略論の転換を次のように述べている。「核の時代において、クラウゼヴィッツやモルトケの戦略論では、核の管理ができない。米国、ソ連は万を越える核兵器を保有した。米国、ソ連のいずれかが相手国を攻撃したとしよう。しかし相手国は、依然として攻撃を逃れ、相手国を完全に抹殺できる核能力を意図的に残すシステムを作る。相手国の抹殺を目指す行為は、逆に報復を受ける。それは自らの抹殺を意味する。ここから、軍事戦略は「相手国の抹殺を求める術」から「いかにして戦争を避けるかの術」に一八〇度転換した。敵国ソ連が「悪の帝国」であれ、共生せざるをえない。」

¹⁰ ジョセフ・S・ナイ・ジュニア、デイヴィッド・A・ウェルチ著 田中明彦・村田晃嗣訳『国際紛争 原書第9版 理論と歴史』有斐閣、2013、63頁。

¹¹ 石津他、前掲書（註1）、53頁。

¹² ナイ他、前掲書（註10）、63頁。

¹³ ナイ他、前掲書（註10）、63頁。

¹⁴ 三十年戦争を終結させたオスナブリュック条約とミュンスター条約（1648）を核とする一連の条約。ヨーロッパでの紛争は宗教が原因となり続けていた歴史を鑑みて、各支配者が自国宗教を決定する原則（*cruis region, eius religio*）を確立した。

¹⁵ フランス革命（1789-1799）で誕生した人民主権理念を全ヨーロッパに広げるべく行われたナポレオンによる一連の戦争（1799-1815）。それまでの君主制によるバランス・オブ・パワーの安定に挑戦し、不安定化させた。こういった基本ルールを変更させる革命的变化は構造理論に対する外生的変化と呼ばれ、理論内部では説明ができない。

¹⁶ ユトレヒト条約（1713）ではバランス・オブ・パワーの重要性が明示的に言及されている。

¹⁷ イギリスの外務大臣パーマストンは「国家には永遠の友も永遠の敵もなく、永遠の国益があるのみ」としてバランス政治を追求した。ドイツのソ連侵攻時、強烈な反共主義者だったイギリス首相チャーチルはナチスによるヨーロッパ支配を阻止するためにソ連と同盟を結んだ。

18 日英同盟はイギリスのbalancing政策の終焉を意味するものではない。同盟はbalancing政策の主要な手段であり、これ以降イギリスは純粋な軍事同盟を含む同盟関係を積極的に取り入れ、より選択肢の多いbalancing政策に踏み出したといえよう。

19 ナイ他、前掲書（註 10）、108-109 頁。

20 日下公人『人間はなぜ戦争をするのか』三笠書房、2000、26 頁を基に筆者が編集加筆した。

21 アルフレッド・T・マハン著 北村謙一訳『マハン海上権力史論』原書房、2008。麻田貞雄編訳『マハン海上権力論集』講談社学術文庫、2010。

22 マハン、前掲書（註 21）、46 頁。

23 訳者北村謙一は前掲書（註 21）の訳者序の中で、海上自衛隊幹部学校で学生用教材としていまだに使用されていることと、ソ連海軍がマハンに大いに学んでいると観察されること、を指摘している。なお、冷戦期にソ連海軍の戦略家であったゴルシコフ海軍総司令官が著した『戦時と平時の海軍』（1973）と『国家の海洋力』（1976）は、一般にマハン理論そのものといわれる。戸高一成は同書の解説でアメリカの対テロ戦争の一つである「不朽の自由作戦」でのマハン理論の具体化を指摘している。

24 マハン、前掲書（註 21）、47 頁。

25 マハン、前掲書（註 21）、46 頁。

26 マハン、前掲書（註 21）、43 頁。

27 西原正「第 2 章 安全を脅かすものは何か 伝統的脅威」防衛大学校安全保障学研究会・武田康裕編『安全保障のポイントがよくわかる本 [安全] と [脅威] のメカニズム』亜紀書房、2011、136 頁。ある国家が自国を守るために軍事力を増強すればするほど、それを脅威に感じた他の国家の軍備増強を誘発する。このように、双方が自らの安全保障を向上させようと合理的な行動をとった結果、どちらの安全感も低下してしまうというジレンマ。

28 村田良平『海が日本の将来を決める』成山堂、2006、11-12 頁。

29 村田、前掲書（註 28）、III 章 1 国際法全般。

30 海洋政策研究財団『海洋白書 2014』成山堂、2014、31 頁。

31 World Trade Organization

32 Economic Partnership Agreement

33 Free Trade Agreement

34 海洋政策研究財団、前掲書（註 30）、33 頁。

35 International Maritime Organization

36 Flag of convenience

低価格運賃実現のために船籍の取得・維持コストや船舶設備基準、船員配乗基準等の緩い国へ船籍登録（船舶の登記）すること。外貨獲得手段として船籍登録を誘致する国を便宜置籍国といい、登録船舶は便宜置籍船（FOC 船）という。

37 FOC 船は旗国船員配乗義務といったような船員国籍要件を課せられていない為、STCW 条約ホワイトリスト国の中で、人件費の安い国の船員を配乗することができる。FOC 旗国は船員母国発行の STCW 海技免状を裏書承認することで自国籍船への配乗を可能とする。

38 海洋政策研究財団編『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013、54 頁。

39 海洋政策研究財団、前掲書（註 38）、54-55 頁。

40 海洋政策研究財団、前掲書（註 38）、55 頁。

41 海洋政策研究財団、前掲書（註 38）、55 頁。

42 The Commission on the Limits of the Continental Shelf

43 (社)日本船舶海洋工学会海中技術研究委員会編『海洋底掘削の基礎と応用』成山堂、2010。海洋開発技術を詳しく解説している。中でも第 2 章は「石油・天然ガスが資源の大部分を占めており、海洋資源掘削の歴史は取りも直さず海洋石油掘削の歴史である」という文から始まり、掘削を伴う海洋非生物資源の開発は海底油・ガス田の開発技術が基盤になることを明らかにしている。

石川憲二『海底資源 海洋国日本の大きな隠し財産』オーム社、2012。海底表面に存在する鉱物資源開発のように掘削を伴わない採掘技術や湧出熱水の熱利用技術などに求められる新しい技術的アプローチに関連する情報を纏めている。

第3章 南シナ海島嶼領有権問題

南シナ海には元来無人の島嶼や暗礁が無数に存在しているが、それらは歴史的に領有対象としての価値をあまり認識されていなかったと言ってよい。1951年のサンフランシスコ講和条約によって我が国が西沙及び南沙諸島¹の領有権を放棄した際も、新たな帰属先は決定されず、同条約に参加しなかった両諸島近隣諸国も台湾を除き²、その後の我が国との二国間講和締結に際して、帰属先に関心を払った証拠は見出されない³。

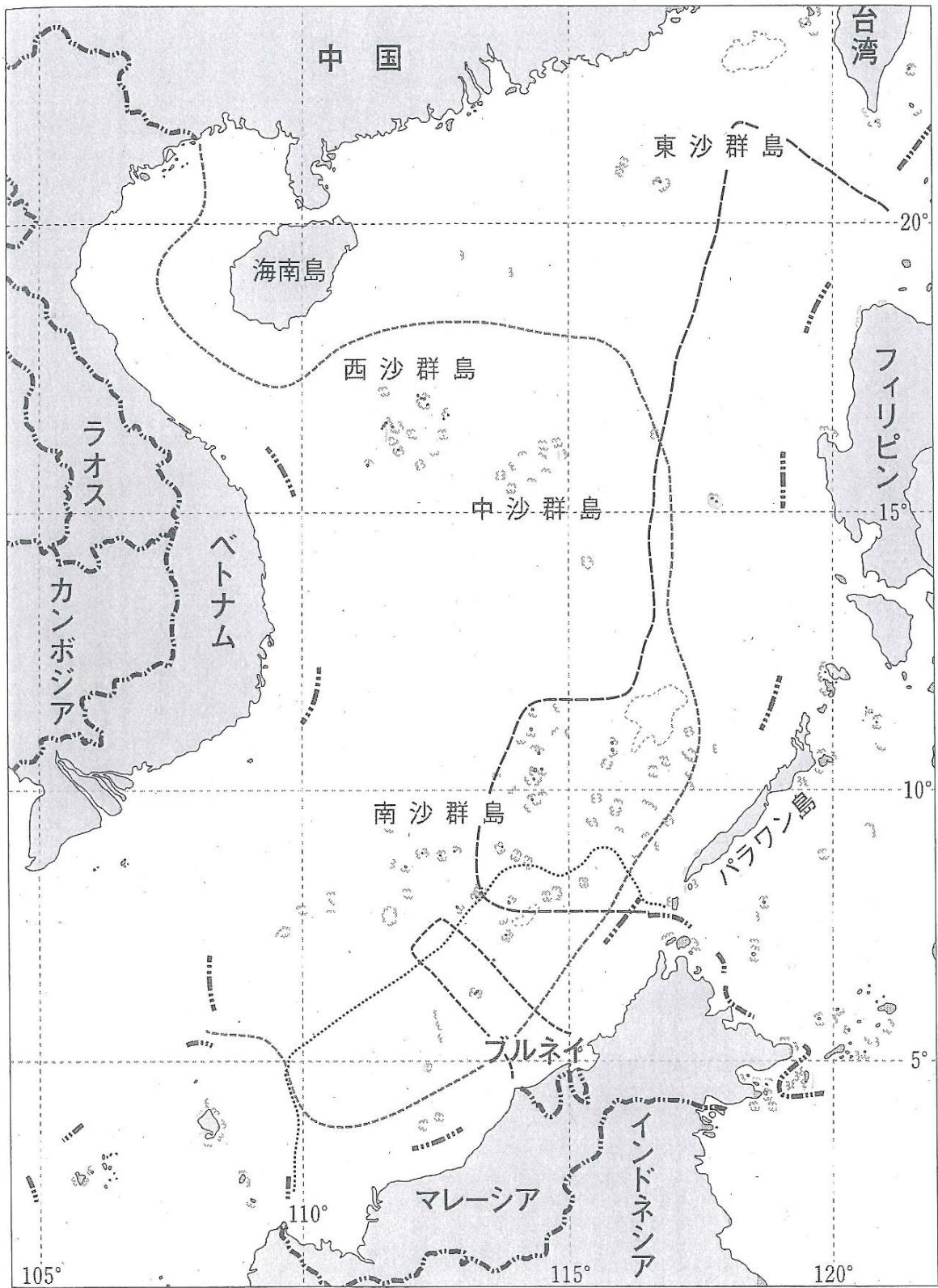
これら無人島嶼の領有権問題は 1969年に国連アジア極東経済委員会（ECAFE）⁴が地質調査の結果、黄海・東シナ海・南シナ海の大陸棚において石油・ガス資源の埋蔵可能性が高いとした報告書⁵を出したことに端を発する。それが海洋資源に対する沿岸諸国の興味を刺激して本問題を激化させ、ひいては EEZ と大陸棚を制度化した国連海洋法条約が要因の一つとする見方を導くことになったと考えられる。何はともあれ、南シナ海沿岸諸国は島嶼領有権を主張し始め、先占競争に入ったのである。大きな武力衝突としては、アメリカとソ連という超大国が撤退して力の空白が指摘され始めた南シナ海で、中国がベトナムに二度の海戦を仕掛けて島嶼を奪取したことであるが、それでも中国の脅威が現実化する可能性は小さいとさえ思われていたのである⁶。しかしその後の歴史では中国の強国化が現実のものとなり、南シナ海島嶼領有権問題が海洋資源獲得競争から変質して、覇権戦略の様相を帯び始め、さらにアジア覇権に留まらず、中国の世界覇権戦略の一段階として位置づけられつつあるようである。

第1節には、「南シナ海各国主張海上境界線図」を図3として、「南沙諸島実効支配現況（英語呼称）」を図4として、そして「南沙諸島実効支配現況（中国語呼称）」を図5として掲載した。さらに章末には、「南シナ海（ベトナム呼称：ビエン・ドン）島嶼一覧」を表1として掲載した。

第1節 歴史と現状

南シナ海島嶼は一般に4諸島に分類され、それら全てにおいて領有権問題が存在している。初めにそれらの概略を俯瞰してみる。なお、証拠及び反証材料に乏しい、相当程度に過去に遡っての主張は本論では取り上げないこととした。少なくとも、現状に至る経緯の中で国際的に合意があったと見做され得る程度の過去までは遡る意義があろう。実際には20世紀初頭までがその限界であり、それより過去には遡る意義が見いだせないと言ってよい。歴史的経緯を主張する発表や出版はかなり多いといえるが、そのほとんどは中国系、

図 3： 南シナ海各国主張海上境界線図



出典：佐藤考一「アメリカのアジア回帰と南シナ海紛争の新局面」『東亜』545、霞山会、2012年11月、102頁、図

1「中国の南シナ海の地図とそれに示されたU字線および各国が主張する排他的経済水域の概要」

中でも台湾の関係者による一方的主張が多い。そしてそれらが依って立つ史料は反証できないものや領有権主張根拠として不十分と思えるものがほとんどである。また多くは、自国の歴史的な水域主張は疑いのない真実であり対立国の主張は盗取の正当化に過ぎない、という前提に立っていることが明らかであり、公平性を欠いていると言える。当事国以外の研究者によっても客観的公平性を持つ史料発見への努力が続けられているが、現場の学術的調査の困難から、地学的根拠となる統一的な資料がなく、客観的公平性を持つ史料の絶対数は少ない⁷。

山口は中国と南シナ海の関わりの歴史を紀元前から清国まで追った結果として「清には海洋主権の問題が存在しなかった」とし、そもそも中国の伝統的な考え方である「辺境」とは「一国の領土ではないが、その権限下の区域内に含まれる」考え方であり、「少なくとも西欧の国際法にはなじまない概念である」としている。そして山口は、著名な中国史研究者である陳舜臣の言葉「天下そのものである国家には、蛮族の住む辺境はあっても国境はなく、朝貢はあっても対等の国家や通商がない、というのが中華帝国の伝統であった」を引用している⁸。この言葉は、中華的天下・秩序を明快に表現しており、現在の国際社会にも全く馴染まないものであろう。

白石は中国南部から南シナ海周辺を含む東南アジア史において固有の政治システムを「まんだらシステム」と名付けた。それは大王を中心として王・家臣・親族と続く一つの秩序がアジア的な帝国であり、大王の力の強弱によって拡大縮小する。「まんだら」は「王たちの輪」を意味し、国境はなく、内政・外交の区別もない。つまり国境で定義される近代国家とは別の代物であった。中国王朝交代と海のまんだらと陸のまんだらそれぞれの栄枯盛衰が相互にリズムをもって柔軟に伸縮していたという。そして、東南アジアでは 19 世紀に外あるいは上（つまり欧米帝国主義列強）から異物として近代国家が移植されたと論じている⁹。近代国家を前提とする現在の国際社会において、19 世紀以前の柔軟な相互伸縮という歴史背景を無視して伸張時期の史実のみを流用して歴史的な国家主権を主張することは正当性を持ちえないと言えよう。

第 1 項 東沙諸島

PRATAS Islands。北緯 20 度 30 分から 21 度 31 分、東経 116 度から 117 度。面積 1.8 km²の PRATAS Island と暗礁（NORTH VERKER Bank と SOUTH VERKER Bank）からなる。

アヘン戦争後の 1882 年当時、イギリスは東沙諸島の水路測量を行い、灯台建設提議を行ったが、東沙諸島の所属国が明らかにならなかったため灯台建設計画は立ち消えになった。当時、多くの史料からは中国（当時は清国）の領有権が非常に高く推認されたにもかかわらず、領有権国が明らかにならなかったということは、島嶼に関しての過去の史料は領有権主張根拠とならないことを中国自身が明らかにしていたと言えるのかもしれない。

いずれにせよ、清国はイギリスに対して東沙諸島の領有権を主張しなかったということであり、イギリスも東沙諸島領有権を欲しなかったということである。航海物標としての存在は領有権とは無関係であり、明らかに利益が見込める状況こそが島嶼領有の動機となると示唆していよう。

根拠は不明であるが、1907年に我が国は、東沙諸島に対する清国の領有権を確認している¹⁰。その後、1939年4月9日に我が国は東沙諸島の占領と台湾編入を公式宣言するが¹¹、これはサンフランシスコ講和条約に反映されなかったことから、国際承認を得られなかったものと理解すべきであろう¹²。

現在の東沙諸島は1947年から台湾の実効支配下にあり、行政上は高雄市に属する。海軍陸戦隊が駐留していたが、2000年から海岸巡防署が2個中隊規模の東沙指揮部を置いている。そして、旧日本軍が建設した飛行場を修復して使用している。

中国が主権を主張しているが、台湾を独立国と認めず、台湾省と考えているためであり、現在具体的な係争があるわけではない¹³。つまり、台湾の付属島嶼としての理解に違いはなく、台湾が中国に併合された場合には中国領となり、台湾が独立を果たした場合には台湾領となるはずである。

第2項 中沙諸島

MACCLESFIELD Bank。概位北緯15度11分、東経117度46分。東方に離れた位置に存在するSCARBOROUGH Shoal(フィリピン名はPANATAG Shoal、中国名は黄岩島)だけがわずかに露出しているが、その他は20個程度の暗岩からなる。つまり実際は諸島ではない。

第二次世界大戦中の我が国を含め、過去に領有権を以って関与した国は確認されておらず、無主地であったと言えるが、現在のところ中国とフィリピンが共に実効支配を主張して衝突している。

最近の中比間衝突は2012年の公船対峙事件である。2012年4月8日、SCARBOROUGH Shoal ラグーン内に錨泊中の中国漁船8隻がフィリピン海軍(フリゲート艦1隻と観測機)に発見された。フィリピン海軍が臨検を行った結果、密漁が判明したため検挙しようとしたところ、中国公船(海監(当時)2隻)が介入してきた。4月10日、フィリピン政府は在比中国大使館へ同地は比国領であり比国法令が適用されると通告し、4月12日に海軍艦船を沿岸警備隊巡視船に交代させた。中国政府は4月13日に海監1隻と漁船3隻を現場から離脱させた。4月16日、フィリピンのアキノ大統領は九段線が国連海洋法条約に違反していると指摘し、4月18日にフィリピンの外相は、本問題の国際海洋法裁判所への付託を決定したとして、中国に付託への参加を求めた。中国は4月20日に主権侵害であると非難し、漁政(当時)1隻を追加派遣した。両国は非難合戦に入り、公船対峙も長期化した。フィリピンの国際海洋法裁判所への付託提案に中国は同意せず、環礁開口部に封鎖用

ロープを展張した。フィリピン国内では中国総領事館への抗議デモが続き、中国はフィリピンへの観光旅行中止や検疫強化によるフィリピン農作物の輸入阻止といった事実上の経済制裁を実施した¹⁴。こういった経緯の末、フィリピンは2013年1月22日に国連海洋法条約に基づき、中国を仲裁裁判所に提訴した。中国は仲裁裁判所の関与を拒否しているが仲裁裁判所は審理開始を決定して審理中である¹⁵。本章本節第6項16で詳しく取り上げるが、本審理ではいかなる仲裁判決が出されるか、そしてその判決が今後の中国対策として有効な方法となり得るか否か、非常に注目されている。なお、台湾も領有を主張しているが、現在具体的な行動は起こしていない。

中沙諸島唯一の海上露出部である SCARBOROUGH Shoal の法的立場であるが、中国は「島」であり、EEZ と大陸棚の設定が認められるとするが、フィリピンは「岩」であり、領海しか認められないとの立場をとっている¹⁶。

第3項 西沙諸島

PARACEL Islands (ベトナム名は HOANG SA)。概域北緯 15 度 30 分から 17 度、東経 111 度から 113 度。東北部分が宣徳群島で、南シナ海島嶼領有権問題の対象 4 諸島における最大島である面積 1.85 km²の永興島 (WOODY Island) がある。西南部分は永楽群島である。諸島全体で 32 島嶼あり、淡水は出ない。

1920 年に我が国は、西沙諸島が 1909 年に清国に領土編入されていたことを承認しているが¹⁷、その後西沙諸島を実効支配していた中国¹⁸とフランスを駆逐、占領して 1939 年 4 月 9 日に台湾編入を公式宣言するに至る¹⁹。そしてサンフランシスコ講和条約によって我が国が継承国無しで放棄し、無主地に戻った²⁰。

第二次世界大戦後、ベトナムに宗主国として戻っていたフランスが支配回復を図り、当時大陸にあった中国国民党政府²¹と対立したが、1950 年にフランスの後ろ盾で南ベトナムが永楽群島を占拠した。尚、フランスは 1954 年のジュネーブ協定で撤退した。

その後、大陸を掌握した中国共産党政府²²が 1956 年に宣徳群島を占拠した。ベトナム戦争後の力の空白を突いて 1974 年 1 月に中国は南ベトナムを西沙海戦²³で破り、西沙諸島全域の実効支配を確保した。西沙海戦の概要は次の通りである。中国側発表によると、永楽群島広金島 (MONEY Island とと思われる) 沖等で中国海軍南海艦隊の駆潜艇と掃海艇合計 6 隻が、南ベトナム海軍の護衛艦等 4 隻と交戦して護衛艦 1 隻を撃沈、艦艇 3 隻を大破、制圧して ROBERT Island 等 3 島に上陸し、南ベトナム兵 40 数名を捕虜とした。ベトナム戦争中はアメリカ軍機の北爆航空路にあった永楽群島では、南ベトナム兵が発光によって爆撃機の誘導をしていたのであり、西沙海戦後の中国の発表である「南ベトナム軍が島を奪取しようとした」と言うのは疑問である。ベトナム側発表によると、1973 年 11 月に南ベトナムが中国漁船隊の上陸を阻止したが、その後 1974 年 1 月に中国が南シナ海島嶼の領有宣言を出して南ベトナムを名指しで非難したため、南ベトナムは直ちに反論した。

その最中の 1974 年 1 月 15 日、中国が漁師らしき 16 名を 3 島に上陸させ、小屋を建てて中国国旗を掲揚したので、1 月 17 日までに双方が艦艇を展開して対峙することとなった。尚、中国は艦艇 2 隻で 400 名の海兵隊を乗せており、中国人漁師は退去していた。1 月 19 日と 20 日に海上及び南ベトナム軍駐留のいくつかの島で両軍の衝突が起き、中国は戦闘機 4 機による爆撃を含む上陸戦を行い、南ベトナム軍は壊滅した。中国側の被害は監視艇 2 隻沈没、2 隻損傷であり。南ベトナム側の被害は艦艇 1 隻沈没、3 隻損傷、11 名が死亡し 230 名以上が行方不明となった。南ベトナムは 1 月 20 日に国連緊急安全保障理事会開催を要請したが、中国の拒否権に加え、理事国も消極的な反応であったため、1 月 24 日に取り下げた。アメリカは 1 月 21 日に不介入を明言し、インドネシアは 1 月 23 日に西沙諸島は中国領であるとの見解を公表した。中国が西沙海戦を仕掛けた理由として、ベトナム戦争における南ベトナムの敗戦が濃厚であり西沙諸島の南ベトナム軍守備隊が有効な反撃をできない状況であったことと、アメリカ軍の南ベトナム支援が縮小されていてアメリカの介入可能性が低かったこと、さらに北ベトナムが中国の支援を受けていたことから北ベトナムの抗議も考えられなかったこと、といった中国に有利な国際環境が指摘されている。

現在、中国は西沙諸島を海南省三沙市の行政管轄下においている。Woody Island には、軍を除く公務員や漁業従事者約 1400 人が定住しているといわれる。海軍陸戦隊や小型艦艇が配置され、大型滑走路をはじめ燃料貯蔵庫や通信施設が整備されており、海監と漁政（共に現在は海警に統合）が専用岸壁を持って監視船を常駐させている²⁴。

本章第 2 節第 2 項で詳しく取り上げるが、2013 年から中国が西沙諸島のベトナム側沖合で海底油田掘削を開始し、2014 年にベトナム漁船及び公船と中国公船による激しい衝突事件が発生した。ベトナム側は現場の衝突状況の映像を国際社会に向けて開示し、是非を問うた。さらに開戦も辞さない姿勢を示したところ、中国は突如として強行的行動を収め、海底油田掘削も中止した。中沙諸島でのフィリピンの対応を参考として、ベトナムは国連海洋法条約に基づいて中国提訴を検討中である。

なお、台湾も領有を主張しているが、現在具体的な行動は起こしていない。つまり現状としては、中国とベトナムが対立する主張をしており、中国が 1974 年から実効支配中である。

第 4 項 南沙諸島

SPRATLY Islands（ベトナム名は TRUONG SA、フィリピン名は KALAYAAN Islands）。概域北緯 12 度以南、東経 111 度以東。ブルネイとマレーシアの海岸線から 40 海里以上、フィリピンの条約境界線²⁵外の海域約 24 万 km²に散在する 50 を超す島嶼・浅瀬・珊瑚礁・岩礁で構成される歪な楕円形範囲である。島々は極めて小さく、最大の島である太平島（ITU ABA Island、北緯 10 度 22.9 分、東経 114 度 22 分）でも面積 0.4~0.5 km²に過ぎない上に海面上高さも 5m 未満しかない。諸島中心位置は中国の海南島から約 1000 km、西

沙諸島から約 700 km、ボルネオ島北端とフィリピンのパラワン島南端から約 400 km、ベトナム海岸からは約 500 km。主要部は FLAT and NANSHAN Islands (北緯 10 度 50 分、東経 115 度 49 分) を東端、LADD Reef (北緯 08 度 38.5 分、東経 111 度 39 分) を西端、LOUISA Reef (北緯 06 度 20 分、東経 113 度 14 分) を南端、NORTHEAST Cay (北緯 11 度 28 分、東経 114 度 21 分) を北端とする南北約 570 km、東西約 470 km の区域となる²⁶。

我が国は、フランスを駆逐して占領した後の 1939 年 4 月に、南沙諸島の台湾への編入を公式宣言して新南群島と名付け、水産業を主体として経営を行っていた。新南群島は 1939 年 3 月 30 日時点で北緯 12 度・東経 117 度、北緯 9 度 30 分・東経 117 度、北緯 8 度・東経 116 度、北緯 7 度・東経 114 度、北緯 7 度・東経 111 度 30 分、北緯 9 度・東経 111 度 30 分、北緯 12 度・東経 114 度を結ぶ領域とされたが、同年 4 月 17 日にフランスと同じ北緯 7 度から 12 度、東経 111 度から 117 度と画定された。我が国は新南群島領有に際して、決して一枚岩ではなく、軍部に引きずられて領有に至ったと考えられる。また、「新南群島」という名称の起源は、1928 年に当海域に立ち寄った川崎汽船の東裕丸関係者が「まだどこの国の領地とも定まっていないので取敢えず新南島と命名してきた」ことである²⁷。しかしその後、1951 年のサンフランシスコ講和条約によって我が国が継承国無しで放棄したため無主地に戻った。

西沙諸島と同様に、ベトナムに宗主国として戻っていたフランスが支配を試みるが果たせず、中華民国も艦艇を派遣して調査をしたが領有権主張や実効支配を成したとは言えない。現在、中国・台湾・ベトナム・フィリピン・マレーシア・ブルネイの 6 か国が領有権を主張しており、ブルネイを除く 5 か国が実効支配地域を持ち、中国・台湾・ベトナムが諸島全域、フィリピン・マレーシア・ブルネイが一部の領有権を求めている。これら 6 か国間で対立がないのはブルネイとマレーシアの間²⁸と、中国と台湾の間²⁹である。具体的には中国とベトナムの間と、中国とフィリピンの間に物理的衝突がある。中国とマレーシアの間と、台湾とベトナムの間には小規模な接触が報告されている。その他の二国間関係では主張区域に重複があるため潜在的対立を抱えているが、物理的衝突や具体的対立が表面化してはいない。

1988 年 3 月 14 日に赤瓜礁海戦³⁰が中国海軍とベトナム海軍間で発生した。赤瓜礁海戦の概要は次のとおりである。FIERY CROSS Reef に海洋観測施設の建設を始めた中国に対し、ベトナムは JOHNSON SOUTH Reef に兵隊を上陸させた。そこで中国フリゲート艦 2 隻がベトナム武装輸送船等 3 隻を攻撃したのである。原因として、中国は「中国が支配している島にベトナム兵 47 人が上陸して国旗を立てようとした」と主張し、ベトナムは「ベトナム支配下の島に中国兵 70 名が上陸して発砲してきた」と主張して食い違っている。海戦は中国の勝利となり、中国は同海域の九章群礁をはじめとする 6 岩礁³¹を南沙諸島で初めての橋頭堡として確保したのである。赤瓜礁海戦の背景として、平松は「満潮時には海中に 1~2 メートル没する低潮高地」である JOHNSON SOUTH Reef に中国軍が竹とアンペラを材料とした高床式の掘立小屋 (高脚屋) を立てたことが直接原因であるとしている。さらに、前年の中国外交部スポークスマンの声明にあった「(南沙諸島を) 収復

する」意思表示、国連海洋法条約の EEZ・大陸棚定義への中国の軽視と拠点確保、前年に中国海軍が南シナ海・西太平洋において実施した艦隊遠洋航海演習を整理し、赤瓜礁海戦は「起こるべくして起こった」と断じている。岩崎は中国が「ユネスコに後援された海洋気象探査ステーションの設置のために行動している」と発表して、ユネスコから否定されたことを指摘している。飯田は、西沙海戦で抗議しなかった北ベトナムがベトナム戦争に勝利した後に西沙・南沙諸島の領有権主張を始めて中国の西沙諸島占領に抗議し、南ベトナムが支配していた南沙諸島の一部を管轄下においたことと、その後カンボジア問題を巡って中越戦争が勃発するといった中越関係の緊張、さらには冷戦末期でソ越同盟が有名無実化していてソ連の介入可能性が低かったこと等が伏線となった可能性を指摘している。野口は、中ソ和解とソ連の新思考外交による南シナ海への影響力低下とアメリカの米中関係発展期待で地域のパワーバランスが中国優位になったことであるという。さらに海戦が 6 島嶼奪取で終結した理由は、ソ連海軍がベトナムのカムラン湾に残存していたことへの中国の警戒感と、他諸国を巻き込む紛争拡大は中国の軍事的優位を失わせるとの危惧であったとし、攻撃先としてベトナムを選択した理由は、マレーシアの軍事力がアメリカの支援によって中国に対して質的優位であったことと、フィリピンがアメリカの同盟国であったことであり、つまり中国がアメリカ・ソ連・他諸国の介入する事態となることを避けたから戦争に発展しなかったに過ぎないという。

本章第 2 節第 1 項で詳述するが、さらに 1994 年から中国は、フィリピンが領有主張していた MISCHIEF Reef に木造建造物の設置を開始し、1995 年のフィリピンの抗議に取り合わず、施設の恒久化を進め、1999 年に恒久化を完了、2012 年にはヘリポートを備え、50 名の要員が常駐する事実上の軍事施設となったことが確認されている。

2014 年に中国は突如として南沙諸島 7 岩礁 (FIERY CROSS Reef、SUBI Reef、JOHNSON SOUTH Reef、HUGHES Reef、GAVEN Reef、CURTERON Reef、MISCHIEF Reef) の埋め立てによる人工島化を開始、軍事目的であることも公表して国際的な議論を巻き起こした。これら岩礁は本来、暗礁であると見られ、国連海洋法条約の島の要件を満たさないどころか、領有対象になり得ないと考えられるため、「自分の島の上での建設は完全に主権の範囲内だ」という中国の主張は賛同を得られないであろう。国連海洋法条約では満潮時に水没する岩礁などは埋め立てで人工島化したとしても島に該当せず、領海・領空・EEZ といった法的地位は得られない。そもそも中立機関によって学術的な確認がされおらず、さらに人工島化完了後の調査はほぼ不可能と思われる。係争海域や島嶼での現状変更の強行は国際法上承諾されないが、中国はそれらを見做し、既得化する選択をしたと言える。反面、中国の行動によって国際法規制の実効能力の限界が露呈したとも言える。なお、南シナ海の実効支配島嶼を工事によって改造することは中国だけではなく台湾にもみられる。また、船舶を座礁させて駐留や実効支配の拠点とすることは中国以外にはフィリピンにもみられる手段である。国際的な反発の中、2015 年にかけての短期間のうちに人工島化をほぼ達成し、さらに FIERY CROSS Reef、SUBI Reef、MISCHIEF Reef では 3000m 級滑走路を建設している。

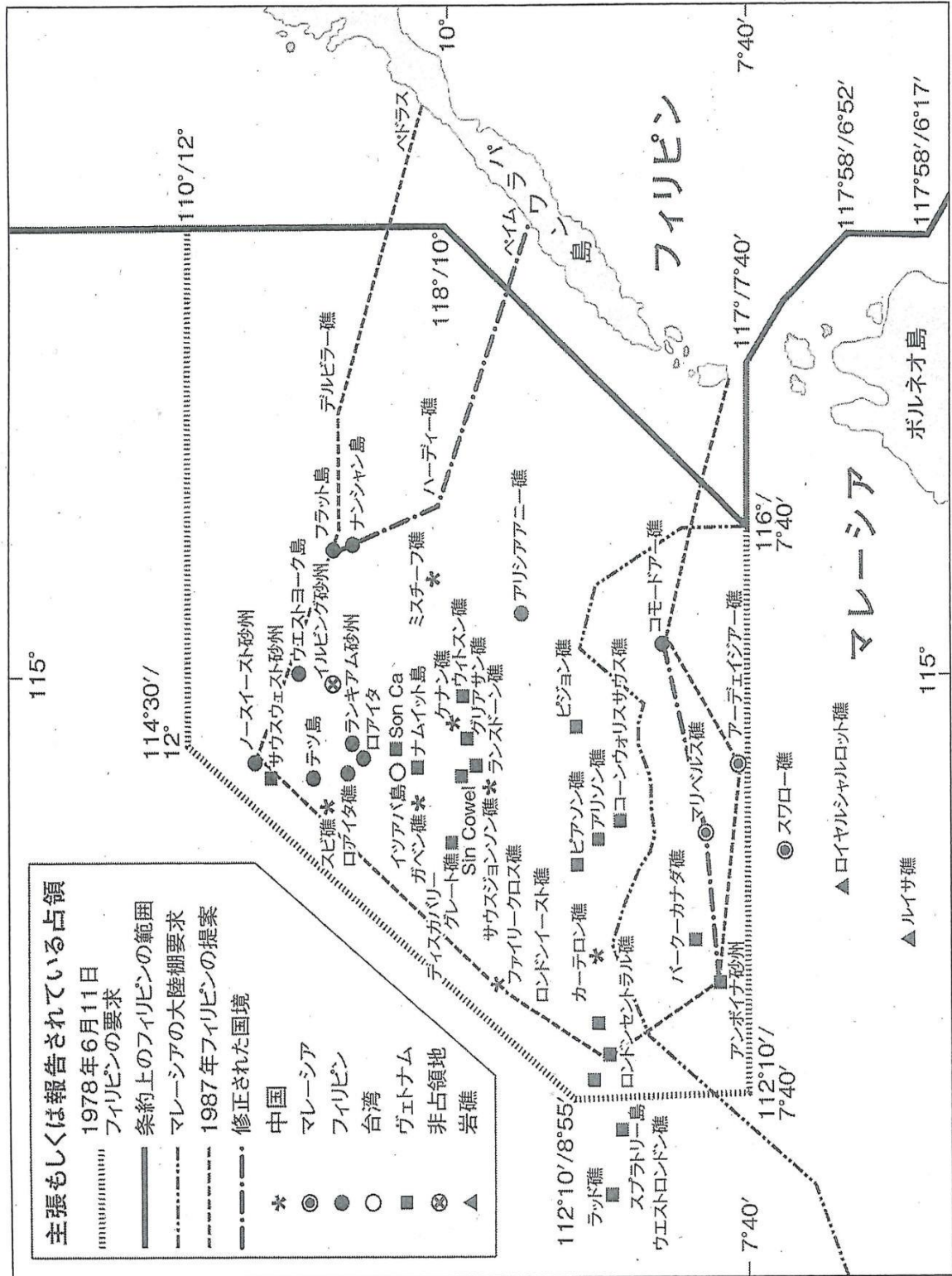
人工島を誕生させて領土・領海・領空を主張する中国は国際社会の交渉要求に応じず、2015年にアメリカが軍用機及び軍艦による接近行動を開始したが、この対応こそが南シナ海島嶼領有権問題を象徴するものとして国際的に認識されていると言ってよい。経緯を詳しく述べる。

5月20日、アメリカ軍のP8哨戒機がFIERY CROSS Reefへの偵察飛行を実施し、翌21日、アメリカ国防総省報道部長が「アメリカ軍機を中国が造成している人工島から12カイリ内に進入させるのが次の段階」であると明言した。それに対して中国外務省副報道局長は翌22日に、「偶発的な衝突を引き起こしかねず、地域の平和と安定を損なう非常に危険な行動で、強烈な不満を表明する」と反発し、「アメリカは島と岩礁の防衛で潜在的な脅威となっている」と非難、「いかなる挑発的な行動も慎むよう要求する」と警告した。なお、中国が「軍事警戒圏 (Military Alert Zone)」という言葉を使ってアメリカ軍機に警告を実施したことから、中国が公海上の国際空域に「領空や防空識別圏とは違う『独自の概念』」を作り出して一方的に権限を設定した可能性が懸念される。また、中国海軍司令官は埋め立ての目的として「航行や飛行の自由を脅かすものではなく、気象予報や海難救助など公共サービスの能力を高めるためだ。アメリカを含む関係国や国際組織が施設を利用することを歓迎する」と述べている。

5月30日の日米豪防衛相会談で発表された共同声明には南シナ海島嶼領有権問題に関して「力による一方的な現状変更」に強く反対、「中国の岩礁埋め立てに深刻な懸念」「東南アジアの海洋安全保障分野の能力構築を支援」が盛り込まれ、それに対して中国は、南シナ海の平和と安定を乱しているのはアメリカである、と反発した。ASEAN諸国の反応は大きく分かれ、当事諸国は一様に歓迎であるが、非当事諸国は「ASEANを中心に」「南シナ海行動規範 (COC) ³²実現で解決すべき」等として、米中対立や緊張激化を懸念している。中国軍副総参謀長は5月31日のアジア安全保障会議で「埋め立ての中止要求には応じない」「人工島建設は軍事防衛の需要を満たすため」であると明言し、人工島建設が軍事目的であることを認めた。ここに「公共サービスの能力を高める」ことは主目的ではないことが改めて明確になった。中国は同時にASEAN分裂工作も進めており、平和的解決を目指すとした中国に対して、インドネシア国防相は「中国支持」を、シンガポール国防相は「中国の約束実行に期待」を表明した。

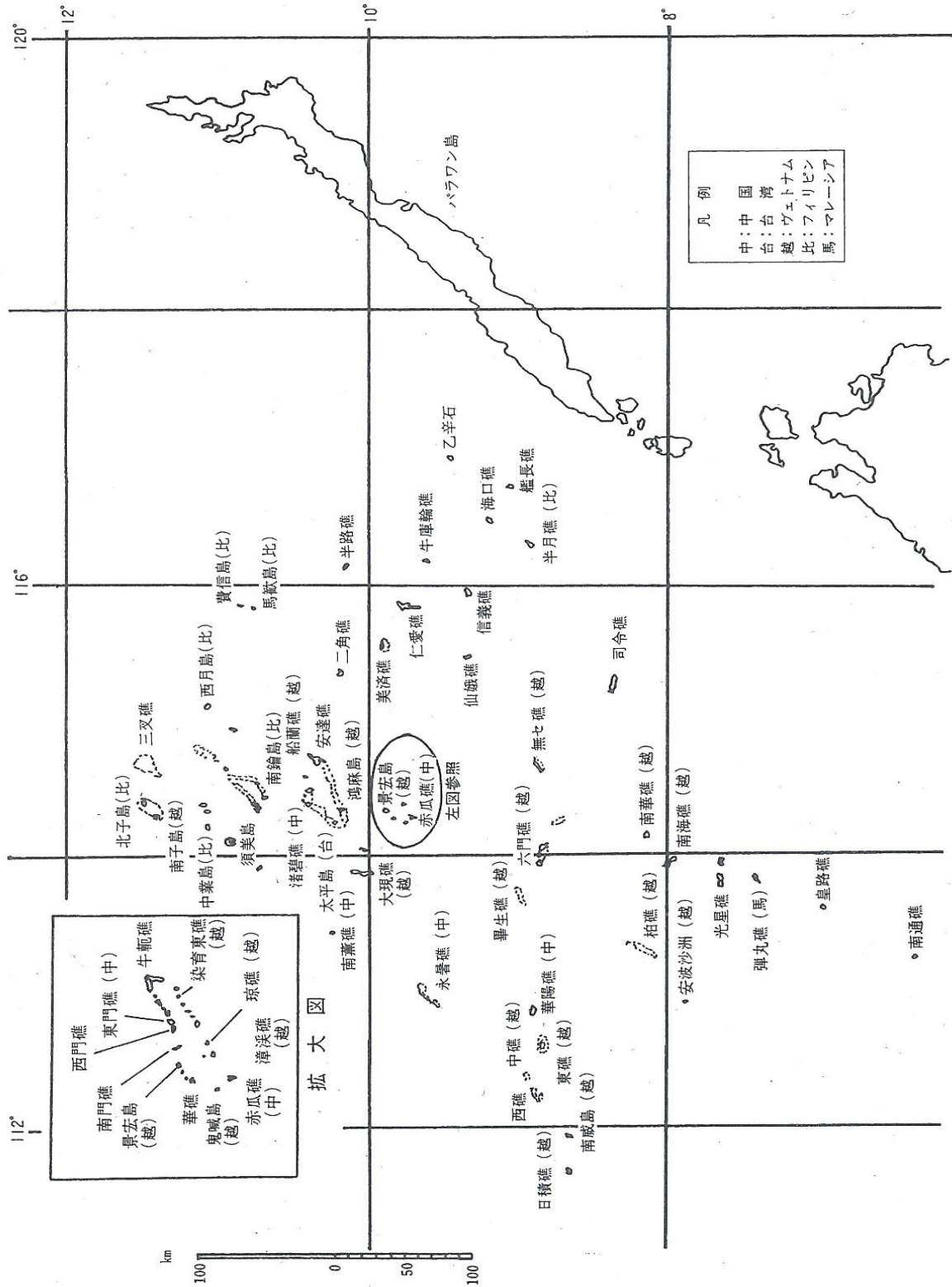
6月11日に中国制服組トップの范長竜中央軍事委員会副主席がアメリカ国防総省でカーター一国防長官と会談し、南沙諸島埋め立てが軍事拠点化を目的としていることを改めて認めた。6月15日に中国は埋め立て工事の完了を発表した。これは6月8日のG7首脳宣言で「埋め立てを含む一方的な現状変更」に強く反対する立場が打ち出されたことや、アメリカとの対立激化等を受けて、妥協点を探るための発表である可能性が高い。埋め立て工事の完了時期や島嶼名は明示されていない上に、引き続き施設建設工事に入ることを明言したとも考えられよう。尚、埋め立ての完了は実効支配の既成事実化が一步進むことを意味することに留意すべきである。6月16日に中国国家発展改革委員会は、南沙諸島に海難救助等の民用施設を建設する計画を発表した。埋め立てに関して、非軍事的側面を強調する

図 4： 南沙諸島実効支配現況 (英語呼称)



出典：佐藤考一「アメリカのアジア回帰と南シナ海紛争の新局面」『東亜』545、霞山会、2012年11月、103頁、図2「南シナ海紛争の係争当事国・地域の島礁の占拠状況（1996年当時）」

図5：南沙諸島実効支配現況（中国語呼称）



出典：平松茂雄「中国海軍の南シナ海進出（上）」『国防』40(12)、朝雲新聞社、1991年12月、13頁、第1図「南沙群島・赤瓜礁海域要図」

狙いがあるとみられる。その後、9月14日の定例記者会見で、中国外務省副報道局長は南沙諸島での施設建設継続について「南沙の主権は中国にあり、合法で筋道を通った完全に正当な措置だ」と述べた。9月15日にアメリカのシンクタンクである戦略国際問題研究所は衛星写真分析に基づき、中国が FIERY CROSS Reef、SUBI Reef に続き、MISCHIEF Reef でも 3000m 級の滑走路を建設中の可能性があるとして明らかにした。

そのような状況の中、2015年10月に行われた米中首脳会談で南シナ海島嶼領有権問題に関する協議が決裂したことを受け、アメリカ海軍イージス駆逐艦「DDG-82 LASSEN」がマレーシアのコタキナバルを出港後、10月27日に「航行の自由作戦」によって中国の人工島（軍用滑走路を含む）建設地の一つである SUBI Reef と、フィリピンとベトナムが実効支配する島嶼の 12 海里内海域を航行した。これは現行の国際法の下では低潮高地に人工島を建設しても領有権・領土・領海・領空・EEZ の設定は認められず、公海でありつづけることをアメリカが行動で示したものである。中国は激しく反発し、「国際法と中国法に違反する」と主張したが、国際法上の違反根拠を示すことはなかった。また、中国は 2 隻の艦艇で「DDG-82 LASSEN」を追尾・監視・警告を行ったというが、アメリカの発表によれば、2 隻の中国艦は十分に安全な距離を維持し、妨害行為を行わなかったという。アメリカは今後数か月以上、同作戦を継続すると表明するとともに、同作戦は南シナ海島嶼領有権問題に介入するものではなく、当該海域が公海であることと航行の自由を証明する行動であることを明らかにしている。

フィリピン・インドネシア・日本・オーストラリアは直ちにアメリカ支持を表明、ドイツも航行の自由を支持し「中国は領土問題を国際裁判所で解決すべき」と述べた。EU もアメリカ支持と中国の人工島造成への懸念と国際法に基づく海洋秩序を重視すべきことを表明した。11月17日に中国外務省次官は、人工島施設は軍民両用滑走路を持つが民用施設が中心であり軍事化の問題は全く存在しない、と強調した。軍関係者が「軍事目的」を公認する一方で、外交関係者が「軍事目的ではなく、民用目的である」と公認する矛盾が顕著となっている³³。

第5項 直接衝突の頻発

南シナ海島嶼領有権問題においては、武力による威嚇や武力の行使は、局地的な小規模武力衝突も含め、多数発生している。西沙諸島での西沙海戦や中越公船衝突、SCARBOROUGH Shoal での公船対峙、南沙諸島での赤瓜礁海戦といった衝突だけではなく、4 諸島以外の南シナ海海域においても漁船の拿捕が多数行われており、その際公船や軍艦による武器使用事例は多い³⁴。

本章第2節の関連項でも触れるが、近年の顕著な例をいくつか挙げると、2010年6月にインドネシア EEZ 内で違法操業の中国漁船を拿捕したインドネシア警備艇に対して中国の監視船 2 隻が武力による威嚇をして解放させた事件、2011年2月に JACKSON Atoll

海域で操業中のフィリピン漁船が中国軍艦から警告射撃を受けた事件、2012年5月18日に FIERY Cross Reef・JOHNSON South Reef 海域で中国漁船5隻を追跡中のベトナム公船3隻に対して、中国監視船が武力による威嚇をして阻止した事件等がある。また、中国が資源探査船や観測艦の活動を妨害する事件は少なくとも7件明らかになっており、内4件はケーブル切断行為に及んでいる。2009年3月に海南島沖の中国 EEZ 内で、アメリカ海軍の音響観測艦 IMPECCABLE が中国監視船の指揮する中国漁船4隻に航行を妨害され、曳航式ソナーを切断あるいは破壊されようとした事件。2011年3月2日に南沙諸島 REED Bank 沖鉦区 SC-72 で、フィリピンエネルギー省傭船の資源物理探査船 VENTURE 号が中国監視船2隻に挟まれて調査を妨害された事件。2011年5月26日にベトナムニャチャン沖の148鉦区で、ベトナムの物理探査船 BINH MINH 02 号が中国監視船3隻に囲まれて水深30mにあった探査用ケーブルを切断された事件。2011年6月9日にベトナム沖 VANGUARD Bank で、カナダの会社の要請でベトナムが傭船したノルウェー船籍の物理探査船 VIKING 2号が中国監視船2隻に支援された中国漁船に探査ケーブル切断を試みられ、失敗して立ち往生した中国漁船が中国監視船に救助された事件。2012年11月30日にベトナムの EEZ 内で、BINH MINH 02 号が中国漁船数隻に探査用ケーブルを切断された事件。2013年6月21日に公海上（中国の説明では中国沿岸から100海里以内）で、IMPECCABLE が中国海監5001に妨害された事件。2013年12月5日にアメリカ海軍巡洋艦 COWPENS の100ヤード未満前方を、空母遼寧の護衛に従事していた中国軍艦が横切って航行を妨害した事件。なお南シナ海ではないが、2000年・2001年・2002年に黄海の中国 EEZ 内において、アメリカ海軍の海洋測量船 BOWDITCH が中国海軍艦の攻撃的・挑発的な軍事的行動（2001年事件では中国艦がその艦砲制御用レーダーを照射した）によって強制退去させられ、2009年3月と5月等にアメリカ海軍の海洋調査船 VICTORIOUS が中国監視船等に活動妨害を受けている³⁵。さらには2001年4月1日に海南島沖110kmの中国 EEZ 上空において、中国海軍戦闘機がアメリカ海軍電子偵察機に空中接触して墜落し、アメリカ軍機は海南島に緊急着陸したという軍用機同士の空中衝突事件も発生している³⁶。

第6項 領有誘因

国連海洋法条約が締結されて沿岸国の海洋権益が大幅に拡大されたことが南シナ海島嶼領有権問題の主要な背景基盤であるとしても、居住不適地であり、それゆえに、フランスと我が国の短期間の領有実績を例外として、歴史の中でも無主地であり続け、事実上放置されていたこれら4諸島に対する領有権争奪戦がこれほどまでに激しくなっている状況は、何が誘因であろうか。共通して言えることは、島嶼自体の価値よりも領有がもたらす付随的な経済的価値や戦略的価値に対して、非常に高い評価がされてきたということである。

1 海洋生物資源

誘因として、これらの海域が豊かな漁場であることがまず挙げられる。世界的な人口増加の主たる地域である東南アジア諸国は、食糧を獲得するために海洋生物資源に触手を伸ばしている。領有権主張諸国は程度の差はあれ、伝統的に南シナ海で広く海洋生物資源を獲得してきた。そのため、自国の管轄権が及ぶ範囲では排他的な漁業権確保を自然と指向する。

中国は経済発展と共に食糧嗜好に変化が生じ、淡水魚から海水魚へと水産資源の重心を移しつつあり、大量の人口を支える量の確保はもとより、新たな嗜好に沿った質を求め、さらに輸出水産物発展のために漁獲を推進している。既に中国沿岸部は乱獲により水産資源が枯渇していると言われる。つまり、伝統的に海洋生物資源と共存してきたとは言い難い振る舞いではあるが、可能な限り、自国の管轄権が及ぶ範囲を広げ、新たな漁場を開拓しようと試みていることは事実である。ただし、中国本土からの距離の問題はコストに直結し、漁獲実績からは、中国の南シナ海覇権政策の動機を海洋生物資源獲得に結び付けることが適当であると言えるデータは見つけれない。むしろ、自国の領有権主張に実を入れるために漁船を存在させるといった恣意的な政策が見え隠れしており、漁船を漁業以外の行動に従事させることが目的の一つと思われる。平松は南シナ海と東シナ海を俯瞰して、「中国の海洋進出には、軍艦に先立って漁船・漁民が活動していることを忘れてはならない」と指摘している³⁷。MISCHIEF Reef 奪取事件や SCARBOROUGH Shoal 事件、さらには資源探査船・調査船への妨害事件等において中国漁船が重要な役を担っており、この推定を裏付けるものとなっている。

南シナ海、特に暗礁や岩礁が多く絶好の漁場である島嶼海域は全ての沿岸国にとって、実際の漁獲、理由づけとしての漁獲、または偽装漁船を滞在させることが容易である点など、様々な面で非常に魅力的なものである。

2 海洋非生物資源

本章前書きで触れたように、1969年に ECAFE が実施した科学的調査の結果、海底油ガス田の存在可能性が公表された。さらに国連海洋法条約によって海洋非生物資源に対する権利が沿岸国に認められたのである。ここに、海岸線を持つ国家は経済発展と人口増加を支える各種非生物資源の権益を確保するため、EEZ と大陸棚を少しでも多く設定することが必要となった。そして本土だけではなく、領海基線を設定するための自国の陸地、つまり島が沖合にあることがさらに望まれるのである。また、本土からの EEZ と大陸棚をより広く確保するためにも、沖合の島を自国領としておく誘惑に駆られる。実際の資源埋蔵

状況等は詳細不明のまま、沿岸諸国は島嶼領有権の主張を始めることになったのである。西沙・南沙諸島において、実効支配島嶼を確保して後に、海底油ガス田の探査を実施し、石油やガスの埋蔵が確認された場所もあるが、商業生産に堪えられるものかどうかを含め、それらの詳細はほとんど公表されていない。

南シナ海全体を見てみると、商業生産が行われている海底油ガス田はベトナム沖大陸棚やカリマンタン島沿岸に偏重しており、4 諸島からは離れていると言える現状である。4 諸島での海洋非生物資源争奪は海底油ガス田を対象とした場合、実体のあるものなのか否か不明であると言える。南シナ海海底油ガス田の埋蔵量推計は大きなばらつきがある上に、ベトナム沿岸やサラワク沿岸に偏重していることが徐々に明らかになりつつあり、南沙諸島を含む南シナ海中心部での探査成功例は知られていない。南シナ海海底油ガス田の状況は楽観できるものではない状況である。

ECAFE の調査が行われた当時の探査は、海中放電による人工地震波を測定することであったが、海底下深度 100~200m しか有効ではないとされている。石油埋蔵量の正確な調査は海底下深度 6000m 程度までの地質構造を解析する必要があるとされており、当時の技術では望むべくもなかったのである。現在の探査技術は圧縮空気による人工地震波を三次元探査するレベルに達している。つまり、そもそも ECAFE の調査自体に疑問があり、最新技術を用いての資源探査をやり直す必要があるであろう³⁸。また、海底油ガス田を除く海底鉱物資源³⁹や海水資源⁴⁰あるいは海域資源⁴¹に関しては公表されていないので不詳であるが、実際のところ、あまり調査されていないようである。

3 地政学的要衝

アジアの地図を見れば一目瞭然であるが、南シナ海は東南アジアに存在し、多くの沿岸国に囲まれた地中海的性格を持つ半閉鎖海である。それと同時に、東アジアとインド洋を結ぶ常用国際商業航路である。インド洋はアラビア湾、紅海を経て地中海、大西洋へと接続しており、言い換えれば東アジアと中東・ヨーロッパ・アフリカを結ぶシーレーンとなっている。

我が国の外航海運産業が南シナ海シーレーンによって直接あるいは間接的に恩恵を受けている程度というものは、三国間輸送を含めることになるため、算出が非常に難しい。国民生活や国内全産業を含む我が国全体が受けている恩恵というものは算出がさらに難しい。しかし基幹エネルギーである原油を例にとると、輸入量の約 8 割が南シナ海シーレーンを経由してきている。

台湾や韓国さらには中国までもが同様の傾向を示しており、南シナ海シーレーンの重要性は論を待たないと言ってよい。また、南シナ海沿岸国にとっても域内通商は南シナ海に張り巡らされているシーレーンに依っているため、その安全性の確保は重要な課題なのである。従って、本論第 1 章第 2 節で論じたように、沿岸諸国のみならず、南シナ海シーレ

ーン利用国やそこに自国商船隊を配船している外航海運先進諸国はシーレーンの安全、ひいては南シナ海の安定に無関心ではいられないのである。

4 軍事的価値

シーレーンは商業航路であるに留まらず、「海軍力を自由にアクセスさせるための道」⁴²でもあり、「シーレーンを提供する海洋に力を及ぼし、自国に有利なように統制（シーコントロール）することのできる海軍力を平時の内から現存（プレゼンス）させることによって」⁴³シーレーンを守る軍事力は保障される。「国家のシーパワーとは、海洋を利用し得る国家の力の総称であり、シーコントロールを実行する海軍力がその中核」⁴⁴であり、「シーパワーは外交の後ろ盾ともなる」⁴⁵のである。従って、世界的に重要なシーレーンである南シナ海で制海権を持つことは自国の安全保障や他国への外交交渉上、非常に有利となることは明白である。そのため関係諸国は能動的に、或いは他国に制海権を握らせないためというある意味受動的に、南シナ海への軍事的関与をせざるを得ない。

中国やアメリカのような大国からの視点では、別の側面が見えてくる。南シナ海は水深の浅い東シナ海と異なり、5500m を超す最深水深を持ち、平均水深は約 1200m である。総面積 350 万km²という広さと相まって、軍事的価値が非常に高く認められるのである。その理由は現代の大国の持つ軍事戦略のかなりの部分が潜水艦、中でも潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）⁴⁶を搭載した SSBN に依存しているからである。これは冷戦下でアメリカとソ連が形成した MAD 戦略に他ならない。ソ連が崩壊して冷戦が終結した後、アメリカの一極覇権戦略の中で適用する相手のなくなった MAD 戦略は行き場を失くし、アメリカの核戦略は対テロ戦略の中での先制核攻撃戦略へと変化したはずであった。しかし、中国が台頭してきた今、アメリカの認識に関係なく、中国がアメリカに対して MAD 戦略を適用する相互認識、つまり二国覇権戦略の世界を強要しつつあると見られる。その達成のためには、中国は自国の SSBN の聖域を持つことが必要であり、南シナ海は最も適しているのである。本章第 2 節で論じるが、中国は既に海南島 SSBN 基地の地下化を完了しており、SSBN の能力向上に傾注していると分析されている。それに対してアメリカとその同盟諸国は南シナ海を中国の聖域とさせないようにするべく行動を起こしている。核戦略を除いても、太平洋とインド洋を結ぶ南シナ海はアメリカにとって世界戦略上の重要海域である。アメリカにとって、南シナ海での自由航行権を失うことは、迅速な艦隊移動や軍事力展開に支障を生じることなのである。中国から見れば南シナ海の制海権を確保することが対米戦略とアジア覇権戦略上、非常に重要なことと理解される。

第 7 項 解決に向けてのこれまでの取組と失敗原因

南シナ海島嶼領有権問題においては、当然ながら関係国協議は多く積み重ねられてきているし、紛争や衝突の度に当事国間協議も公式・非公式を問わず実施されてきた。さらに ASEAN といった地域協力体による、或いは通じての協議や調整も回数を増やしている。各方面からの解決策提案もなされてきたが、それらの取組の中で有効な実を結んだと評価されるものはほとんど見当たらない。それらを検討して失敗原因を探ることは有意義であろう。尚、各方面からの解決策提案は主として、多国の主張が重複する南沙諸島に焦点を当ててなされている。

1 実効支配地の承認提案

1977年に Katchen が公表した提案で、台湾・ベトナム・フィリピンの島嶼占拠状況をそのまま承認するもの⁴⁷。

領有権主張諸国は無主地の先占論理に依っているが、南沙諸島を巡る争いには分割領有を認める主張が存在せず、台湾とベトナムは諸島全域を、フィリピンは主張範囲全域を求めていたことに背反する提案であったため失敗したといえる。

2 関係諸国による共同管理と連合軍設立提案

1982年に Drigot が公表した提案で、「人類の共同遺産」というコンセプトの下、ASEAN あるいはその他の共同組織によって管理するもので、信頼を基盤としての共同管轄を実施するために連合軍が組織される⁴⁸。

すでに島嶼を占拠している領有権主張諸国に、無主地の先占論理や従来の領有権主張を放棄させることは困難であり、さらにコンセプトからは沿岸諸国の手を離れる印象がある。それは南沙諸島に存在する全ての権益に関して自分たちの判断だけでの活用ができなくなる、との理解を領有権主張諸国に生じさせよう。島嶼やその付属海域のみではなく、九段線・十一段線内の全ての領有を主張する中国と台湾にとっては島嶼部だけが切り離されることがあってはならず、ASEAN 当事諸国寄りの不公平な提案と見られよう。

3 分割領有提案

1986年に Valencia と Miyoshi が公表した提案で、南沙諸島を区画分けして領有権主張諸国に分割し、領有権を認めるもの⁴⁹。

当時の海底資源開発状況や鉅区を反映させたものであり、無主地の先占論理にも配慮したものといえるが、南沙諸島を巡る争いには分割領有を認める主張が存在せず、中国と台

湾とベトナムは諸島全域を、フィリピンとマレーシアは主張範囲全域を求めていたことに背反するものであった。さらに言えば、海底資源探査も不十分な状況であったため、実現していれば将来に禍根を残した可能性もあろう。

4 領有権主張の棚上げと共同開発の提案

1986年6月に中国の鄧小平国家中央軍事委員会主席がフィリピンの Laurel 副大統領に南沙諸島問題の棚上げを提案した。さらに1988年4月にフィリピンの Aquino 大統領に対して棚上げと共同開発を提案した。これは主権が中国にあることを前提とするものであり、合意に至ったか否かについては不明である⁵⁰。

1993年に台湾の李登輝総統と中国の李鵬首相が南沙諸島海底資源の共同開発に合意した⁵¹。しかし中国の覇権主義によって、結果的に本合意は履行されず、事実上破棄された。

しかしこうした動きの中で各国の領有権主張に影響を与えない前提での共同資源探査プロジェクトが2005年に中越比三国間で合意された。しかしその裏で中国から利権供与を受けていたフィリピンの Arroyo 大統領に対する批判が高まり、本プロジェクトは破棄された⁵²。

5 北海協定を参考にした協定や共同統治非軍事的組織の提案

1988年にフィリピンの下院議員団が政府に対して提出した案で、北海協定を参考にした南シナ海の分割と、領有権主張諸国共同での非軍事的統治組織によって海底資源の共同開発を進めるもの。南シナ海の中心に線を引いて南北に分割し、北方海域を中国・台湾・ベトナムで分割、南方海域をフィリピンとマレーシアで分割、線引きにかかった島嶼は非武装共同管理区として軍を撤収の上で5か国が交代で管理する。同地域の天然ガス・石油などの鉱物資源・漁業資源は各国で平等に配分する⁵³。

ベトナムが直ちに歓迎の意を表したが、中国は非常に冷淡な反応を示した。一般論としても、既に領有権主張諸国が島嶼を占拠して、軍を駐屯させている状況で、非軍事的組織への置換は実現性に疑問が出る。領有権主張を棚上げして、共同開発を進める考え自体は目新しいものではなく、本提案に依らずとも特定国間で合意されているが、実行に移されて成果を上げたものではなく、基本的に戦略の異なる国による共同開発は容易ではないのが実際であろう。共同開発は資源探査から始まるが、資源探査は広範囲に及ぶ海洋・海底調査そのものであるため、安全保障分野に直結する。つまり、共同開発においては資源探査の方が資源掘削よりもハードルが高いのではないかと思える。

6 南沙諸島に共同開発機構を設置する提案

1990年1月に Hamuah が公表した提案で、南沙諸島に共同開発機構を設置して共同管理を行うもの。領有権主張諸国の島嶼占拠状況は維持される一方で占拠領域の変更や併合を禁止し、軍事行動や演習、攻撃兵器の設置を厳に制限する⁵⁴。

これまで出されていたいくつかの提案の組み替えという印象であり、当事諸国の合意を得ることはなかった。

7 南極条約を参考に特定分野の共同管理を実施する案

1990年に Vanderzwaag と Polomka が別々に公表した提案で、南沙諸島の資源・環境・探査・航行といった特定分野の共同管理をするもの⁵⁵。

これまでの共同管理提案との違いが明確とは言えなかった。

8 南沙諸島開発機構を設置する案

1990年に Valencia が公表した提案で、領有権主張諸国以外の利害関係諸国を含めた共同管理組織を設置するもの。軍事的手段を放棄して平和的な解決を図るとともに、共同開発を行う。なお、関係諸国の活動を定める南沙諸島条約締結を視野に入れている⁵⁶。

1994年に更新案が公表されたが、南沙諸島権益を株式化して各国に所有割合を定めることで利益配分を保障すること以外は、従来の非軍事化による平和的解決並びに共同開発提案と変わりなかった。むしろ、問題を複雑化させる可能性がある上に、中国と台湾にのみ領有権主張の放棄を求める（引き換えに株式の過半数を持つ）ものであることから、実現の可能性は全くなかったといえる。

9 ASEAN への一任

1991年に Burton が公表した提案で、ASEAN の決意ある努力に委ねることで領有権主張諸国間の個別争議を終わらせるもの⁵⁷。

ASEAN 加盟国の内、4か国のみが当事国であることから、ASEAN には荷が重すぎるのと、それら4か国が主権に関わる問題を ASEAN に一任することは考えづらいことがまず挙げられよう。さらに、中国と台湾は ASEAN 加盟国ではなく、その点からは解決策となり得ない。その後、ASEAN の枠組みを使って中国に共同対処を試みた ASEAN 加盟4か国の行動に影響を与えていた可能性は考えられる。

10 住民の共同遺産宣言と南沙諸島株式会社の設置案

1994年に Aguado が公表した提案で、南沙諸島を地元住民の共同遺産（the common heritage of the people of the region）と宣言し、無国籍の非軍事化された共有地とする。さらに非政府組織である南沙諸島株式会社を設置して管理と開発を行い、領有権主張諸国が平等に株式を所有する。本社は非当事国であるシンガポールに設置することも併せて提案されている⁵⁸。

政策的入植者や政府関係者の居住ばかりで、自然居住住民がいない南沙諸島において「住民の共同遺産」というコンセプトは成立するのであろうか。また非政府組織が安定的に活動するためには、領有権主張諸国が領有権主張を取り下げることと非軍事化が不可欠であろうことから、現実性に乏しいと言わざるを得ない。さらに言えば、シンガポールは ASEAN 加盟国であり、さらに中国への対抗姿勢を明確にしている現在、中立的な非当事国とは言えなくなっていよう。

11 ドーナツ方式の提案

1994年の ASEAN 地域フォーラムにおいてインドネシアのアラタス外相が提案した。南シナ海沿岸諸国の本土海岸線から 200 海里の沖合に EEZ の境界線を設定し、それを楕円状に繋いで、その楕円の内側になる南シナ海の中心海域（南沙諸島の主要部分を含む）を領有権主張諸国の共同開発の対象とするというもの。当初は共同開発区域を 50 年期限とするが、その後の期限は将来の協議に委ねる⁵⁹。

九段線を主張する中国にとってはもちろん賛成できるものではなく、さらに当時は中国との二国間交渉に重点を置いて、中国との同調的行動が見られていたマレーシアが反対した⁶⁰。

12 南極条約を参考に、現状と領有権主張をすべて凍結する提案

1996年に Sun が公表した提案で、南極条約を参考として、期限を決めて、領有権の主張と島嶼占拠状況を現状で凍結し、国際情勢の変化と次世代の知恵に委ねるもの⁶¹。

いわゆる棚上げであり、とりあえずは無主地の先占論理や占拠現状を否定せず、ただし、現状変更も認めない案である。期限が来れば更に凍結を延長するか、その時の状況と力関係による解決を図るかは時の為政者に委ねるのであるが、南シナ海は南極とは自然条件はもとより、既に地政学的に国際社会で重要な位置を占めて、経済活動が行われているとい

う事実において大きな違いがある。シーレーンとして、漁場として、非生物資源産出場所として、さらに軍事戦略的要衝として諸国の活動が活発に行われている南シナ海において、南極条約を参照することには無理があると言わざるを得ない。その精神をのみ移植するとしても、それを受け入れる国がどれほどあろうか。

13 南シナ海行動宣言と南シナ海行動規範

1992年のASEAN外相会議で発表された「南シナ海に関する宣言(マニラ宣言)」の後、1996年の同会議においてCOCの策定で一致し、1998年の首脳会議でそれを再確認の上、フィリピンとベトナムを共同草案策定国とした。1999年5月にフィリピンが明らかにした草案は「平和的解決・武力行使の禁止・現状維持」が掲げられており、さらに同年7月には15条からなる草案へ更新された。それには「新たな建造物の建設禁止と支配地域の拡大禁止」が明記されて、現状凍結を目指すとともに、半年ごとにCOC遵守の点検も盛り込まれていた。同月のASEAN外相会議次官級協議ではその草案に対して「法的拘束力が強すぎる」「条文が長すぎる」等として各国の強い反発が出され、その後、COCを巡って意見がまとまることはなく、採択見通しは立たなくなった。各国の本音である「総論賛成・各論反対」が表面化した結果である⁶²。

2002年11月4日、COCへの第一歩としてASEANと中国は「南シナ海行動宣言(DOC)」に調印した⁶³。DOCは武力による威嚇や行使を排除して敵対行動を自制することと、相互尊重と協調の精神で相互交流や調査協力を実施することを通じて、関係諸国が信頼醸成を図っていくことを謳っているが、法的拘束力を持たない宣言であり、DOC第10項に記されているように法的拘束力を持つCOCの実現へ進むことが確認されているに過ぎないともいえる。DOCの信頼醸成側面の推進は、2011年7月20日にASEAN高級事務レベル会合で合意された「2002年のASEANと中国の行動宣言の履行に関する指針」⁶⁴で明らかにされた。さらに同年11月18日に開催された第14回ASEAN・中国首脳会議の共同声明⁶⁵で、武力による威嚇や武力の行使に依らない、対話と交渉による南シナ海島嶼領有権問題の平和的解決とCOC締結への協力等が確認されたが、その後、南沙・西沙・中沙各諸島で武力による威嚇での対立が発生し、空文化した。事実上、COC実現への進展は見られておらず、領有権主張国間での解釈の違いが次第に明らかとなった。それは「行動規範を紛争解決のためのルールとしてとらえ、国連海洋法条約などに基づく解決方法を行動規範に盛り込むことを主張」⁶⁶するフィリピンやベトナムと、「共同資源開発や環境調査協力を通じた信頼醸成を高めることに重点を置くべきだと主張」⁶⁷する中国との相違である。

2012年7月9日から13日のASEAN外相会議では「外相会議の共同声明に地域(具体的にはSCARBOROUGH Shoal)を特定して中国の敵対的行為に対する懸念を表明すべきだと主張した」⁶⁸フィリピンと「国連海洋法条約が定めるEEZの尊重を明記すべきだと主張した」⁶⁹ベトナムは、インドネシア等の賛同を得たが、中国に賛同する議長国カンボジ

アの反対に遭い、共同声明の発表は見送られた。フィリピンやベトナムの主張は、国際的手段を紛争解決手続きの一つとして活用するという ASEAN 憲章に沿ったものといえ、2011 年から ASEAN は両国の主張をふまえて対中協議に臨むことを決めていた。しかし結果的にはカンボジアやタイが「多国間問題ではなく二国間問題」であると主張する中国に同調したのである。それまでは、一部の加盟国が関係するだけの対外的問題に関しても立場を表明してきた ASEAN が、事実上機能不全に陥ったともいえよう⁷⁰。

そもそも DOC は COC へのステップとしての役割を持っていたに過ぎず、COC 実現が全く視野に入っていない状況が長期化している現実の中で DOC はもはや題目化しており、こういった事実は ASEAN を対中連携手段として使うことの限界を露呈していると思われる。

14 南沙諸島国際海洋平和公園の提案

2010 年に Mcmanus と Shao と Lin が公表した提案で、海洋保護区を参考に、南沙諸島を国際海洋平和公園とし、領有権主張を全て凍結した上で、台湾が運営の中核を担うもの。2008 年に台湾の陳水扁総統が提唱したスプラトリー構想を基盤にしていると思われる。尚、スプラトリー構想とは陳水扁総統が 2008 年 2 月 2 日の南沙諸島 ITU ABA Island 訪問時と同月 10 日の東沙諸島 PRATAS Island 訪問時に提唱した、平和的解決と環境保護海域化と環境調査の実施、さらに NGO 南シナ海調査センターを設立する提案であるが、台湾が他の領有権主張諸国と外交関係がないため、何の反応も引き起こさなかった⁷¹。

台湾が運営の中核を担うことにも、領有権主張を凍結することにも賛同する国が現れることはなかった。南沙諸島の自然環境を一体的なものとして捉えた上での環境保護の観点に基づく提案としては目新しいものであった。しかし、領有権主張の凍結や棚上げはこれまでも提案されては拒否され続けてきたものであり、さらに台湾の主導権を伴わせたことから、実現の可能性は初めからなかったと言えよう。

15 平和・自由・友好・協力ゾーンの提案

フィリピンが提案した領有権問題の解決策⁷²。南シナ海を「平和・自由・友好・協力ゾーン (ZoPFFC)」⁷³とする。紛争海域と非紛争海域の分離が要旨であり、考え方の順として、「紛争海域は南シナ海全域ではない」のであり具体的には「紛争区域は南沙・西沙諸島の島嶼とその周辺海域のみである」と進む。これは「紛争島嶼と紛争海域以外は紛争海域ではない」と再確認されることであり、「紛争島嶼と紛争海域を合同協力区域 (JCA) ⁷⁴として領有権主張諸国が島嶼の非軍事化を実施し、合同機構を設置して資源を管理する」というものである⁷⁵。

2011年11月に、Aquino大統領が東アジアサミットで提案説明をしたが同年10月26日の比越首脳会談でベトナムのチュオン・タン・サン国家主席が支持を表明したのみで、ASEAN内での支持はなく、中国は拒否した⁷⁶。

特に目新しさがあるわけではなく、九段線取扱いを切り離しての解決策と見えることから矛盾を内包しているように思われる。

16 国際司法機関の活用

2013年にフィリピンは国連海洋法条約に基づき、中国を常設仲裁裁判所へ一方的に提訴した。過去、2011年にフィリピンが中国に対して、中比間の領有権問題を国際海洋法裁判所へ提訴する提案をしたが中国は拒否したことがある。

フィリピンが今回の提訴に踏み切ったきっかけは2012年4月に中沙諸島 SCARBOROUGH Shoal において発生した中国との公船対峙事件である。フィリピンは仲裁裁判所に、中国の九段線主張そのものが国連海洋法条約違反であると訴えた。さらに中国国内法を国連海洋法条約に準拠したものへ変えるように中国へ要求すること、中国とフィリピンが領有権を主張する島嶼・低潮高地・環礁などの法的地位を規定し海洋管轄権を判定すること、フィリピンの海洋活動への妨害を止めるように中国へ要求することを求めている。中国は仲裁裁判所には管轄権がないと反論し、さらに共同提訴拒否はもちろん、裁判そのものを無視すると発表した。2014年12月にベトナムが仲裁裁判所に対してフィリピンに同調する意見を提出した。2015年10月29日、常設仲裁裁判所（オランダ・ハーグ）は裁判所の管轄権を認める判断を下した。「九段線は国連海洋法条約に違反し無効である」等7件の事項を提訴したフィリピンに対し、中国は「南シナ海の主権に関わる問題で、仲裁裁判所に管轄権はない」と反論・拒否していたが、仲裁裁判所は「フィリピンの提訴は条約の解釈もしくは適用に関する2国間の紛争を反映したもの」として自らの裁判管轄権を認定し、「中国の手続きへの不参加は、裁判所の管轄権を奪うものではなく、フィリピンが一方的に仲裁手続きの開始を決定したことも紛争解決手続きの乱用には当たらない」と判断し、「中国の主張を退けた」と声明した。なお、「必ずしもフィリピンに有利な判断が下されるとは限らない」とも強調している。

フィリピンは決定を歓迎し、中国は「今回の決定は、南シナ海をめぐる歴史の事実と国際法に基づく中国の権利、主権に影響を及ぼすものではない」として仲裁を受け入れない姿勢を示した。アメリカは「南シナ海の紛争に対する国際法の有効性が示されている。各国の領有権には論争の余地がないわけではなく、国際法と国際的慣行を基礎にしたこうした判断は、紛争を解決しないまでも管理を実現できる1つの方法といえる」「仲裁裁判所の決定はフィリピンと中国の双方に法的拘束力を持つ」として歓迎を表明した。米戦略国際問題研究所のボニー・グレーザー氏は「フィリピンはこの問題で中国と十分な交渉をしていないとする中国側の主張が裁判所の見解で明確に否定された点を踏まえると、中国に

としては大打撃」であるという。今後非公開で審理を行い、2016年以降に最終判断が出される見込みである。まずはフィリピンの主張を検討するための聴聞会が開かれる。この決定は国際的な支持と歓迎を受けたが、中国だけは判決をも無視するとの拒否姿勢を表明した⁷⁷。

中国の姿勢を見れば、中比間での紛争解決を直接的に実現するものとなる可能性は低い。国際社会で認められる決定として一般的には法的拘束力を持つものになると考えられる。言い換えれば、国際司法機関の決定を受け入れる国家同士であれば、南シナ海島嶼領有権問題の有力な解決策となる可能性がある。

2015年10月の決定を受けて、今後ベトナムが中国を国際司法機関に一方的提訴する可能性は高まったと言える。また、フィリピン・ベトナム・マレーシア・ブルネイ・台湾間での相互の重複主張を共同提訴で解決する、或いは南シナ海における線引きそのものを集団提訴で一元化して解決する可能性は高まったと言える。ただし、中国が国際司法機関の活用に対する現在の態度を変更しない限り、中国の実効支配現状は変更されないと思われるため、実際の効果は非常に限定されたものとならざるを得ないであろう。

17 アジア海洋安全保障協力機構の創設提案

2015年1月30日、我が国の財団法人世界平和研究所が自ら主催したシンポジウムで行った南シナ海島嶼領有権問題を監視する常設地域機構の創設提案⁷⁸。骨子は「中立的立場で海域を監視する」「加盟国の海軍や海洋保安機関に対し信頼構築の場を提供する」「海洋保安機関に技術支援する」こと等である。シンポジウムにおいて、アメリカ・オーストラリア・ベトナム・フィリピンといった国々の専門家たちは「海洋安全保障の枠組み創設」には賛意を示したが、「中国が入らなければうまくいかない」との指摘がオーストラリアの専門家からされているように、中国の参加が不可欠であることは論を待たない。当の中国の専門家は「中国を抑圧し、拘束することが目的であれば絶対に受け入れられない」と強く牽制した。シンガポールやインドネシアの専門家は「新たな組織はASEANを中心に既存の組織を組み立て直すことが大切」として、大国主導への懸念を示した。

つまり、これまで流産してきた様々な解決提案と同様に、敵対的な当事諸国が等しく合意するハードルを超えるものではなく、実現可能性は極めて低いものと見る以外になさそうである。賛成国だけで本提案の組織を創設することは、中国のさらなる反発を招き、対立激化を促進する効果を生む結果となろう。南シナ海島嶼領有権問題の非当事国であるASEAN加盟諸国からの賛同取付けも困難と見られ、中国の参加が必要というオーストラリアの専門家の指摘が的を射ていると言えよう。

南シナ海で直接的な利害関係を有し、かつ中国に対抗的と見られる諸国間で提案して賛同するという本提案の誕生経緯そのものが、対抗相手国である中国の全面協力が不可欠な包括的枠組みの創設である本提案と矛盾しているのである。言い換えれば、領有権主張諸

国全ての賛同を取り付けるべき提案は、領有権主張諸国や利害関係諸国以外の国や組織からなされなければならないのであろう。

18 南シナ海平和イニシアチブの提案

2015年5月26日に台湾の馬英九総統が公表した提案⁷⁹。東シナ海の尖閣諸島周辺海域をめぐって日台間で漁業協定を締結することで領有権問題を鎮静化させた成果を強調し、南シナ海も同様に「平和と協力の海にできる」と主張した。提言内容としては、「紛争の平和的解決」「航行の自由の確保」「領有権問題棚上げによる開発区域分割」「人道支援などに関する協力枠組みの構築」等が呼びかけられている。

しかし目新しい内容はなく、例えば「領有権問題棚上げ」では何をどのように棚上げするのかといった具体性のなさが目立つ。中国の南沙諸島人工島建設問題で、台湾の存在感がさらに低下している国際状況に鑑みると、本提言の狙いは南シナ海島嶼領有権問題における台湾の存在感を示し、当事国であることを認めるように求めることであると思われる。

第2節 南シナ海島嶼をめぐる関係諸国の主張と行動及び海洋戦略

南シナ海において島嶼領有権を主張している各国の主張と行動を述べ、そこから見える海洋戦略を論じる。

第1項 フィリピン

南シナ海島嶼領有権問題において、フィリピンの領有権主張対象は中沙諸島と南沙諸島の一部である。中沙諸島では SCARBOROUGH Shoal がそれであり、南沙諸島の一部はフィリピン独自の基準をもってカラヤン群島 (KALAYAAN Islands Group)⁸⁰として切り分けられた上で主張されている。尚、前者は中国・台湾の主張範囲と重複しており、後者はベトナム・マレーシア・中国・台湾の主張範囲と大部分もしくは一部分が重複している (図3)。

フィリピンの主張経緯は整合性に欠け、場当たりの対応してきたような印象を受ける。しかし現在は明確な戦略を持っているように見える。

なお、フィリピンは南シナ海島嶼領有権主張諸国の中で唯一、アメリカとの同盟国であり、2012年6月の米比首脳会談で条約上のコミットメントと義務が再確認されていることに留意する必要がある⁸¹。

1 行動⁸²

フィリピン政府は 1946 年の独立直後に、南沙諸島を国防範囲に含めることを発表し、1956 年 5 月に領有権を宣言している。しかしフィリピンの主張経緯は迷走することになる。なぜならフィリピンの主張は「Freedom-land」⁸³という疑似国家が礎の一つになっているからである。その疑似国家の経緯を見てみる。第二次世界大戦前にフィリピン西方海域でのグアノ燐鉱開発や漁業によって財を成したフィリピン人 Tomas Cloma が、1947 年に探検隊を組織してパラワン島沖合海域の調査を行ったところ、日本語標識が残された建物の残骸がある島に至った。マニラでの資料調査の結果、当該島嶼に関する記録が見いだせなかったために、海図に無い新島嶼と海域を発見したと主張し、翌 1948 年に自ら設立したフィリピン海洋研究所の旗を島嶼に掲げて、個人的にこれら島嶼を占拠した。1956 年にはそれらを公表してさらに領域を拡大し、33 の珊瑚礁・暗礁・島等の発見・占有・領有権を主張する Freedom-land の建国をフィリピン政府と複数国の在マニラ大使館に通知したのである。Freedom-land の領域がフィリピン領海の外側にあり、どの国も管轄下にも置かれていないことがその根拠であった。首都はパガサ島⁸⁴に置かれ、親類を閣僚とし、Cloma 自身は「国家主席・最高議会主席」を称した。

Freedom-land は南ベトナム・イギリス・フランス・中国・台湾の反対を引き起こし、中でも台湾は 3 度にわたって軍艦を派遣し、Freedom-land の訓練船から武器・弾薬を没収している。フィリピン政府は 1956 年 12 月に Cloma に書簡を送り、「Freedom-land に直接の関与をしないが、民間人による開発と居住を支持する」ことと「無主の地としての Freedom-land は南沙諸島とは異なる（サンフランシスコ講和条約で南沙諸島は無主の地に逆戻りしており、フィリピンは我が国の西沙・南沙両諸島に対する全ての権利の放棄に同意していた、とも主張）」というガルシア宣言 (GARCIA Declaration) を明らかにした。その後、1971 年にフィリピン政府は Cloma の行動と Freedom-land を全て承認し、さらに守備隊を派遣して Freedom-land に保護を与えた。しかし Cloma は 1974 年にフィリピン政府に逮捕され、同年 12 月 7 日に Freedom-land 領有権を放棄してフィリピン政府へ譲渡する証書に署名させられたのである。フィリピン政府はガルシア宣言との整合を図るために、Freedom-land の西端となっていた SPLATRY Island を除外し、やや東へ修正した領域を「南沙諸島とは異なる」KALAYAAN Islands Group として 1978 年 6 月 11 日に大統領命令 1596 号で公表し、領有権主張対象とした。つまり、フィリピンは Freedom-land を引き継いでいると言えるのである。

Freedom-land が生まれる原因ともなったことであるが、元来フィリピンは条約境界線を領域、つまり領海として主張してきたが、その範囲は広大で、国連海洋法条約に相容れないばかりか、中沙・南沙両諸島が含まれておらず、いつしかこの主張をしなくなった。今日では国連海洋法条約に則した主張をするようになってきている。2009 年 3 月 10 日に

Arroyo 大統領が署名して発効した新しいフィリピン領海基線法で領有主張対象が明確化された。同法第 2 条によると、中沙諸島 SCARBOROUGH Shoal と KALAYAAN Islands Group を国連海洋法条約第 121 条の島の制度が適用される範囲として、主権を明記している。

1951 年 8 月、アメリカと米比相互防衛条約⁸⁵を締結し、同盟国となった。

1974 年、REED Reef において探鉱権をスウェーデン企業に与えて 37 坑を試掘した。

1975 年 6 月、中国との間で「南シナ海のいかなる島で紛争が生じた場合でも、通常的外交チャンネルを通じ、友好的協力的な交渉によって解決する」ことで合意した。

1978 年 3 月、中国との間で（南シナ海島嶼領有権問題に関して）「困難な事態を招きかねない意見の不一致を平和的に解決する作業を進める意思がある」ことが保証されたと公表した。

1986 年 6 月、中国から南沙諸島領有権問題の棚上げを提案された。

1988 年 4 月、中国から南沙諸島領有権問題の棚上げと共同開発を提案された。

1988 年 11 月、ベトナムとの外相会談で「相互尊重と相互内政不干渉並びに相互武力不行使を再確認し、（南沙諸島に関する）領土要求と管理的要求その他の問題を平和的手段によって解決する希望と意向、東南アジアの平和的友好協力地域化に貢献する希望」を表明し、地域内外諸国に対して「これらの目的を実現するためのあらゆる努力への支持」を呼び掛けた。

1992 年 11 月、アメリカ軍がスービック海軍基地とクラーク空軍基地を返還してフィリピンから撤退した。基地貸与協定更新交渉の不調と、ピナツボ火山噴火によるクラーク基地の被害が主要因であった⁸⁶。

1995 年、MISCHIEF Reef が 1994 年から中国に実効支配されていることに気付いた。経緯は次のとおりである。中国の進出が 1992 年初頭から始まっていたことは、1993 年 8 月 20 日のマニラ発の報道で明らかであった。フィリピン漁民の目撃によると、中国人と思われる漁民が MISCHIEF Reef に住み着き始めたのは 1993 年 4 月と思われる、それは中国軍の写真雑誌でも報じられていた。その後、建造物は増強され、同年 9 月には武装も確認された。1995 年 1 月に MISCHIEF Reef においてフィリピン漁民が中国軍に拘束を受けたとの報告があった。そしてフィリピン国防省が軍艦と思われる中国艦船と中国国旗を掲げた建造物の写真を公表したのは 1995 年 2 月 9 日である。中国は建造物の存在を認めたが、漁船の避難施設であるとして軍事施設の存在を否定した。フィリピンは 3 月と 8 月の 2 度に亘って領土問題に焦点を当てた二国間協議を中国との間で開催して、平等・相互尊重・平和的友好的な紛争解決・南シナ海航行の自由・国連海洋法条約その他の国際法遵守で合意した共同声明を発表した⁸⁷。

1998 年 2 月、アメリカと地位協定を結び、米比軍事協力を復活させた。これ以後、各種年次演習を実施している⁸⁸。

1999 年、MISCHIEF Reef 近傍の SECOND THOMAS Reef に中古揚陸艦を座礁させて実効支配を開始した。

1999年5月23日、フィリピン沿岸警備隊の巡視船が中国漁船を撃沈した。

2000年、パラワン島沖のカマゴ・マランパヤ天然ガス田の商業生産が始まり、国内消費に供されている。

2002年、滑走路と淡水のある THITU Island へ海兵隊が常駐して小学校を設置し、民間人約60名の入植を開始した。

2005年7月4日、メコン流域諸国サミットにおいて、中国・ベトナムとの三者間で南シナ海共同資源探査に合意したが、Arroyo 大統領が中国から利権供与されていたことが発覚したため、破棄された。

2009年、REED Reef においてイギリス企業と合同で再探査を開始した。

2009年3月10日、新しいフィリピン領海基線法が発効した。

2009年4月8日、大陸棚の限界延長申請を CLCS に提出した⁸⁹。

2010年11月16日、ベトナムと防衛協力覚書に調印した。

2011年、アメリカから改装フリゲート艦（旧アメリカ沿岸警備隊警備艦）1隻の引渡しを受ける。

2011年3月2日、南沙諸島 REED Bank 周辺において、フィリピン備船の資源探査船が中国監視船2隻から妨害を受けた。攻撃機を向かわせたが中国監視船は逃げた後だった。

2011年4月14日、中国の九段線に基づく領有権主張に対して「中国の領有権主張と中国のいう、"adjacent waters"（「隣接水域」）なる用語は、国際法、特に国連海洋法条約に如何なる論拠も持たない」と主張する口上書（同年同月5日付）を国連に提出し、正式抗議した。同年8月5日にデルロサリオ外相が「国際法に如何なる法的根拠を有さない九段線こそが国連海洋法条約に基づく領有権問題の解決を阻害する核心であり、航行の自由にとっても潜在的脅威である」と指摘した。

2011年6月1日、中国海軍艦艇と海洋調査船が5月21日と24日と31日に南沙諸島の AMY DOUGLAS Bank 付近と IROQUIOS Reef 付近に侵入して鉄柱やブイを設置したことを公表し、5月27日に中国に抗議した。6月2日に Aquino 大統領は領有権問題を国連に訴える意向を示した。6月13日、南シナ海のうちで、フィリピンの主権と主権的管轄下にある海域を「西フィリピン海」に改称するとともに、米比海軍合同軍事演習の実施を発表した。6月15日、海軍報道官は南沙諸島の AMY DOUGLAS Bank、REED Bank、BOXALL Reef に建造された外国の標識を撤去したと発表した⁹⁰。

2011年8月、FLAT Island に守備隊用シェルターを建設中と報道された。

2011年9月6日、フィリピン海洋領域防衛のための新組織「The National Coast Watch System (NCWS)」創設の大統領令が署名された。そして9月27日、日比首脳会談でフィリピン沿岸警備隊の能力向上支援と両国海上保安機関間協力と連携強化を合意した。

2011年10月、比越首脳会談でフィリピン沿岸警備隊とベトナム海上警察間にホットライン開設が合意された。

2011年11月19日、東アジアサミットで Aquino 大統領が ZoPFFC を提案した。しかしこの提案は本章第1節第7項15で述べたように、支持を得られることはなかった⁹¹。

2012年、アメリカから沿岸警備隊警備艦1隻を購入。フリゲート艦へ改装され、2013年8月6日に就役した。

2012年4月、中沙諸島 SCARBOROUGH Shoal において中国密漁船対処をめぐる中国と公船対峙事件が発生した⁹²。

2012年6月8日、米比首脳会談で米比相互防衛条約上のコミットメントと義務が再確認された。これは、同年4月30日の米比外務・国防担当閣僚会合での共同声明「航行の自由と通商の自由の確保確認と、米比相互防衛条約下での共通の義務の再確認」、同年5月9日のフィリピン外相声明「中国が南沙諸島のフィリピン軍を攻撃した場合、フィリピン防衛に対するアメリカのコミットメントがクリントン長官を通じて再確認された」という流れを踏まえたものである。

2012年7月、パラワン島と REED Bank の周辺にある石油ガス3鉱区の国際入札を公告した。尚、この内の2鉱区は九段線の内側にあるとされ、中国の抗議を受けている。

2012年9月、議会は練習・攻撃機18機やフリゲート艦2隻等の取得を含む軍近代化予算を承認した⁹³。また、アメリカから島嶼配備の沿岸監視（レーダー）システムの供与を受けることも決定した。

2013年1月22日、SCARBOROUGH Shoal 事件を受けて、中国を国際仲裁裁判所に一方的提訴した。

2013年、フランスから警備艇の、イタリアからフリゲート艦の購入を決定した。

2014年4月28日、アメリカとの間で米比新軍事協力協定を締結した。南沙諸島から160kmの距離にあるパラワン島の Oyster Bay 海軍基地をアメリカ軍に提供するとともに、フィリピン国内の基地施設に対するアメリカ軍の幅広いアクセスを認めた。

2015年3月、日比国防相会談で「防衛協力を強化する覚書」を締結した。尚、会談でフィリピンは我が国に中古の P3C 哨戒機⁹⁴供与を打診したが合意に至らなかった。一方で、災害時などに航空機から救援物資を投下する技術や海上で他国艦船との突発的な衝突を回避する共同訓練の実施を決定した。フィリピンは海洋防衛能力向上につながるあらゆるノウハウと装備を我が国に求めており、訪問部隊地位協定や南沙諸島に近いパラワン島の軍港周辺を我が国が整備する案が検討されている。フィリピン国防省広報官は「日本とフィリピンが一緒に助け合って海域の海上交通路を守るのは自然な流れ」と語った。その後、フィリピン軍が来日しての P3C 同乗研修や、フィリピンでの日比米共同演習等が実施されている。

2015年10月29日、常設仲裁裁判所が中国の主張を否定してフィリピンの一方的提訴に対する管轄権を確認し、九段線主張の国際法上の有効性等に関する審理開始を決定した。

2 海洋戦略

フィリピンの主張と行動から海洋戦略を考察してみる。南シナ海島嶼領有権主張の動機が海洋生物資源と海洋非生物資源の獲得であることは明らかである。そもそも水産業が国民の蛋白源供給を担ってきた太平洋島嶼国の一つであるフィリピンが、進展する国際法に沿った権益拡大と、伝統的漁場である近傍沖合への管轄権を主張することは自然なことと考えられる。海洋非生物資源、特に海底油ガス田に関しては、既に見てきたように、積極的な探査・開発行動をとっているといえよう。

従って、戦略目標は「領海基線法に定めた範囲の島嶼領有権の確保」であろう。これが果たされない限り、安定的な安全保障も開発もあり得ないのである。フィリピンは自国の主張正当性を裏付けるものとして、「国連海洋法条約に代表される国際法に法源を持つ」ことを主張している。そして南シナ海島嶼領有権主張諸国の中でも、中国を絶対的な利害対立国としてベトナムと共闘し、中国との国力・政治力の差を埋めるために、同盟国であるアメリカやアジアでの大国である我が国や地域協力体である ASEAN さらには国際機関を引き込むことで、南沙諸島に限らず中沙諸島も含んだ南シナ海島嶼領有権問題の国際化を図っている。つまり、フィリピンは明確にバランス・オブ・パワー戦略を推進しているのである。

ただし、中沙諸島の SCARBOROUGH Shoal での中国との対立において、ASEAN やアメリカからは明確な支援を得られなかったことに留意する必要がある。ASEAN が支援を明らかにしなかった理由は本章第 3 節第 2 項で論じるように、中国による ASEAN 分断工作や ASEAN 自体の限界によるものであり、同盟国アメリカが支援を与えなかった理由も本章第 2 節第 7 項で論じるように、米中関係と領有権問題に対するアメリカの基本的スタンスによるのである。結局、フィリピンは 2013 年に SCARBOROUGH Shoal 領有権問題を国連海洋法条約に則って仲裁裁判所に提訴した。中国はあくまでも 2 国間での協議による解決を図るべきとして共同提訴に応じず、フィリピンの一方的提訴となったが、常設仲裁裁判所はそれを受理し、審理を開始した。その後も中国は仲裁裁判無視の態度を変えておらず、仲裁判決はフィリピンの主張に沿ったものが出される可能性が強い。

その一方でフィリピンは、中国との対話を拒否することなく継続している。しかし、その中でフィリピンに利するような進展は見られておらず、南沙諸島においては中国の実効支配が強化される方向に状況は推移していると言ってよく、言い換えれば、対話は中国にとって実力行使の時間を稼ぎ出す隠れ蓑としての価値しか認められていないともいえよう。MISCHIEF Reef においてフィリピンは、それを身に染みて知らされたために、SCARBOROUGH Shoal 領有権問題ではもはや対話ではなく、国際司法機関への提訴を選択したのである。

フィリピンは自国の海洋管理能力の向上策として、ベトナムとの安全保障関係を強化することと、我が国からの巡視船艇の供与を含む支援と連携の強化やフランスからの巡視船艇購入等により海上法令執行能力の質と量双方を向上すること、さらにはアメリカとの同

盟関係に基づいて軍事力を強化することを図っている。

こういったフィリピンの海洋戦略が、1994年から始まり翌年に気付いた時には手遅れであって、且つ何ら有効な対抗策をとれなかった MISCHIEF Reef 喪失事件の反省の上に立っていることは明らかであろう。

中国の主張する 2 国間協議の土俵では、国際法を持ち出そうが事実上は国力の勝負となり、勝ち目を見出せないことを思い知らされたのであり、その経験の上に編み出された戦略が多国間連携と国際問題化による対抗なのである。おそらくフィリピンは、ASEAN に多くを期待してはおらず、国際司法機関を活用することで中国の手足を縛ることに、より傾注していると思われる。なぜなら、中国は国際問題化されることを極端に嫌っていることが、その言動から明白だからである。それは九段線が国際法に根拠を見出せないものであると中国が自白していることであり、国連海洋法条約締結国であり且つ国連安保理常任理事国である中国の最大の弱点が国際問題化であると、フィリピンは考えているのであろう。そして現実に常設仲裁裁判所での審理開始以降、フィリピンの実効支配島嶼や領有権主張島嶼に対する中国の示威行動や強圧的嫌がらせはあっても、物理的侵略は報告されていない。つまり、大筋としてはフィリピンの思惑通りに状況は推移しつつあり、フィリピンの中国分析的を射ていた可能性が高い。言い換えれば、覇権戦略に対してバランス・オブ・パワー戦略が効果を発揮していると言えよう。

さらに、フィリピンは中国を後退させることを目指していると思われる。その戦略がアメリカ軍のフィリピン再駐留である。これも中国の MISCHIEF Reef 奪取が、1992 年のアメリカからフィリピンへのスービック基地とクラーク基地の返還を以って実施された駐留アメリカ軍の完全撤退の直後だったことをフィリピンが総括・反省した結果であると信じられる。フィリピンはアメリカの軍事力にバンドワゴンし、アメリカ海兵隊を南沙諸島に最も近いパラワン島に常駐させることで、南シナ海のパワーバランスを中国に押し戻す効果を狙っていると容易に察せられる。

アメリカが個別の領有権事案に中立を貫こうとも、フィリピンはアメリカ軍再駐留によって南シナ海そのもののパワーバランスを再構築させることで軍事的に中国を後退させ、国際司法機関を活用して国際世論を味方につけることで法的正当性において優位に立ち、我が国をはじめとする友好先進国からの支援と連携を得て自国の海洋管理能力を強化する戦略を推進しているのである。そしてその先には MISCHIEF Reef の奪還を含めた領海基線法規定の領有権範囲における管轄権の確立がある。

しかしフィリピンの南シナ海島嶼領有権主張が国連海洋法条約に完全に沿ったものかどうか、特に 121 条の定義に沿ったものかどうかは、検証されていないのである。

第 2 項 ベトナム

南シナ海島嶼領有権問題において、ベトナムは西沙諸島と南沙諸島の全域に対する領有

権を主張している。そして前者は中国・台湾の主張範囲と重複しており、後者はフィリピン・マレーシア・ブルネイ・中国・台湾の主張範囲と大部分が重複している（図3）。

17世紀以降の西沙諸島に対するベトナムの統治状況が、ベトナムやヨーロッパに記録として残っている。当時中部ベトナムを支配していたグエン王朝が西沙諸島を統治して、航路図作成・廟建立・石碑建立・植樹・灯台設置・海難救助といった政策を実施していたことが明らかになっている⁹⁵。

近代以降のベトナムはフランス植民地つまりフランス領インドシナとして南シナ海に對してきた。フランスは欧米帝国主義列強としては珍しく南シナ海島嶼領有権に興味を持ち、グエン朝以来の実効支配の継続を試み、領有権を主張してきた。ベトナムは第一次インドシナ戦争でフランスから独立して、南北分断国家として成立したが、フランス政府権益は南ベトナム政府へ国家継承されたとみられ、第二次インドシナ戦争（ベトナム戦争）によるベトナム統一を経て、ベトナム統一政府がフランス権益を継承するに至ったと考えてよいであろう。なおベトナムと中国は、共産主義イデオロギーと政治体制つまり共産党独裁体制を共有する少数国家であることに留意を要する。

また、1970年代末期にソ連が南シナ海に進出し、ベトナムのカムラン湾に基地を設けたが、それによる直接的な影響は冷戦終結によって消滅しており、南シナ海島嶼領有権問題の現状において、ソ連海軍との関連を見出すことは困難である。

1 行動⁹⁶

1950年からフランスの後ろ盾で西沙諸島に対して行動を起こしていた南ベトナムは、1951年のサンフランシスコ講和会議において西沙・南沙両諸島の領有権を主張し、その後、1955年にフランスのインドシナ撤退に伴って海軍陸戦隊一個中隊を西沙諸島に派遣、さらに1956年に南沙諸島への領土標識の設置や国土編入の大統領令といった実効支配の実績作りを進めた。1960年代には南沙諸島で台湾と摩擦を起こしたが、1973年4月に南ベトナムは南沙諸島に海軍部隊を上陸させて南ベトナム国旗を掲げ、10余の南沙諸島島嶼の領土編入を決定した。その後、南ベトナムは1974年1月の西沙海戦で中国に敗北を喫してからは、西沙諸島から南沙諸島に軸足を移した。1974年4月の南ベトナム政府の崩壊に伴い、北ベトナム軍が南沙諸島に上陸して南ベトナム軍を武装解除し、代わって駐屯を開始した。1975年6月下旬に南沙諸島駐屯のベトナム軍は漂着したベトナム難民船を砲撃し、難民93名中85名を殺害している。結果として、1975年以降SPRATLY Island、SOUTHWEST Cay、SANDY Cay、SIN COWE Island等の9島嶼、赤瓜礁海戦前後にVANGUARD Bank等16島嶼、1990年代にKINGSTONE Shoal等を占拠した。現在、南沙諸島全域はベトナムの行政区分としてはカインホア省所属のチュオンサ県となっている。ベトナムは南沙諸島に守備隊を常駐させ、滑走路を建設・維持している。

1977年、タイとの間でEEZと大陸棚の境界画定を完了した。

1978年、マレーシアが AMBOYNA Cay に領土標識を設置したため、これを直ちに撤去した。

1979年8月7日、「ホアンサ・チュオンサ両群島に対するベトナムの主権に関するベトナム社会主義共和国白書」によって西沙・南沙両諸島の領有権を主張した。

1986年にメコン・デルタ沖にて、ソビエトとの合弁事業としてバクホー油田の商業生産を開始し、生産量の大半を我が国向けの輸出とした。

1988年3月14日、赤瓜礁海戦で中国に敗北した。

1988年4月、南沙諸島の情勢と領有権問題に関してマレーシアと討議し、「あらゆる紛争を武力に訴えることなく、平和的交渉により解決することを提案している」ことで、南沙諸島領有権問題の解決に関して見解の一致をみた。

1988年11月、フィリピンとの外相会談で「相互尊重と相互内政不干渉並びに相互武力不行使を再確認し、(南沙諸島に関する)領土要求と管理的要求その他の問題を平和的手段によって解決する希望と意向、東南アジアの平和的友好協力地域化に貢献する希望」を表明し、地域内外諸国に対して「これらの目的を実現するためのあらゆる努力への支持」を呼び掛けた。

1991年11月、中国と国交を正常化した。

1991年末、冷戦終結に伴い、ソ連海軍がカムラン湾から撤退した。

1992年6月5日、ベトナム本土南西沖にてマレーシアとの間で大陸棚境界を画定した。

1992年5月8日に中国が南沙諸島の VANGUARD Bank における石油探査権をアメリカ企業に与えたことに対抗して、ベトナムは同地に石油鉱区を設定して別のアメリカ企業に採掘権を付与した⁹⁷。

1994年、ダイホン油田やロン油田等、海底油田の操業を開始した。

1995年、ASEAN に加盟した。海底油田随伴ガスとしての天然ガス生産が開始されて、国内発電に使用されはじめた。

2000年12月25日、中国との間でトンキン湾境界画定協定に調印した。交渉経緯は公表されていないが、確定された境界線から、大陸棚延長論ではなく、中間線論が採用されたと判断される。1991年の中越国交正常化に際して宿題となっていた3つの主権問題は、1999年12月の「陸上国境条約」とこの「トンキン湾境界画定」で、南シナ海島嶼領有権問題をのみ残すこととなった。トンキン湾の管理や開発に関しての協力体制はこの後、段階的に強化されていく。南シナ海島嶼領有権問題と背反するようなトンキン湾での協力背景として、「中越が共産主義イデオロギーを共有する希少国であること」「国境を接する隣国として経済協力地域形成に合意していること」「与隣為善、以隣為伴（隣国と上手く付き合い、隣国をパートナーとする）という中国の周辺外交戦略」が挙げられる。視野を広げてみると、これらが実施された時期は中国の ASEAN 諸国に対する外交政策が軟化して融和的であった時期に重なっている⁹⁸。

2003年6月11日、インドネシアとの間で大陸棚境界を画定した。アメリカ企業及び韓国国営企業が参加してシツデン油田が操業を開始した。

2005年7月4日、メコン流域諸国サミットにおいて、中国・フィリピンとの三者間で南シナ海共同資源探査に合意したが、フィリピンの ARROYO 大統領が中国から利権供与されていたことが発覚したため、破棄された。

2007年、ベトナム共産党第10期第4回全体会議で「2020年までの海洋戦略」が採択された。また12月4日に西沙・南沙両諸島に対するベトナムの領有権を改めて確認した。

2008年3月、海軍から独立して沿岸警備組織としての海上警察が誕生した。西沙諸島は第2管区、南沙諸島は第4管区が担当する。

2009年、中国の九段線に基づく領有権主張に対して、口上書を国連に提出して正式に抗議した。また、5月6日にマレーシアとの合同（南東沖）で、5月7日にベトナム単独（北部大陸棚）で大陸棚の限界延長申請を CLCS に提出したが、中国とフィリピンの抗議を受けた。ベトナム海上警察に対する教育支援を目的として、アメリカ沿岸警備隊がパートナーシップ計画を立ち上げた。

2009年12月、ロシアから6隻の通常型潜水艦を購入する契約を締結した。

2010年、アメリカと国防政策年次対話を開始した。

2010年11月16日、フィリピンと防衛協力覚書に調印した。

2010年8月、西沙諸島近傍のダナン沖にて米越海軍合同訓練を実施し、アメリカ海軍原子力空母「CVN-73 GEORGE WASHINGTON」が参加した。

2011年5月、ベトナム初の国会議員選挙が南沙諸島でも実施された。

2011年5月26日、ベトナム沖でベトナムの資源探査船の探査用ケーブルが中国公船3隻に切断され、中国へ抗議した。

2011年6月、アジア安全保障会議で「中国側の行為はDOCに反し、他の国々の懸念を増大させている」と中国を批判した。

2011年6月9日、ベトナム沖 VANGUARD Bank でベトナム傭船のノルウェー籍資源探査船の探査ケーブルが中国公船2隻に支援された中国漁船に切断未遂され、中国へ抗議した。さらに6月13日に実弾射撃演習を実施して対中不快感を示すとともに、1979年中越戦争時以来の徴兵制再開を決定した。6月17日、アメリカのワシントンDCで行われた第4回米越次官級協議（政治・安保・国防対話）で「航行の自由の呼びかけと海上での武力行使を拒否する共同声明」を発表して中国を牽制した。

2011年8月18日、アメリカ海軍補給艦「RICHARD BIRD」がカムラン湾海軍基地に寄港した。同月にアメリカ海軍原子力空母「CVN-73 GEORGE WASHINGTON」が寄港、その後アメリカ海軍艦船の同基地寄港が拡大した。

2011年9月19日、米越間防衛協力に関する了解覚書が調印され、両国国防省高官レベル定期的対話メカニズムの構築、海洋安全保障、捜索・救難、国連 PKO 活動の研究と経験の交換、人道支援・災害救助の協力促進を合意した。

2011年10月、比越首脳会談でフィリピン沿岸警備隊とベトナム海上警察間にホットライン開設が合意された。

2011年10月11日、中越首脳会談で海洋における紛争解決の基本原則に関する協定に調印した。それによって、友好的な対話と交渉の継続、国際法規に基づく法的レジームと諸原則への準拠、DOCを遵守し対話と交渉による解決、長期的解決への過程で過渡的かつ暫定的措置を議論、解決容易な問題からの取り組み、境界画定交渉の定期化とホットラインの設置を約束した。

2011年10月12日、印越首脳会談後に両国国営石油開発会社間でベトナム海域での石油開発促進協定に調印、さらに南シナ海シーレーンの安全確保のために共通の安全保障上脅威への対処協力に合意した。インド海軍司令官は南シナ海でのインド権益を守るために海軍を派遣する用意があるとしている⁹⁹。インドはベトナムがロシアから調達する潜水艦の乗組員訓練（対象者は500人を超える）に協力を表明し、2013年からインド海軍潜水艦訓練センターで開始した。

2012年6月3日、アメリカのパネッタ国防長官がカムラン湾海軍基地を訪問した。

2012年6月21日、海洋法が成立して南沙諸島と西沙諸島の主権が再確認された。

2012年6月、ベトナムが近海で開発を進める天然ガス・石油鉱区と重複する鉱区を国際入札にかけるという中国の発表に対して抗議する反中デモが勃発した。

2012年7月、日越外相会談で我が国はベトナム海上警察の能力構築支援への協力を表明した。具体的には、ベトナム治安機関への中古船6隻の供与と、潜水艦運用を支援するための潜水病治療の研修である。

2012年8月、2009年12月に越露間で購入契約をした潜水艦6隻の内、1番艦が進水、海上公試を経てベトナムに引き渡された。6隻は2016年までの間に順次引き渡される予定である。他にもロシアからの武器購入による海軍と空軍の強化を進めている。

2012年11月30日、ベトナムEEZ内で資源探査船が中国漁船に探査ケーブルを切断され、ハノイとホーチミンで大規模な反中デモが発生した。

2013年12月16日、アメリカが東南アジア諸国の海洋安全保障強化のために総額3250万ドルの支援を行うと発表し、その内の1800万ドルはベトナムに対するものであり、沿岸警備用高速巡視船5隻の供与が含まれることで合意した。

2014年5月2日、西沙諸島南方沖のベトナム主張EEZ内(ベトナムが開発中の鉱区142及び143の至近)に突然、中国が海底油田掘削リグを設置してベトナム漁船を強制排除し始めたことから、両国の公船(中国側は軍艦7隻を含む約80隻と航空機、ベトナム側は29隻)が対峙し、5月7日からは中国船がベトナム船に意図的衝突を繰り返す事態となった。ベトナム側は現場映像を含む情報公開で国際社会に訴え続けた結果、中国は突如リグを含めて一斉退却した。

2014年10月27日、中越外相会談で両国の海洋における紛争解決交渉メカニズムの改正に合意した。

2014年12月11日、フィリピンがSCARBOROUGH Shoal事件を受けて、中国を仲裁裁判所に一方的提訴していることに関連し、ベトナム外務省報道官は九段線について「一方的な主張は断固拒否する」と強調し、その上で「(仲裁)裁判所に自国の見解を

伝え、ベトナムの法的権利と利益に正当な配慮を払うよう要請した」と述べた。

2015年4月7日、中国との間で、海上の争いをコントロールして南シナ海の安定維持に努力することで合意し、両国関係が直面する問題の解決に向けた党協力計画（2016～2020年）に署名した。

2 海洋戦略

ベトナムの南シナ海島嶼領有権主張動機は、フランス権益の国家継承と海洋生物資源及び海洋非生物資源の確保であると言ってよい。フランスの領有権主張が国際承認を得ていたかどうかはともかくとして、領有権主張そのものの継承を否定することはできないと思われる。海洋生物資源に関してはベトナムが南シナ海における沿岸漁業に蛋白源を依存してきたことに疑いはなく、国際法の進展に沿って管轄権を拡大することは自然なことであろう。ベトナムの場合は海洋非生物資源により重点があるように思える。すでにベトナム南方沖大陸棚においては商業油田がいくつも稼働し、重要な輸出産業として外貨を獲得している。1977年以降順次行われた大陸棚境界画定と限界延長申請は、ベトナムが海底油ガス田の権益範囲確定を急いでいる証左と考えてよいであろう。

ベトナムの主張と行動から海洋戦略を考察してみる。戦略目標は「大陸棚境界の画定達成と西沙・南沙両諸島の領有権確保」であろう。追加するなら「中国による封じ込めの回避」があると思われる。しかし現実として西沙諸島全域は中国の実効支配下にあり、南東沖及び北部大陸棚延伸申請は九段線の中にあって中国とフィリピンの抗議を受けている。同時に、南東沖大陸棚では海底油ガス田の商業開発に成功している。つまり、実質的には戦略目標が果たされ得ないことは織り込み済みであるにもかかわらず、商業資源開発は既得権益となっているのである。今やベトナムは、安定的な安全保障確保のために、自国主張海域、中でもベトナム本土沖への中国の進出をいかに抑止するか、つまり「中国による封じ込めの回避」が事実上の戦略目標となっていよう。その上でベトナムは、中国による西沙諸島の実効支配を覆せないまでも、中国の活動を抑制するための政策を探っていると思われる。

トンキン湾境界画定に見られるように、中国に対して境界画定交渉を締結させていることは他の関係諸国には見られず、注目されるべきである。その成功理由は不明であるが、中国と同様の共産主義独裁体制国家であることや、トンキン湾境界画定は九段線主張に大きな影響を与えないこと、さらにはベトナムの主張が大陸棚自然延長論であったことから、ベトナムが譲歩する形となったことなどが挙げられよう。しかし、二度のインドシナ戦争と中越紛争に勝利してきた歴史に根差したベトナムの強さが、交渉を含む対中態度に大きな影響を与えていると言ってよいであろう。

ベトナムはフィリピンと同様に、南シナ海における自国の領有権主張の正当性を裏付けるものとして、「国連海洋法条約に代表される国際法に法源を持つ」ことを主張している。

南シナ海島嶼領有権主張諸国の中でも、中国を絶対的な利害対立国としてフィリピンと共闘し、中国との国力・政治力の差を埋めるためにアメリカやアジアでの大国である我が国や地域協力体である ASEAN さらには国際機関を引き込むことで、西沙・南沙両諸島の領有権問題の国際化を図っている点も同様である。つまり明確にバランス・オブ・パワー戦略を推進しているのである。Quyet は、ベトナムの戦略は「多国間問題として多国連携での対処」「防衛力範囲内での自助努力」「防衛外交」の 3 本立てであると言う¹⁰⁰。

しかしベトナムがフィリピンと異なる点もいくつか指摘できる。ベトナムにおいて、中国との対話における諦観はフィリピンに比して少なく思われる。ベトナムの歴史は中国との敵対的或いは平和的な隣国関係で織り成されてきた地政学的な宿命の歴史である上に、近年のトンキン湾境界画定の成功や基本的イデオロギーの共有が対中感の根底にあるのは間違いのないところであろう。対中直接交渉は継続しており、同時に、中国の伝統的対抗国であるインドと南シナ海資源開発及び安全保障上での関係強化、アメリカとの安全保障上の連携強化、その一方でロシアに武器供給を依存、といったことで複数の大国と適度に距離を保ちつつ対中抑止力を働かせる戦略を採っているのである。さらにフィリピンの仲裁裁判所への一方的提訴を注視しつつ、西沙諸島或いはその沖合における中国の進出に対して同様の対応を検討するなど、国際司法機関をも視野に入れている。こういった状況からはベトナムのしたたかさが明瞭に観察できる。ベトナムはフィリピンよりも複雑なバランス・オブ・パワー戦略をとっているといえよう。

ただし、ASEAN が支援を明らかにしなかった理由はフィリピンと同様であるし、2014 年に沿岸警備能力に資する目的で一部緩和されたとはいえ、アメリカがベトナムの人権状況を理由として致死性武器装備の禁輸を継続していることに留意する必要がある¹⁰¹。

中国との対話は継続されているが、その中でベトナムに利するような進展が見られているとは言えず、西沙・南沙両諸島においては中国の実効支配が強化される方向に状況は推移していると言ってよい。やはりベトナムにおいてもフィリピンと同様に、中国にとって対話は実力行使の時間を稼ぎ出す隠れ蓑としての価値しか認められていないともいえよう。

ベトナムは 2014 年の西沙諸島沖事件で見事な対応を見せた。辛抱強く抑制的に行動しつつ、現場の証拠映像を全世界に向けて公開しつづけることで中国の情報戦略に勝利したと評価してよい。中国の決定的な弱点である国際問題化と情報公開による国際世論へのアピールで、ベトナムは自国に有利な状況を作り出した。そしてそれが中国の突然の一斉退却に繋がったのである。

ベトナムは自国の海洋管理能力の向上策として、フィリピンとの安全保障関係を強化することと、我が国からの巡視船艇の供与を含む支援と連携強化やアメリカ沿岸警備隊による教育プロジェクトにより海上法令執行能力の質と量双方を向上させること、さらにはロシアとインドとの連携に基づいて軍事力を強化することを企図している。

長年に亘って中国と陸上国境を接してきた経験から知る中国の強さと弱さの上に編み出されたベトナムの戦略が、多国連携と国際問題化による対抗なのである。もはやベトナムが ASEAN に多くを期待していないだろうこともフィリピンと同様である。アメリカと

の同盟を軸にした多国連携を指向するフィリピンとは異なり、全方位外交による多国連携がベトナムの戦略特徴といえよう。

今後はベトナムが国際司法機関を活用するタイミングや目的が注目されよう。なぜなら、2014年の西沙諸島沖事件の終息は単に、なかったことになっただけであり、中越間での西沙・南沙両諸島に対する領有権問題はベトナムの思惑通りに推移しつつある状況とは言えないからである。ベトナムが、仲裁裁判所での審理開始以降の中比間の状況推移を参考に、国際司法機関の活用を準備していくであろうことが確実と思われるのである。

ベトナムは南シナ海で潜水艦を含む中国海軍の活動を抑止することはできないであろうが、少なくともトンキン湾からベトナム本土沖にかけての海域での抑止を達成することを目指していると思われる。その根拠は中国潜水艦と同等能力といわれるロシア製潜水艦6隻の購入である。ベトナムがアメリカの軍事力にある程度バンドワゴンして、アメリカ海軍の空母機動部隊を寄港させつつ、自国の軍事力整備を進めることで、南シナ海のパワーバランスを中国に押し戻す効果を狙っていると察せられる。

ベトナムは特定国に偏重することなく、あくまでも自国がイニシアチブを維持する形で大国の影響力を呼び込み、且つそれらをバランスさせ、南シナ海のパワーバランスを再構築させることで自国権益と海洋管理能力を確保する戦略を推進しているのである。2015年から始まったアメリカの「航行の自由作戦」に対しても、民意はともかくとしてベトナム政府は積極的な賛意を表明しておらず、対米中外交の独自性を見せている。非常に高度なハンドリングが求められる戦略であり、**Risky** でもあるが、ベトナムの近代史がその背景に自信を与えているのかもしれない。この点に関して小笠原は、「10世紀に中国型の独立を果たしたベトナムがその後たどってきた中国隣国としての敵対的あるいは平和的な隣国関係の積み重ねがベトナムの対中戦略に反映されている。近代においてはソ連の影響下にあったベトナムが冷戦と中ソ関係の中で生存し、ソ連崩壊後は弱小国家であった自国を資本主義世界と中国そしてASEANに近付きながらも危険分散する政策で舵取りをしてきた。常に複数の選択肢を用意しておく危険分散は均衡と関与を同時に追求する。ベトナムは中国に対して非軍事的均衡を、そしてASEAN加盟後はASEANを通じての多角化関与を実施してきた。そして経済発展で国力を養い、徐々に軍事的均衡への努力を開始している。2010年頃を境に多角化から国際化へと対中関与政策の質を変更した理由は、南シナ海において現状変更を図る中国の実力行使が著しいことから対中華秩序への再編への反発と警戒と考えられる」という。そして現在のベトナム安全保障戦略のキーワードは「信頼 trust」であると指摘した上で、「信頼できるものとはより大きな仕事ができるが、信頼を毀損するような要素には警鐘を鳴らす。全人類の共通価値である国際法規範体系を基盤にした戦略的信頼を確立するためにアメリカの役割を歓迎し、地域協力メカニズムや多国間協力の中心としてのASEANを尊重する。国連安保理常任理事国全てと戦略的パートナーシップを樹立することで等距離の対外関係を確立する。しかし資本主義への警戒感の存在やアメリカ関与とASEAN一体性の両立といった問題が残っており、対外政策の先行きは不透明でもある」と論じている¹⁰²。

いずれにせよ、ベトナムの南シナ海島嶼領有権主張が国連海洋法条約に完全に沿ったものかどうか、特に 121 条の定義に沿ったものかどうかを検証されていないこともフィリピンと同様なのである。

第 3 項 マレーシア

南シナ海島嶼領有権問題において、マレーシアが領有権を主張している対象は、南沙諸島の一部島嶼であり、諸島全体ではない。ただし、その一部分がフィリピンの主張範囲と重複しており、大部分がベトナム・中国・台湾の主張範囲と重複している（図 3）。マレーシアは、ブルネイやインドネシアと同様に輸出産油国である。

1 行動¹⁰³

1968 年、南沙諸島南部の 8 万 km²の広範囲の海域に鉱区を設置してアメリカ企業に石油探査権を与えた。1974 年 10 月から 1975 年 10 月にかけて 11 本の油井を試掘し、2・3 か所で天然ガスを発見した。最大のガス田は埋蔵量 5 千億 m³、年産 100 億 m³の一流規模であり、「ミンドロガス田」と命名された。1977 年に年産 520 万トンの LNG 加工工場が建設されて、我が国向けの輸出が開始された。

1969 年、インドネシアと大陸棚境界画定に合意した。

1978 年、AMBOYNA Cay に海軍が上陸して領土標識を設置したが、ベトナム軍に直ちに撤去された。

1979 年 12 月、南沙諸島に絡む大陸棚境界を宣言し、領海と大陸棚の地図で南沙諸島東南部の 12 島嶼を自国領として表示した。タイ湾でタイとの共同開発海域を設定した。

1980 年 4 月、ベトナムに占拠されている南沙諸島の AMBOYNA Cay は自国領であるとして、ベトナムに対して抗議した。

1981 年、FPDA¹⁰⁴の下で多国間合同海軍演習を開始した。

1983 年 6 月、南シナ海で実施された FPDA 合同海軍演習に参加し、同年 8 月に、1979 年出版の地図で示した範囲の外にある SWALLOW Reef を占拠、拡張工事を行って滑走路を建設し、軍人約 70 名を常駐させた。

1986 年、南沙諸島の ARDASIER Reef と MARIVELES Reef 及び付属 5 岩礁を占拠した。

1988 年 4 月、南沙諸島の COMMODORE Reef 周辺で操業していたフィリピン漁民 49 名を逮捕した。

1988 年 4 月、南沙諸島の情勢と領有権問題に関してベトナムと討議し、「あらゆる紛争を武力に訴えることなく、平和的交渉により解決することを提案している」ことで、

南沙諸島領有権問題の解決に関して見解の一致をみた。

1990年4月、サバ州コタキナバルで海軍基地の新設を開始した。

1991年、SWALLOW Reefの一部を埋め立てて、シングル15室とスイート2室のホテルを開設し、ダイビングや海鳥観察の観光事業を開始した。翌1992年には、客室50室と4機分のヘリポートを備えるリゾートホテルへと拡張した。

1992年4月、サラワク沖 EEZ 内で操業した中国漁民45名を逮捕した。アメリカとマレー半島ムルット海軍ドックの使用協定を締結した。

1992年6月5日、インドシナ半島部マレーシアとベトナムの間の大陸棚境界を画定した。

1993年2月、インドと防衛協力協定を締結した。

1995年3月、中比間で発生した MISCHIEF Reef 事件を受けて、Mahathir 首相が駐マレーシア中国大使に対して「いかなる ASEAN 加盟国と問題を起こしても、ASEAN の背後にはマレーシアがいる」と述べて、中国の軍事的活動を牽制した。

1995年、シンガポールと領海境界を画定した。

1996年5月、SWALLOW Reef 周辺で海空軍大演習を実施した。8月にクアンタン沖の南シナ海でエグゾゼ対艦ミサイルの試射を成功させて、SWALLOW Reef 防衛部隊に配備した。同月に訪中した Mahathir 首相が「南沙諸島問題は多国間交渉を含めた交渉で解決する」と述べた。なおこの年 SWALLOW Reef のリゾートホテルは冷房・シャワー完備の86室へと拡張された。

1999年、南沙諸島の INVESTIGATOR Shoal と ERICA Reef を占拠した。

2009年4月、ブルネイと海上境界協定に調印し、石油開発鉱区を割譲した。5月6日にベトナムと合同で CLCS に大陸棚限界延長申請を提出したが、中国とフィリピンの抗議を受けた。中国の九段線に基づく領有権主張に対して、口上書を国連に提出して正式に抗議した。フランスとスペインから2隻の潜水艦を購入した。

2010年、ブルネイに割譲したカリマンタン島沖の鉱区で海底油ガス田の共同開発が開始された。

2015年6月、SOUTH LUCONIA Shoal に中国海警公船が出入りしているために、海軍と沿岸警備隊の監視船を派遣したことを公表し、その中国船の写真も公開した。

2 海洋戦略

マレーシアが南シナ海島嶼領有権の主張を公式に開始したのは1979年であり、領有権主張諸国の中では遅い。また、当初の係争相手がベトナムであったことが注目に値する。これは当時、ベトナム軍がカンボジアに侵攻したことと関連があると考えられる。海には緩衝地帯がなく、さらにベトナムのカムラン湾にはソ連海軍が存在していた。そのため、マレーシアは FPDA つまり英連邦諸国の後ろ盾と支援を得ることで他の領有権主張諸国

に対抗しようとしていたことが読み取れる。冷戦の終結や赤瓜礁海戦を経て中国の脅威が顕在化する中で、マレーシアの海洋戦略はベトナムへの対抗から変化していく¹⁰⁵。

現在のマレーシアの領有権主張動機は、国際法の進展に伴う管轄範囲拡大と海洋非生物資源獲得であると思われる。タイとの共同開発海域設定やブルネイとの領有権主張の対立を終息させて共同開発を開始したことから、マレーシアは海底油ガス田の商業生産稼働の維持・拡大を最優先として政策を推進していることが窺える。

マレーシアの南沙諸島への関心として、南沙諸島が他国、特に中国、に占領されると国家が分断される恐れがある点は重要である。マレーシアが南沙諸島を失って国家分断の危機に瀕した場合に、中国とサバ州分離主義運動との結びつきが生じると、事態は深刻になるろう¹⁰⁶。それゆえにマレーシアは SWALLOW Reef 開発事業に力を入れており、さらにブルネイとの協調を進めたとも理解されるのである。

マレーシアの戦略目標は「既得権益の確保、領有権主張の維持」といえよう。1990年に新設したコタキナバル海軍基地の存在、1992年以降進められた艦艇や装備の新造更新や増強、イギリス製対空ミサイルやフランス製対艦ミサイルさらにソ連製とアメリカ製の戦闘機購入¹⁰⁷、また2009年からのフランス製潜水艦2隻の購入とコタキナバルへの配備等はその姿勢の表れであろうし、マレーシアの具体的な対処行動としては、2010年4月29日に SWALLOW Reef 付近に現れた中国の監視船を海軍の哨戒艇と航空機が17時間から18時間にわたって追跡したことが挙げられよう¹⁰⁸。

マレーシアが九段線を認めていないことから、中国・台湾とは対立関係にあることは言うまでもない。しかしマレーシアの領有権主張が、フィリピンやベトナムのように強硬ではない理由として、九段線範囲内とはいえ距離的に遠いため、今のところ中国がマレーシアに対して強硬な姿勢をとっていないことが挙げられる¹⁰⁹。さらに、中国が天安門事件で生じた国際的孤立からの脱却を目指していた1990年代初頭に、中馬間では政府首脳の間相互訪問を重ねて二国間交渉を指向していたことと、それに連動してマレーシア政府が中国脅威論を否定したり、中国との同調行動をとったりしていたことが指摘される。Kaplanは歴史的・民族的な分析と取材を通して、「マレーシアはその国家沿革と人口構成から中国への対抗意識がなく、中国に飲み込まれる可能性はないと考えており、また中国を恐れてもいない。マレーシアは国民に共通するナショナルイズムが極めて希薄なコミュニティ同志の集まりである」と結論している。また佐藤は「1993年6月と1994年5月の訪中で、マハティール首相は南沙諸島範囲定義が定まっていないことに目をつけ、南沙諸島を小さく定義して中国主権を認める代わりに SWALLOW Reef 等を南沙諸島範囲外としてマレーシア領であると中国に認めさせるつもりだった」という¹¹⁰。つまりマレーシアは、中国との作用・反作用の結果として、フィリピンやベトナムとは対中姿勢に大きな差があったといえる。しかし、MISCHIEF Reef 事件を契機に1995年からマレーシアの対中姿勢は軍事力強化と多国間交渉による対抗的なものへと転換した。それは首脳の発言や軍事的行動から明らかといえる。ただしそれでもなお抑制的であったマレーシアの対中態度は、ベトナムとの大陸棚限界延伸合同申請に際して中国が九段線を対抗提出するという激しい反応を

示したことから、今後はさらなる変化が生じる可能性がある。

1980年代と1990年代のマレーシアは、FPDAやアメリカ、インド、さらには我が国の影響力を利用して他の領有権主張諸国を牽制しようとしていた。つまりバランス・オブ・パワー戦略を指向していたと言ってよい。それでは、ベトナムと大陸棚限界延伸合同申請をしたことから、現在のマレーシアがバランス・オブ・パワー戦略を指向していると言えるであろうか。ベトナムは対岸国であり、大陸棚画定交渉の対象国である。九段線が無視するのであれば、二国間画定可能な範囲に関してのみの協調行動であるため、バランス・オブ・パワー戦略を採用しているとは言えない。現在のところ、マレーシアがフィリピンとベトナムの対中強硬路線に同調する行動は、ASEANの場においても明確ではなく、アメリカにあえてバンドワゴンする行動も観察されていない。アメリカ軍艦のマレーシア寄港回数が平均的に毎週一度のペースとなっていることや、米馬共同訓練を増加させていることがアメリカへの政治的傾斜を強めているとの評価はなく、マレーシアとしては、東南アジアはアメリカが守っているものだという普遍的な前提を信じているに過ぎず、むしろ全方位協調外交によって海洋非生物資源を主とする既得権益の確保に努めていると考えてよいであろう。ただし、2015年の「航行の自由作戦」で一番艦となったアメリカ海軍イージス駆逐艦「DDG-82 LASSEN」は直前にマレーシアのコタキナバルを出港しており、マレーシアの南シナ海島嶼領有権問題に関する政策を測る際に示唆を与えるものとなる。

しかしマレーシアの南シナ海島嶼領有権主張が国連海洋法条約に完全に沿ったものかどうか、特に121条の定義に沿ったものかどうかを検証されていないこともフィリピンやベトナムと同様なのである。

第4項 ブルネイ

南シナ海島嶼領有権問題におけるブルネイの領有権主張対象は島嶼ではなく、海域のみとあってよい。ただし、ベトナム・中国・台湾の主張範囲と重複している（図3）。

1 行動¹¹¹

1988年、南沙諸島に絡む大陸棚境界を宣言した。さらに LOUISA Reef の領有権を主張していたが、同礁はマレーシアの実効支配下にあつて、灯台が設置されていた。

2009年4月、マレーシアと海上境界協定に調印して、海洋境界線をめぐる二国間の対立は終息した。

2009年5月12日、CLCSに限界設定申請準備書面を提出した。

2010年、マレーシアから割譲されたカリマンタン島沖の鉱区で海底油ガス田の共同開発が開始された。

2011年、ドイツから哨戒艇3隻を購入した。

2 海洋戦略

ブルネイは言うまでもなく大産油国であり、その石油・ガス資源は主として海底油ガス田から産出される。水産業は小規模であり、海洋戦略は海洋非生物資源の確保戦略そのものであると言ってもよい。また、他の南シナ海島嶼領有権主張諸国と異なり、国際法の進展に伴う領海拡大と EEZ 及び大陸棚設定のみを主張している。EEZ 至近に存在する LOUISA Reef の領有権主張はマレーシアとの境界画定によって取り下げられており、現在では海域のみの主張となっている。

戦略目標は「国際法に則った EEZ と大陸棚の確保」以外にないと言える。ブルネイはその海域において、海底油ガス田の開発を推進していくことになる。マレーシアとの対立が終息したブルネイに残された問題は、九段線への対処ということになるが、中国がマレーシアに対すると同様にブルネイに対しても強硬な姿勢を露わにしていない現状は、ブルネイが何らかの具体的な行動をとる段階ではない。なお、ブルネイは資源共同開発に関する中国からの働きかけを、これまで何度も黙殺してきたと伝えられている¹¹²。中国漁船によるブルネイ管轄海域への侵犯も特に報告されていないようである。フィリピンが提訴した仲裁裁判において九段線がどのような評価を下されるのか、という点にも依るのであるが、ブルネイの主張は国連海洋法条約に沿ったものといえるため、国際承認を得ることは確実であろう。

第5項 中国

中国の行動や戦略には非常に多くの研究がなされており、百家争鳴の状況と言ってもよい。分析目的として重要なことは、中国の行動が統一的な戦略に基づいているのか否かの判断であろう。中国を中華思想と切り離して考えることはできないと言われるが、中国の思想の歴史的な検討を試みることと、南シナ海をめぐる言動の整合性から、中国における統一的戦略の存在有無を確かめてみることにする。

現在の中国つまり中華人民共和国は歴史が浅い。南シナ海島嶼領有権問題に関しては、第二次世界大戦終結後は中華民国つまり台湾が関与していたため、中国共産党政府は国共内戦に勝利して以降、実際には1951年からの登場となる。それより以前の歴史に関する主張は台湾の主張の後追いに過ぎない。本項では中国が台湾の後追いをする理由も明らかにする。

Dutton によると、南シナ海島嶼領有権問題において、中国が九段線主張の正当性根拠としているものとしては大きく4つの考え方が挙げられる。

- ①「主権的水域」つまり島嶼領有権は主権であり、それらを取り囲む海域管轄権も主権であるというもの。
- ②「歴史的な水域」国際慣習法に存在する考え方であり、明確な定義がないものの一つであるが故に、他国の主張に影響されるものではない自国の歴史的な水域であるというもの。
- ③「島嶼の扱い」つまり島に限らず岩や砂州、環礁などといった海面上に顔を出すあらゆるものに対して、あらゆるレベルの管轄権を主張するもの。
- ④「安全保障」つまり海洋安全保障上の緩衝地帯として認められるべきであるとするもの。しかしこれら4つの考え方には、国際法の中に明確な根拠を持つものが1つもないのである¹¹³。

なお、領有権主張根拠として検証に堪えるレベルの史料、国際法的に承認される可能性の高い島嶼に対する実効支配程度、国連海洋法条約の適用、中国の海洋政策の整合程度といった点に関して、中国の主張を肯定的に認めるような研究結果は中国あるいは台湾自身の研究者の手によるものの他には見当たらず、総じて、否定的と見てよいと思われる。竹下は中国だけではなくベトナムを含めて、両国の主張する「歴史的に確立している領有権」に関して論じている。それによると南沙諸島の領有を示す資料がないこと、群島接取との主張と特定島嶼のみの実効支配という現実との差異、漁場としての利用記録と国家による実効支配証明の混同、実効支配の継続的な記録がないこと等から両国の主張する「争う余地のない主権」は根拠薄弱で、法的解決ができる可能性は低く、実効支配こそが最大の解決策とする傾向が憂慮されるという。さらに中国に対しては、「中国の立場は全てが乏しい論拠に立っており、全て中国自身の言動でその乏しさが裏付けられている。西沙海戦以来の軍事行動が自らの立場を危うくさせ、ASEANを結束させる効果を生じてきた。1994年から1995年にかけてインドネシア支配下にあるナツナ諸島を巡ってのインドネシアからの照会に対する態度は曖昧なものに終始し、九段線そのものが根拠のないものであり、中国自身が九段線を重要視していないことを示したと見てよい」と論じている¹¹⁴。

1 行動¹¹⁵

- 1951年8月、サンフランシスコ講和条約草案に対して異を唱え、東沙・西沙・中沙・南沙諸島は中国領土との声明を発表したが、その後は外交的な主張に留まった。
- 1953年、台湾の十一段線からトンキン湾の2破線を削除し、九段線として使用を開始した。
- 1956年、西沙諸島宣徳群島に進駐した。
- 1959年、西沙諸島に広東省海南行政区（1988年に海南省となる）弁事処を設置した。
- 1974年1月、西沙海戦で南ベトナムに勝利し、西沙諸島全体の実効支配を確保した¹¹⁶。
- 1975年6月、フィリピンとの間で「南シナ海のいかなる島で紛争が生じた場合でも、通常的外交チャンネルを通じ、友好的協力的な交渉によって解決する」ことで合意し

た。

1978年3月、中比間で（南シナ海島嶼領有権問題に関して）「困難な事態を招きかねない意見の不一致を平和的に解決する作業を進める意思がある」ことが保証されたとフィリピンが公表した。

1982年、西沙諸島に海軍基地を建設した。

1983年、マレーシアが海域を管理している南沙諸島の JAMES Shoal へ海軍艦船を派遣し、主権範囲の最南端として主権を示す石標を沈めるパフォーマンスを始めた。南シナ海全島の名称を人民日報に掲載し、中沙諸島 SCARBOROUGH Shoal の中国名を民主礁から黄岩島に変更した。これは国連海洋法条約では EEZ は島には認められるが礁を含む岩には認められないことから名称を変更したものとみられる¹¹⁷。

1985年、胡耀邦総書記が西沙諸島を訪問した。

1986年6月、フィリピンに南沙諸島問題の棚上げを提案した。

1987年5月、南沙諸島海域で海軍艦艇 16 隻による初の本格的な軍事演習を実施し、6月に外交部が「適当な時期に島嶼を取り戻す権利を留保している」との声明を出した。

1988年3月14日、赤瓜礁海戦でベトナムに勝利して、南沙諸島で初めて実効支配岩礁を確保し、8月までに FIERY CROSS Reef に 8,080 m²の人工島を増築した。これら島嶼には陸戦隊が常駐しており、武装化が進んでいる¹¹⁸。

1988年4月、フィリピンに南沙諸島問題の棚上げと共同開発を提案した。

1988年5月12日、「西沙群島・南沙群島問題に関する備忘録」を公表し、自国の平和的思考を強調した上で、赤瓜礁海戦は平和的解決を可能にするために、ベトナムが乱した環境を回復する目的でのみ行われた、と主張した。本忘備録は、「中国は国と国との間の紛争は平和的に解決すべきであると一貫して主張している。南沙の問題でも同様である」として、「ベトナムが中国の西沙群島・南沙群島に対して領土要求を提出し始めたばかりの 1975年9月、鄧小平は中国を訪問したベトナムの指導者ファンバンドンに対し、中国側に西沙群島・南沙群島が昔から中国の領土であることを証明できる十分な材料があると指摘し、しかし意見の相違を友好的に話し合いで解決するという原則に基づいて、『今後話し合ってもよい』と表明した」と明らかにした上で、「遺憾なことには、ベトナム当局の野心は膨張し、中国側の善意を軟弱と見て馬鹿にし、それからの十数年間に密かに頼むところがあつてか、臆するところなく、中国の南沙群島の島礁に軍隊を派遣し占拠して、各種の軍事施設を建設し、既成事実を作り上げて長期的な占拠を意図している」と指摘している。その結果として中国はベトナムに対し、「武力に訴える侵略拡張政策を徹底的に改め、中国の領土を侵略占領する活動と緊張を作り出す活動を一切停止し、不法に侵略占拠した中国の南沙群島の島礁から速やかに撤退し、それによって当該地区の平和と安全を回復する」ことを要求し、それによりはじめて南沙群島問題の「平和的解決」が可能になる、と主張している。つまり本忘備録は赤瓜礁海戦の「正当性」が中国にあることを国際社会に喧伝するものに他ならない。中国によれば不法な侵略国はベトナムのみならず、フィリピン

とマレーシアも同様であり、領土問題棚上げの間に中国は海軍力を急速に発展させていることから、フィリピンとマレーシアにとっても「明日は我が身」であった。それゆえに、フィリピン・ベトナム・マレーシア 3 か国はこの年立て続けに 2 か国間協議と「平和的解決」の再確認を公表した。逆に言えば、赤瓜礁海戦は南シナ海島嶼領有権問題におけるターニングポイントであり、これ以後、中国対東南アジア諸国という対立構図となっていく。

1988年12月1日、東南アジア諸国の南シナ海島嶼領有権問題をめぐる協議が加速する情勢に対して、外交部スポークスマンが「いかなる外国であっても、南沙群島で話し合いを進めることは、全て中国の領土・主権を無視した行為である」と述べて牽制した。

1990年、李鵬首相がマレーシア訪問に際して、「南シナ海の領有権問題を棚上げする」と強調した。

1991年6月7日、楊尚昆主席がインドネシア訪問に際して、西沙・南沙諸島及びその周辺海域に対して「中国領であり、争う余地のない主権を有していること」を確認した上で、南シナ海の共同開発を提案した¹¹⁹。

1991年11月、ベトナムと国交を正常化した。

1992年2月25日、「中華人民共和国領海及び接続海域法（領海法）」を公布し、南シナ海諸島を自国領とした¹²⁰。九段線の国内法的整備といえる。

1992年5月8日、南沙諸島の VANGUARD Bank における石油探査権をアメリカ企業に与えた。ベトナムは対抗して同地に石油鉱区を設定して別のアメリカ企業に採掘権を付与した。

1994年、フィリピンの隙をついて南沙諸島の MISCHIEF Reef に建造物を構築して実効支配を開始した。当初の木製簡易施設から徐々に強化してゆき、1999年に恒久的施設を完成させた。2012年に確認されたところでは、一部3階建の4棟でヘリポートや風力・太陽光発電設備を持っている¹²¹。

1995年、3月と8月の2度に亘って領土問題に焦点を当てた二国間協議をフィリピンとの間で開催して、平等・相互尊重・平和的友好的な紛争解決・南シナ海航行の自由・国連海洋法条約その他の国際法遵守で合意した共同声明を発表した。

1998年、「排他的経済水域及び大陸棚法」を制定した。

1999年4月、ASEAN との会合で王毅外務次官が「もし ASEAN が（南シナ海島嶼領有権問題に）本当に関心を持っているなら、我々は真剣かつまじめに検討するだろう」と述べた。

2000年12月、ベトナムとの間でトンキン湾境界画定協定に調印した。

2001年4月1日、海南島沖の中国 EEZ 内にて、中国海軍戦闘機がアメリカ海軍電子偵察機に空中衝突した。中国軍機は墜落し、アメリカ軍機は海南島に緊急着陸した。EEZ における航行の自由と軍事活動を巡る国連海洋法条約の解釈に関する激しい対立が表面化した¹²²。

2002年、「測量・地図法」を制定し、EEZにおける水路調査や軍事監視活動は中国政府による事前の同意を要すると定めた。

2002年11月4日、ASEANと「南シナ海行動宣言（DOC）」に調印した。

2005年7月4日、メコン流域諸国サミットにおいて、フィリピン・ベトナムとの三者間で南シナ海共同資源探査に合意したが、フィリピンのARROYO大統領に中国が利権供与していたことが発覚し、破棄された。

2007年夏頃、アメリカなど外国の石油ガス大手に対し、南シナ海でベトナムの資源探査や開発への協力を中止しなければ、中国国内でビジネスを続ける上で支障が出る、との警告を始めた¹²³。

2008年までに海南島三亚市に新軍港が完成していたことと、原潜が潜航したまま入出港できる地下トンネルが運用されていることも確認された。

2009年3月、海南島沖の中国EEZ内においてアメリカ海軍音響観測艦IMPECCABLEの活動を中国監視船3隻と指揮下の中国漁船2隻で妨害した(IMPECCABLE事件)。EEZでの航行の自由と軍事活動を巡る米中対立が再燃した。

2009年3月11日、フィリピンの領海基線法制定に嚴重抗議を発表した。

2009年5月7日、CLCSに提出されたマレーシアとベトナムの大陸棚縁辺部限界延長合同申請に対して、九段線を論拠として抗議口上書を提出した。中国が領有権を国際的に主張するために九段線を使用したことはこれが初めてといわれている。5月11日に大陸棚限界延長申請準備書面をCLCSに提出した。

2009年12月26日、全人代常務委員会が「海島保護法」を承認した。

2010年3月、中国高官がアメリカ高官（国家安全保障会議アジア上級部長と国務副長官）に対して「南シナ海は中国の“核心的利益”（core interest）」と初言明し、5月にClinton国務長官に対して再度言明したが、直ちに同長官から「同意できない」と反駁された。この発言の真意は不明ではあるが、「核心的利益」との表現は中国が南シナ海の権益を台湾、チベット、新疆ウイグルと同列視し、一切の妥協や譲歩をしない強硬姿勢を示唆したものと一般に理解された¹²⁴。

2010年7月、南海・北海・東海艦隊が南シナ海に集結して、複雑な電磁環境下での多兵種合同演習を実施した。

2010年7月、外交部報道官は7月23日のアメリカ国務長官発言に対しての非難声明を発表した。

2011年3月2日、南沙諸島のREED Bank周辺海域でフィリピン傭船の資源探査船の活動を監視船2隻で妨害した。

2011年4月14日、「中国は南沙諸島に対して議論の余地なき主権を保持しており、九段線に抗議するフィリピンの口上書を全面的に受け入れられない」とする口上書を国連に提出した。

2011年4月、胡錦濤主席は「中国は引き続き友好的な話し合いを通じて、隣国との領土と海洋権益の係争を平和的に解決するよう力を尽くす」と発言した。4月末に温家宝

総理は「DOC を堅持して領土と海洋権益の争いを平和的な話し合いを通じて解決することと、南シナ海の航行の安全を各国と協力して維持する」意向を示した。6 月には国防部長が「南シナ海問題について友好的な協議と話し合いを通じて平和的に解決することや、航行の自由を尊重すること」を表明した。

2011 年 5 月 26 日、ベトナム沖にてベトナムの資源探査船の探査用ケーブルを監視船 3 隻で切断し、ベトナムの抗議に対して「正常な取り締まり」と反論した。

2011 年 5 月 27 日、フィリピンから抗議を受けた。6 月 1 日と 15 日にフィリピンが公表した事実から、南沙諸島の AMY DOUGLAS Bank、IROQUIOS Reef、SABINA Shoal、REED Bank、BOXALL Reef で何らかの建設計画を推進しているとみられる。

2011 年 6 月 9 日、ベトナム沖の VANGUARD Bank でベトナム傭船のノルウェー籍資源探査船の探査用ケーブルを監視船 2 隻に支援された漁船が切断しようとして失敗し救助された。ベトナムの抗議に対して「中国漁船は被害者である」と反論した。

2011 年 7 月 20 日、ASEAN と「DOC の履行に関する指針」に合意した。

2011 年 10 月 11 日、中越首脳会談で海洋における紛争解決の基本原則に関する協定に調印した。それによって、友好的な対話と交渉の継続、国際法規に基づく法的レジームと諸原則への準拠、DOC を遵守し対話と交渉による解決、長期的解決への過程で過渡的かつ暫定的措置を議論、解決容易な問題からの取り組み、境界画定交渉の定期化とホットラインの設置を約束した。

2011 年 11 月、南沙諸島の HALF MOON Shoal で測量作業を実施した。

2012 年 4 月、中沙諸島の SCARBOROUGH Shoal において、中国漁船をめぐってフィリピンとの間で公船対峙事件が発生した。フィリピンからの国際海洋法裁判所への共同付託提案を拒否し、検疫制度運用変更による農産物輸入規制と旅行規制による対フィリピン複合的経済制裁を実施した。

2012 年 5 月、中国海洋石油総公司是最大作業水深 3,000m の国産の深海掘削リグが南シナ海で掘削作業を開始したと発表した。

2012 年 6 月、海南省の地区級市として西沙・中沙・南沙の全体を管理・開発する三沙市を新設し、市政府所在地を西沙諸島の Woody Island として、三沙警備区も併設された¹²⁵。さらに、三沙市設置式典において中国南海研究院呉士存院長は「中国は南シナ海全域の支配を望んでいるわけではなく、わずか 80% の支配を求めているだけである」と述べた。

2012 年 6 月、中国は、ベトナムが近海で開発を進める天然ガス・石油鉱区と重複する鉱区を国際入札にかけると発表した。

2012 年 7 月、南沙諸島の HALF MOON Shoal でフリゲート艦が座礁したが、その後、離礁した。

2012 年の ASEAN 外相会議で、対中強硬論を唱えるフィリピンとベトナムとインドネシアなどに対して、議長国カンボジアやタイに「多国間問題ではなく二国間問題」であるとの中国の主張に同調させることで反対させ、共同声明の発表を見送らせること

に成功した。

2012年8月4日、外交部報道官は前日のアメリカ国務省の警告声明に対しての非難声明を発表した。

2012年9月、旧ソ連の廃棄空母を再生した空母「遼寧」が就役した。

2012年11月、海南省人民代表大会が「海南省沿海辺防治安管理条例」を制定した。海南省の管轄海域での外国船及びその人員に対する海警の対抗措置を規定したものであり、2013年1月から発効したが、中国外交部は国際法に基づく南シナ海での航行の自由は保障されるとしている。しかし、フィリピンやベトナムとの主張重複海域であることから、新たな火種となる可能性がある。

2012年11月5日、国営 CCTV は南海艦隊がエアクッション艇4隻と中型ヘリコプター4基を搭載できるドック型輸送揚陸艦や防空ミサイル駆逐艦、潜水艦や補給艦を用いて南シナ海で艦対空ミサイル発射を含む島嶼上陸訓練を実施したと報じた。

2012年11月30日、ベトナム EEZ 内でベトナムの資源探査船の探査用ケーブルを複数の中国漁船が切断した。

2013年2月、国産イージス艦3番艦が東海艦隊旗艦として就役した。

2013年3月14日、管海官庁として17の行政組織が関与していたが、その内の主要4組織である「漁政（農業部）」「海監（海洋局）」「辺防海警（公安部）」「海上緝私（海関（税関）総署）」を海上警察機構の一元化を目指して「海警局」として統合した¹²⁶。

2013年、仲裁裁判所に対してフィリピンが一方的提訴を行ったことに対し、仲裁裁判所には管轄権がないとして、裁判受入れの拒否を表明した。

2014年1月1日、警察権を強化する海南省漁業法規則が施行された。西沙・南沙諸島を含む南シナ海管轄海域で外国漁船に操業許可申請を義務付けると共に違反行為を行った漁船に罰金を科すものである¹²⁷。

2014年5月2日、西沙諸島南方沖のベトナム主張 EEZ 内に、突然中国が海底油田掘削リグを設置してベトナム漁船を強制排除し始めたことから、両国の公船が対峙し、中国船がベトナム側に意図的衝突を繰り返す事態となった。ベトナム側が現場映像を含む情報公開で国際社会に訴え続けた結果、中国は突如リグを含めて一斉退却した。

2014年、南沙諸島 FIERY CROSS Reef の埋め立てを開始した。赤瓜礁海戦での獲得6岩礁全てと、MISCHIEF Reef を埋め立てて軍事拠点とするべく人工島化する計画を公表し、工事を開始した。この埋め立て工事は他の南シナ海島嶼領有権主張諸国全ての反対表明を顧みることなく、大規模かつ迅速に実施されたゆえに、南シナ海島嶼領有権問題と、中国の覇権主義を明確に具現化する象徴的な事実となった。本件は2015年にアメリカの軍事的調査活動の活発化を誘発し、中国政府国防関係者は埋め立ての目的を「軍事拠点化」であると公言した。しかし、同政府外交関係者はそれを否定して「非軍事目的」を公言したため、中国政府の発信が背反することとなっている¹²⁸。

2015年4月7日、ベトナムとの間で、海上の争いをコントロールして南シナ海の安定維持に努力することで合意し、両国関係が直面する問題の解決に向けた党協力計画

(2016～2020年)に署名した。

2015年10月、米中首脳会談において、南シナ海島嶼領有権問題は決裂し、アメリカの主張する「航行の自由」「低潮高地の造成人工島への領有権・領域設定の否定」と中国の主張する「人工島領有権・領域設定・軍艦の無害航行否定」の協議は平行線のままで終わった。アメリカは従来から検討していた「航行の自由作戦」実施を決定し、10月27日にイージス駆逐艦1隻を中国人工島12海里海域へ進入航行させた。フィリピン・インドネシア・オーストラリア・ドイツ・EU・我が国は直ちにアメリカ支持を表明したが、中国は激しく反発した。尚、アメリカは「航行の自由作戦」の数か月以上の継続を明らかにしている。

2015年10月29日、常設仲裁裁判所が中国の主張を否定して、フィリピンの一方的提訴に対する管轄権を確認し、九段線主張の国際法上の有効性等に関する審理開始を決定したことを受けて、改めて裁判受入れの拒否を表明した。

2 海洋戦略

現代国際社会は良くも悪くも西欧的価値観に基づいて構築された秩序に、原則的には沿っていると見えよう。南シナ海島嶼領有権問題に関しても、ASEAN側4か国の主張や行動さらに戦略は現代国際社会で容易に理解される内容に揃ってきているように見えるが、中国の強圧的な主張と行動には柔軟性が見えず、わずかな隙を見逃すことなく侵出する不気味さと国際法軽視の身勝手さが顕著であることに特徴がある。その異質な戦略を紐解くためには、ある種対症療法的な観察と理解では中心線を見誤る可能性が高い。中国特有の思想背景から順に検討して戦略の中心線を探る必要があろう。

中国の思想背景

中国の基本戦略の一つとして、膨張政策が挙げられる¹²⁹。中国は国土回復を主張して正当化するが、新疆ウイグル・チベット・内モンゴル・満州においては疑義が指摘され続けており、中でも新疆ウイグル・チベットにおいては独立回復運動が収まる気配を見せないどころか、激化していると言ってよい。しかし中国はそれら民族問題を強圧的に抑えこみながら、台湾・東シナ海・黄海・南シナ海・カシミール・ブータン・ロシア沿海州へとさらなる膨張を企図・主張あるいは実施中である。中国は海洋において、領域は国力の増減に従って伸縮する、つまり国力が拡大すれば地理的境界も拡大する、という「戦略的辺境」という概念を持っている。これは近世・近代に世界を覆った帝国主義思想に他ならない。全方位に向かっての膨張政策は伝統的な中華思想、つまり華夷秩序の回復という非常にクラシカルな覇権主義を根本に持つと考えることが自然である。中国は歴史を遡っての版図を主張し、現実にチベットやウイグルを侵した。それが正しいのであれば元朝の最大版図、つまり東は北朝鮮、北は南シベリア、西はモスクワからウクライナとトルコ、南はイラク

からイランを経てパキスタンとネパールさらにはインドシナ半島基部まで進まねばならない。なおこの場合、台湾は含まれない。つまり自国の都合の良い時点に遡っての版図回復であり、ご都合主義である。万一、将来の日本が大東亜戦争の最大版図回復を主張した場合、中国は承認するということであろうか。ちなみに漢民族はアジア大陸の一民族に過ぎず、民族「固有」の地理的範囲は黄河中流域にある中原と呼ばれる小さい地域である。中国とは「中原の国」であり、中国人は「中原の人」という意味である。また、万里の長城は漢民族の版図限界線の物証である。王子は「中国」という単語の意味と使用沿革を明らかにし、中国の歴代王朝の国家継承否定による領土主権の継承否定を主張している。中国歴代王朝や国家が国家承継や政権交代ではなく、滅亡の繰り返しであることを提起し、中華民国と中華人民共和国双方には台湾領有の権限自体が存在しないと論じている。また国際法解釈の面からはアメリカの行った台湾中立化声明の妥当性を検討し、いまだに台湾はサンフランシスコ講和条約で放棄されたままの領有権者のいない地であると主張する。Kaplan は中国の膨張・覇権主義は 19 世紀帝国主義と全く同じではないが、グローバリゼーションの時代に合わせてやや洗練された程度であり、中国の勢力拡大根拠としては「その国の地政学による必然」というナポレオンの言葉も当てはまると論じる。そして中国の勢力圏として「シベリア以南、中央アジア以東、インドを含む南アジア全域、日本を除く東・東南アジア全域」であり、中国勢力圏への対抗国家はインドと日本であると指摘している。そして、現在の中国は陸上での対抗勢力との対峙がほぼなく、海洋での勢力拡大に集中して取り組める状況であると分析している。中嶋は毛沢東が 1936 年発表の論文「中国革命と中国共産党」の中で、朝鮮・台湾・琉球・澎湖諸島・旅順・ビルマ・ブータン・ネパール・香港・ベトナム・マカオを帝国主義国家に強奪された属国や中国領土とする初期見解を述べていることを指摘する。この領土観は後に訂正されるが、中嶋はこれが中国共産党の領土観の水源を如実に示していたと論じている¹³⁰。

中国は共産主義国家であり、共産党一党独裁体制にある。現代の中国は国際社会における重要な経済大国へと成長したことで、対外的には大きな自信を持って振る舞いつつも、急激な経済成長と共産主義社会に資本主義経済を導入したことによる社会的矛盾の結果として生じた多くの国内問題を解決することが困難な状況にあると観察されている¹³¹。中国は国内的には強権強圧的に対処しつつ、国際的にはソ連崩壊による冷戦後新秩序形成の主要国候補として台頭し、アメリカの凋落傾向の中で、覇権主義を露わにしている。

中国の国家戦略は覇権主義であり、アメリカとの二極覇権を指向していると見てよいが、その源泉は何であろうか。そもそも中国は幾多の王朝交代を経てきた。ほとんどが周辺異民族による侵略王朝国家であり、基本的に国家連続性はない。新王朝は前王朝を全否定することが常態であったにもかかわらず、中華思想という覇権主義は受け継がれ、アジアでは華夷秩序という冊封体制が維持され続けた。言い換えれば、アジア大陸に存在する各民族が華夷秩序の中心、つまり華を争奪する地がいまの中国であったということになる。その争奪戦における最近の勝者が毛沢東率いる中国共産党である。この文脈から、現在の中国が本質的に覇権主義国家であることは必然であると理解されよう。

中華思想の基本的考えに「天下」と言われる。それは国家の上に存在するもので、人事に関する運命や天地万物の運行秩序を司り、普遍性と時間的・空間的無限性を備えている。華を争奪していた漢民族及び周辺多民族は、この唯一の中華的天下の中であって、他に天下があることを知る由もなかった。しかし 19 世紀から始まった西洋帝国主義列強の侵略は、それまでの中華的天下の中で華を争奪していた戦とは本質的に異なり、中華的天下そのものを否定して粉碎し、西洋的秩序・価値観を強要したのである。これが近代中国知識人たちの抱いた「天下瓦解の危機」の本質であり、清朝末期以降の改革運動や革命運動の原動力と言えるのである。華夷秩序の冊封体制においては、中華王朝国家と個々の周辺国家との実情に照らして、それぞれ異なった相互関係が結ばれていたが、西洋的秩序・価値観は全ての国家間関係を一つの慣習や原則、つまりキリスト教的価値観を淵源とする慣習や国際法、に従って律することであり、実態は圧倒的な生産力と経済力を背景とした武力をもって他の文明に強要する原則であった。この屈辱的な喪失体験ゆえに中華的天下は実態を離れて理念として記憶され、あるべき秩序、回復されるべき伝統として理想化されていった。その流れの中で、国民党と共産党は「中華的天下の回復・再建」という目標を共有していたことになる。中国統一は中華的天下における国家正統性を示すものとして最優先事項となった。つまり、中国の台湾への執念と台湾の大陸への執念、ともにあくまでも「一つの中国」を追求する執拗なまでの姿勢は天下思想を解することで理解できるのである¹³²。

中国の国家理念は、端的に言えば「富強で民主的で文明的な社会主義国家である中国を打ち立てて、その中国の価値観、秩序観が世界によって認知される状態を実現すること」と毛沢東が表明している。1949 年 9 月 21 日、中国建国 10 日前に毛沢東は国家建設遂行の三段階を明示した。順に「生存確保の段階」、「経済発展の段階」、「文化的復興の段階」である。1978 年 12 月 13 日、鄧小平は改革開放政策を明言し、農業・工業・国防・科学技術の 4 つの現代化実現を目標とした。これは「生存」と「発展」を確保する方針であった。鄧小平は政策が軌道に乗り、SLBM 発射実験に成功した 1988 年 9 月以降、「世界政治経済新秩序」概念を提示し始めた。鄧小平の後継となった江沢民は、1997 年 9 月に開かれた全国代表大会で「中国の特色を有する社会主義の文化の淵源は中華民族¹³³5000 年の文明史にある」とした。この文化とは中華的天下と華夷秩序と思われ、江沢民の「他国が彼らの社会制度とイデオロギーを我々に強要することを絶対に認めない」という発言から明らかである。江沢民は、さらに冷戦思考の存在と覇権主義と強権政治が世界の平和と安定を脅かしている、との認識を示した。ここで覇権主義とはアメリカを、強権政治とは西側先進諸国を指している。つまり、西側諸国との闘争には断固たる姿勢で臨むという論理的帰結に到達するのである。江沢民を継いだ胡錦濤も「世界政治経済新秩序」概念を堅持し、2005 年 4 月 22 日のアジア・アフリカ・サミットにおいて、「我々は発展途上国の国家権益を維持擁護し、公正で合理的な国際政治経済新秩序を建立するという重要な課題に共に直面している」と述べた。現国家主席である習近平は、2013 年 3 月 17 日の第 12 期全人代第 1 回会議において、「中華民族の偉大な復興という中国の夢を実現するため奮闘・

努力しなければならない」と述べている。ここに「世界秩序を律するルール・メーカーとして国際舞台に登壇する」という毛沢東以来不動の国家的理念に向けて着実に歩む中国の中心線が見て取れるのである¹³⁴。

毛沢東は「政権は銃口から生まれる」¹³⁵との言葉で有名であるが、「戦争を消滅させるための唯一の手段として戦争が必要であり、中国が行う戦争は常に正義の戦争である」¹³⁶との主張からわかるように、人類の永遠の平和実現に至るまでは戦争が不可欠であり、中国がそれを担うのであるから、常に「国家の生存をすべての前提と考え、その達成手段としての軍事闘争を重視している」のである。毛沢東の国家理念や戦略思想を不動に継承する中国はその軍事闘争重視を認めており、具体的にはアメリカとの軍事闘争を念頭に置いている¹³⁷。

中国がアメリカを覇権主義国家と位置付け、軍事闘争相手として対抗する理由は第二次世界大戦中に萌芽を生じた。1943年のカイロ会談でアメリカの Roosevelt 大統領は蒋介石総統に台湾回収を、さらに複数回にわたって琉球回収を持ちかけたという。金子が蒋介石日記を根拠として述べているが、第二次世界大戦後の中国の国境線は清国が奪われた国境線を回復するものとなると考えていた蒋介石が、アメリカが一時的に占領を希望するなら琉球諸島の返還は将来の課題として良いとも考えた結果、戦後すぐに琉球を回収しなくてもいい、と Roosevelt に対して答えたという。金子は、ゆえに尖閣諸島そして沖縄への中国の触手はその「将来」が到来したということであり、サンフランシスコ講和条約で台湾と同じく継承国なしで放棄された西沙・南沙諸島も台湾領であるという解釈がされている、とも論じている。つまり、尖閣諸島・沖縄・南シナ海島嶼領有権問題は同根であり、アメリカの対中政策のふらつきが根本原因であって、サンフランシスコ講和条約経緯にその証が見られる。金子は、沖縄返還に際しての日米間の外交文書記録や米中国交正常化交渉の機密会談録でこの流れを追うことができるとも論じている¹³⁸。

ポツダム宣言では、台湾返還を明記したカイロ宣言の履行が取り込まれていたのであり、アメリカは台湾が中国領であることを認め、さらに領土的野心はないと明確に示していた。その一方でアメリカは台湾の戦略的価値の重要性を認識し、終戦後の台湾経済への介入を考慮していた。そして蒋介石と協議をして 1947年12月に国民党政府との間で「中米海軍協定」を結び、アメリカ海軍・空軍の台湾駐屯が実現する。当時、アメリカは台湾独立派との接触も行っていたという。1948年秋に国共内戦の大勢が決まると、アメリカは台湾に混乱が持ち込まれてアメリカ軍の駐屯が維持できなくなる事態を避けるために、蒋介石の台湾移動を阻止するとともに台湾の占領あるいは委任統治建議を提案するべく画策した。この活動が「台湾不干渉を標榜しながら、台湾を中華から分離して、大陸に対する拠点とする行為」との疑念を中国に与えた。この疑念は 1950年6月27日に朝鮮戦争に関連して発せられた台湾中立化政策で確信となった。アメリカは朝鮮戦争の勃発で政策を変更し、中華人民共和国と中華民国が共に反対した台湾中立化声明によって台湾を切り離した。中国は同政策を「アメリカが台湾問題に直接介入することを明らかにした」と理解したのである。さらにサンフランシスコ講和条約は中華人民共和国も中華民国も呼ばれない会議で

締結され、台湾は両国の関与できないところでアメリカ主導の下、我が国から放棄されたのである。中国側から見れば、「サンフランシスコでアメリカに台湾を奪われた」ということになる。その後のアメリカの対中政策は基本的に「封じ込め」政策の線上にあると言える。中国から見れば、中華的天下の恢復・再建をアメリカが有形無形の外力を用いて妨害しているということになる。その後、米中国交正常化とそれに伴う米華国交断絶が行われたが、アメリカは同時に台湾関係法を成立させて台湾への支援を継続し、台湾問題への直接介入の余地を残した。近年では 2001 年 4 月 25 日にアメリカの Bush 大統領が台湾防衛義務を明快に肯定し、踏み込んだ発言をした。Bush 大統領はテレビインタビューで、「台湾が中国に攻撃された場合、アメリカには台湾防衛の義務があるか」と尋ねられて「イエス」と答え、さらに、「(アメリカは)台湾の自衛を助けるために何でもする」と発言して波紋を呼んだ。Bush 政権高官はこの発言について、台湾有事におけるアメリカの軍事介入を明言したのではなく、「アメリカの国内法である台湾関係法の義務に基づき(防衛用兵器の供与などを通じて)台湾の自衛を助ける」という従来の方針を確認しただけという釈明に追われた。なぜなら、アメリカ政府は伝統的に、中国による台湾攻撃の場合にアメリカが軍事介入するかどうかを意図的に曖昧にするという「戦略的曖昧さ」を基本方針にしてきた。それは、アメリカが軍事介入しないことを明確にすれば中国の台湾攻撃を招くし、逆に軍事介入することを明確にすれば台湾側から紛争を誘発しかねないという考慮によるものだったからである¹³⁹。つまり、アメリカが依然として台湾を分断して統一と中華天下の恢復を妨害する存在であるとの疑念は払拭されず、アメリカは中国にとって敵性的存在である覇権主義国家として定位され続けているのである¹⁴⁰。

中国の現代戦略思想として「三戦」が知られている。「法律戦」、「世論戦」、「心理戦」の 3 つを指す。国際法解釈や新規立法を恣意的に進めることで自国に有利な展開をもたらすこと、メディアをコントロールして自国に有利な世論を形成すること、威嚇・恫喝・懐柔或いは他分野との複合的対応によって圧迫して相手の意志を挫く、ということであり、実際の戦火を交えることなく勝利を手にする方法である。孫子の兵法の中でも有名な「戦わずして勝つ」¹⁴¹ことを実現する戦略であると言え、南シナ海島嶼領有権問題においても既に全面的に実施されていると考えてよいであろう。一例をあげると、1988 年の赤瓜礁海戦後に出された「備忘録」は「世論戦」の典型であり、真偽や証拠裏付け等には束縛されず、とりあえず機先を制して大きな声で自分の理を發表することで世論を誘導、その結果、対抗的協議を開始した相手陣営に対して同年 12 月のスポークスマン発表で冷や水を浴びせる「心理戦」をもって圧したと評価されよう。丸山は中国の海洋権益追求における三戦として、「法律戦で国連海洋法条約、中でも解釈宣言を恣意的に利用して国内法を整備し、「世界の海の憲法」を「中国の海の憲法」に変質」させ、「世論戦で、歴史的な水域主張を世界のメディアに発信することで中国古来の領土であると印象付けて味方につけ」、そして「心理戦で公船による領海侵犯を含む示威行動と圧力を継続して抵抗意欲を挫く」ことが実行されていると分析している¹⁴²。

武力行使や威嚇といった手段をとる反面、「論争棚上げ、共同開発」を公式政策として

主張することも中国の政策特徴といえる。実際の行動から判断すると、あくまでも仮面の政策と思われるが、この公式政策の構成を見ておく必要がある。そもそも本政策は、尖閣諸島領有権問題を処理するために 1978 年に鄧小平が提起したものといわれる。中国外交部は「論争棚上げ、共同開発」政策の構成要素として「領有権は中国に属する」「領有権論争を完全に解決する条件が整わない時は議論を休止して棚上げできるが、主権の放棄を意味しない」「争いのある領土は共同開発できる」「共同開発の目的は相互理解を強化して領有権問題の最終的な解決に向けた条件を作り出すこと」の 4 つを明らかにしている。つまり、この政策の究極的な目標は「中国の主権を認めさせる条件を作り出すこと」であって、共同開発自体に対する実利的な関心は高くないと判断されよう¹⁴³。

海洋展開の動機

南シナ海をはじめとする海洋への展開を進めている中国の動機は何であろうか。ベトナム戦争があった冷戦下においては、ベトナム戦争の側面支援を動機として西沙諸島へ進出したと考えられるし、ベトナム統一後は、統一ベトナムが中国と対立関係にあったソ連にカムラン湾を海軍基地として供与したことへの牽制が動機であったともいえよう¹⁴⁴。ここでは、冷戦後に力の空白が生じた南シナ海における動機を検討する。

近年の中国における近海漁獲高は 2000 年水準と比較すればマイナス成長である。これは海洋生物資源に対する需要もしくは供給が増大していないということである。中国沿海の水産資源の枯渇に加えて、中国の沿海・近海漁業権が買い占められて漁業が困難になっているとの中国の報道もあり¹⁴⁵、供給が制限的になっている傾向は否めないと思われる。従って遠洋を指向せざるを得なくなった漁業は、トータルとしての供給量を維持することが精一杯とも言えよう。漁業コストは上昇するため、市場価格も上がっているはずである。ここで、海洋生物資源獲得と安価での市場供給が優先的に必要であれば、中国政府が漁業権の買い占めを禁止するとともに、公的な資源管理政策を導入することが選択されるべき政策と思われるが、その実行を裏付けるような資料は見当たらない。つまり、需要増大がそれほど切迫している状況ではないということと思われ、現時点で海洋生物資源獲得は優先順位の高い動機とは言い難い。

海底油ガス田の獲得に関して言えば、中国海洋石油総公司の近海石油ガス生産量は 2010 年において総消費量の 9.6%、渤海がその 3 分の 2（総消費量の 6.4%）、南シナ海は 3 分の 1（総消費量の 3.2%）、東シナ海は総消費量の 0.00096%であり主要な動機とは考えづらい。川中と佐藤の検討では、海洋生物資源の漁獲量減少を回復させるために、漁場の拡大を図って南シナ海全域の獲得を指向する可能性は否定できず、また、南シナ海の石油・ガス埋蔵量の予測値が中国だけ突出して非常に大きい（楽観的）上に、海洋掘削船の大型化を進めていることから、海洋非生物資源の獲得も放棄していないことは間違いない、と付言される。石田は、2003 年に中国国務院が配布して国家海洋局が 2004 年に公表した海洋経済発展計画を基に非軍事的側面での海洋戦略を検討している。その計画と公表実績値は驚嘆すべき大きさの規模と発展であり、海洋資源獲得が海洋展開の動機であると論ずる

が、地政学的な矛盾や政治・技術面における計画と現実との相違を抱え、実現程度は不透明である。比較すると、海洋経済発展計画に焦点を当てたミクロ的な石田の検討より、全体経済規模の中での海洋分野の割合をみるマクロ的な川中や佐藤の検討の方が現実を反映しているように見える。中国の海洋戦略は軍事戦略面が第一義であり、非軍事面は便宜的かつ付属的なものと考えの方がよいであろう¹⁴⁶。

国家正統性証明の面からみると、台湾が実効支配の実績に基づいて南シナ海島嶼領有権主張と十一段線の公表をしている以上、中国共産党としては国民党と大きく隔たる主張を展開することは難しい。その理由は近代中国革命における正統性の最も重要な要件である「統一」に関して、共産党の主張が、先行する国民党の主張よりも後退ないし縮小するならば、革命主体としての正統性に大きな疑義を投げかけられる懸念が生じるからである¹⁴⁷。つまり中国では、台湾が先行して主張した領有権と少なくとも同等の主張をする必要性が絶対的に存在し、動機の一つとなっているのである。従って、台湾の十一段線主張の後追いである中国の九段線主張に関して法的根拠を説明することはそもそもできないのである。

地政学的価値つまりシーレーンの面から見てみる。中国の石油輸入の98%以上は南シナ海を経由している¹⁴⁸。中国は南シナ海と東シナ海以外にシーレーンの設定ができない国である。両シナ海は台湾で区切られ、東シナ海は我が国の南西諸島と琉球列島で半閉鎖されている。つまり有事において南シナ海の代替航路は存在せず、南シナ海のシーレーン確保が国家存続の絶対条件となるのである。南シナ海の出入り口の中で中国が管制可能性を有するのは台湾海峡を除くと、台湾・フィリピン間のバシー海峡のみである。ここに中国の台湾併呑政策の目的の一つが見られる。有事の際にバシー海峡管制権をアメリカ側に取られることは、中国のシーレーンにとって大きな打撃となる。逆に中国がバシー海峡管制権を握ると、アメリカの戦略物資流通¹⁴⁹、台湾・韓国そして我が国の南シナ海シーレーンを自由に制御できるのである。つまり、経済面だけではなく政治的に東アジアを意のままにすることが可能となるのである。中国にとって、バシー海峡のみならず九段線内の航路管制権を掌握することは自国シーレーンの安全保障を確保するとともに、東アジア覇権に大手を掛けることになる。中国の国家理念とも親和性の高い動機である。なお、2006年に胡錦濤主席は「中国は海洋大国になる」と宣言しており、ロシア、インドなどの陸上国境問題が落ち着いている現在、中国の次の課題が「海洋国境」であることは指摘されよう¹⁵⁰。

アメリカを軍事闘争相手と考えての軍事的動機を見てみる。米中間での具体的なシナリオとしては、台湾有事でのアメリカ軍来援、米中全面戦争、MAD戦略が想定される。それらに備えるために「できるだけ遠方での防御」、「台湾独立を抑止・阻止するため外国軍の介入を阻止」、「(対米)核抑止力保持」、「海洋権益の獲得・維持・保護」、「自国の海上交通路保護」の任務を海軍に与えているとみられる¹⁵¹。

毛沢東の国防戦略は多層的前線を形成してそれぞれに異なる役割を担わせる「三線建設」や敵を懐中に引き込んでしまう「積極防御」に代表されるような縦深を利用したものが特徴的である¹⁵²。「遠方での防御」と「外国軍の介入阻止」を果たすために、中国がそれらを海洋に応用したものが「近海積極防御」といわれる戦略であり、アメリカはそれを「接

近阻止／地域拒否 (A2/AD) 戦略」¹⁵³と捉えている。A2/AD は「接近拒否／海域統制拒否」ともいい、本章本節第 7 項で述べるアメリカ軍の JOAC では、A2 とは作戦エリアへの他国の軍事力の進入を長距離から阻止する行動あるいはその能力であり、AD とはより短い距離で他国の軍事力による作戦エリアの自由な行動を制限することであり、共に作戦エリアから敵を排除することではないと定義している。中国が防御・阻止する相手はアメリカ海軍の空母打撃群 (CSG) ¹⁵⁴と巡航ミサイル原潜 (SSGN) である。艦載機の作戦半径を 500 km と仮定して CSG を中国本土と台湾からその圏内に接近させないこと、巡航ミサイル最大射程 3000 km として SSGN を北京からその圏内に接近させないことが中国の「近海積極防御」戦略の目的である。

「(対米) 核抑止力保持」は、冷戦下での米ソ間 MAD 戦略を米中間に再現することをアメリカに強要しようとするものであるが、その実現のために中国は、SSBN の聖域となる海域の確保が絶対条件となる。

「海洋権益の獲得・維持・保護」は海軍と海警の密接な協力によって実現される。2012 年 9 月 27 日に中国国防部スポークスマンが「軍は常態化した戦備勤務を堅持、海空の突発状況に積極的に対処、主権と海洋権益を断固、維持擁護する。日常戦備と海監や漁政との密接な協力を結合させ、海洋法令執行・漁業・石油ガス開発に保障を提供する」と言明した。なお、海監や漁政その他の海洋法令執行機関は 2013 年に海警局として統合された。

2015 年 5 月 26 日に中国国防部が発表した「2015 年国防白書 中国の軍事戦略」は、アメリカ一極型国際社会に対抗する表現として「多極化」を使用している。「海上軍事闘争及び闘争準備を最優先にし」「伝統的な陸重視・海軽視の考え方を突破し、海洋に関する経済戦略と海洋権益の保護を高度に重視しなければならない」と述べて、海空軍重視のさらなる推進を内外に明らかにした。具体的には「近海防御」から「遠海保護」への脱皮、空軍は宇宙へと活動範囲を拡大、陸軍は「地域防衛型」から「全域機動型」への転換である。

「軍事闘争準備」は前回の 2013 年国防白書にも「戦争準備」として明記されており、元々は 2012 年末の習近平主席の「戦えるようになれ、勝てる戦いをしろ」との指示であるため、中国が臨戦態勢に入ったと理解するべきではない。但し、自らの台頭を自認し、国際社会での主導的位置を自他ともに承認しつつあることでの自信が読み取れるため、南シナ海での米中衝突可能性は否定できない¹⁵⁵。

「自国の海上交通路保護」においてはソマリア沖海賊対処に艦艇を派遣しているが、南シナ海以外では中国はアメリカ主導の秩序維持にフリーライドしていると言ってよい¹⁵⁶。

中国の安全保障上、人口の密集している沿海部政経中枢の安保、防衛の縦深性を確保することと、太平洋およびインド洋での防衛能力展開のために沿海から近海、遠海までの広い「面」として抑止力を行使できることが必要である。抱え込んだ「中華帝国復興の海」は地政学的には「封じられた海」で、外界への進出を狙う中国にとって、そのルートが列島線によって大きな制約を受けていることが最大の問題である。中国は、これを突破して自由航行のための出口を得たいと考えている¹⁵⁷。軍事闘争を重視する中国の国家理念から考えても、さらに、地域覇権確立のためにアジアからアメリカを排除する中国の対米軍事

戦略にとっても海洋展開は不可欠である。軍事的動機が中国の海洋展開における最大の動機と言って良いと考えられる。

中国の海洋戦略

冷戦下においてアメリカが防共ラインとして設定していた、所謂「アチソンライン」¹⁵⁸を流用して、中国は太平洋へのアクセスの障壁となる九州から南西諸島、琉球列島、台湾、フィリピン、マレーシアと続く連なりを第一列島線、伊豆諸島から小笠原列島、サイパン・グアム、インドネシアへと続く連なりを第二列島線、さらにはミッドウェーからハワイ諸島に続く連なりを第三列島線と呼称している。列島線の考え方は、中国海軍近代化の父といわれる劉華清上将が1983年8月に提示した近海防御という概念の延長線上に位置するものである。同上将は1986年1月25日に海軍共産党委員会拡大会議で海軍戦略を提起し、自国の海軍戦略を、沿岸防御、近海防御、遠洋進攻の三つの型の中での近海防御であるとしてその防御性を強調し、近海防御を実施する中で中国海軍は長期間、黄海・東シナ海・南シナ海に及ぶ第一列島線内に留まると述べている。劉上将はさらに、経済力と技術水準が強化されて、海軍の力量が上がれば、太平洋北部にまで及ぶ第二列島線に防衛線を拡大し、積極防御を行うとしている¹⁵⁹。中国は、前述のA2/AD戦略とSSBN聖域確保のための具体策として、次のような計画を実行しつつある。

陸岸を十分に利用して海上防御の戦略的縦深を増大し、多層的な防御布陣を形成し、主要な戦略方向上の制海権を掌握し、海上軍事力量に自国の海洋国土に対して有効なコントロールを実施させる。この基礎の上に、国家の安全と海洋権益を防御するという要求に基づいて、状況を判断して海上防御の範囲は適切に前方に伸張することになる。そして、海洋軍事闘争の戦略目標の核心は、国家の安全と発展のために有利な海洋戦略環境を創造することである¹⁶⁰。

具体的には中国は、2011年から2030年の間に第一列島線内の制海権を掌握するとともに第一列島線上の海峡と水道の支配能力を確立する。そして第二列島線内へのアメリカ軍の進入を制限できるだけの能力を獲得する。つまり第一列島線内でのADと第二列島線内のA2を確立するということである。2030年以降は第二列島線内の制海権を掌握し、軍事能力をそれ以遠に投影させて北太平洋制海権の掌握を目指すのである。実現した一例を挙げる。2012年に中国がインドネシアに対する無償援助で、マラッカ海峡以外のインドネシア主要海峡を網羅監視するレーダーシステムを建設し、データを両国間で共有することが合意された。インドネシア内海を通過するシーレーンにおける海上交通情報は中国に把握されることとなったのである¹⁶¹。

尚、中国はアメリカも多層前線を構築していると分析しており¹⁶²、自国の基本軍事戦略である「三線建設」を相手側の戦略分析にも適用する思考は興味深い。

本論のテーマである南シナ海島嶼領有権問題に焦点を絞って検討する。中国としては第一列島線内である南シナ海の制海権を確立する必要がある。「遠方での防御」、「外国軍の介入阻止」、「(対米)核抑止力保持」、「海洋権益の獲得・維持・保護」、「自国の海上交通路保

護」全ての目的に適うからである。Mahan はシーパワーの重要性を唱えたが、それを担保するためにアメリカはカリブ海を内海化すべきであるとも説いた。中国は南シナ海を「中国のカリブ海」と見做して内海化するつもりであるのか否かは不明であるが、「中国のカリブ海」として南シナ海と東シナ海のどちらがふさわしいか、に関しては議論がある¹⁶³。いずれにしても南シナ海、特に九段線内での中国の AD 確立のためには、必要条件が挙げられる。

第 3・4 世代の陸上戦闘機の平均戦闘行動半径を 250 海里と考えると、中国が九段線内空域をカバーするためには九段線海域内に航空基地が必要となる。その最前線に位置するのが西沙諸島の WOODY Island であり、すでに運用されているが、南沙諸島をカバーすることはできない。また、北部ではバシー海峡をカバーできていないのである。東沙諸島 PRATAS Island と南沙諸島 ITU ABA Island には台湾の航空基地が運用されている。これらが中国のものとなれば、九段線空域はその大部分が中国軍機の活動域となる。ブルネイ沖から南西部分の九段線先端空域が空白域となるが、中国は空母「遼寧」を南シナ海へ配備しており、有事の際には空母を派遣することでカバー可能となる¹⁶⁴。しかし、現実としては台湾の航空基地を中国が使用することはできないため、2014 年から軍事拠点としての航空基地を建設するべく、南沙諸島の FIERY CROSS Reef とその周辺 6 岩礁の埋め立て、人工島建設を開始した。これが完成すれば南沙諸島は中国軍機の活動域となるのである。

中国は国連海洋法条約の規定に適合しているか否かの説得力のある説明をせず、暗礁や低潮高地、さらには人工島に至るまでを領土とし、西沙諸島には群島基線を引いて領海と EEZ を設定している。また九段線内海域は隣接海域であり中国の管轄下にあると主張している。これらの言動の狙いはどこにあるのだろうか。EEZ 内での軍艦の通航権と軍事に関する海洋調査の権利を制限することにあると思われる。中国は中国自身の行動に矛盾を抱えながらも、外国軍艦の領海内無害通航権を認めておらず、さらに EEZ 内での外国による軍事調査¹⁶⁵も認められないと主張する。この主張が BOWDITCH 号事件、IMPECCABLE 号事件、VICTORIOUS 号事件、海南島沖空中衝突事件を引き起こした原因である。中国は第二列島線での A2 戦略のために潜水艦戦に必要な海洋データ蓄積のための海洋軍事調査を継続しておく必要があるが、政策整合性のために我が国 EEZ へ海軍調査艦を派遣するわけにはいかない。科学的調査を名目にするると我が国の同乗査察を受け入れる必要が生じる。そのため、軍艦とは外観を異にする調査船で通告なしの調査を強行していると解釈される。第一列島線内となる東シナ海でも同様である。同時に、我が国の EEZ をできる限り狭く解釈するために、南沙諸島での人工島建設並びに領土主張とは矛盾するが、沖ノ鳥島を島であると認めることはないと言える。さらに言えば、尖閣諸島の我が国領有権を認めること、さらに東シナ海日中中間線に合意することもないと言える。また、中国が自国の EEZ 内における他国の軍艦の行動を制限する解釈は、中国が他国の EEZ 内で無害航行の名のもと軍艦を行動させていることと矛盾しており、これは中国の自国 EEZ に関する主張が破綻する或いは転向する可能性を示唆しているとの指摘もある。長岡は、国連海洋法条約において EEZ 内での軍事活動に対する解釈は統一されていないと指

摘する。現状では、沿岸国が EEZ において自国の安全の確保のための活動を実施する権限を有するとは言えないが、治安維持や警備を目的とした安全の確保を実施している国家が少数ではあるが複数存在している事実があり、「少なくとも、多くの沿岸国が自国 EEZ における安全の確保が重要であると認識していることは間違いない」と論じる¹⁶⁶。中国は一方的であっても EEZ をできるだけ広く設定することに努力を払い、九段線内海域全てが自国管轄であると言い張ることでアメリカの軍事調査を妨害し、外部勢力の干渉を排除する海域つまり事実上の内水化の実現を図っているとみられる。その先には海南島に建設した原潜基地とそこに配備される SSBN の聖域化、つまり対米 MAD 戦略の確立がある¹⁶⁷。西沙諸島は海南島南方直近に位置しており、それは海南島原潜基地の玄関と言い換えることができる。つまり、西沙諸島領有権確立と排他的な支配は中国の南シナ海の SSBN 聖域化にとって絶対の前提条件なのである。

中国の採る具体的行動の特徴として、「米ソ軍事的プレゼンスが弱い時期や中国との関係を改善しつつある時期に武力行使を実施」「相手国の軍事力が相対的に強い場合は、軍事力によらない威嚇を行う」「新リーダーの登場時期に軍事行動をとる」「資源、商船隊、海軍力等、総合的な海洋進出を行う」というものが挙げられる¹⁶⁸。「米ソ軍事的プレゼンスが弱い時期」の武力行使の代表例は西沙海戦と赤瓜礁海戦である。「中国との関係を改善しつつある時期」とは首脳会談等の要人による協議で交渉による解決や棚上げを合意する状況であり、その直後に軍事行動を起こすことが多い。「軍事力によらない威嚇」とは中国国内法整備によって法的根拠を作り上げることの他に、漁船と漁民を先導者とすることや海洋調査の強行などがある。端的には MISCHIEF Reef や SCARBOROUGH Shoal での案件に顕著に見られるように、中国漁船が現れて状況を生じさせ、その後、中国公船が管轄権を主張するパターンである。我が国周辺でも同様のパターンが行われている。毛沢東の戦略¹⁶⁹には農民の活用が組み込まれており、それを海洋に応用すると、漁民の活用ということになる。また、漁民を先導的に使用することで低レベルの紛争であるとの演出が可能となり、軍事衝突に直結しにくい面がある。しかし相手国からしてみれば、非常に狡猾な手段であると受け止められよう。そして中国は、解決交渉に際しては、成長を遂げた経済力を背景に他分野の政策を絡ませた複合的な圧力をかける「三戦」を実践する。領有権主張を顕在化させるために紛争を作為し、対立状況を作り出す、或いは、民間会社や民間経済活動を前面に押し立てるが、その内実は国策会社であり、その保護を名目として解決には国力を背景に強圧的に臨む、という方法は今や中国の常套手段であるが、世界史においては帝国主義時代に、我が国を含む列強が常套手段としていたクラシックな戦略である。

西沙海戦や中越公船衝突、SCARBOROUGH Shoal での公船対峙、赤瓜礁海戦だけではなく、南シナ海において中国の武器使用事例は多い。またケーブル切断行為を含む資源探査船や調査艦への活動妨害、さらには軍用機の空中衝突事件も起こしている。しかし、2015年に発生したアメリカ海軍による「FIERY CROSS Reef 人工島への哨戒機接近」と「航行の自由作戦による島嶼 12 海里海域内での自由航行実施」に対しては無線警告、十分に安全な距離を維持しての監視に留まっており、中国の対処行動は非武装艦船・航空機への

能動的対応と武装艦船・航空機への受動的対応において明らかな対比を見せた。これは中国が継続してきた強硬的な言動との不一致と見られ、一党独裁政治システムの構造的問題を示している可能性がある。

中国の海洋戦略がアメリカに対する軍事闘争にのみ基づいていると考えることは正しいとは言えないが、少なくとも主体を成していると考えerことは可能であり、これまで論じてきたように、中国の行動が無理なく説明できるのも事実である。中国の行動の端々には矛盾が見られたり政策変更を伺わせる兆候が観察されたりすることがままあり、中国政府内の戦略不一致と言われることも多く、中央政府の政策決定権者がはっきりしないという議論もある¹⁷⁰。しかし、中華的天下と華夷秩序という伝統的思想の回復を国家理念として、毛沢東以来継続される軍事闘争重視の国家戦略と国家建設手順、さらにはその理念を妨害する敵性国家としてのアメリカの位置付けといったものが不変であり、国家戦略の中心線であることを忘れてはならないのである。国家規模が大きい故に、末端での言動には振幅があるとしても、基本的な方向性は建国以来何ら変わらずに進んでいると言ってよいのではないだろうか。少なくとも南シナ海で生起してきた中国の言動はそれを裏付けていると考えることで辻褄が合うのである。

国際問題化や多国間交渉を嫌い、あくまでも二国間問題で解決するべきとの中国の主張は中華的天下の回復の文脈で読むと、覇権国とそれに従う周辺小国という、主従関係に極めて近い国家関係における考え方として理解できるのであり、ASEAN 分断工作も当然実施すべきことでしかないのである。言い換えれば華夷秩序で段階づけられている朝貢国が連携して対抗してくることはあり得ないことなのである。しかし過去の冊封体制においては中華王朝国家と個々の周辺国家とは、実情に照らしてそれぞれ異なった相互関係が結ばれていたとは言っても、現代において冊封国家の復活を図ってはいないであろうが、それを現代化したものとして自治区があるとすれば過去の華夷秩序よりも近い距離間での秩序が予定されていることになる。それは新疆ウイグルやチベットにおいて実験されていると言えるのかもしれない。

形式的な矛盾

これまで論じてきたように、中国の海洋戦略は軍事的動機による覇権戦略が実態と思われるが、あくまでもその本音を覆い隠す「建前」がなければならない。それは、歴史的根拠という理由付けであった。しかし、1996年5月15日に国連海洋法条約を批准したことで、その転換が必要となった。なぜなら、今日的国際法である同条約では、歴史的根拠というこれまでの自らの主張権原は認められず、南シナ海島嶼領有権主張対立諸国の主張権原に寄り添うことになるからである。中国が九段線の根拠と地理的座標位置を明示できていないことと、2014年から顕著になった南沙諸島の岩礁埋め立てによる人工島造成と橋頭堡の生成強行の政策根拠は、同条約の批准にあるのではないだろうか。今日的意味を持つものは歴史的根拠ではなく、実効支配であるということを学び、歴史的根拠を棚上げし、実効支配を根拠とすることで九段線海域を確保しようとしているのだと説明できる。しか

し、実効支配が九段線海域主張の根拠となるという思考は短絡的であり、武力による領土の奪取が困難となっている現代において、おそらく国際法の網目をくぐることを狙ったと思われるが、赤瓜礁海戦以降は、他国が占拠しておらず島嶼定義の適用可否が明らかではない岩礁や環礁さらには暗礁にいたるまでを占拠して（フィリピンに対しては奪取を継続している）、さらに人工島へ造成することで軍事拠点化するとともに、領有権を主張する行為が国際平和を乱す脅威として認識される負の結果を生んでいるのである。中国の行動はあまりにも自己中心的で過度であったとすることができ、アメリカが「航行の自由作戦」を開始したことで、中国の南シナ海政策は袋小路に入ったと見ることができる¹⁷¹。

中国が伝統的価値観の回復を目指しながら、国連海洋法条約という西洋的価値観による国際法秩序を受け入れるに至った理由は何であろうか。おそらく歴史的根拠という主張が根拠のないものであり、国際社会に受け入れられる可能性がないということを、自らがはっきりと認識したことであろう。同条約批准に際して公表された領海基線に、九段線を含む係争海域が含まれていなかったことが、それまでの自らの主張と矛盾しており、歴史的根拠が空論であったことを自ら証明したのである¹⁷²。そして、九段線同等を維持するための手段として、国連海洋法条約を便宜的に使用することにメリットを見出したのであろう。同条約が各国の妥協の産物であり、恣意的な解釈が入り込む隙間が多いものであるという事実がそれを後押ししたと思われる。中国の目指すアジア地域覇権の確立は九段線の実質確保ができればその実際効果を発揮するのである。そのための形式的手段は西洋的価値観であろうが何であろうが大した問題にはならないのである。ペイは「中国は国際法の曖昧さを利用することで、小さな岩礁を大きな人工島に変えられると考えている。その島が軍隊の駐留や経済活動を可能にするほどの広さになれば、もはや架空の九段線を持ち出す必要はない。目に見える土地を実効支配していると強く主張できる」と述べたうえで、国連海洋法条約の曖昧さに付け込んで、「埋め立て工事が国際法に違反していないと主張」し、今後は同条約によって人工島は「領有権と経済圏が認められていると主張し始めるだろう」と論じている¹⁷³。

それゆえ中国は、九段線内海域の実質確保という目的に反する事実になる可能性が高い、フィリピンの一方的提訴に対する2015年10月の常設仲裁裁判所の裁判管轄権確認と審理開始決定は、国連海洋法条約に基づいているにもかかわらず、拒否するのである。

なお、南シナ海の現状から推定される非生物資源の分布偏重、つまり海底油ガス田は九段線海域内での埋蔵可能性が低く、九段線外縁部に偏在しているという事実から、中国は近隣諸国との共同開発を指向せざるを得ず、そのために、国連海洋法条約批准国という同じ立場に立つ選択をせざるを得なかったという指摘もされている¹⁷⁴。しかし、共同開発に必要な科学的調査に関して、中国の国内法の運用が不透明であることから、中国が科学的調査に関するガイドラインを公表する必要性も指摘されている¹⁷⁵。

第6項 台湾

中華民国は20世紀当初の清国の行動を受け継ぐように、西沙諸島領有へ動いた。さらに第二次世界大戦終了後の早い段階で、東沙・西沙・南沙諸島領有への動きを見せていた。これは日本が東沙諸島を清国領と認めた事実や、新南群島と西沙諸島を台湾総督府に管轄させていたことを根拠にしていたと思われる。中華民国は国共内戦に敗れて台湾へ移動するが、日華平和条約でこれら諸島を日本から正式に継承したと解釈している。また、中華民国は「一つの中国」論を維持しており、大陸部中国を含んだ中国全土を自国領としているため、同じく「一つの中国」論を維持する北京政府とは南シナ海島嶼領有権問題に関しては異床同夢の立場となっている。それゆえに、中国と台湾の対立は表面化していない。しかし相互承認しているわけではなく潜在的には対立国であり¹⁷⁶、ITU ABA Island を巡って中台対立が表面化する可能性はある。つまるところ、中国・台湾問題が決着する形態に従って、状況は変動するとみられる。具体的には中台統合であれば領有権主張も統合されるが、台湾独立であれば南シナ海島嶼領有権問題は新たな対立が表面化してさらに混迷を深めることとなろう。

台湾は国際的多数決では中国を代表する国家と見られておらず、独立国でもない。そのため、南シナ海島嶼領有権問題でも他の領有権主張諸国と公式に対立することは困難であり、実効支配島嶼を維持しながら、いずれの国とも具体的な対立が表面化しない独特な関係となっている。いわゆる「一つの中国」との考え方を受け入れ、南シナ海沿岸諸国は、表面上台湾を抱合する存在としての中国と国交を維持している。それゆえに、台湾との協議はできず、台湾の主張は事実上無視されることになる。実際に中越間で合意したトンキン湾海上境界画定において、ベトナムは台湾の主張を考慮していない¹⁷⁷。ただし、ITU ABA Island 周辺海域への船舶侵入を巡っての現場対応事案は生起している。

台湾の主張は中国とほぼ同じであるため、中国独自の言動に対するものを除き、ASEAN側の領有権主張諸国の対中抗議や対抗策は同時に台湾にも向けられていると解釈するべきであろう。

1 行動¹⁷⁸

1909年3月、清国が西沙諸島へ行政機関を設置し、4月と6月に現地調査を経て占有した。フランスの反対行動はなかった。

1921年、清国が西沙諸島を海南島管轄へ編入した。

1945年12月、台湾気象局が西沙諸島を接取した。

1946年7月、行政院電令をもって西沙諸島を広東省管轄へ編入した。

1946年12月、南沙諸島に海軍艦艇を派遣し、最大島 ITU ABA Island を占拠した¹⁷⁹。

1947年4月1日、海南特別行政区を設立し、西沙・南沙諸島を編入した。

1947年、東沙諸島の実効支配を開始。12月に南シナ海領土範囲の南端を JAMES Shoal¹⁸⁰までと公布し、海洋国界線として U字型の十一段線を記した南海諸島位置図を公表した。

1950年、前年に国民党政府は国共内戦に敗北して台湾に移った影響で、ITU ABA Island 駐留軍を撤収した。

1956年6月、海軍を派遣して ITU ABA Island の実効支配を回復し海軍陸戦隊が常駐開始（1990年に撤退）した。

1993年3月10日、南シナ海政策綱領を策定し、南シナ海の全島嶼の領有権及び歴史的な水域（十一段線）の管轄権を主張した。

1995年、ITU ABA Island 近傍の BAN THAN Reef の実効支配を開始した。

1998年1月21日、「領海及び接続水域法」と「排他的経済水域及び大陸棚法」が施行された。

2000年、東沙諸島駐屯部隊が海軍陸戦隊から行政院海岸巡防署東沙指揮部に交代した。

2006年、ITU ABA Island に L字型岸壁が完成した。

2007年1月17日、東沙諸島を東沙環礁国家公園に指定した。

2007年、ITU ABA Island に人道目的と軍事目的を併せ持つ 1,150m の滑走路を建設し、ベトナムの抗議を受けた¹⁸¹。

2009年5月12日、CLCS にマレーシアとベトナムの大陸棚縁辺部限界延長合同申請とベトナム単独の申請に対する抗議を含んだ大陸棚限界延長宣言を提出した。

2012年3月、ベトナム哨戒艇が 2 回に亘って ITU ABA Island の台湾主張領海を侵犯し、台湾巡視船が退去させた。

2012年8月、ITU ABA Island に火砲 16 門を搬入した。

2015年5月26日、「南シナ海平和イニシアチブ」提案を公表した。

2015年7月、南シナ海島嶼領有権に対する台湾の主張を改めて表明した。基本的には従来の主張を変更するものではなく、1947年の南海諸島位置図で「領土及び海域を明確に示した」ゆえに、十一段線主張にも変更はないと思われる。しかし、行政院環境保護署ホームページで公表されている南シナ海図には十一段線が記載されておらず、これが何を意味しているのかは不明である。

2015年10月31日、常設仲裁裁判所が中国の主張を否定し、フィリピンの一方的提訴に対する管轄権を確認し、九段線主張の国際法上の無効性等に関する審理開始を決定したことを受けて、外交部は拒否を表明した。その理由は「中華民国の主張が聞かれていないこと」であり、4 諸島と周辺海域は歴史的・地理的・国際法的に中華民国（台湾）固有の領土・領海であり、他国・地域のいかなる主張や占領行為も一切認めないと述べた。

2 海洋戦略

台湾の動機は日本統治時代の台湾総督府管轄範囲の継承意識であろう。そもそも台湾は国家ではなかった。中国の国共内戦で敗れた国民党が台湾に逃れてきて中華民国とされたと言ってよく、それが「外省人・内省人」呼称分類を生んだのである。国民党政府が大陸時代に日本権益を継承しようとして行動したことが、台湾に移動してもそのまま維持されているのである。そして、東沙・中沙・西沙・南沙諸島は全て歴史的経緯を根拠に自国領と承認されるべきであると主張し、単純にそれらを含む外郭線を大雑把に引いたものが十一段線であったと思われる。当時は国際法も未熟であり、帝国主義は色濃く残っており、欧米諸国がアジアで植民地回復をしていたという時代背景を見逃してはならない。従って、台湾が十一段線を主張している現在、法源はどこにも見出せないのである。

なお、台湾が 1952 年の日華平和条約で南沙諸島と西沙諸島を日本から継承したと解釈している問題であるが、同条約第 2 条（領土権の放棄）に「サンフランシスコ条約第 2 条に基づき、台湾及び澎湖諸島並びに新南群島及び西沙諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄したことが承認される」と記されている。台湾はこれを法源としているが、文面からはサンフランシスコ講和条約の放棄記載を再掲したに過ぎないと解される。台湾及び澎湖諸島の中華民国への継承は第 3 条（財産）から明らかに肯定されるが、同条は台湾及び澎湖諸島に限定されており、日本企業により水産業が営まれていた新南群島及び西沙諸島の残置財産や権利に関しては全く触れられていない。このことから、同条約が新南群島及び西沙諸島を台湾に継承した法源とすることには同意できない。また、日中共同声明、日中平和友好条約、フィリピンとの賠償協定、ベトナムとの賠償協定、マレーシアとの協定といった個別の平和条約において領土や権原の放棄や継承は全く触れられておらず、この点からも、日本領であった台湾に対してのみ、台湾の本来領域である台湾島及び澎湖諸島の返還と継承を明記したものと解釈すべきであろう。そもそもサンフランシスコ講和条約の見地からは、我が国が日華平和条約で新南群島及び西沙諸島を台湾へ継承することは不可能である。

ここでサンフランシスコ講和条約における放棄地に関する議論をいくつか取り上げてみる。Tkachenko は、サンフランシスコ講和条約第 26 条「日本国は、1942 年 1 月 1 日の連合国宣言に署名し若しくは加入し（中略）この条約の署名国でないものと、この条約に定めるところと同一の又は実質的に同一の条件で二国間の平和条約を締結する用意を有すべきものとする。但し、この日本国の義務は、この条約の効力発生の後三年で満了する。日本国が、いずれかの国との間で、この条約で定めるところよりも大きな利益をその国に与える平和処理又は戦争請求権処理を行ったときは、これと同一の利益は、この条約の当事国にも及ぼされなければならない」の後段に規定される「いずれかの国」は同条約締結国に限定されるものではない、と指摘する。それ故に「齒舞・色丹の引渡し」を約した「日ソ共同宣言」は、同条約当事国 48 か国への同一利益波及義務を回避するため、日本国の義務満了後の 1956 年に結ばれたと論じている。王子は、サンフランシスコ講和条約第 26 条はもとより、同条約と同日ではあっても 7 時間半早く締結された日華平和条約がサンフ

ランシスコ講和条約条文を取り込んでいる点、さらに日華平和条約の条文から日本の放棄地処分に関する台湾の主張を否定する。木村は 1955 年から始められた日ソ国交回復交渉に際して、1956 年 9 月 7 日付のアメリカからの連絡で「日本は、同条約〔サンフランシスコ条約〕で放棄した領土に対する主権を他に引き渡す権利を持ってはいないのである。このような性質のいかなる行為がなされたとしても、それは米国の見解によればサンフランシスコ条約の署名国を拘束しうるものではなく、また同条約署名国はかかる行為にたいしては、おそらく同条約によって与えられた一切の権利を留保するものと推測される」と指摘されたことを、日ソ平和条約交渉を打ち切った日本政府の判断材料の一つとして挙げている。松村は「南樺太領有権に関して我が国はサンフランシスコ講和条約の規定によって発言権を有せず、領有権は同条約締結 48 か国に等しく委ねられているため、ロシアの領有権主張は権限を有しない」と論じている¹⁸²。

「千島・樺太」と「南沙・西沙」は継承国のない一方的放棄ということでサンフランシスコ講和条約上全く等しい取扱であり、解釈も等しくあるべきと考えられる。従って、我が国の 26 条義務満了前である 1952 年に結ばれた日華平和条約においてサンフランシスコ講和条約規定を超える「南沙・西沙の継承国」という利益を我が国が中華民国に与えたとしたならば、サンフランシスコ講和条約当事国 48 か国の特別国際会議（特別請求権裁判所）の協議対象となり、非当事国であって同会議に参加できない中華民国と既に放棄済みの我が国を除く同会議で「南沙・西沙」の帰属が決められる。その決定に賛同できない当事国は同条約第 22 条に従って国際司法裁判所への付託へと進むのである。最終的には当事国ではない中華民国の権利は何も認められないはずである。当事国の中にはベトナム・インドネシア・フィリピンが含まれていることに留意すべきであろう。日華平和条約で我が国が台湾へ「南沙・西沙」を継承したことはないとするのが妥当である。日華平和条約締結時点で我が国は両諸島を放棄済みであり、継承国を決める権限そのものがないのである。両諸島継承をめぐる特別国際会議が開かれたことがない事実は「日華平和条約は南沙・西沙の台湾継承を内包していない」という国際的理解の証左であろう。言い換えれば、フィリピンあるいはベトナムが台湾の継承解釈を流用して、特別国際会議の招集を求めれば、南沙・西沙両諸島の帰属問題はサンフランシスコ講和条約当事国 48 か国によって決定されることとなる。サンフランシスコ講和条約は無期限条約であり、現在も効力を有している。日華平和条約は失効しているが、26 条義務期間内に締結された事実は消えず、台湾はそれを根拠とした継承を主張しているのであるから、遡っての 26 条さらには 22 条の適用は可能であろう。

台湾は法制面では国連海洋法条約に準拠しており、関係国との紛糾を避けるため立法院審議で削除された経緯から、領海を定める法律には「歴史的な水域」への言及はないにもかかわらず、1993 年策定の南シナ海政策綱領では南シナ海全島嶼の領有権と歴史的な水域（十一段線）の管轄権を主張している¹⁸³。つまり、現在の台湾の主張は極めて政治的なものであると言わざるを得ず、「とりあえず最大の主張をする」戦略であろうと思われる。実際、十一段線の法的根拠についての台湾政府による公式説明はなされておらず¹⁸⁴、法と政策が

乖離していることは事実であり、2014年8月5日の台湾外交部のシンポジウムでアメリカの研究者から政策変更を求められた¹⁸⁵。ただし、清国と中華民国が今日的視点からすれば不十分であるにせよ、地理的範囲が国際常識に照らして正当性を欠くにせよ、領有権主張に必要な一定の妥当性を有する手続きを履行しようと努力し、また、実効支配を試みていたとみなすのが公平な評価というべきであろう¹⁸⁶。

台湾の戦略目標は「十一段線海域内全島嶼の確保」である¹⁸⁷。台湾がアメリカの支援なくしては中国の圧力に抗しきれないことは明白であるが、南シナ海に関しては中国と同様の主張を持つため、潜在的にアメリカと敵対することになっている。台湾が十一段線主張を声高にしない理由はアメリカへの配慮でもあると言えよう。その文脈から言えば、中国の排他的な九段線主張よりも柔軟な十一段線かもしれないのである。実際に台湾は EEZ 内の航行の自由や軍事活動の自由を認めている¹⁸⁸。しかし、いずれにしてもそれが領有権主張対立国の理解を得られるものとなるはずはなく、台湾が十一段線主張を掲げる限り、南シナ海島嶼領有権問題は解決しない。台湾の既得権は東沙諸島と南沙諸島の ITU ABA Island の実効支配であり、今のところ有力な物理的対抗は受けていない。台湾は、十一段線に関しての実現可能性がないことは理解していようから、中国と ASEAN 内主張諸国の対立を見ながら現状維持を図っているものと思われる。しかし、国連海洋法条約だけでなく自国法にも根拠を持たない歴史的な水域としての十一段線海域と全島嶼の領有権という自らの主張と、国際法の順守を強調する自らの外交政策との自己矛盾はいずれ解決せねばならず、アメリカのプレッシャーがすでに始まっていると思われることから、台湾が将来的に南シナ海政策綱領を破棄する可能性はある。

台湾は立場の特殊性から、一般的な国家戦略を適用することは困難であるが、対中政策としては経済的直接融和とアメリカにバンドワゴンしての軍事的対抗をもって、併呑を防いでいることは公然の事実である。中国との共闘を主張する論調もある¹⁸⁹。しかし十一段線・九段線を拒否するフィリピンやベトナムがアメリカと対中安全保障協力体制の構築を進めており、台湾としては南シナ海島嶼領有権問題において十一段線主張を維持したままアメリカの賛同を得ることは不可能であろうし、さらに言えば、アメリカから離れた位置で南シナ海島嶼領有権問題の解決過程に正式メンバーとして参加できるのか、非常に疑問である。DOC にも参加しておらず、中国が参加する限り ASEAN との協議にも加わることができないという立ち位置は、南シナ海島嶼領有権問題の解決に向けて大きな障害となるであろうことが予想される。言い換えれば、南沙諸島最大の島である ITU ABA が台湾の実効支配下にあるという現実が台湾の重要性そのものであり、台湾を加えた協議を行わないことには、南シナ海島嶼領有権問題は終わらないのである¹⁹⁰。

第7項 アメリカ

アメリカが南シナ海島嶼領有権問題に直接的に関わりを持ったことはない。厳密にいえ

ば、サンフランシスコ講和条約に新南群島と西沙諸島の領有権放棄を規定した連合国の中心的国家として関わっていると言えるが、それ以前もそれ以後も、具体的な直接の関わりを持ってはいない。ただし、ベトナム戦争時に南ベトナム支援のために西沙諸島を戦域に組み込んで作戦行動対象範囲としていたことは事実であるが、ベトナム戦争の終結とともに引き揚げている¹⁹¹。

中国の台頭に対する対処の必要性和フィリピンやベトナムからの秋波を受けて、自らのアジア覇権維持のために、その基盤であるシーパワーを確保すべく関与することになったといえよう。それでも個々の領有権対立からは距離を置いており、あくまでも中国から挑戦を受ける覇権防衛戦である。

アメリカは中国に正面から対抗できる超大国として、その一挙手一投足は影響が大きく、冷戦後の一極覇権戦略が失敗し、対テロの戦いで混沌としていく世界情勢の中、アジアにどういった影響を与えようとしているのか、また実際に与えているのかは注視に値する。中国と並んで最も重要なプレーヤーであろう。

1 行動¹⁹²

1951年8月、フィリピンと米比相互防衛条約を締結し、同盟国となった。

1992年4月、マレーシアとマレー半島ムルットのマレーシア海軍ドックの使用協定を締結した。

1992年11月、スービック海軍基地とクラーク空軍基地を返還してフィリピンから撤退した。

1998年2月、フィリピンと地位協定を結び、米比軍事協力を復活させた。これ以後、各種年次演習を実施している。

2001年4月1日、海南島沖中国 EEZ 内にてアメリカ海軍電子偵察機に中国海軍戦闘機が空中衝突、中国軍機は墜落し、アメリカ軍機は海南島に緊急着陸した。EEZ での航行の自由と軍事活動を巡る国連海洋法条約解釈の激しい対立が表面化した。

2007年夏頃、アメリカの石油ガス大手は、南シナ海でベトナムの資源探査や開発への協力を中止しなければ中国国内でビジネスを続ける上で支障が出る、との警告を中国政府から受け始めた。

2007年10月17日、海軍・海兵隊・沿岸警備隊によって共同で策定された初めての統合海洋戦略である「21世紀のシーパワー構築に向けた協力戦略」（いわゆる新海洋戦略）が発表された。

2009年3月、海南島沖の中国 EEZ 内においてアメリカ海軍音響観測艦 IMPECCABLE の活動が中国監視船3隻の指揮する中国漁船2隻に妨害された (IMPECCABLE 事件)。

EEZ での航行の自由と軍事活動を巡る米中対立が再燃した。

2009年、ベトナム海上警察に対する教育支援を目的としてアメリカ沿岸警備隊がパート

ナーシップ計画を立ち上げた。

2010年からベトナムと国防政策年次対話を開始した。

2010年3月、中国高官がアメリカ高官（国家安全保障会議アジア上級部長と国務副長官）に対して「南シナ海は中国の“核心的利益”（core interest）」と初言明し、さらに5月に Clinton 国務長官に再度言明した。直ちに同長官が「同意できない」と論駁した。

2010年6月、ゲーツ国防長官がシンガポールで開催されたシャングリラ・ダイアログ会議（ISS/Shangri-La Dialogue）で「アメリカは南シナ海での領有権をめぐる対立を懸念している」と発言し、2002年の行動宣言の実行を支持することを表明した¹⁹³。

2010年7月23日、Clinton 国務長官がベトナムのハノイで開催された ASEAN 地域フォーラム（ARF）で演説し、「航行の自由、アジアの海洋コモンズへの自由なアクセスと国際ルール遵守はアメリカの国益」「全ての関係国による協調的プロセスの支持と武力使用および威嚇の反対」「領土問題におけるアメリカの中立的立場の確認と、全ての関係国の国連海洋法条約遵守義務」「DOC 支持と COC 合意への懲慚」という基調スタンスを表明した。この ARF においてアメリカとインドネシアと ASEAN 側の南沙諸島領有権主張国全てを含む 12 か国が問題提起したため、中国の楊外交部長は窮地に追い込まれ、一時間ほど会議を中座したという。これ以降中国は ASEAN 関係の会議外交の場での「核心的利益」への言及を控えている。ARF 前に行われた米中首脳会談は協力的な未来志向で成功裡に終わっているが、ARF ではそれが覆ったと言える。その証左として ARF 後に中国は対米批判を繰り広げた。また、ARF 後に予定通り実施された米韓合同軍事演習は中国に配慮して一部修正して実施されたが、それでも中国は強く反発し、開始日をあわせて海陸の広範囲において大規模な軍事演習を実施して対抗した。そのすぐ後に、アメリカ海軍は原子力空母を参加させて米越海軍合同演習と、別の米韓合同演習を実施した。アメリカは Clinton 国務長官発言によって ASEAN 諸国の団結を促し、ARF を十分に機能させたといえる。翌年の ARF でも中国に厳しい政策を選択し、さらにその翌年である 2012 年の ARF でも同長官は「自制して平和的に解決すべき」だと述べて関与を継続する姿勢を示した。それに対して中国は 2012 年 9 月の APEC でのベトナムとの首脳会談で「二国間解決」強調し、対する ASEAN 諸国は同会議で全加盟国首脳が Clinton 国務長官に接触しており、「Hillary (Clinton) 頼み」だと言われていた。

2010年8月、西沙諸島近傍のダナン沖にて米越海軍合同訓練を実施し、海軍原子力空母「CVN-73 GEORGE WASHINGTON」が参加した。

2011年、フィリピンに改装フリゲート艦（旧沿岸警備隊警備艦）1隻を引渡した。

2011年6月27日、上院で満場一致にて「東南アジアにおける海洋領域紛争に関する平和的かつ多国間による解決」に関する上院決議（S.Res.217）（法的拘束力のない、上院の意思表明決議）を可決した。決議内容は、「南シナ海の海洋領域紛争の平和的解決へのアメリカの強い支持を再確認し、これら紛争を解決するための多国間の平和的

プロセスを促進する努力の継続を約束する」「南シナ海における中国の海軍・海洋安全保障船舶による武力の行使を非難する」「領土問題のすべての関係者が、領有権を強固に主張するために軍事的圧力の行使や武力行使をやめるよう求める」「南シナ海の国際海域・空域における航行の自由の権利を守るためのアメリカ軍による活動の継続を支持する」という4点である。

2011年8月18日、海軍補給艦「RICHARD BIRD」がベトナムのカムラン湾海軍基地に寄港した。同月に海軍原子力空母「CVN-73 GEORGE WASHINGTON」が寄港し、その後、海軍艦船の同基地寄港が拡大している。

2011年9月19日、米越間防衛協力に関する了解覚書が調印され、両国国防省高官レベル定期的対話メカニズムの構築、海洋安全保障、捜索・救難、国連PKO活動の研究と経験の交換、人道支援・災害救助の協力促進を合意した。

2011年11月、Obama大統領はオーストラリア訪問でGillardオーストラリア首相と、2012年半ばからのオーストラリア北部のダーウィンへのアメリカ海兵隊2,500名の駐留開始と装備品・補給品の事前集積、両国空軍の協力関係強化を合意した。中国の海洋戦略をA2/AD戦略と捉えて、対抗策としての「空海一体戦」概念を担当する部署の立ち上げを公表した。

2012年、フィリピンへ沿岸警備隊警備艦1隻を売却。

2012年1月、統合作戦本部が「統合接近作戦構想（JOAC）」を発表。

2012年3月、空海一体戦以外のJOAC構成要素として、「陸軍と海兵隊のアクセス確保維持構想」¹⁹⁴が公表された。

2012年6月3日、Panetta国防長官がベトナムのカムラン湾海軍基地を訪問した。

2012年6月、シンガポールで開催されたアジア安全保障会議において、Panetta国防長官が、2020年までに海軍戦闘艦の6割を太平洋側にまわすこと、フィリピンやベトナムとの共同訓練や演習を拡大すること、艦艇訪問等のプレゼンスを強化すること、新型沿海戦闘艦4隻をシンガポールに配置すること等の方針を表明した。

2012年6月8日、米比首脳会談で米比相互防衛条約上のコミットメントと義務を再確認した。また、フィリピンへ島嶼配備の沿岸監視（レーダー）システムを供与することも合意した。

2012年8月3日、中国の三沙市設定などの高圧的態度に対して、国務省が「南シナ海の緊張激化を懸念しており、対立・威嚇・対峙等の最近の動向を注視している。特に中国の三沙市設定と警備区設置は紛争解決に向けての合同努力を阻害するもので、域内緊張を激化させる危険がある」旨の警告声明を発表した。

2013年12月16日、アメリカが東南アジア諸国の海洋安全保障強化のために総額3250万ドルの支援を行うと発表した。その内の1800万ドルはベトナムに対するもので、沿岸警備用高速巡視船5隻の供与が含まれる。

2015年3月、2007年の新海洋戦略を改訂し、「前方・関与・即応：21世紀の海軍力のための協力戦略」として公表した。

2015年4月、中国が南シナ海で進める岩礁埋め立てについて、Carter 国防長官が「軍事化の可能性を懸念」しており、「(中国が) ASEAN に対して行った約束と矛盾する。こうした活動は緊張を深刻に高め、外交解決の可能性を減らす」と批判した。

2015年4月15日、先進7か国(G7)¹⁹⁵外相会合で、日本と共に主導しG7初となる「海洋安全保障に関する外相宣言」を取りまとめた。中国を対象に海洋の一方的な現状変更反対する先進7か国の意思表示である。同宣言では「東シナ海及び南シナ海の状況を引き続き注視」とし、「大規模埋め立てを含め、現状を変更し、緊張を高めるあらゆる一方的な行動を懸念している」と明記し、「威嚇、強制、力による、領土または海洋の権利の主張を目的とするいかなる試みにも強く反対する」と強調した。中国を名指しすることはしていないが、「東シナ海及び南シナ海の状況」という表現で中国の威圧的な行動(東シナ海の尖閣諸島周辺での日本領海への領海進入繰り返しと同諸島を含む防空識別圏設定、南シナ海での岩礁埋め立てによる軍事利用目的と見られる施設の建設)を対象にしていることを明確にした。G7で一致して中国を牽制する狙いがあるとみられる。

2015年5月、中国が埋め立て工事を進める FIERY CROSS Reef 周辺で沿海域戦闘艦や P8 哨戒機による偵察・警戒監視活動を実施。20日の P8 哨戒機による調査飛行の後、国防総省報道部長は21日に、「人工島から12海里以内にアメリカ軍機を進入させることが次の段階である」と明言。30日には日米豪防衛相会談で「中国の埋め立て工事への深刻な懸念」を表明する共同声明を発表した。

2015年6月11日、中国軍制服組トップである范長竜中国共産党中央軍事委員会副主席との会談で Carter 国防長官が、南シナ海での中国の埋め立て活動への米側の強い懸念を伝えるとともに、「中国や領有権を主張する全ての国は埋め立ての長期中止を実行し、さらなる軍事拠点化をやめ、国際法にのっとって平和的解決を追求すべきだ」と埋め立てによる軍事拠点建設の中止を強く要求した。併せて、米中の空軍機による突発的な衝突を防ぐための行動基準について2015年9月までの合意を目指す考えも伝えた。さらに、人道支援や災害救助、平和維持活動、海賊対策等を「相互の利益になる分野」として挙げ、「持続的で実質的な米中の軍事関係を促進していく」との考えを強調した。中国が発信源とみられるサイバー攻撃についても議論したとみられる。なお、「中国側からメディアの注目を集めないよう要求されている」として会談内容の詳細は明かされなかった。

2015年6月12日、アメリカ太平洋軍司令官が在日アメリカ大使館で会見し、「南シナ海は公海であり、領海ではない。主権はルールと規範、そして国際法を基にしないでなければならない」と指摘し、海上自衛隊の哨戒活動を歓迎すると明言した。

2015年10月、米中首脳会談において、南シナ海島嶼領有権問題は決裂した。アメリカの主張する「航行の自由」「低潮高地の造成人工島への領有権・領域設定の否定」と中国の主張する「人工島領有権・領域設定・軍艦の無害航行否定」の協議は平行線に終わった。アメリカは従来から検討していた「航行の自由作戦」実施を決定し、10月

27日にイージス駆逐艦1隻を中国人工島12海里海域へ進入航行させた。フィリピン・インドネシア・オーストラリア・ドイツ・EU・我が国は直ちにアメリカ支持を表明したが、中国は激しく反発した。尚、アメリカは「航行の自由作戦」の数か月以上の継続を明らかにしている。

2015年10月29日、常設仲裁裁判所が中国に対するフィリピンの一方的提訴に関して管轄権を確認して審理開始を決定したことに対し、歓迎を表明した。さらに、「国際法の有効性を示し、管理実現の方法の一つである」と評価した。

2 海洋戦略

アメリカの海洋戦略を検討するに際して、アメリカと国際海洋法秩序の関わりを確認する作業をしておかねばならない。なぜなら、国連海洋法条約を頂点とする現在の国際海洋法秩序の生成過程にはアメリカの影響が色濃くみられるからである。つまり、明文規定の解釈をめぐってはその成立背景を意識することが重要と考えられる以上、アメリカの関わりには無関心ではいられないのである。

アメリカと第二次世界大戦後の海洋新秩序

アメリカは国連海洋法条約批准国ではない。しかし、既に同条約は国際社会での一般性を獲得しているとして、同条約に準じた言動をとっているのが実際である。そもそもアメリカは1945年にTruman大統領宣言で海洋法新秩序への先鞭をつけ、その後、国連海洋法条約を誕生させた第1次から第3次の国連海洋法会議においても主要な交渉プレーヤーとして関わった。林の解説によるならば、「伝統的海洋法は、海洋の自由と沿岸国のコントロールという2つの根幹的概念の上になりたち、これら2つの要請は、20世紀前半にいたるまである程度うまく調和がとれていた。ただしそのベクトルは、どちらかといえば前者から後者の方向にあったといえ」るが、冷戦という時代背景の下で、「前者の海洋の自由が次第に濫用されるようになり、その反動として沿岸国の管轄権拡大の動きが拡大し、次第にこの調和が崩されるにいたった」わけで、第3次海洋法会議を頂点とする海洋法新秩序構築とは海洋の自由と沿岸国のコントロールという「2つの概念の間の調和を再構築すること」であり、その「実現のための材料」がEEZ、大陸棚の新定義、群島水域、国際海峡の通過通航制度、深海底制度等であった¹⁹⁶。

国連海洋法条約と軍事的活動の関係性は非常に大きな課題であり、海洋法会議の場においても見解の相違が表面化し、採択へ困難を極めたことが記録されている。アメリカとソ連は平和的利用・平和地帯・軍事的利用などの問題は同会議に与えられた範囲を超えたものであると主張し、さらにアメリカは、平和的利用は軍事的活動を一般的に禁ずるものではなく、平和目的の軍事的活動は国連憲章と国際法に完全に合致するとした。それらの結果、国連海洋法条約第301条（海洋の平和的利用）は国連憲章に規定する国際法の諸原則

に言及するように修正することで、各国の個別的・集団的自衛権の行使や国連の強制行動に基づく軍事的活動が害されないことが確認されたため、採択に至った。また、軍艦によるものを含めて慣習的に問題なく行われ、1958年の公海条約で確認されていた航行・上空飛行の自由は第58条（EEZにおける他の国の権利及び義務）1項でEEZにおいても認められている。他に、19条（無害通航の意味）2項や30条（軍艦による沿岸国の法令の違反）は領海の外側について効力を及ぼさず、95条（公海上の軍艦に与えられる免除）及び58条（EEZにおける他の国の権利及び義務）2項はEEZ上の軍艦に対する旗国以外の国の管轄権からの完全な免除を確認している。さらに、298条（拘束力を有する決定を伴う義務的手続の規定の適用からの選択的除外）1項では軍事的活動に関する紛争は条約第XV部（紛争の解決）の義務的裁判手続きから除外できると規定されている。つまり、いくつかの制約が付けられるとしても、国連憲章と両立しない武力の行使とその威嚇を除けば、EEZにおける軍事的活動は一般的には禁止されていないと結論されよう。ここでのいくつかの制約とは、「沿岸国の権利・義務に対する妥当な考慮」「権利濫用の禁止」「科学的調査活動への制約遵守」となるが、「妥当な考慮というものが抽象的である」こと、「濫用を証明する為の発生損害の算定」、「科学的調査の定義失敗により、軍事的測量を含むか含まないか統一できなかった」こと等、全てがグレーなままであると言える。しかし、第3会期（1975年）での単一交渉テキストにG-77途上国グループ提案の「沿岸国の安全保障上の利益に対する妥当な考慮」ではなく、主要国の法律専門家からなるエベンセン・グループによる「沿岸国の権利及び義務に対する妥当な考慮」との文言が採用されたこと。再開第8会期（1980年）で、アメリカ案に沿った形で国際社会一般ではなく、他国の権利に関連し、かつ、301条（海洋の平和的利用）及び302条（情報の開示）と一体になるとの了解付きで300条（信義誠実及び権利の濫用）が採択されたこと。軍事的測量は第XIII部（海洋の科学的調査）の規定外であるとする立場を貫いている主要海軍国が第XIII部に合意した背景として、科学的調査には軍事的測量は含まれないとの了解があった、と言えるであろうこと。これらから、アメリカ（当時はソ連も）を中心とする主要先進諸国の条約解釈が国際社会での合意であったといえよう。当然、それらに反発する諸国もあり、以後の国家実行で足並みの乱れが生じてきているが、海洋新秩序の国際法解釈としての根幹は見失ってはならないのである¹⁹⁷。

アメリカは深海底の開発管理システムに合意できず、国連海洋法条約未批准となっているが¹⁹⁸、同条約の一般化を肯定して事実上準用しているのであり、その条文解釈は自らが影響力を及ぼして成したものである以上、確信的である。しかし、締約国でない以上、将来の条約改正や未解決の法解釈確立のための派生枠組みへの直接的な介入はできない状況であることは間違いないのであり、世界の海洋秩序に最も影響を与える重要なプレーヤーとして、早期の条約批准が待たれるのである。Duttonは、アメリカが国連海洋法条約未批准という状態が「中国に、海洋法を自国の意に沿うように変えていこうとするための、妨げるものがない外交空間を与えている」とし、それが「海洋法上の問題に深刻な結果をもたらし、米国の世界的な安全保障上の権益を、危機に陥れることになりかねない」と論

じている¹⁹⁹。

アジアでのシーパワー展開

冷戦時のアメリカが George F. Kennan の提唱した「ソ連封じ込め」戦略を採用して行動したことは周知であるが、Kennan の封じ込め戦略はイデオロギーに対するものであって軍事的なものではなく、しかし実際の政治はイデオロギーに留まらず軍事的にもソ連を封じ込めた。そしてそれはソ連崩壊による冷戦終了という勝利をアメリカ側にもたらしたが、アジアにおいてどのような封じ込め戦略が行われていたであろうか。古典地政学における概念から「境界化」「関所」「囲い込み」「内海化」を取り出してみる。「境界化」ではアメリカは海洋国家（シーパワー）であり、ソ連は大陸国家（ランドパワー）である。世界史上、覇権国家はシーパワーを実現した国家であり、古くはバイキング、その後は地中海を制したローマ帝国、大航海時代のスペイン・ポルトガル、帝国主義時代のイギリス、そして資本主義のアメリカと続いている。ランドパワーは覇権国家となり得ないのが歴史の示すところである。この文脈からは冷戦におけるアメリカの勝利は必然であったともいえる。アメリカは海洋の関所を抑えた。パナマ・スエズの両運河はもとより、欧州においてはジブラルタル海峡・ボスポラス海峡・ドーバー海峡・北海北口・スカゲラク海峡・カテガット海峡、アフリカ南端の喜望峰、アジアにおいてはマラッカ・シンガポール海峡とバシー海峡から日本列島。これによってソ連とその衛星諸国は完全に囲い込まれたのである。全ての関所を抑えられた北大西洋は NATO によって内海化されバルト海ですら聖域ではなく、千島列島以外の出入り口を封鎖された太平洋はアメリカと日本によって内海化されたのである。唯一の聖域はオホーツク海であった。

アジアにおいてはアチソンラインを軸として、我が国と協力してソ連を日本海とオホーツク海に閉じ込め、台湾とフィリピンとシンガポール、さらに我が国の協力を得て、東シナ海と南シナ海の制海権を掌握することで中国とベトナムを含むソ連・共産主義陣営を封じ込めていたアメリカは²⁰⁰、冷戦終了後の一極覇権戦略においてアジアからの脱却を図った。国際的なパワーバランスがアメリカ一極に過剰集中したことと、安定的秩序の崩壊に伴う秩序維持責任を独善的に担おうとしたことから生じたことではあったが、湾岸戦争に始まる混沌は、アメリカの国力を以ってさえも抑えることが容易ではなかった。アメリカ軍の世界展開は再編成を余儀なくされ、アジアへの比重を軽くすることで乗り切ろうとしたのである。資本主義経済の本能として低コストの生産地を欲した諸国は、社会主義国家でありながらも資本主義経済システムを受け入れるべく政策転換した中国に資本投下を開始し、中国は一気に経済成長を遂げるようになった。国力を急激に増進させた中国は、遂にその覇権主義的本能を露わにし始めた。一方で、一極覇権戦略の失敗がイラク戦争で衆目の一致するところとなったアメリカは、アジアにおけるバランス倒壊を防ぐために、再び軍事力の再配置を企図する必要に迫られたのである。

2012年1月5日に発表された新国防戦略²⁰¹はアジアにおいて、在日アメリカ軍の質的向上、我が国自衛隊の分担増大、フィリピンへの再駐留と軍事的協力関係の強化、オース

トラリアへの駐留開始、シンガポール駐留軍の強化、ベトナムとの軍事的協力関係の構築、グアム島軍事拠点の高度化といったもので具体化され始めていると言える。そしてこれらの狙いは南シナ海と東シナ海の制海権維持であり、「航海の自由と航行安全の保障」ということになるのである。中国の台頭をいかに囲い込むかということは、両シナ海の中国内海化をいかに防ぐかということに他ならず、すなわち、中国の A2/AD 戦略と SSBN 聖域化を破ることである。中国に第 1 列島線と呼称されるアチソンラインは、アメリカにとっても再び封じ込め線としての意味を持つ重要なラインとなっているのである。現時点でのアジアのシーパワーはアメリカ側優位の均衡であると言えるが、領土問題や相互依存にある経済問題を絡めて、漁民を利用して狡猾に現状変更を推し進める中国の姿勢からは、いつ均衡が覆るのか、予断を許さないと言ってよい²⁰²。

2015 年 10 月からアメリカは「航行の自由作戦」を開始、中国の南シナ海覇権を認めない姿勢を鮮明にした。アメリカの危機感の表れともいえるが、国際的な支持はアメリカについており、中国の国際法秩序の恣意的解釈と濫用が国際的には看過されない状況になってきていると言える。

領土問題への基本的姿勢

アメリカは中国の九段線主張（台湾の十一段線主張）に対しては「陸地を由来としない如何なる海洋領有権主張も国際法に反する」ゆえの拒否を明確に表明する一方で、外交上の基本姿勢として、「領土問題への関与は中立的立場である」と公言している²⁰³。例えば我が国の竹島や尖閣諸島における領有権問題に際しても同様であり、中比間の SCARBOROUGH Shoal 領有権紛争に際してもやはり同様の姿勢が見られる。「航行の自由作戦」においても中立を貫いており、中国・フィリピン・ベトナムそれぞれの実効支配島嶼の 12 海里海域を航行している。日米間と米比間には同盟関係が成立しているが、それとの整合性からは、「実効支配を確保している範囲に対して防衛協力を確認する。ゆえに竹島で日本が軍事行動を起こす場合は協力せず、尖閣諸島では協力する。SCARBOROUGH Shoal では協力しない。しかしそれが領土問題へのアメリカの関与姿勢を示すものではない」という理解であろうと考えられる。SCARBOROUGH Shoal 以外の南シナ海島嶼に関しても、米比相互防衛条約の適用は明確にはされておらず²⁰⁴、台湾の実効支配島嶼に対しても何ら防衛協力を合意してはいない。ベトナムに対しては、2014 年に沿岸警備能力に資する目的で一部緩和されたとはいえ、人権状況を理由として致死性兵器や主要な軍事装備品の禁輸を継続している状況にある。しかしアメリカが南シナ海島嶼領有権問題での当事国間の軍事衝突が生じた場合に軍事介入をしないという保証もない。「もし南シナ海であるいはその周辺で、ある程度深刻な危機が生起すれば、アメリカの条約上の同盟国であるフィリピンの存在は、アメリカの介入の可能性を高めるかもしれ」²⁰⁵ ず、「介入しなかった場合のアメリカのコミットメントの信頼性に対する域内におけるマイナス影響と、介入した場合の米中関係におけるリスクを比較考量すれば」²⁰⁶ 状況次第と思われるのである。中国が「政府公船による低レベルの持続的な圧力をかけ続けることで膠

着状態を継続的に作為し、相手に戦略的消耗を強いる戦術をとっている」²⁰⁷ことは中国がそれを十分に認識していることの証左であろうし、アメリカの介入判断の見極めは中国にとっても難しいと思われる。2015年10月からの「航行の自由作戦」発動はアメリカの対中軍事行動といえ、南シナ海島嶼領有権問題での領有権主張諸国間の軍事衝突の可能性よりも、米中直接の軍事衝突の可能性が危惧される事態となっている。

ここで留意しておくべきは2010年6月17日のSteinberg 国務副長官の演説である。台湾をめぐる、それまで中国の主張してきた「一つの中国原則」に対してアメリカは「一つの中国政策」を取ってきていた。「原則」は譲れないものでありスタンスは動揺しないが、「政策」は状況対応的であり能動性を保持できる。しかし副長官演説によって台湾問題を「政策」から「原則」へと引き上げることが表明されたのである。これは中国の「核心的利益」論を受けての大きな政策転換である。そしてそれは中国の「核心的利益」とアメリカの「原則問題」とが衝突することであり、それまで航行の自由以外に大きな関心のなかったアメリカがASEANその他の同盟国や支持国と協力して中国に圧力を加えはじめることになるのである。2015年6月にワシントンで開かれた米中戦略・経済対話でObama 大統領が中国に対し「南シナ海とサイバー攻撃で緊張を緩和する具体的な措置」「南シナ海での人工島造成中止と外交による平和的解決」を要求し、それに対して中国は「南シナ海の主権は中国にあり、人工島造成は正当かつ民間活用を目的としている」ものであって、「もう少しで灯台もできる」と指摘して、協議は平行線のままで閉幕したことが報じられている²⁰⁸。

中国の A2/AD 戦略への対抗

中国の A2/AD 戦略に対する具体的な戦略として、オフショア・バランス論²⁰⁹への賛否がある。オフショア・バランス論とはアメリカの国力の衰えを直視した縮小戦略であり、「戦略的優先地域の設定と集中」「陸上戦闘の回避と海空軍の重視」「同盟諸国に安全保障を負担させることでのアメリカの負担削減」としてまとめることができる。これに対してオフショア・バランス態勢はアジアの安全保障に深刻な影響を及ぼし、アメリカは遠距離攻撃戦略への依存過大となり、中国に対応する多様な選択肢を欠くことになるため、現地に留まり、強力な同盟国をネットワーク化して相互支援体制によって対抗するべきとの反論も強い。これらの違いはアメリカ軍を駐留させるか引き揚げさせるかということにあり、同盟国の負担を増加させるという点では一致しているのである²¹⁰。

現実のアメリカの動きをみると、アジア回帰と再配置による軍事バランスの再構築はオフショア・バランス論の否定に見える。そして同時に同盟国の自助努力と負担増を求めている。

新国防戦略で示された点として、A2/AD 環境下での対応として JOAC 構想が明記された。これまでのアメリカは作戦エリアに進むまでに抵抗を受けることがなかったが、これからは作戦エリアへのアクセスを拒否する A2/AD 戦略を打破することがまず必要になるということである。逆に言えば、敵国の隣接海域に敵がいない環境にあったという時期は

戦史上、極めて稀なことであり、ある意味で本来の戦略環境に戻ったとも言えるのであるが、A2/AD 戦略を採る国として中国とイランが想定されている。中国が強要してくる A2 範囲は第 1 列島線と第 2 列島線の間、AD 範囲は両シナ海である。この A2/AD 範囲での軍事力アクセスを維持するためには韓国・フィリピン・台湾・オーストラリア・我が国といった同盟国と合同での軍事力確保が絶対に必要である。また、A2/AD 範囲のほとんどが、いずれかの国の EEZ である以上、EEZ における軍事行動の自由が保証されていなければならない。さらには A2/AD 範囲を突破するための前方展開基地が必要である。これらはそれぞれ、財政的裏付けと国際法秩序における EEZ の解釈、同盟国との兼ね合いの中での有効的な軍事力再配置で実現される。中国の A2/AD 戦略に対抗する JOAC 戦略はすでに着手されており、その具体事例として、アメリカ軍のスリム化と効率化、我が国の自衛隊改革や集団的自衛権解釈の変更、フィリピンへのアメリカ軍駐留再開、オーストラリアへのアメリカ軍駐留開始、グアム島への機能集積、高性能兵器の導入と更新、EEZ での軍事活動解釈をめぐる中国への対抗といったものが挙げられるのである。なお、本論の主旨から逸れるため論じないが、JOAC 戦略はアメリカの海軍戦略を Mahan の唱える常続的なシーコントロールと敵主力の無力化を図る戦略から、Corbett の唱える特定の紛争海域で優位を築く戦略へ転換させたとの見解もある²¹¹。

アメリカの南シナ海海洋戦略

2007 年に発表されたアメリカの新海洋戦略の特徴は、アメリカ海軍・他国海軍・法執行機関・海運業界との連携で 1000 隻海軍を実現して海洋部隊の統合深化と国際的連携を推進すること、勢力均衡型思想から集団安全保障的思想へ移行して戦争の防止を戦争の勝利と同じく重視すること、人道支援や経済活動の保護・促進というソフトパワーを海上戦というハードパワーと同等に位置付けること、さらに中国海軍力増強に対して懸念ではなく協力可能性に重点を置いて 1000 隻海軍への参加を打診していることであった。そして課題は、国内機関でさえ統合や連携が容易ではない中で、主権問題がつきまとう国際的連携で統合作戦を想定していることであり、「言うは易く行うは難し」と指摘され、1000 隻海軍の名の下で存在する海軍戦闘艦艇が 313 隻しかないことに対する展開可能兵力量過少問題の疑問、国際パワーバランスに直結する多国間対処に治安警備任務を依拠してしまうことへの疑問、軍事力の意義が見失われているのではないかという疑問、の 3 つの疑問が呈されたのである²¹²。

新海洋戦略は結局 2015 年 3 月に改訂されることになった。改訂新海洋戦略は「電子スペクトルにおける作戦が各種戦闘レベルと同じレベルに引き上げられたこと」「増強されることのない海軍戦力からより多くの前方展開戦力を抽出しようとする事」「統合戦力への海軍の主たる貢献分野がアクセスの確保と維持であること」「海洋軍種におけるより大きな柔軟性と適応性そしてモジュール性の実現が重視されていること」の 4 点が特筆される。欠点として「シーパワーの役割と適用の説明が不十分であること」「海軍と海洋に関わる健全な産業基盤の必要性への言及がないこと」等が指摘されるが、2007 年以降の世界情勢変

化に対応して纏まった認識を示すと共に、現実を見据えた明快なビジョンを示していると評価されている²¹³。

アメリカは南シナ海シーレーンに経済的にも軍事的にも依存している。経済的な面では米中間貿易を担う海運が航路を持ち、軍事的には太平洋とインド洋を結ぶ主要航路として海軍が行動の自由を維持している。万一、それらの自由を失ったと仮定した場合、海軍の安全な移動はインドネシア内海あるいはオーストラリア近海を経由することとなる。南シナ海の喪失は台湾の喪失に直結し、即ち、アチソンラインの破綻を意味する。少なくともフィリピン太平洋側と我が国の西日本太平洋側では中国海軍が自由を得て、AD 範囲が第 2 列島線まで広がり、A2 範囲は第 3 列島線に置かれる可能性が現実味を帯びてくる。そういった状況は中国の目指すアジア地域覇権を実現することとなろう。現在のアメリカは、かつてのモンロー主義時代に戻ることを欲してはおらず、衰えたとはいえ、世界の大国としてのリーダーシップを維持することを欲している²¹⁴。そしてそれを支持する国家も多い。特に南シナ海島嶼領有権問題に関しては、フィリピン・ベトナムが公然とバンドワゴンを指向しており、アメリカのプレゼンス回復を助けている。両国以外でも中国の覇権をヘッジするために、アメリカの影響力回復を望む国が多い。アメリカと中国は経済的結びつきが強くなったとはいえ、イデオロギーを異にする国家であり、中国の基本的価値観がアメリカの基本的価値観である民主主義・人権重視・自由社会という思想とは対岸にあることも事実であり、本章本節第 5 項で論じたように、中国はアメリカを宿命的敵性国家として定位認識している。つまり、いつか雌雄を決するべき関係にあると言ってもよいのである。海洋アジアでの戦いは、世界覇権を米中二か国による二極覇権とするのか否かの試金石と言い換えてもよいのかもしれない。

アメリカにとって南シナ海での後退はあり得ず、EEZ における自由航行と軍事的測量の解釈勝利と中国の SSBN 聖域化の阻止を果たして、シーパワーを維持することが絶対的な目標である。そのために、A2/AD 戦略を打破する JOAC 戦略を推進するのが、南シナ海に留まらない海洋アジアにおけるアメリカの海洋戦略ということになる。中国の強硬姿勢と過度な国際法秩序への挑戦が交渉では後退しないと判断したアメリカは、自由航行を守るために「航行の自由作戦」を開始した。これは米中二極覇権を拒否する姿勢を明確にしたとも言えよう。

しかし留意しなければならないことは、国際法に法源を持つ限りにおいては、南シナ海島嶼領有権問題には介入しない姿勢であり、極端に言えば、九段線内全島嶼が中国領となったとしても、それらが国連海洋法条約に誠実に基づいて領有権と領海・EEZ・大陸棚が設定され、中国 EEZ 内での無害航行権と軍事的活動の自由が保証されて、シーパワー維持に問題が生じなければ、アメリカは満足だと言えるのかもしれない。

第 8 項 国際的に承認されない主張

個別に見てきた南シナ海島嶼領有権主張国の主張の中には、国際的に承認されないであろう内容が散見される。帝国主義を脱し、国際条約や国際司法機関の活用に重点を置くことに指向しつつある国際社会においては、国連海洋法条約等の国際法に沿った主張でなければ容認されず、恣意的な解釈や判断は同意を得られなくなっている。

1 基線設定

中国は1958年の「領海宣言」、1992年2月25日に制定公布即日施行された「領海及び接続水域に関する法律」、さらに1996年5月15日の「領海基線に関する声明」によって領海基線を公表しているが、全て直線基線で構成されている。この直線基線に関しては国連海洋法条約が規定する要件を満たしていないことが指摘されており、また他国との領土主張と重なることもあり、ベトナム、アメリカ、インドネシアから抗議を受けている。Oude Elferinkは南シナ海での沿岸諸国のEEZ・大陸棚主張に際して最重要なのは領海基線の国際法遵守であると述べている²¹⁵。

ベトナムは、1982年11月12日に「領海基線に関する声明」を出しているが、直線基線に関しては国連海洋法条約が規定する要件を満たしていないことが指摘され、アメリカ・タイ・シンガポール・中国・フランス・ドイツから抗議を受けている²¹⁶。

2 水面下環礁全体に対する領有権主張

中国と台湾が主張しているが、国連海洋法条約をはじめとする国際法には法的根拠が見いだせない。同条約ではそもそも水面下環礁の領有と領海の設定を認めていない。第5条で領海基線の原則を海岸低潮線としており、第13条では本土又は島から領海の幅を超えない距離にある低潮高地にのみ基線としての使用を認めているに過ぎず、同条第2項では、本土又は島から領海の幅を超える距離にある低潮高地はそれ自体の領海を有しない、と規定されている。第7条第4項では低潮高地を直線基線に使用することも原則禁止している。低潮高地は高潮時には水中に没するのであるから、高潮時でも水面上にあるにもかかわらず第121条の規定から領海しか有しないとされる岩よりもその権利は制限されていることは当然であると言えよう。

本主張の根拠はおそらく第6条の解釈と思われるが、環礁の上に所在する島又は裾礁を有する島の特例として基線を礁の海側低潮線とすることを認めているに過ぎない。つまり島を持たない水面下環礁は低潮時においてさえ水中に没しており、それは言い換えれば海底に他ならない。つまり、領有権は設定できないのである。

3 群島水域設定

中国が西沙諸島を群島水域として群島基線を設定しているが、国連海洋法条約第 46 条で定める群島国に中国は当てはまらない。そして第 47 条第 1 項から、群島基線を引くことができるのは群島国だけであることが明らかであり、西沙諸島を群島水域とすることは不可能である。同時に群島水域を内水と性格付けていると理解されるが、これらは同条約違反であると指摘されている²¹⁷。

現行条約下で西沙諸島水域への群島基線設定が認められるための条件は、西沙諸島が独立国家となり、群島国家として必要な手続きを経ることしかない。そこでは、地理的条件の規定がハードルとなる。

なお、南シナ海島嶼領有権主張国の中で群島国家はフィリピンのみである。しかし、フィリピンの群島水域を内水と見なす考え方が国連海洋法条約第 50 条に抵触していると思われ、抗議を受けている²¹⁸。

4 海域全てが領海

中国と台湾が九段線・十一段線内海域全域を領海と主張していたが、国連海洋法条約をはじめとする国際法には法的根拠が見いだせない。同条約第 3 条で領海の幅は基線から最大 12 海里と定められ、第 5 条で基線は海岸低潮線を原則とし、特例としての直線基線とその制限を第 7 条に規定している。つまり九段線・十一段線内海域全域が領海という主張を裏付ける規定は見出せない。また、隣接水域という名称や概念も国際法に根拠を見出せない。

おそらく本主張の根拠は第 10 条第 6 項の歴史的湾ではないかと推察される。歴史的湾は歴史的水域の一種であり、具体的な単一的制度にあるわけではない。第 1 次国連海洋法会議は決議採択によって国連総会に対し本問題の研究を求め、それを受けた国連総会は 1959 年に歴史的湾を含む歴史的水域の法制度研究を国際法委員会に求めた。1962 年の研究公表によれば、「歴史的権利を主張する国によってその海域に対して権限が行使されていること」、「この権限の継続性—かなりの時間が必要で、慣行にまで発展したものでなければならない」、「外国の態度—ある学者は歴史的権原が生ずるためには外国の黙認が必要であるとし、他の学者は単に反対の不存在で充分であるという」、さらに付け加えるならば「その主張が、地理的形状、自衛又はその他の重要な利益のような他の特定の状況に基づき得るかどうかが」要素となる。歴史的水域は「内海のように地理的に特殊な状況にあり、沿岸国が慣習でこれを領域として扱い、有効に管轄権を行使しており、諸外国も異議を唱えない」水域と定義される²¹⁹。客観的に見て中国と台湾の主張は歴史的水域の要素を満たしているとは言えないと判断されよう。九段線・十一段線の根拠そのものが説明されていない現状では、国際法に根拠のない恣意的な主張と考える以外にない。

中国は徐々に言葉を変えているように観察される。九段線内海域に関する最近の主張は「歴史的な水域」「主権下の海域」が主であり、人工島を含む島嶼から 12 海里海域に「領海」を用いている²²⁰。台湾は 2015 年 7 月の表明で、十一段線海域を「中華民国の海域」、東沙・中沙・西沙・南沙諸島周辺海域を「中華民国固有の海域」と主張している。

5 軍艦の通航権を認めない

中国は 1992 年の「領海及び接続水域に関する法律」で外国軍艦には領海の無害通航権を認めない立場を明確にしている。これは国連海洋法条約の無害通航権規定に反するものとして、アメリカとイギリスが抗議している²²¹。

ベトナムも外国軍艦の領海通航に対して事前許可を要求しているといわれている²²²。

6 接続水域の目的

中国とベトナムは接続海域を設定しているが、認められる設定目的として国連海洋法条約に規定されている「通関・財政・出入国管理・衛生」の 4 項目に留まらず、「安全」を加えている。この「安全」は Security のことであり、安全保障上の目的と理解されるが、中国の具体的な内容は明確にされておらず、ベトナムが明示している管轄権規定内容に対しては、国際法に反するとしてアメリカが抗議している²²³。

7 軍事水域

中国は 1950 年から公海を含む沖合に軍事水域を主張していた。渤海湾および黄海北部、上海沖、台湾北部の 3 海域であったが、上海沖は 1958 年の領海 12 海里化によって領海となり、南シナ海での軍事水域主張はなくなったが、残る 2 海域については 1975 年に存在を再確認しており、我が国が立場を留保している²²⁴。現在の中国政府の主張は定かではないが、新たに設定を主張する可能性は否定できない。

8 人工島による島の主張

2014 年から中国は南沙諸島において低潮高地や暗礁において人工島建設を行い、南シナ海島嶼領有権主張諸国のみならず、アメリカと我が国を含む諸外国や G7 の反対と批判にさらされているが、建設は中断することなく進められ、軍事施設の建設へと進展している。

中国はこれを国連海洋法条約に違反しておらず、自国領土で行う合法的措置であると主張しているが、中国自身以外にそれを承認する論調はない。

国連海洋法条約で人工島が認められているのは第 56 条と第 60 条で EEZ におけるもの、さらに第 80 条で大陸棚においてのみである。そしてその地位は第 60 条第 8 項において「島の地位を有しない」「それ自体の領海を有せず、また、その存在は、領海、排他的経済水域又は大陸棚の境界画定に影響を及ぼすものではない」と明確に規定されている。ただし、同条第 4 項及び第 5 項において「安全水域」の設定を認め、その最大範囲を「当該人工島、施設または構築物の外縁のいずれの点から測定した距離についても 500 メートルを超えるものであってはならない」とも規定している。公海における人工島は規定されていないため、禁止されているとは解されないが、主権的権利を行使するための必要施設として EEZ あるいは大陸棚で認められている第 60 条の条件を緩和して適用することはあり得ないことと信じられる。つまり、そもそも領有権の対象とならない公海の低潮高地や暗礁部分に人工島を建設した今回の中国の行為自体は国連海洋法条約違反ではないと解した場合でも、領海や EEZ の付属は認められることはなく、領域画定の材料とすることすら認められないと理解されるべきである。おそらくは人工島の領有権、言い換えれば領土としての承認と領空設定、も認められない可能性が高い。認められるのは撤去に至るまでの期間において継続する「責任ある管理義務」のみではないだろうか。なお、撤去に関しては第 60 条第 3 項に、管理は同条第 3 項から第 7 項に規定されている。なお、中国の主張する「軍事警戒圏」も国際的には法源がない。

中国と ASEAN は DOC を締結している。中国の人工島建設は明らかに DOC を軽視している。

法を無視し、或いは恣意的に用いて、物理的な既成事実を作ってしまうことで、事態を有利に動かそうとすることに対して、国際社会は非力であることも否めない。それが大国の行動ならなおさらであることは古今東西の歴史上、たやすく見つけることができるうえに、国際法秩序はそういった実行によって転換期を迎え、新たな展開をしてきたことも事実であろう。ただし、あくまでも現在の国際法秩序に基づいて論ずると、中国の人工島建設とそれから派生する政策実行は国際承認を得られないと判断される。

尚、中国の人工島建設に関して軍事戦略的な視点や覇権・膨張主義の視点から論じる文献は多数あるが、国連海洋法条約の島や人工島の定義といった根幹の視点から論じるものは少ない。環境破壊の視点から論じるものはさらに少ない。関係諸国でも本論執筆時点で環境面からの指摘を公式に表明しているのはフィリピンのみである²²⁵。

第 9 項 比較検討

これまで検討してきた 7 か国（台湾を 1 か国と数える）の戦略を比較する。

1 分類

フィリピンとベトナムはバランス・オブ・パワー戦略を指向していると言える。マレーシアとブルネイは現在のところ全方位協調外交といってよい。ただし、中国が直接対決姿勢を露わにすることで、フィリピンやベトナムと協調してバランス・オブ・パワー戦略に変貌する可能性は内包しており、そのきっかけは中国次第といえよう。

中国と台湾は中華的天下の恢復を目指す覇権戦略に他ならない。

アメリカは覇権戦略でありながら、海洋アジアにおいてはフィリピン・ベトナム・我が国のバンドワゴンを許容しつつ、それら現地国家の負担増加を進めることで域内バランス・オブ・パワー戦略を採用している。つまり、マクロ的には世界覇権戦略であり、一極覇権が維持困難であることを認めつつも、それが二極覇権に移行することには否定的であり、まして中国が対極となることは受入れられない。地域的にはバランス・オブ・パワー戦略による均衡が望ましく、その後見的な立場で覇権的な影響力を維持したいものと見られる。Kaplan は中国の海洋進出と海軍拡張を、アメリカはじめ周辺諸国の対抗政策と比較して検討した結果として、中国の覇権主義を認定し、アジアの中国周辺諸国はアメリカのアジア回帰と共同行動を望んでいると論じるが、アメリカは海軍縮小傾向にあり、グアム島駐留軍の強化やオセアニア駐留部隊による”Just over the horizon”での対処に留まらざるを得ないため、周辺国自身の対処が一義的に必要であるとも述べる。また、軍事面だけではなく経済面での中国との関係も分析し、台湾併合を防止することがアメリカのみならずアジアの民主主義諸国にとっても絶対に必要であるとも論じている²²⁶。

2 比較

ASEAN 加盟国である 4 か国はもともと個別戦略で行動していたが、中国との二国間問題という認識に基づく対応では勝ち目がないことを悟り、多国間協調へとシフトした。しかし、ASEAN を舞台にした対中共同対処にはいまだ成功しておらず、本章第 3 節第 2 項で論じる ASEAN の問題点を考慮すると悲観的な見通ししか見い出せず、4 か国がそれぞれに個別戦略を基盤とした対処に戻りつつあると言えよう。しかし、従来の閉鎖的な個別戦略ではなく、域外関係国や組織との連携を視野に入れた個別戦略であることに留意する必要がある。

フィリピンはアメリカとの同盟関係を基軸に、アメリカ軍との関係再強化を図り、対中バランスの重要ファクターとしてアメリカの関与を誘導したと言ってよい。アメリカの同盟国という立場と中国との間で島嶼領有権問題を現実には抱える立場という 2 つの立場を同じくする我が国と、海洋法令執行に関する行政面で連携・協力関係を結んで深める方向に動いていることもフィリピンの新戦略の一つである。なによりも SCARBOROUGH Shoal

問題で国連海洋法条約に基づいて仲裁裁判所へ提訴したことは、おそらく中国の急所の一つを突いたことであり、注目に値する。ただし、フィリピン勝訴となった場合、仲裁裁判無視を公言している中国に対して裁判結果がどの程度の実効性を発揮するのかは、楽観視できるものではない。

ベトナムは国際社会で非常に少数となった共産主義国家として、国家イデオロギーを中国と共有しているはずであるが、南シナ海島嶼領有権問題をめぐっては完全な対立関係にある。しかし、トンキン湾の境界画定を成就させた国である。西沙海戦と赤瓜礁海戦で中国に敗れたが、中越紛争や 2014 年の中国海底掘削プラットフォーム設置強行に伴う公船衝突事件では中国に勝利している。ロシアやインドとの友好関係を維持し、軍事的支援を受けながら、アメリカとの関係強化も図り、中国を牽制したいと考える大国全てとバランスある関係を深化させつつ、対中バランスを形成しつつある。海洋法令執行に関する行政面では我が国との関係を強化しており、非常に強かな外交戦略を展開している。

大きな視点から、フィリピンとベトナムの対中バランスは融和的にまとまるものと信じられる。アメリカと我が国の関与目的が対中バランスである以上、フィリピンとベトナムを別個の極として扱う必要性には乏しく、また、両国同士も中国への対応においては協調的スタンスだからである。

マレーシアとブルネイは相互対立を克服し、共同開発開始に象徴される協調的関係構築に成功した。対中バランスには踏み出していないとみられるが、それは中国が直接的対立を生じさせていない一面があるということに留意が必要である。中国が九段線海域内で活動する両国に対立しないはずはなく、すでに中国が現在実施中の南沙諸島の FIERY CROSS Reef 及びその周辺岩礁の埋め立て人工島化工事は、南沙諸島全域を中国制空権の下に置こうとするものであり、両国の利害に直接対立するものである。マレーシアとブルネイがフィリピンとベトナムと同様に、対中バランスを指向してアメリカと我が国へ公然と接触する時期は近づいてきていると思われる。

Nathan は、中国周辺諸国は中国の台頭と地域リーダーシップに対してはバンドワゴンを含む政策を用いることによって受容するが、その台頭程度が過大となると、直接対立ではなくアメリカを用いてのバランスを指向する、と論じている²²⁷。

アメリカは財政的にも政治的にも、単独で対中バランスを果たしてアジア覇権を回復することは不可能であり、それは国際的にも疑いのない評価と言ってよい。しかし、アジアにおいて中国による覇権が確立することを許容できず²²⁸、その点でアジア諸国と一致する。イデオロギー的にも多くのアジア諸国の民主主義志向と矛盾なく、アチソンラインの再評価と現地諸国の自助努力を主体とするライン維持は、アメリカの世界戦略にとって利益となる。A2/AD 戦略に対抗する JOAC 戦略を確立し、機能させれば中国封じ込めは結果を出せるものと見られる。おそらくその中で不安要素は台湾ということになる。

中国と台湾は共に九段線或いは十一段線の根拠を公式に示せずにいるが、中国と台湾の研究者の間ではその法的解釈として考えられるものがいくつか提示されている。一つ目は「島嶼帰属の線」すなわち、線内の島嶼及び周辺海域は中国に属するため中国が管轄し統

制する。線内水域の法的地位は線内の島嶼及び群島の法的地位によって決められる。この説は「中国は南沙群島及び周辺海域に対する議論の余地がない主権を有する」という中国政府の旧来の立場と一致するとみなされる。二つ目は「歴史的権利の範囲」すなわち、線内の島・礁・浅瀬・砂洲は中国領土であり、内水以外の海域は EEZ と大陸棚となる。中国は、島・礁・浅瀬・砂洲の主権及び海域すべての自然資源の主権権利を含む線内の歴史的権利を求める。海域内の航行・上空通過・海底ケーブル及びパイプラインの敷設の自由は確保される。三つ目は「歴史的な水域線」すなわち、中国は線内の島・礁・浅瀬・砂洲及び周辺海域の歴史的権利を有し、線内全海域が中国の歴史的な水域とされる。当該水域において外国船舶は許可なしで航行、通過することができない。台湾の学者の多くがこの説を支持する。四つ目は「伝統境界線（国境線）」すなわち、線内の島・礁・浅瀬・砂洲及び周辺海域は中国に属しており、線外の区域は公海または他国に属する。同時に南シナ海諸島の範囲あるいは外部との境界線でもある。九段線（十一段線）は中国の歴史的な発展のもとで形成され、近代以来の中国人民の南シナ海での活動範囲に対する認識を反映している。中国の地図が作成された当時の基本的な規範から考えれば、この線は「断続国境線」であると確認できる。「断続線」による中国の南シナ海における権利は国連海洋法条約の成立前に形成され、公認されたものである。新しい法制度の確立が一国の旧来の権利を否定することはできない。国連海洋法条約を根拠として、中国の南シナ海における歴史的権利を否定することはできない。しかし新たな国際法秩序の確立に伴い、九段線（十一段線）の性質、地位及び役割は変化しており、新たな定義及び解釈が必要になっている。しかし、後から確立された海洋法を用いて旧来存在してきた「九段線」の合理性を否定することはできない。以上が中国と台湾の学者達の多数派の考えのようである²²⁹。

これに対し、アメリカ国務省が 2014 年に九段線と十一段線主張を分析した上で公式見解を公表した。アメリカは 2009 年時点の九段線と 1947 年時点の十一段線を比較し、全体として沿岸諸国の海岸線に近付いていること、つまり九段線と十一段線は同じ範囲を主張しているのではないことを指摘した。さらにアメリカは中国（台湾）の九段線（十一段線）主張根拠を「島嶼領有権主張の範囲」「国界」「歴史的な海域」の 3 つであると判定し、それぞれに対して「主張するに際して陸岸から 12 海里を越えた距離に範囲線を引くことには法源がない」「他国と主張が重複している海域に確定国境線を一方的に表示することは認められない上に、陸岸から 12 海里を越えていることに法源がない」「多くの沿岸国を有する半閉鎖海は特定国の歴史的範囲となり得ず、中国国内法にさえ法源がない。国連海洋法条約の歴史的な水域の主旨を曲解している。歴史的範囲が認められたとしても、EEZ と大陸棚は歴史的な水域に付属するものではない」と論じて、九段線（十一段線）主張を認めない姿勢を明らかにした²³⁰。

尚、南シナ海には対立ばかりではなく、例えば海賊に関する分野等、僅かではあるが中国を含む当事国間協力の実績があることも指摘しておかなければならない事実である²³¹。

3 考察

南シナ海島嶼領有権問題においては、中国の長期戦略目標を近隣諸国が認識できなかったことが、これまでの解決策が悉く実を結ばなかった根本的理由であろう。

中国は短期戦略を変更してきたのである。転機は 1990 年代半ばと 2009 年と見られる。1990 年代半ばの変更は武力行使を含む強硬な対応から対 ASEAN 協調路線への変更であり、2009 年の変更は、協調姿勢から強硬姿勢への転換（回帰）であった。飯田は中国の協調姿勢への転換背景として、

①「台湾が 1990 年代より東南アジア諸国との関係強化を目指して実施している南向政策を阻止して、独立の芽を摘む」ことと、

②「1997 年から 98 年にかけて深刻化した東アジア金融危機は、東アジア諸国の経済が相互に分かちがたく結びついており、その安定と発展のためには地域協力が不可欠であることを、中国を含めた地域諸国に認識させた。ASEAN と日本、中国、韓国からなる ASEAN+3(APT)が東アジアにおける地域協力の主要な枠組みとして発展してきたが、そのイニシアチブは ASEAN が握っており、地域協力を積極的に関与するためにも、中国は ASEAN との安定した関係の構築が不可欠となった」こと。そして、

③「2002 年 11 月の第 16 回党大会において 21 世紀の最初の 20 年間を「重要な戦略的チャンス」の時期」と位置付けた中国は、周辺諸国に対して「与隣為善、以隣為伴」（隣国と善く付き合い、隣国をパートナーとする）方針を示し、2005 年からは中国の台頭が国際秩序の安定要因となることを強調する「平和発展の道」を国際社会に対して喧伝するようになった。中国にとっては、東南アジアに対して協調的な姿勢をとることが、こうした主張に説得力を持たせるための重要な実践のひとつにもなっていたといえ」ること。さらには、

④「アジア金融危機の対応において米国や IMF の東南アジアに対する過度な緊縮財政要求が景気後退や政治的不安定化を引き起こしたことや、アフガン戦争とイラク戦争での米国の一国主義的行動とイスラム教徒の犠牲者急増が東南アジアでの米国への不満を高めていたことから、ASEAN 諸国の対米依存の必要性を低下させてさらには中国と協力して牽制する余地をすら生み出すために協調的な中国の出現が効果的と見られたのであろう」こと。の 4 点を挙げている。そして中国の強硬姿勢への回帰転換背景としては、

①「国連海洋法条約で認められた大陸棚延長権の申請・データ提出期限が 2009 年 5 月 12 日であり、フィリピン・ベトナム・マレーシアなどが申請に向けた動きを強めたことと南シナ海問題の国際問題化・多国間問題化への流れに対して、海洋権益の重要性への認識が高まっていた中国、特に軍関係を中心とする強硬派が反発を起こしたこと」と、

②「中国経済が南シナ海海上交通路への依存度を生命線と言えるほどに増しているにもかかわらず、マラッカ・シンガポール海峡はインドネシア・マレーシア・シンガポールに安全確保が任されており、南シナ海はベトナムによって容易に妨害され得る状況であること」と、

③「中国沿岸で原潜秘匿に適した南シナ海を戦略原潜の聖域化とする対米戦略上の要求」

の3点を挙げている。Quyetは中国の強硬姿勢への転換理由として、「DOCに合意しても行動を拘束する法的義務が不存在であること」「経済発展による国力増大」「人民解放軍の増強と愛国意識の高まり」「中台関係の安定」「他の当事国の行動が中国の過剰反応を導いていること」「米国のアジア戦略がASEAN諸国との協力による間接的投影へと変化したこと」との6点を指摘している²³²。

整理すると、1990年代半ばの協調路線への変更の理由として指摘されることは、「ASEAN諸国との関係改善によって、経済の持続的発展に有利な安定した国際環境を構築すること」と「東南アジアにおける中国に対する安全保障上の懸念を緩和することによって、外交面や軍事面で地域諸国がアメリカに依存する必要性を低下させ、この地域におけるアメリカの影響力を低減させること」の2点であり、2009年の強硬姿勢への回帰の理由は、「海洋権益、とりわけ経済的な利益を確保する必要への認識の高まり」と「経済発展や安全保障にとって南シナ海における海上交通路の重要性が高まっていること」さらに「対米戦略におけるこの海域の重要性が高まっていること」の3点であったと言えよう。

ここまで論じてきたように、中国の長期戦略目標はアメリカと覇権戦略での雌雄を決することにある。中国の立場から見ると南シナ海で起こっている諸問題は、世界戦略、具体的には対米戦略の枠の中にある。極端に表現すれば、「周辺諸国を相手にしていない」ということであろう。周辺諸国に限らず我が国も、そして当のアメリカも中国の長期戦略目標を誤解していたのではないだろうか。中国は単純に南シナ海の資源を欲してアジア海洋覇権を握ろうとしていたのではなく、一極覇権による世界の恒久平和を成就するという最終目標へ向かっているのである。そしてそれを効率よく進めるために、短期戦略と戦術を時々の世界情勢に合わせて柔軟に変更してきた。主として軍部が「剛」を、北京政府が「柔」を外面に見せることで諸外国の反応を測りながら政策を決定してきたと考えられる。これを外から観察すると、長期戦略目標が非常に見えにくく、むしろ情勢に合わせて柔軟に戦略が変更されていると見える上に、政府が軍をコントロールしきれていないような印象を受けるのである²³³。

それでは中国の中期戦略目標は何であろうか。それは台湾併合であろう。中国共産党政府の正統性は、台湾に中華民国政府が存在している事実によって毀損されていると信じられている。言い換えれば国共内戦は終結していないということである。北京政府が台湾併合への段階として実現しなければならないことは、台湾独立阻止とアメリカの直接介入阻止である。アメリカの直接介入を阻止することが独立機運を削ぐことであり、また併合実現手段の選択肢を多くすることにもなる。

つまり中国の長期・中期の戦略には矛盾がなく、中国にとって現在の南シナ海島嶼領有権問題は対米戦略に他ならない。それに気が付かず、または過小評価し、或いは荒唐無稽であり得ないこととして信じなかった世界中の国家は、2007年頃から兆候を見せ始めて、2009年にはっきりと姿を現した中国の覇権主義の実行で目を覚まされることとなった。フィリピンとベトナムは、二国間協議やASEANといった地域機関による協議は、そもそも中国の長期戦略に対応できておらず、短期戦略への対応は対症療法的な一時的効果しか生

じない上に、中国に時間を与えて覇権政策の実行を既成事実化しているに過ぎないことに気付いた。そして対中政策を転換し、域外諸国と連携しての対抗を開始したのである。中でもアメリカをアジアに引き戻して中国の長期戦略に対応する必要性にはっきりと気が付いたことに留意する必要がある²³⁴。

アメリカは中国の長期戦略における当事国である。しかしながら、アメリカ自身がそれを正しく認識していなかった。アジアから撤退しても中国の覇権主義が現実化する、とは想定していなかったようである。資本主義先進諸国が共産主義独裁国家の中国へ競って経済投資をして、中国の目覚ましい経済成長を成功させたことが、覇権主義の現実化を大きく促進した結果を生んだとすれば皮肉である。アメリカが中国の中期戦略を公式に認識したのは2010年或いは2011年であるが、長期戦略を確信したのは南沙諸島での人工島建設が生じた2014年或いは2015年ではないかと思われる。我が国も同様であろう²³⁵。

南シナ海島嶼領有権問題における政策実行では、中国が遅れを取り戻して既に先行している状況である。今後の推移は各国の覚悟にかかっていると思われる。中国の覚悟は揺るぎないものであると評価されよう。それに比してフィリピン・ベトナム・マレーシア・ブルネイの覚悟はどうであろうか。経済面での中国依存と南シナ海島嶼領有権問題をバランスさせながら対応している現状からは、覚悟が定まっているとは評価されないし、中国の目には御しやすい小国としか映らないであろう。アメリカも確固たる覚悟を持っているとは言えなかった。つまり独裁国家かつ大国である中国が覚悟を定めている以上、中国の強硬策による既成事実化は後退することなく進展していくものと思われ、現実には中国の実際の行動は強硬さを増してきていた。言い換えれば、協調的な発言と強硬的な行動という乖離した言動が並立することで狡猾さを増していたのである。中国は南シナ海に防空識別圏の設定を予定し、その実行力担保の目的で、南沙諸島での人工島航空基地及びレーダー網の構築を進めていると思われる。そしてそれら構想の実現が南シナ海沿岸諸国と南シナ海シーレーン利用諸国にとっては直近の脅威と考えられているのである²³⁶。常設仲裁裁判所が中国の主張を却下して、フィリピンの一方的提訴による九段線の法的有効性その他に関しての審理開始を決定し、「航行の自由作戦」でようやくアメリカが覚悟を定めたように見える2015年10月以降、圧倒的に不利な国際看視の下で、中国の強行政策は減速或いは停止を余儀なくされる局面となった。しかしアメリカ単独では対処に限界がある事実は変わりなく、各国協同での対応継続を進める必要がある。

中国の弱点はアメリカを見過ぎる反面、アジア軽視で足元を掬われる可能性があることであろう。菊池はこの点に関して、「東南アジアには近年多様で重複的な地域制度が形成されている。いくつかの例を挙げると、アジア太平洋経済協力会議（APEC）・東南アジア諸国連合（ASEAN）・ASEAN 地域フォーラム（ARF）・ASEAN+3（日中韓）・東アジア首脳会議（EAS）・ASEAN 国防相会議（ADMM）プラス・東アジア包括的経済連携協定（RCEP）・日中韓 FTA 交渉といったものがある。これらは中小国が主導し、規制力も弱いものが多いとはいえ、多様で重層的な地域制度としての束になることで全体としては強い規制力を有するに至っている」と論じ、「米国や中国といった大国といえども地域の中小

国を無視した行動は採りづらくなっているところか、これらの地域制度を巡る外交ゲームに参加し、地域制度を自国に有利に導かなければならない。そうした重層的な東の中心である ASEAN、ASEAN 最有力国であり非同盟主義思想の残るインドネシア、インド太平洋概念の誕生背景であり非同盟主義であるインドの動向が大きく影響することになるため、これらの諸国や制度をいかに誘導するかが重要である」と述べている²³⁷。

他には、中国の近年来の覇権政策を支えてきた経済成長が今後も継続される保証はないことが挙げられる。中国は、内政問題次第では長期戦略どころではなく、国家存続の危機に瀕する可能性を抱えているのである。外交と軍事衝突に際して敗北が絶対に許されない一党独裁政権体制そのものが政策を硬直化させており、中国自身の最大の短所といえよう。

南シナ海島嶼領有権問題での敗北を避け、中国の地域覇権さらには世界二極覇権を回避するためには、近隣諸国側はアメリカと共に覚悟を定めて対中バランス極を形成する必要がある。

第 3 節 対中バランス極形成への問題点と課題

対中バランス極は容易に形成されるであろうか。国家間連携が成立するためには越えなければならないハードルも多い。

第 1 項 過去の取組の失敗原因除去の可否

本章第 1 節第 7 項で論じたが、これまでに提案された南シナ海島嶼領有権問題解決案が実を結ばなかった原因としていくつか指摘することができる。

1 無主地の先占論理

本論理の否定は困難である。ただし、先占論理は無主地の存在を認識するだけでは成立しえず、実際に物理的な接触を伴った占有が必要となる。しかし占有といっても囲い込みさえすれば良いというものではなく、「無主物の先占においても、占有物の利用が不適切であれば、所有権は付与される必要はない」との指摘があることに留意すべきであろう²³⁸。

西沙・南沙両諸島は、サンフランシスコ講和条約で我が国が放棄した事実があり、その時点で無主地に戻ったと解釈される以上、先占論理が用いられることは当然の帰結であり、非難されるものがあるとするれば、サンフランシスコ講和条約の草案作成諸国、つまりアメリカ・イギリス・フランスに代表される連合国ということになる。非難されるべき点は、

継承国なしの無条件放棄とした点であり、同条約で一時的にせよ、継承国が定められていれば情勢は全く異なったものになっていたはずである²³⁹。中華人民共和国と中華民国に関する国際政治の力学から両諸島の継承国を定めなかったとの分析も可能であろうし、当時の基本的認識としては「無価値の無人岩礁海域に過ぎず、領有対象になり得ない」という程度であったとも推察される。無人岩礁海域である以上は、統治対象地域としてとらえることに無理があったとも言えよう。

南シナ海島嶼領有権主張諸国全ての実効支配が無主地の先占論理に基づいているならば、本論理の適用否定は実効支配現状の否定に帰結するため、適用否定に合意する国は出ないはずである。しかし、ベトナム・中国・台湾は無主地の先占論理ではなく、国家継承や歴史的領有権を根拠としての主張をしている。つまり本論理の適用は領有権主張諸国の相違ではないと解することができる。しかし、それらの国家継承や歴史的領有権の主張が法源や証拠の不十分さによって国際承認を得ることができていない状況もあり、無主地の先占論理の方が主張根拠としては理解を得られやすく、事実、国際社会において優勢なように見える。

ただし、無主地の先占論理はローマ私法の不動産取得方式を国家領域取得へ類推した伝統的国際法であり、古典的解釈として現代国際司法ではあまり援用されない傾向であり、国家の主張権原優位性の相対的比較と、国家権力の行使または国家機能の遂行に裏付けられた実効支配の存在が重視されていることに留意するべきであろう。ただし、それらの具体的な程度や条件は明確ではなく、さらに多くの国際司法判例の蓄積が待たれる状況であることも事実である²⁴⁰。

2 分割領有主張の不存在

南シナ海島嶼領有権主張諸国の主張は、「全域領有」か「主張領域の完全領有」のいずれかであり、その点では協調的な雰囲気は見られない。相互に複雑に入り組んだ実効支配地を認め合って、分割領有を合意するという事は当初から選択肢になかったのである。現在でもその方針に変化はないものと解される。しかし、将来的に何らかの着地点を見出すためには相互に譲歩しあうことが不可避と思われる。

これまで数多く公表された解決策提案には「共同開発」が多くみられる。ここで共同開発は二種類あることに留意する必要がある。一つは領有権主張国自身による提案、もう一つは領有権主張国以外の国による提案である。前者は「主権は自国に属するもの」として協力国の承認を得ようとするものであり、後者は「主権主張を棚上げ」するものであり、以って非なるものである²⁴¹。そして前後者を問わず、領有権主張の柔軟性のなさが原因となって、領有権主張国間での共同開発は成立が困難であり、結果としては領有権主張国一国が領有権主張国以外の国と組んで実施する共同開発ばかりが実績として蓄積されているのである。

3 不確かな海底油ガス田情報

ECAFE による資源探査が実施された 1969 年は技術的に未熟な時代であり、確実性を担保するものでは全くない。本来、冷静な地域諸国であれば、共同資源探査を指向してその調査精度を高め、結果を共有することがあるべき姿ともいえるが、当時の南シナ海沿岸諸国は ECAFE の調査結果を盲信して、支配領域の争奪に傾倒した。現在、商業開発に成功している海底油ガス田はブルネイ周辺とベトナム南東沖大陸棚に偏在しており、沿岸諸国による過去の探査実績を考慮しても、4 諸島周辺における海底油ガス田の埋蔵可能性は再検証されるべきであると言える。しかし、国際機関による再調査を容認するだけの協調的雰囲気は失われており、領有権主張諸国が実効支配領域で個々に実施している非公表の調査結果に依る以外ないのが現状である²⁴²。

4 中国の覇権主義

本論でこれまで論じてきたことであり、実際上の最大の問題である。これがなければ南シナ海島嶼領有権問題はおのずと解決される可能性が高い。中国自身は南シナ海島嶼領有権問題が解決しない要因として、「中国海軍の能力不足」「ASEAN 結束による対抗」「日米の介入と ASEAN との連携」「台湾と ASEAN の接近」と分析しており、「中国海軍の増強」「ASEAN 弱体化」「中国と ASEAN の友好化」を進めることで、中国主導での解決に向かって行動している²⁴³。つまり、中国が覇権主義を放棄することはあり得ず、近隣諸国がそれを望まないのであれば、対抗する以外にない。対抗策としては、「ASEAN を中心としての対抗」、「アメリカにバンドワゴンしての対中アジア極の形成」、「アメリカに頼らずに中国近隣諸国のみによる共闘」、「中国を弱体化させる戦略を採用して中国を崩壊させる」ことなどが考えられよう。しかし、ASEAN は対抗軸とはなり得ないことがはっきりとしてきており、アメリカに頼らない共闘は対抗力とはなり得ず、アメリカにバンドワゴンしての対中アジア極の形成が、最も現実的かつ効果的な戦略と考えられる²⁴⁴。

第 2 項 ASEAN の抱える問題点

ASEAN は南シナ海島嶼領有権問題に対して、1992 年 7 月にマニラで開催された第 25 回 ASEAN 外相会議から公式関与を始め、同会議では「南シナ海に関する宣言（マニラ宣言）」が公表された²⁴⁵。マニラ宣言は 1976 年の首脳会議で採択された、武力の不行使、紛争の平和的解決を誓約する「東南アジア友好協力条約」の諸原則適用を勧告している。そ

もそも「非軍事的な地域共同体」²⁴⁶である ASEAN は東南アジア諸国にとって、南シナ海島嶼領有権問題の平和的解決において中国への対抗軸となることが期待されていた²⁴⁷。フィリピンとベトナムは ASEAN を舞台に中国対抗陣営を形成して、南シナ海島嶼領有権問題で有利な位置を取れると考えていたし、インドネシアの協力も非常に真摯なものであった。しかし、中国の実施した分断工作で ASEAN は問題点を露呈し、機能不全に陥ってしまった。分裂への危機感が生じたことが、その後の ASEAN 再結束への自助努力を導くこととなり、2015 年末の「ASEAN 経済共同体 (AEC)」²⁴⁸発足に向けた亀裂回避の意識の下、強制力は持ち合わせていないが中国への対抗軸としての動きが再燃しつつある。

1 領有権主張国と非主張国の差異

2012 年 7 月の ASEAN 外相会議で露呈したように、ASEAN 内において南シナ海島嶼領有権問題対応についてのコンセンサスがない。つまり、ASEAN 諸国間には南シナ海で大きな経済的、戦略的利害を持つ国とそうでない国との間に断層があるのである²⁴⁹。

これは南シナ海島嶼領有権問題に特有のものではなく、ベトナム・タイ・ラオス・カンボジア・ミャンマーと中国が利害関係国であるメコン川水資源配分に関わる環境問題でも見られている。メコン川問題に関わりのないインドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポールは、ASEAN 原加盟国にもかかわらずあまり関心を持っていない。それ故に、ASEAN として中国に対しての議題としたことはなく、むしろ大メコン圏首脳会議²⁵⁰で取り扱うテーマとみられている²⁵¹。

南シナ海島嶼領有権問題では、ベトナムとフィリピンは領有権主張国であり、かつ中国と直接対峙している。マレーシアとブルネイは領有権主張国であるが、中国との目立った対立がない。そしてこれら 4 か国の主張も相互重複している。インドネシア²⁵²とシンガポールは南シナ海沿岸国として南シナ海で大きな経済的・戦略的利害を持ち、中国へ警戒感を持っている。インドネシアはナツナ諸島領有権をめぐる主張重複から、2010 年に中国の九段線主張への抗議を国連に申し立てており、COC 締結推進国である (ASEAN 議長国であった 2012 年に、Marty 外相が 9 月 27 日の ASEAN 非公式会談で COC 草案を回覧する等²⁵³、イニシアチブをとってきた)。シンガポールは中国に対して、九段線主張論拠の明確化を求めている²⁵⁴。しかし、カンボジア・ラオス・ミャンマー・タイは南シナ海島嶼領有権問題においては非主張国であって、対中関係を損なう危険を冒す気はなく、南シナ海島嶼領有権問題では沈黙を守っている。さらに、フィリピンとベトナムはアメリカとの安全保障関係構築による対中バランスングを目指しているが、対中穏便に利益を見出す他の加盟国との乖離が大きくなり、全会一致原則の ASEAN が統一的対応を実現することはますます困難になっている²⁵⁵。

2 中国による分断工作

中国はカンボジア・ラオス・ミャンマー・タイを主な対象として、過去 20 年間に亘って緊密な政治・経済・安全保障関係を築くことで、南シナ海島嶼領有権問題に関する ASEAN 分断を図ってきた²⁵⁶。カンボジアが議長国であった 2012 年 7 月 12 日と 13 日に開催された ASEAN 外相会議は、史上初めて共同宣言が採択されずに閉幕し、フィリピンがカンボジアを「中国を困らせることになるようないかなる措置にも抵抗した」と非難する事態となった。白石は「中国の分断工作が成功したことで、ASEAN は経済面に特化することで再結束を図るしかなくなった。また中国は 2000 年以降、ASEAN プラスの地域協調の枠組みをうまく利用して、米国を排除しつつ自らの比重を増してきたが、いまでは中国が最大のリスクとなった。今回の事件は、中国の言う「与隣為善、以隣為伴」（隣国とよしみを結び、隣国をパートナーとする）が、自らの「主権」的利益と対立するとき、どれほど容易に放擲（ほうてき）されるものであるかを如実に示すものであったので、これが東アジア国際関係にもたらす影響は決して小さいものではない」と論じている。稲田はカンボジアをケーススタディーとして中国による援助の拡大とその効果を検証し、南シナ海島嶼領有権問題においては「短期的には成果を上げたと言えるかもしれない」と論じる。しかし、長期的にも継続的に影響力を持ち得るかは不明であるとする。さらにカンボジア事例の東南アジア諸国への一般化を、経済開発・内政・外交のいずれにおいても限定的に過ぎないとの検討結果を導いている。暫定的な結論としては「内政不干涉」原則をかざしながら、その政治的帰結として米国（あるいは欧米）の影響力からの自立を促進する中国のアプローチは、必ずしも成功しているとはいえない」という²⁵⁷。

ASEAN は亀裂修復と再結束を優先させることとなり、同年 11 月 18 日の ASEAN 首脳会議議長声明でも COC 交渉時期を明示することは回避された²⁵⁸。フィリピンは翌年の南沙諸島 SCARBOROUGH Shoal を巡る対立を ASEAN に持ち込まず、国際海洋法に基づいて仲裁裁判所へ提訴する選択をすることになった。ミャンマーが議長国であった 2014 年 5 月 11 日の ASEAN 首脳会議は西沙諸島沖での中越衝突の最中であり、ベトナムが強く求めたにもかかわらず、南シナ海島嶼領有権問題には踏み込まずに控えめに触れた程度の議長声明となった。ASEAN 外交筋は「これまで反中国派と親中国派の仲介役を果たしてきたインドネシアや、会議を仕切るミャンマーが、南シナ海問題に深入りしないよう調整を続けた」と指摘しており、さらに反中国派の急先鋒であるフィリピンへは、ミャンマーによる会議中の厚遇（重要会議の時にだけ「迎賓館」として使用するホテルを提供するなど）といった懐柔策が功奏した可能性が報じられている。中国の分断工作は効果をあげたと言えよう²⁵⁹。

しかし、AEC 発足を年末に控えた 2015 年 4 月 26 日、ASEAN 外相会議で南沙諸島における中国の島嶼埋め立て工事の中止を求める声上がり、ASEAN 首脳会議閉幕後の 4 月 28 日に発表された議長声明では「漠然とした「懸念」にとどまっていた従来の声明から踏み出し」て、中国の埋め立て工事を「信頼を傷つけ、平和や安定を損ねかねない」「深

刻な懸念を共有する」と明記、ASEAN が連携して中国の海洋進出を牽制する姿勢をとったのである。中国は直ちに反発し、改めて二国間問題であることを主張するとともに、「一部の国家」という表現で我が国やアメリカの干渉を牽制した。その後、2015年5月31日のアジア安全保障会議では中国の説得工作が奏功し、インドネシアやシンガポールが積極的に中国を支持することとなった。ASEAN はアメリカとオーストラリアさらに我が国の積極的関与が始まったにもかかわらず、分断状態を脱することはできなかったのである。アメリカの「航行の自由作戦」が開始された直後の2015年11月4日にクアラルンプールで行われた第3回拡大 ASEAN 国防相会議（ADMM プラス）では「南シナ海島嶼領有権問題の明記」を求めるアメリカと「具体的な問題所在の明記を避ける」中国の対立が深刻となった影響で共同宣言採択は見送りとなり、議長国マレーシアが出した議長声明でも具体的争点には触れず、COC 早期策定を目指すとされた。領有権主張国と非主張国の間の溝は深くなるばかりであり、ASEAN に南シナ海島嶼領有権問題取り扱いを期待することはできないと判断せざるを得ないであろう²⁶⁰。

ASEAN の盟主を自認するインドネシアは、対中姿勢を定めかねているように見える。過去、COC 策定に積極的であったし、ナツナ諸島問題を抱えているためにフィリピンとベトナムに対して明らかに協力的であったし、ASEAN 分裂回避に全力を尽くした。逆に言えば、インドネシアを抑えることが ASEAN を抑える一番の近道と考えることもできる。中国のナツナ諸島接近は最近報告されておらず、インドネシア内海の船舶管制レーダーシステム整備への協力やジャワ島新幹線建設を破格の条件で契約締結するなど、インドネシアへの中国の懐柔工作と思われる行動が続いている。ASEAN が関係する国際会議においてインドネシアは対中協調的言動が続いており、中国の対インドネシア政策は効果をあげつつあるように観察される。

中国の分断工作が効果を持続するのか、あるいは再結束に向けた ASEAN の自助努力が継続されて、中国の分断工作に勝つのか、その判断は AEC が発足してある程度の安定を迎えた後まで待つべきであろう。

3 ASEAN の限界

全会一致と内政不干渉の原則を重視する ASEAN で、対中利害の異なる加盟国が中国への対抗策で一致することはそもそも困難である²⁶¹。また本来、非軍事的地域共同体である ASEAN が、威嚇や行使を伴う武力が付帯する国際問題解決に適した組織かどうか、疑問が残る²⁶²。つまり、ASEAN は南シナ海島嶼領有権問題においてはマニラ宣言を原点としており、平和的解決の誓約という束縛を常に受けている。しかし現実には武力衝突が頻発しており、決して平和的に推移しているとは言えない。言い換えれば、机上と現実の乖離が進行しているのであり、ASEAN は現実を反映する受け皿にはなり得ないのではないだろうか。また、二国間問題か、多国間問題かが明確化されていない南シナ海島嶼領有権問

題では、ASEAN ならずとも関与程度が不安定となることは避けられないのである。さらに ASEAN の構造的な問題として指摘されることは、ASEAN では最終的に声明草案の作成が議長国に委ねられるということである。つまり議長国の利害が最も重要なファクターとなるのであり、南シナ海島嶼領有権主張国 4 か国以外、インドネシアとシンガポールは中国にある程度対抗的であると考えれば、残る 4 か国が議長の年には ASEAN の意思決定と表明は中国の分断工作に支配されると考えられるのである。そしてこれらは 2012 年に既に証明されている。尚、アメリカが ASEAN や ARF を舞台に南シナ海島嶼領有権問題に介入を始めた 2010 年の議長国はベトナムであった。

ASEAN の盟主を自認しているインドネシアでは 2012 年時点において、ASEAN の限界が 2 点指摘されている。「合意形成の意思決定プロセスが機能していないこと」と「加盟国の内政には不介入との方針が徹底されていないこと」である。そして 2015 年に ASEAN 共同体を実現する青写真どころか、「もはや機能不全の共同体に成り下がってしまった」として、ASEAN 共同体論の存廃を問い直すべきとの議論が出ている。また、タイでは「非効率の代名詞」であるジャカルタの ASEAN 本部事務局では、2015 年の AEC 創設に向けて目的と機能が明確でない新委員会が次々と立ち上げられて官僚機構の肥大化ばかりが進み、本来の改革に着手していない組織体としての ASEAN が批判されている。そしてシンガポールでは加盟各国の立場の違いを考えると、ASEAN が 1 つとなって中国と対決できる選択肢はないと分析されているのである²⁶³。

4 中国との力の差

ASEAN 加盟国は中国との二国間関係においてはもとより、数か国協調して、或いは ASEAN 全加盟国が一致したとしても中国との力の差は歴然としている。経済面は言うに及ばず、軍事面でも比較以前の差があることはあまりにも明らかである²⁶⁴。そのため、フィリピンとベトナムが ASEAN の枠を出て国際機関や国際世論、中国との間に類似の問題を抱える我が国や、中国を抑える力のあるアメリカや EU 等との協力・連携を指向したことは当然の帰結ともいえるのである。

顕著な例を挙げる。1995 年の ARF では MISCHIEF Reef 事件を受けて ASEAN が問題を提起するかどうかの問題となったが、議長国ブルネイは事前に議題を詰める ARF 高級事務レベル会合の時点で中国の抵抗と圧力を感じ、ASEAN として南シナ海島嶼領有権問題を提起することは出来ないと判断し、我が国の政府関係者と個別に接触した際に、「日本から提案して欲しい」と依頼したといわれている。同年 5 月の中国の核実験に不快感を覚えていた我が国政府はブルネイの依頼を受け入れ、南シナ海島嶼領有権問題を ARF 議題として提起した。結果として、中国は ASEAN との閣僚間対話に同意し、ARF の場で南シナ海島嶼領有権問題の平和的解決の意志を示すとともに、その後、中比間で「南シナ海と他の分野の協議に関する声明（中比二国間の南シナ海の行動規範）」に署名し、さらに同年

10月の第6回南シナ海紛争ワークショップで「水位・潮流調査」「海洋生態系多様性調査」「データベースと情報交換及びネットワーク化」の3つの共同プロジェクトの実施を各国・地域政府に推薦することにも、この時点では同意したのである²⁶⁵。

5 ASEANが中国に結束して対抗する条件

ASEANが結束して中国に対抗するためには、マレーシアとブルネイはもちろんのこと、インドネシア・シンガポール・カンボジア・ラオス・ミャンマー・タイまでもが、中華的天下の回復という中国の国家目標と戦略を正しく認識して危機感を共有することが絶対条件となる。中国の覇権確立とは華夷秩序の回復であり、即ち自国が朝貢国と位置付けされることに他ならない。朝貢国は現代で云う所の「自治区」であり、チベット・新疆ウイグル・チワン・内モンゴルにおいて既に実現されている。それを受け入れるか拒絶するかは各国の自由であるが、おそらく受け入れる国はないと思われる。

現在のASEANが結束して対応できないということは、ASEAN諸国が中国の真意を見抜けていないということなのか、経済的支配を受けて政治的に手枷足枷がはめられているということなのか、或いは2005年の中国・フィリピン・ベトナムの三国間合意した共同資源探査の流産原因のように、政府首脳が中国から利権供与されているのか、これら以外の理由によるものか、いずれにしても中国の覇権戦略の本質と脅威を共有できていないということになる。

第3項 バランス極形成へ向けて

中国をバランスするためのアジア極のメンバー国及びイニシアチブ国となり得るのはいずれの国であろうか。そして対中アジア極はアメリカのJOAC戦略への整合的協力以外に、こういった行動をとればよいのであろうか。

1 メンバー国

第一段階としてはフィリピンとベトナムと我が国による極を形成し、アメリカと連携する。その後はマレーシア・ブルネイ・インドネシア・シンガポールの参加が期待されよう。中でもシンガポールは極の持つ経済力と金融力への影響を大きくする面で非常に期待され、インドネシアは我が国のシーレーンの多様性を担保する面での期待が大きい。ただし、この両国は中国との間で経済分野の関係深度化を指向しており、直接的な領有権対立を抱えていない以上、2015年のアジア安全保障会議で明らかになったように、中立的立場を指向

する傾向があることに注意を要する。

メンバー国間での意見の相違は、本章第3節第1項で論じたように「無主地の先占論理」「分割領有主張の不存在」「資源の再探査」といった面で生じている。しかし、それらが対中バランス極形成の阻害要因となってはならない。なぜなら、それら意見の相違がこれまで協調を阻害して、中国による二国間個別撃破を許してきたからである。そのため、それらを棚上げして極の形成を最優先とし、バランシングできてから意見の擦り合わせをすればよいのであり、順序の問題である。

国連海洋法条約に誠実に基づいた全島嶼岩礁の共同調査とそれに基づく個々の再定義、共同資源探査と調査結果の共有からは、各国の主張が変更される可能性や、主張の柔軟性獲得の可能性が予見されるのである。同時にそれらは国際社会での立場をより有利なものとするであろう。

2 イニシアチブ国の条件

イニシアチブをとるためにはある程度の国力がなければならない。メンバー国が追従するだけの力が必要である。その力としては、経済力・金融力・軍事力・政治力・文化力等が考えられる。そしてメンバー国から望まれる国でなければならない。本論におけるアジア極は中国に対抗することが直接的な目標であるから、経済力に秀でていることが必要と思われる。金融力はアメリカやシンガポールさらにはイギリスといった世界マーケットの支配力に左右されるため、絶対的な力を求めることには無理であろう。軍事力は最終的にはアメリカ軍を後ろ盾にすること以外にない。南シナ海シーレーンの防衛枠組みとして最も現実的かつ有効であるのは、我が国とアメリカ及びオーストラリアによる協力体制確立であり、アメリカ海軍が駆けつけられない場合の措置として ASEAN 諸国との共同的な体制を作っておくことに意味がある。我が国単独でのシーレーン防衛は能力的に非現実的である²⁶⁶。政治力は、アジア極がアメリカの後見の下に存する前提である以上は、軍事力と同様の解釈でよいはずである。文化力は物差しがない。

メンバー国から望まれる国は、すでに具体名が挙げられている。インドネシアは領有権主張国ではないが、ASEAN を主たる舞台として南シナ海島嶼領有権問題を收拾させようと汗を流した国であり、シンガポールと共に 1990 年から 1992 年にかけて、中国だけが突出した一強八弱の地域バランスを崩すために、将来の共同開発の資金援助先としての期待を理由として我が国の ASEAN 招聘を提案していた。同時にアメリカにも接近してアメリカの地域影響力を残す努力をした。マレーシアは中国への立場を有利にしたいとの計算をもって、SWALLOW Reef の観光開発に日系企業と連携した。また、アメリカへ接近し、さらにはインドとは軍事協定を締結した。フィリピンはアメリカ軍撤退後の 1993 年 5 月に開催された南沙諸島領有権問題協議の国際会議に我が国を招聘すべく行動し（実現はしなかった）、現在では我が国の関与と二国間の密接な防衛協力を求めている²⁶⁷。ブルネイ

は 1995 年の ARF で我が国の介入を求めて実現させた。タイは領有権主張国ではないが、1990 年に日泰軍事演習を提言してきた。つまり、領有権主張国・非主張国を問わず、ASEAN 諸国は我が国の関与を、程度の差こそあれ、待望していると判断できるのである²⁶⁸。

アジア経済に決定的な影響力を及ぼすことができ、関与を望まれている国家であれば、イニシアチブ国家としてふさわしいのではないかと思える。この二条件でアジア諸国を見渡すと、我が国以外に条件に合う国は見つけれられない。

我が国はアメリカと同盟関係にある。それもアメリカの軍事力を後ろ盾とする以外にない対中アジア極のイニシアチブ国としてはふさわしいものと思える。

3 他の領域紛争問題との連携

中国の覇権戦略に対抗するためには、南シナ海島嶼領有権問題のみの看板では物足りない。中国は周辺地域で既に衝突を起こしている。一つは新疆ウイグルにおいて、一つはチベットにおいて、一つはカシミールにおいて、一つはブータンにおいて、一つは東シナ海においてである。本論の主旨から逸れるため、個々に詳しい言及はしないが、これらは中国周辺部を取り囲むように位置しており、中国の膨張主義をいみじくも描き出している。これらの事案と連携することによって、南シナ海島嶼領有権問題は二国間問題ではなく、中国の覇権主義による問題であるとの本質が明確化され、国際問題として国際社会と国際世論に認識される。同時に対中アジア極はその力を最大限に発揮することになるのである。

4 国際司法機関への集団提訴の検討

中沙諸島 SCARBOROUGH Shoal 領有権問題に関して、現在フィリピンが国連海洋法条約に基づいて仲裁裁判所に一方的提訴、受理され審理中である。南シナ海島嶼領有権問題は中国の九段線が主たる課題であり、中国が交渉のテーブルに着いて誠実信義に基づいた協議に参加しようとしめない姿勢の源でもある。九段線主張や中国の実効支配手法に手枷足枷を嵌めるために、フィリピンの一方的提訴を参考に、国際司法機関の有効活用を検討すべきである。またその実施をためらわないことが、国際世論に訴えかけることとなるのである。

すでにベトナムがフィリピンを参考として提訴を検討していると言われており、中国が最も嫌う「問題の国際化」「国際機関の介入」への誘導は非常に有効な対中戦術となりうるのである。さらに言えば、南シナ海島嶼領有権問題を解決に導く平和的手段として、最も可能性がある方法であると考えられる。なお、インドネシアもナツナ諸島 EEZ と九段線が重複することから、中国に対して地図の書き換えなどを求めているが、対話による解決が早期に実現しなければ国際司法機関へ提訴する姿勢を示した。常設仲裁裁判所がフィリ

ピンの一方的提訴を受理したことが背景にあると信じられる²⁶⁹。

5 環太平洋戦略的経済連携協定 (TPP) ²⁷⁰

中国が ASEAN 分断工作に成功したのは、経済分野で大きな影響力を持っていたからである。つまり、経済面での中国の影響力を抑えることが対中バランス極にとって重要な条件となる。しかしそのために自国の経済成長を犠牲にすることは許容されないであろう。そこで有効と考えられるシステムが TPP である。本論では TPP を論じないが、TPP 参加国として、原加盟 4 か国はシンガポール・ブルネイ・チリ・ニュージーランドであり、アメリカ・オーストラリア・マレーシア・ベトナム・ペルー・メキシコ・カナダ・我が国が拡大加盟国となる。さらに参加表明をしたことがあるフィリピン・タイ・台湾は将来的な参加可能性国と考えられている。アジアに局限してみると、シンガポール・ブルネイ・マレーシア・ベトナムそして我が国がアメリカを含めた経済連携によって結ばれる。そして参加可能性国と考えられている 3 か国は東南アジア国家、さらに言えば南シナ海沿岸国である。対中バランス極の経済面での連携手段としては現状では最適のシステムであると考えられる。菊池は「潜在的には地域制度が中国の行動に対抗するための制度へと変化する可能性もある。或いは、中国を排除した地域制度の強化の動きが加速化する可能性もありうる。地域制度が対中均衡の色彩を強めることもありうる。例えば、環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) は中国排除を目的としたものではないが、そうした性格のものに変容する可能性もある」と論じている²⁷¹。

6 東南アジア非核兵器地帯条約 (SEANWFZ 条約) ²⁷²

1995 年 12 月 15 日の東南アジア 10 ヶ国首脳会議 (当時の ASEAN 加盟 7 か国とカンボジア・ラオス・ミャンマー。現在の ASEAN 全 10 か国) で採択され、1997 年 3 月 27 日に発効した SEANWFZ 条約は、締約国の領域・EEZ・大陸棚を非核化することを定めている。また、核兵器国の船舶及び航空機への配慮は、無害通航権・群島航路帯通航権・通過通航権によらず、各締約国が独自に決定できる。ASEAN は中国に対しても締約を求めているが、条約の作成者たちが条約の目的を公表していないため、ASEAN の意図は明確ではない。ただし、現在の各国の南シナ海島嶼領有権主張を基にすると、既に南シナ海の中央部以南 (西沙・南沙諸島、SCARBOROUGH Shoal を含む) は条約適用範囲となっており、原潜の活動範囲が東沙諸島を含む海南島東方海域に制限されることになってしまうため、中国は締約に難色を示している。しかし対 ASEAN 政策の一環として中国は条件付き署名の姿勢を示して ASEAN を懐柔しようとしているとも言われている。現在のところ、評価が困難であるが対中バランスを図る手段としての可能性はあると言えよう²⁷³。

-
- 1 当時までの我が国は南沙諸島を新南群島と呼称していた。
- 2 本章第3節第6項の台湾の主張を参照。台湾は我が国が1952年の日華平和条約で4諸島の台湾帰属を認めたと解釈している。
- 3 中国はサンフランシスコ講和条約の草案に異を唱え、1951年8月に4諸島は中国領土である旨の声明を発表した。しかしその後の日中共同宣言や日中平和友好条約では触れられていない。
- 4 Economic Commission for Asia and the Far East
- 5 ECAFE, *Committee for Coordination of Joint Prospecting for Mineral Resources in Asia Off-shore Areas*, Technical Bulletin, 1969, p.2.
- 6 佐藤考一「南シナ海をめぐる国際関係—台頭する「中国脅威論」とASEAN」『国際問題』403号、(財)日本国際問題研究所、1993年10月、31-48頁。当時の関係諸国の軍事力を含む情勢を分析した結果、「近い将来に「中国の脅威」が現実化する可能性は小さい」と断じている。その一方で「南シナ海問題の今後の展開を決める鍵を握っているのは、中国自身の外交姿勢である」と指摘しているが、全体としては中国脅威論に極めて否定的な分析となっていた。
- 7 楊作洲『紛争 南沙諸島 アジア太平洋経済共同体の石油開発』新評論、1994。台湾の立場に立った代表的な出版である。歴史的経緯を丹念に追っており、近代以降は日付に至るまでを細かく紹介している。史実を参照する目的では貴重な資料である。しかしそれらの解釈は台湾の主張と利益に明らかに偏重しているため引用には注意を要する。本論でも史実参照に活用したが、引用には慎重を期した。
ウリセス・グラナドス・キロス『共存と不和 南シナ海における領有権をめぐる紛争の分析、1902-1952年』松籟社、2010。南シナ海島嶼領有権の経緯を研究した数少ない出版の一つである。
- 8 山口開治「論説 西沙、南沙諸島の領有問題(1) —第二次大戦までの歴史的経緯—」『国土館大学政経論叢』82巻、国土館大学政経学会、1992年12月、1-31頁。
- 9 白石隆『海の帝国 アジアをどう考えるか』中公新書、2000。
- 10 キロス、前掲書(註7)、46と72頁。田澤佳昭「南シナ海問題の契機としてのプラタス群島問題(1)」『道都大学紀要』経営学部第4号、道都大学、2005年3月、20頁。
- 11 キロス、前掲書(註7)、45頁。
- 12 キロス、前掲書(註7)、92-93頁。サンフランシスコ講和条約において、東沙諸島が明記されていない経緯については、疑問のままとなっている。
- 13 竹田純一「いま、東アジア海洋圏で何が起きているのか 最大の焦点—南シナ海の係争」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013、11頁。
- 14 竹田、前掲書(註13)、21-23頁。「特集：スカボロー礁を巡るフィリピンと中国の対峙」『海洋安全保障情報月報』2012年4月号、海洋政策研究財団、11-15頁。「南シナ海対立 先鋭化」読売新聞、2012年5月11日。「5月10日中国解放軍報、フィリピンに警告(Xinhua, May 10, 2012)」。「5月11日 フィリピンにおける“反中”抗議活動(The Strait Times, Reuters, May 11, 2012)」。「5月18日 比大統領、スカバロー礁への渡航延期を要請(The Strait Times, AFP, May 18, 2012)」。「5月23日 フィリピン、スカボロー礁への漁船派遣で中国非難(The Wall Street Journal, May 23, 2012)」。「5月28日 中国国防相、フィリピンに自制を要求(Asia One, China Daily, May 30, 2012)」『海洋安全保障情報月報』2012年5月号、海洋政策研究財団、9-10頁。「6月5日 中比両国艦船、スカボロー礁から撤退(Inquirer.net, AFP, June 5, 2012)」『海洋安全保障情報月報』2012年6月号、海洋政策研究財団、4頁。「5月31日 スカボロー礁奪取の手口、中国海軍少将会見で明かす(Philstar.com, May 31, 2013)」。「中国、スカボロー礁に4隻の監視船配備(The Philippine Star, June 10, 2013)」『海洋情報季報』第2号、海洋政策研究財団、2013、56-57頁。上野英詞「東アジア海洋圏をめぐるパワーゲーム」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013、84-85頁。
- 15 「中国、比の国際海洋法裁判所提訴案を拒否—南シナ海領有権問題(The China Post, July 13, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011年7月号、海洋政策研究財団、16頁。「1月22日 フィリピン、南シナ海領有権問題で中国を提訴(The Department of Foreign Affairs, Republic of The Philippines, January 22, 2013)」『海洋情報季報』創刊号、海洋政策研究財団、2013、38-39頁。「中国、フィリピンの提訴に反対(People's Daily Online, February 1,

2013)」「中国、比の仲裁裁判所提訴を拒否 (The New York Times, AP, February 20, 2013)」「仲裁裁判所への提訴、フィリピンの狙い—セイヤー論評 (USNI News, March 11, 2013)』『海洋情報季報』創刊号、海洋政策研究財団、2013、39-41 頁。「4 月 24 日国際海洋法裁判所、仲裁人 5 人を指名—南シナ海を巡るフィリピン提訴事案 (GMA News, April 25, 2013)」「中国、フィリピンの提訴を改めて拒否 (The Economic Times, April 26, 2013)』『海洋情報季報』第 2 号、海洋政策研究財団、2013、47 頁。「南シナ海、仲裁裁判所に管轄権=比と中国の係争、本格審理へ」時事通信、2015 年 10 月 30 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151030-00000035-jij-asia> 30OCT2015)。「常設仲裁裁判所、南シナ海問題の「管轄権ある」中国の反論退ける」AFP BB News、2015 年 10 月 30 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151030-00000007-jij-afp-int> 30OCT2015)。「南シナ海問題、国際仲裁手続きへ 中国は反発」REUTERS ロイター、2015 年 10 月 30 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151030-00000026-reut-cn> 30OCT2015)。

16 竹田、前掲書(註 13)、12-13 と 21-23 頁。"Philippine position on Bajo de Masinloc (Scarborough Shoal) and the waters within its vicinity", in *News-release*, Department of Foreign Affairs of Philippines, 18APR2012, (<http://www.gov.ph/2012/04/18/philippine-position-on-bajo-de-masinloc-and-the-waters-within-its-vicinity/> 18AUG2014).

17 キロス、前掲書(註 7)、73-77 頁。

18 広東政府

19 経緯は、キロス、前掲書(註 7)に詳しい。

20 広井大三「L.オッペンハイム著『国際法』〔1905 年刊・初版〕(その 6)』『大東法学』第 20 号第 2 部第 1 章 17、188-191 項。国際法解釈として領土は「放棄」によって「先占可能な無主地」に戻ると解釈される。また、サンフランシスコ講和条約で継承国なしの放棄が規定されたことから、国際法上承認される領有権主張国は存在しないことが確認されたとの解釈もできよう。

21 現在の台湾

22 現在の中国

23 楊、前掲書(註 7)、149-152 頁。竹田、前掲書(註 13)、11 項。相川宏「中国の南シナ海戦略—海域諸島の覇権をめぐる」『海外事情』43(12)、拓殖大学海外事情研究所、1995 年 12 月、32-33 頁。岩崎繁美「南シナ海及び東シナ海における中国の武力行使等に関する一考察」『防衛学研究』第 16 号、防衛大学校防衛学研究会、1996 年 10 月、86-88 頁。飯田将史「南シナ海問題における中国の新動向」『防衛研究所紀要』10(1)、防衛省防衛研究所、2007 年 9 月、146 頁。

24 竹田、前掲書(註 13)、11-12 頁。

25 フィリピンの境界は、米西戦争の結果スペイン・アメリカ間で締結された 1898 年 12 月 10 日のパリ平和条約と 1900 年 11 月 7 日のフィリピンの隣接島嶼をめぐる割譲の条約によって確定され、1935 年に憲法で承認されていた。この境界線を条約境界線という。

26 文献により諸説あり、南沙諸島の範囲定義は確立しておらず、範囲解釈次第で島嶼数も変動する可能性があるが、範囲解釈自体にはそれほど大きな違いがあるわけではないため、島嶼数の不統一は中立機関が測量した資料が存在していないことから生じる情報の混乱、つまり領有権主張諸国による恣意的な主張数や研究者の用いる資料類における偏差が主たる要因と思われる。文献による差は必ず生ずる状態となっているが、共著による場合は同一文献内でもかなりの差が認められる。例えば、海洋政策研究財団、前掲書(註 13)では、7 頁で明確な範囲解釈はされていないが 230 の島嶼、13 頁では重複を含めて 100 程度、89 頁では約 170 としている。本論では最大公約数的な考えからの範囲と島嶼数を用いている。なお、島嶼名称や地理的データにも諸説あり統一されていない。

27 海野芳郎「1930 年代における南沙群島(新南群島)の領有をめぐる日仏紛争」『政治経済史学』200、政治経済史学会、1983 年 1 月、39-49 頁。我が国とフランス間での南沙諸島領有権争いの経緯が詳細に述べられている。後藤乾一「新南群島をめぐる 1930 年代国際関係史」『社会科学討究』124 第 42 巻第 3 号、早稲田大学社会科学研究所、1997 年 3 月、309-336 頁。新南群島領有にいたるまでの、我が国外務省の対外的調査、特にフランスの態度変遷(我が国の国際連盟脱退を機に、領有権主張に転換した)、我が国政府内における対立(穏健を主張する外務省・拓務省と、強硬を主張する海軍・台湾総督府)、民間主導の既成事実化、民間会社への態度差(純粋な民間会社であったラサ工業株式会社への冷遇と海軍による国策会社であった開洋興業株式会社への優遇)といった経緯が明らかにされている。新南群島命名の経緯も注釈(『日日新聞』1928 年 10 月 27 日)している。

28 マレーシアが灯台を設置して実効支配していた LOUISA Reef を巡って対立していたが、2009 年 4 月に海上境界協定に調印し、2010 年からカリマンタン島沖で石油ガスの共同開発を開始している。

29 中国と台湾は基本的に同じ主張をしており、双方が自国中心の「一つの中国」論を基盤としているため、相手の実効支配地は潜在的な自国支配地域という認識があり、現在のところ対立は表面化していない。

30 南沙海戦、或いは南沙 3・14 海戦とも呼ばれる。中国がベトナム艦艇 1 隻を撃沈、数隻に損傷を与えて中国が勝利した。
相川、前掲書（註 23）、35 頁。岩崎、前掲書（註 23）、88-89 頁。飯田、前掲書（註 23）、146 頁。平松茂雄「中国海軍の南シナ海進出（中）」『国防』41(1)、朝雲新聞社、1992 年 1 月、25-32 頁。野口和彦「パワー・シフトと武力紛争—スプラトリー（南沙）諸島紛争の事例から—」『東海大学教養学部紀要』第 34 号、東海大学、2003、131-147 頁。

31 FIERY CROSS Reef、中業群礁の SUBI Reef、九章群礁の JOHNSON SOUTH Reef、HUGHES Reef、鄭和群礁の GAVEN Reef、尹慶群礁の CURTERON Reef である。他に FIRST THOMAS Reef 等の 2 岩礁も確保したという情報もある。

32 A Code of Conduct in the South China Sea

33 「5 月 14 日 中国、南沙諸島環礁で埋め立て工事—フィリピン外務省確認、画像公表 (GMA News.com, May 14, and May 15, 2014)」中国、南沙諸島環礁で軍用人工島建設を計画 (Philstar.com, May 27, 2014) 『海洋情報季報』第 6 号、海洋政策研究財団、2014、40-42 頁。「8 月 29 日 中国、南シナ海の環礁埋め立て加速 (Philstar.com, August 29, 2014) 『海洋情報季報』第 7 号、海洋政策研究財団、2014、60-61 頁。「10 月 13 日 岩礁を人工島に、中国の南シナ海における野望—ベトナムの論調 (Vietnam Net, October 13, 2014)」中国海軍司令員、南シナ海での島嶼拡張工事を視察 (The Diplomat, October 17, 2014) 「11 月 23 日 中国、永暑礁で大規模埋め立て工事 (The New York Times, November 23, 2014) 『海洋情報季報』第 8 号、海洋政策研究財団、2014、43-46 と 51-52 頁。「米軍機 12 カイリ内進入検討」読売新聞、2015 年 5 月 23 日。「米「次は 12 海里内進入」」毎日新聞、2015 年 5 月 23 日。「日米豪防衛相 南シナ海「深刻な懸念」」読売新聞、2015 年 5 月 31 日。「南沙埋め立て「軍事目的」」読売新聞、2015 年 6 月 1 日。「<中国>軍制服組トップが埋め立ての軍事目的を改めて認める」毎日新聞、2015 年 6 月 12 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150612-00000116-mai-int> 18JUN2015)。「<中国外務省>南沙埋め立て、近く完了 見通し示す」毎日新聞、2015 年 6 月 16 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150616-00000038-mai-int> 16JUN2015)。「南シナ海埋め立て「近く完了」=米との対立回避へ妥協か—中国」時事通信、2015 年 6 月 16 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150616-00000047-jij-cn> 16JUN2015)。「中国外交部、「南沙諸島の埋め立ては近く完了」、次の段階は関連施設の建設—中国メディア」Record China、2015 年 6 月 16 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150616-00000051-redc-cn> 16JUN2015)。「中国、南沙埋め立て終結方針・・・批判かわす狙い？」読売新聞、2015 年 6 月 16 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150616-00050071-yom-int> 16JUN2015)。「南沙諸島に民用施設建設—「非軍事」強調—中国」時事通信、2015 年 6 月 17 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150617-00000183-jij-cn> 18JUN2015)。「中国、南沙埋め立て継続 米紙報道施設建設「正当な措置」」読売新聞、2015 年 9 月 15 日。「中国、南沙諸島に 3 本目の滑走路建設か 米シンクタンク」AFP BB News、2015 年 9 月 16 日、(http://www.afpb.com/articles/-/3060510?utm_source=yahoo&utm_medium=news&utm_campaign=txt_link_wed_r3 28OCT2015)。「米駆逐艦、人工島 12 カイリに 対中国「航行は自由」」朝日新聞デジタル、2015 年 10 月 27 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151027-00000013-asahi-int> 27OCT2015)。「米軍、南シナ海の中国人工島 12 カイリ内に駆逐艦派遣」産経新聞、2015 年 10 月 27 日、(http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151027-00000502-sam-n_ame&pos=1 27OCT2015)。「豪「航行の自由、強く支持」…南シナ海に米艦」読売新聞、2015 年 10 月 27 日、(<http://www.yomiuri.co.jp/world/20151027-OYT1T50147.html> 29OCT2015)。「<米艦南沙派遣>数時間の「航行の自由作戦」緊張高まる」毎日新聞、2015 年 10 月 28 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151028-00000001-mai-int> 28OCT2015)。「米艦船、南シナ海人工島航行 比・ベトナム、米と協力強化」産経新聞、2015 年 10 月 28 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151028-00000077-san-asia&pos=5> 29OCT2015)。「中国が南シナ海の米艦派遣に抗議、米国は警戒活動を定例化へ」REUTERS ロイター、2015 年 10 月 28 日、(<http://sp.m.reuters.co.jp/news/newsBody.php?urlkey=idJPKCN0SL2JL20151028> 29OCT2015)。「<米艦南沙航行>中国「国際法と中国関連法に違反」強調」毎日新聞、2015 年 10 月 29 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151029-00000000-mai-int> 29OCT2015)。「小原凡司「一隻の米イージス艦の出現で進退極まった中国」ニューズウィーク日本版、2015 年 10 月 29 日、(<http://newsbiz.yahoo.co.jp/detail?a=20151029-00158729-newsweek-nb> 30OCT2015)。「南シナ海の領土問題、中国は国際裁判所で解決を=独首相」REUTERS ロイター、2015 年 10 月 29 日、(http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151029-00000097-reut-n_ame 30OCT2015)。「森永輔、小原凡司「南シナ海の軍事行動、米国は絶対に引かない」日経ビジネス ON LINE、2015 年 10 月 29 日、(http://business.nikkeibp.co.jp/atcl/interview/15/238739/102800077?n_cid=nbnpno_mlp&rt=nocnt 29OCT2015)。「<南沙航行>米中海軍トップがテレビ会談「航行自由」説明か」毎日新聞、2015 年 10 月 30 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151030-00000021-mai-int> 30OCT2015)。「南シナ海への米艦船派遣、EU が支持表明」REUTERS ロイター、2015 年 10 月 31 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151031-00000002-reut-cn> 01NOV2015)。「南シナ海人工島、施設建設を続行 中国「埋め立て完了」」朝日新聞デジタル、2015 年 11 月 18 日、

(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151118-00000004-asahi-int> 18NOV2015)。

- 34 事例は小規模なものまでを含めると、発表程度にも差があるものと見られ、数えきれない程に多いと思われる。
- 35 海洋政策研究財団、前掲書（註13）。林司宣『現代海洋法の生成と課題』信山社、2008、205頁。「5月1日 中国漁船、黄海で米調査船に異常接近（CNN, May 5, 2009）」『海洋安全保障情報月報』2009年5月号、海洋政策研究財団、13頁。「7月17日 中国、米海軍調査艦を再び妨害か（The Washington Times, July 17, 2013）」『海洋情報季報』第3号、海洋政策研究財団、2013、13-14頁。海洋政策研究財団『海洋白書2015』成山堂書店、2015。
- 36 衝突には至らなかったが、2014年8月11日に南シナ海で偵察活動中のアメリカ海軍P8対潜哨戒機に対して中国のJ11戦闘機が数メートルまで接近する事件が発生した。
- 37 平松茂雄『中国はいかに国境を書き換えてきたか 地図が語る領土拡張の真実』草思社、2011、179頁。
- 38 佐藤考一「南シナ海紛争と中国」『海外事情』59(4)、拓殖大学海外事情研究所、2011年4月、40頁。
石川憲二『海底資源 海洋国日本の大きな隠し財産』オーム社、2012。ECAFは1968年に東シナ海で同様の資源調査を行っており、やはり同様に海底油・ガス田の可能性を発表しているが、その後の具体的探査では日韓共同開発区域において有望な発見はなく、尖閣諸島周辺の最新技術調査でも同様の結果（2006年4月参議院第164回国会行政監視委員会での資源エネルギー庁細野次長による尖閣海底油田・ガス田の埋蔵量についての答弁）である。中国が掘削している日中中間線付近でも商業開発に値するような油・ガス田は見つかっていないと判断される。
- 39 海底熱水鉱床、マンガン団塊、コバルト・リッチ・クラストやメタンハイドレート等。
- 40 海流、海水温度、潮汐等のエネルギーや海水成分抽出、海洋深層水等。
- 41 洋上風力発電用の海域、景観・生物観察・ダイビング・クルーズ等の観光資源等。
- 42 秋元一峰「東アジア海洋圏の戦略構造かーその地政学的考察ー」海洋政策研究財団『中国の海洋進出ー混迷の東アジア海洋圏と各国対応ー』成山堂、2013、55頁。
- 43 秋元、前掲書（註42）、55頁。
- 44 秋元、前掲書（註42）、55頁。
- 45 秋元、前掲書（註42）、55頁。
- 46 Submarine-Launched Ballistic Missile 原子力潜水艦に搭載され、水中から発射される大陸間弾道弾（ICBM: Inter-Continental Ballistic Missile）。核弾頭の搭載が可能であり、通常は核弾頭が搭載されているとされる。
- 47 Katchen, M.H., "The Spratly Islands and the law of sea: "Dangerous Ground" for Asian peace", in *Asean survey*, Vol.17, Iss.12, 1977, p.1180.
- 48 Drigot, D.C., "Oil interests and the law of the seas: the case of the Philippines", in *ODIL*, Vol.12, 1982-1983, p.50.
- 49 Valencia, M.J. / Miyoshi, M., "Southeast Asian Seas: joint development of hydrocarbons in overlapping claim areas?", in *ODIL*, Vol.16, Iss.3, 1986, p.234.
- 50 竹田、前掲書（註13）、49頁。1988年4月提案に関して竹田はフィリピンが「棚上げ提案を受け入れなかった」と論じている。
平松茂雄「中国海軍の南シナ海進出（下）」『国防』41(2)、朝雲新聞社、1992年2月、45頁。平松は逆に1988年4月17日の朝日新聞を引用する形で「棚上げに一致した」と論じている。
- 51 "The South Sea: When will both sides cooperate in development?", in *Central Daily News*, 07APR1993, p.3.
- 52 竹田、前掲書（註13）、49頁。「7月4日 中国・ベトナム・フィリピンが南シナ海の共同探査に合意（新華社）」『海洋安全保障情報月報』2005年7月号、海洋政策研究財団、9頁。
本件をめぐる事情は非常にミステリアスであり、その裏事情は、加治康男「南沙諸島をめぐる石油資源争奪と「対テロ戦争」ー米メジャー、中国抱き込みでつばぜり合い」『世界』769号、岩波書店、2007年9月、282-293頁。と「フィリピンの領域確定を巡る論議」『海洋安全保障情報月報』2008年3月号、海洋政策研究財団、16-24頁。に詳しい。尚、探査は継続されたが成果を得られないままに、2008年7月の契約失効に伴って終了したとの報道もあるという。

- 53 平松、前掲書(註 50)、46-47 頁。陳鴻瑜「南沙諸島問題の解決・「共同開発」方途の研究」『問題と研究』25(12)、問題と研究出版、1996 年 9 月、82 頁。
- 54 Hamuah, B.A., “Jurisdictional Issues and the Conflicting Claims in the Spratlies: What Can Be Done in Enhancing Confidence-building-Measures”, in *A paper presented to Workshop on the Development of Marine Law and Policy in ASEAN and Its Implications for the Resolution of the South China Sea Problems, Indonesia*, 21-24JAN1990.
- 55 Vanderzwaag, David, “Regional Marine Environmental Protection: Present Realities and Regulatory Issues”, in *A paper presented to Workshop on the Development of Marine Law and Policy in ASEAN and Its Implications for the Resolution of the South China Sea Problems, Indonesia*, 21-24JAN1990.
Polomka, Peter, “Strategic Stability and the South China Sea Beyond Geopolitics”, Presented to the International Academic Conference on Territorial Claims in the South China Sea, Center of Asian Studies, University of Hong-Kong 04-06DEC1990. 南沙諸島機構の設置が提言された。
- 56 Valencia, Mark J., “Solving the Spratlys”, in *Pacific Research*, Vol.3, No.2, MAY1990, p.10-p.11. Valencia, Mark J., “A Spratly Solution”, in *Far Eastern Economic Review*, Vol.157, No.13, 31MAR1994, p.30. Valencia, Mark J., “Resolution of the South China Sea Disputes: Context, Options, and Issues”, in *A Paper presented to South China Sea Conference, held by American Enterprise Institute, Washington D.C.*, 07-09SEP1994, p.36-p.37.
- 57 Burton, S., “Tiny sparks for a major flash point”, in *Time*, 24JUN1991, p.35.
- 58 Aguado, Rex, “Could a ‘Spratlys Corp’ Cool the Boiling Seas?”, in *Hongkong Standard*, 19JUL1994, P.11.
- 59 Djalal, Hasjim, “Some Possible Principles for A Theory of ‘Donut’ in The South China Sea”, 11FEB1994.
Chanda, Nayan, “David and Rule: Beijing scores points on South China Sea”, in *Far Eastern Economic Review*, Vol.157, No.32, 11AUG1994, p.18.
- 60 佐藤考一「スプラトリー諸島問題とマレーシア」『東亜』No.380、霞山会、1999 年 2 月号、34 頁。
- 61 Sun, Kuan-Ming, “Freeze the tropical seas: An ice-cool prescription for the burning Spratly issues!”, in *Marine Policy*, Vol.20, Iss.3, 1996, p.199-p.208.
- 62 佐伯健太郎「南シナ海の行動規範—草案策定めぐる ASEAN・中国の思惑—」『軍縮問題資料』232 号、宇都宮軍縮研究室、2000 年 2 月、53 頁。協議における各国の「各論反対」の具体的事例と ASEAN 最終草案、中国との協議の様子は 54-55 頁を参照。
- 63 Thao, Nguyen Hong, “Vietnam and the Code of Conduct for the South China Sea”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.32, No2, Taylor & Francis, 2001, p.105-p.130. 南シナ海で生じた過去の紛争と 2000 年に成立した中越間トンキン湾海上境界画定交渉を事例として ASEAN と中国が DOC 締結で平和的な問題解決に進む必要性を論じている。
Thao, Nguyen Hong, “The 2002 Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea: A Note”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.34, No3-4, Taylor & Francis, 2003, p.279-p.285.
Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea,
(<http://www.asean.org/asean/external-relations/china/item/declaration-on-the-conduct-of-parties-in-the-south-china-sea/> 27DEC2013).
DOC 締結後の中国・ASEAN 間交渉は複数報じられている。「2 月 10 日中国と ASEAN、南シナ海の平和を確保することで合意 (ZEE News, February 10, 2006)」『海洋安全保障情報月報』2006 年 2 月号、海洋政策研究財団、8 頁。
- 64 “South China Sea guidelines agreed: Guidelines for the Implementation of the DOC”, in *Jakarta Post*, 21JUL2011, (<http://www.thejakartapost.com/news/2011/07/21/south-china-sea-guidelines-agreed.html> 09SEP2014).
「7 月 19-23 日 ASEAN、バリで外相会談など開催 (ASEAN Secretariat, and others, July 19-23, 2011)」「ASEAN 外相会談、共同コミュニケ発表 (ASEAN Secretariat, July 19, 2011)」「中国・ASEAN、『行動宣言の履行に関する指針』に合意 (ASEAN Secretariat News, July 20, and Xinhua, July 20, 2011)」「ASEAN・中国外相会談、議長声明 (ASEAN Secretariat, July 21, 2011)」「ASEAN 地域フォーラム、議長声明 (ASEAN Secretariat, July 21, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011 年 7 月号、海洋政策研究財団、17-19 頁。
- 65 CHAIRMAN’S STATEMENT OF THE 14th ASEAN-CHINA SUMMIT BALI, INDONESIA, 18NOV2011, (<http://www.asean.org/archive/documents/19th%20summit/CH-CS.pdf> 09SEP2014).
- 66 鈴木早苗「南シナ海問題をめぐる ASEAN 諸国の対立」『IDE-JETRO』ジェトロ・アジア経済研究所、2012、1 頁、(http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/pdf/201207_suzukisanae.pdf 09SEP2014).

COC 実現へのフィリピンの動きは次のようなものがある。「8月5日 フィリピン外相、南シナ海の行動規範の早期策定を呼びかけ（新華社）」『海洋安全保障情報月報』2005年8月号、海洋政策研究財団、10頁。「12月9日 比外相、南シナ海に関する拘束力ある協定を求める（INQ7.Net, December 10, 2005）」『海洋安全保障情報月報』2005年12月号、海洋政策研究財団、7頁。「5月19日 ASEAN 国防相会議共同声明、南シナ海に言及（ASEAN HP, May 19, and The Jakarta Post, May 20, 2011）」『海洋安全保障情報月報』2011年5月号、海洋政策研究財団、9頁。「9月3日 中比両国、経済協力促進アキノ三世大統領訪中（Xinhua, September 3, 2011）」『海洋安全保障情報月報』2011年9月号、海洋政策研究財団、10頁。

67 鈴木、前掲書（註66）、1頁

68 鈴木、前掲書（註66）、1頁

69 鈴木、前掲書（註66）、1頁

70 竹田、前掲書（註13）、50-51頁。

71 「2月2日 台湾の陳水扁総統、南沙諸島太平島訪問（The China News Agency, February 2, 2008）」『海洋安全保障情報月報』2008年2月号、海洋政策研究財団、10-13頁。

Mcmanus, John W. / Shao, Kwang-Tsao / Lin, Szu-Yin, “Toward Establishing a Spratly Islands International Marine Peace Park: Ecological Importance and Supportive Collaborative Activities with an Emphasis on the Role of Taiwan”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No3, Taylor & Francis, 12AUG2010, p.270-p.280.

72 上野、前掲書（註14）、83-84頁。

73 Zone of Peace, Freedom, Friendship and Cooperation

74 Joint Cooperation Area

75 Philippine Paper on ASEAN-China Zone of Peace, Freedom, Friendship and Cooperation (ZoPFF/C) in the WPS (SCS), The Department of Foreign Affairs, Republic of The Philippines, October, 2011.

Bensurto Jr., Atty Henry S., “Philippine Perspectives on the SCS: The Zone of Peace, Freedom, Friendship and Cooperation”, 12DEC2011, (<http://www.mima.gov.my/v2/data/pdf/presentation/8.1.henry%20bensurto.pdf> 09SEP2014)

76 “southseaconversations: China wants face, not territory: the East Asia Summit and the South China Sea”, in *Wordpress*, 16NOV2011,

(<http://southseaconversations.wordpress.com/2011/11/16/china-wants-face-not-territory-the-east-asia-summit-and-the-south-china-sea/> 09SEP2014).

Storey, Ian, “Asean Is a House Divided”, in *The Wall Street Journal*, 14JUN2012,

(<http://online.wsj.com/news/articles/SB10001424052702303734204577465861459787498> 03DEC2014)

77 本章第1節第2項参照。

78 勝股秀通「解説スペシャル 中国台頭 東アジア海洋秩序の危機」読売新聞、2015年2月12日12版、15頁。

79 「台湾・馬総統が「領有権棚上げ」呼び掛け 尖閣での対日“成果”強調」産経ニュース、2015年5月26日、(<http://www.sankei.com/world/news/150526/wor1505260034-nl.html> 17JUL2015)。

80 北緯12度・東経118度、北緯10度・東経118度、北緯7度40分・東経116度、北緯7度40分・東経112度10分、北緯9度・東経112度10分、北緯12度・東経114度30分で画定される。主としてFreedom-landの西側境界線をやや東へ移動したものであり、大部分が新南群島内に重複している。

81 1951年に米比相互防衛条約、1998年2月に米比地位協定が締結され、米比合同演習が年次実施されている。

82 本号の以下の記述については次の文献等を参照した。キロス、前掲書（註7）、139-150頁。竹田、前掲書（註13）、14-15と18と27と29と38-39と45-47頁。上野、前掲書（註14）、81-84と93頁。平松、前掲書（註50）、44と49頁。フィリピンの領海の基線を定める法律（1961年6月17日 Republic Act No.3046）。平松茂雄「南沙諸島の実効支配に乗り出した中国 アメリカの出方をうかがう狡猾さも」『世界週報』76(8)、時事通信社、1995年3月7日、16-21頁。アイリーン・サン・パブロ・パビエラ「南沙諸島紛争とフィリピンの対中外交 2国間協議で長期的解決に重点」『世界週報』80(38)、時事通信社、1999年10月19日、25と28頁。鍛冶俊樹「特集2000年国際危険地帯 日本経済揺るがす紛争地帯」『エコノミスト』2000/1/4・11迎春合併号、毎日新聞社、2000年1月11日、113頁。「3月10日 アロヨ大統領、領海基線法に署名（Philippines Daily Inquirer, March 12, 2009）」『海洋安全保障

情報月報』2009年3月号、海洋政策研究財団、20-21頁。「11月16日 フィリピン・ベトナム、防衛協力覚書に調印 (NewsBalita.com, November 18, 2010)』『海洋安全保障情報月報』2010年11月号、海洋政策研究財団、14頁。「1月23日 フィリピン海軍、米沿岸警備隊巡視船購入へ (The China Post, January 24, 2011)』『海洋安全保障情報月報』2011年1月号、海洋政策研究財団、13-14頁。「3月2日 中国、南沙諸島でフィリピンの石油探査船妨害 (Star Advertiser, March 3, 2011)」「フィリピン、南沙諸島の自国領有島嶼にレーダー施設設置 (Manila Standard Today, March 8, 2011)」「中国、南沙諸島に対する領有権を改めて強調 (Channel News Asia, March 9, 2011)」「フィリピン、南沙諸島の自国領有島で施設改修に着手 (The Straits Times, March 31, 2011)』『海洋安全保障情報月報』2011年3月号、海洋政策研究財団、9-10頁。「4月6日 駐比中国大使、アキノ大統領訪中による両国対話に期待表明 (Philippine Daily Inquirer, April 6, 2011)」「フィリピン、南シナ海における中国の『9点ライン』に正式抗議 (Philippine Daily Inquirer, April 15, 2011)』『海洋安全保障情報月報』2011年4月号、海洋政策研究財団、13-14頁。「5月13日 フィリピン海軍、米から大型巡視船取得 (INQUIRER.net, May 17, 2011)」「5月23日 リード・バンクは比領一フィリピン声明 (The Philippine Star, May 23, 2011)』『海洋安全保障情報月報』2011年5月号、海洋政策研究財団、8-9と15頁。「6月1日 フィリピン、中国の領海侵犯行為に説明要求 (Reuters, June 1, 2011)」「6月6日米国は比に保障を与えるかー南シナ海領有権紛争 (The Straits Times, June 6, 2011)」「6月11日 マニラ、中国に『扇動的声明』自制を要請 (The Philippine Star, June 11, 2011)」「6月13日 フィリピン、南シナ海を『西フィリピン海』に改称 (Channel News Asia, June 14, 2011)」「6月15日 フィリピン、外国設置の標識撤去ー南シナ海の紛争海域 (Channel News Asia, June 15, 2011)」「6月23日 米比外相会談、開催 (US Department of State HP, June 23, 2011)」「6月28日 米比合同演習、開始 (Xinhua, June 28, 2011)』『海洋安全保障情報月報』2011年6月号、海洋政策研究財団、14-19頁。濱本良一「南シナ海で越・比両国と衝突する中国」『東亜』529、霞山会、2011年7月、44-45頁。「7月8日 南シナ海の緊張緩和に合意ー中比外相会談 (MSN News, July 8, 2011)』『海洋安全保障情報月報』2011年7月号、海洋政策研究財団、16頁。飯田将史「南シナ海で強硬姿勢に転じる中国」『東亜』530、霞山会、2011年8月、45頁。「8月1日 フィリピン、南沙諸島の領有島に星形建造物構築 (PhilStar.com, August 1, 2011)』『海洋安全保障情報月報』2011年8月号、海洋政策研究財団、12頁。Thao, Nguyen Hong / Amer, Ramses, “Coastal States in the South China Sea and Submissions on the Outer Limits of the Continental Shelf”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.42, No3, Taylor & Francis, 05AUG2011, p.251。「9月11日 フィリピン、海域防衛のための新機構創設公表 (GMA News, September 11, 2011)」「9月27日 日比首脳会談、開催 (外務省 HP, 2011年9月27日)』『海洋安全保障情報月報』2011年9月号、海洋政策研究財団、10-12頁。「10月7日 ベトナム・フィリピン、2国間協力強化に合意 (Philstar.com, October 7, 2011)」「10月9日 フィリピン・ベトナム、南シナ海の海洋環境保護で合意 (Philstar.com, October 10, 2011)』『海洋安全保障情報月報』2011年10月号、海洋政策研究財団、9-10頁。「12月13日 フィリピン海軍、旧米沿岸警備隊巡視船就役 (All About Asia, December 14, 2011)』『海洋安全保障情報月報』2011年12月号、海洋政策研究財団、11頁。「米、フィリピンに2隻目の巡視船を供与 (Defense News, February 7, 2012)』『海洋安全保障情報月報』2012年2月号、海洋政策研究財団、8頁。Thang, Nguyen-dang / Thao, Nguyen Hong, “China’s Nine Dotted Lines in the South China Sea: The 2011 Exchange of Diplomatic Notes between the Philippines and China”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.43, No1, Taylor & Francis, 10FEB2012, p.35-p.56。「5月2日 フィリピン、米国に監視レーダー、監視船、航空機の提供を要請 (Defense News, May 2, 2012)』『海洋安全保障情報月報』2012年5月号、海洋政策研究財団、9頁。「5月20日 比海軍への供与艦、米で海上公試開始 (Business Mirror, May 21, 2013)』『海洋情報季報』第2号、海洋政策研究財団、2013、32頁。「8月6日 2隻目の米供与艦、フィリピンに回航、就役 (Reuters, August 6, 2013)』『海洋情報季報』第3号、海洋政策研究財団、2013、18頁。「8月3日 フィリピン沿岸警備隊、フランスから警備艇購入 (Philippine Daily Inquirer, August 3, 2013)」「7月3日 フィリピン、イタリアからフリゲート2隻購入へ (ABS-CBN News.com, AFP, July 3, 2013)』『海洋情報季報』第3号、海洋政策研究財団、2013、5-6頁、9頁。「4月28日 米軍、フィリピン再駐留へー米比協定調印 (INQUIRER.net, AFP, April 28, 2014)」「米比新軍事協定の内容ーセイヤー解説 (The Diplomat, May 2, 2014)」「フィリピン、米に5カ所の基地へのアクセス容認を計画 (Channel News Asia, May 2, 2014)」「フィリピン、米軍にパラワン島の基地提供へ (GMA News.com, Reuters, May 15, 2014)』『海洋情報季報』第6号、海洋政策研究財団、2014、13-16頁。The Philippine Archipelagic Baselines Law (Republic Act No.9522), “Republic Act No.9522, March 10, 2009”, PHILIPPINE LAWS AND JURISPRUDENCE DATABANK, 18AUG2014, (http://www.lawphil.net/statutes/repacts/ra2009/ra_9522_2009.html 18AUG2014). "PH runs to UN to protest China's '9-dash line' Spratlys claim", in *Philippine Daily Inquirer*, April 15, 2011, (<http://newsinfo.inquirer.net/inquirerheadlines/nation/view/20110415-331204/PH-runs-to-UN-to-protest-Chinas-9-dash-line-Spratlys-claim> 02DEC2014). 久保信博、ティム・ケリー、グレッグ・トロード、マニエル・モガト、田巻一彦編「アングル：日本が強める南シナ海への軍事関与、中国けん制の狙い」REUTERS ロイター、2015年3月16日、(<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPKBN0MC05320150316?sp=true> 16APR2015)。

⁸³ 北緯 11 度 50 分・東経 118 度、北緯 10 度 30 分・東経 118 度、北緯 7 度 40 分・東経 116 度、北緯 7 度 40 分・東経 113 度 7 分 40 秒、北緯 8 度 36 分・東経 111 度 50 分、北緯 11 度 50 分・東経 114 度 10 分で画定される。大部分が新南群島内に重複している。

⁸⁴ FLAT Island

⁸⁵ 第 4 条で両国のいずれかが第三国に攻撃された場合の相互支援を規定している。

⁸⁶ 田尻正司「フィリピンと南シナ海の安全保障 マニラ国際会議に出席して」『国防』35(11)、朝雲新聞社、1986年11月、73-75頁。1986年8月に開催された国際安全保障協議会 (ISC) 主催の国際会議 (テーマ：南シナ海地域

の安全保障)において明らかになったアキノ政権の方針は、大統領就任当初の大統領方針であった「米軍基地撤去」から「米軍基地存続」へと転換しており、会議参加国であったアメリカ・韓国・台湾・我が国の出席者の意見と一致していた。また、それはアメリカとフィリピン国民自身の希望にも沿っているものと理解されていた。ただし、これは米ソ冷戦下の国際情勢を背景としており、在比アメリカ軍撤退の現実化には冷戦終了とそれに伴う戦略変化を無視することはできない。

87 バビエラ、前掲書(註82)、26-28頁。この後、共同声明の合意内容を具体化するために1996年3月に「南シナ海における協力の方法を探る二国間協議メカニズム」樹立で合意し、漁業・海洋環境保護・信頼醸成措置の協力を検討する3つの作業グループが設置されたが、機能していないのが実際であることが明らかにされている。

88 バビエラ、前掲書(註82)、26頁。米比共同訓練再開の根拠となった「訪問アメリカ軍の地位に関する協定(VFA)」の批准には、フィリピン軍が予算の大幅増額を正当化するために地域の緊張を意図的にあおっているという、いわゆる「中国の亡霊」論をめぐる論争があった可能性が示唆されている。

89 「4月8日 フィリピン、フィリピン海側の大陸棚外側限界の延長を国連に申請 (The Manila Times, April 13, 2009)」『海洋安全保障情報月報』2009年4月号、海洋政策研究財団、18-19頁。この申請は部分申請である。

90 "President Aquino signs AO 29 naming West Philippine Sea", in *Philippine Daily Inquirer*, September 13th, 2012, (<http://globalnation.inquirer.net/50012/its-official-aquino-signs-order-on-west-philippine-sea/> 02DEC2014). 「西フィリピン海」呼称公式化の行政命令は2012年9月5日にアキノ大統領が署名した。

91 "CHAIRMAN'S STATEMENT OF THE 14th ASEAN-CHINA SUMMIT, BALI, INDONESIA", in *ASEAN Community in a Global Community of Nations*, ASEAN, 18NOV2011. 2011年11月18日に出席されたASEAN-中国首脳会議の議長声明では全く触れられていない。

92 事件経緯は本章第1節第2項を参照。

93 石山永一郎「ASEANに学び創造的外交の再生を 南シナ海の現状と紛争回避の枠組み」『世界』838号、岩波書店、2013年1月、298-299頁。南沙諸島実効支配地をめぐる海軍輸送艦への同乗取材によって、2012年現在のフィリピンの実効支配事情が非常に心もとない体制であることが報告されている。

94 探知装置や高度な情報通信機能などを備えて、潜水艦キラーと呼ばれる哨戒機。

95 小倉貞男「Clio Library 36 西沙・南沙諸島」『世界』602号、岩波書店、1994年12月、118頁。

96 本号の以下の記述については次の文献等を参照した。竹田、前掲書(註13)、14と27-29と38-39と42と46-49頁。上野、前掲書(註14)、79-81頁。飯田、前掲書(註23)、149-154頁。平松、前掲書(註50)、45-46頁。佐藤、前掲書(註60)、27頁。久保他、前掲書(註82)。Thao他、前掲書(註82)、251頁。濱本、前掲書(註82)、42-44頁。中島洋「南沙・西沙両群島について」『太平洋学会学会誌』第29号、太平洋学会、1986年1月。平松茂雄「中国海軍の南シナ海進出(上)」『国防』40(12)、朝雲新聞社、1991年12月、12-14頁。「7月14日 インド海軍の空母ヴィラートが海峡三カ国を訪問 (The Jakarta Post)」『海洋安全保障情報月報』2005年7月号、海洋政策研究財団、8頁。「11月7日 インド海軍、太平洋に関心を向ける (The Indian Express, November 8, 2005)」『海洋安全保障情報月報』2005年11月号、海洋政策研究財団、6頁。「12月14日 インド国防相、友好国との海洋協力の重要性を強調 (PTI, December 14, 2005)」『海洋安全保障情報月報』2005年12月号、海洋政策研究財団、6頁。Thao, Nguyen Hong / Amer, Ramses, "Managing Vietnam's Maritime Boundary Disputes", in *Ocean Development & International Law*, Vol.38, No3, Taylor & Francis, 24AUG2007, p.309. 「12月4日 ベトナム、南沙諸島・西沙諸島の領有権を改めて確認 (Vietnam News, December 4, 2007)」『海洋安全保障情報月報』2007年12月号、海洋政策研究財団、8-9頁。「5月6日 マレーシア・ベトナム、南シナ海の大陸棚外側限界の延長に関する合同文書提出 (Commission on the Limits of the Continental Shelf HP, May 8, 2009)」「5月7日 ベトナム、南シナ海の大陸棚外側限界の延長に関する合同文書提出 (Commission on the Limits of the Continental Shelf HP, May 7, 2009)」『海洋安全保障情報月報』2009年5月号、海洋政策研究財団、19-21頁。「8月29日 ベトナム、大陸棚海域防衛のための海軍部隊増設 (VietNamNet, August 28, 2009)」『海洋安全保障情報月報』2009年8月号、海洋政策研究財団、9頁。「5月29日 ベトナム、中国の主権侵害に抗議 (The Ministry of Foreign Affairs of Viet Nam, June 1, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011年5月号、海洋政策研究財団、16頁。「6月13日 ベトナム海軍、実弾射撃演習実施 (Asia One, AFP, June 13, 2011)」「6月13日 ベトナム首相、徴兵除外者に関する法令に署名 (Channel News Asia, June 15, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011年6月号、海洋政策研究財団、15-16頁。「9月19日 米越両国、防衛協力促進に合意 (Thanh Nien News, September 22, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011年9月号、海洋政策研究財団、9頁。Boundary news, "China and Vietnam agree principles for resolving maritime disputes", Durham University, 13 October 2011, (https://www.dur.ac.uk/ibru/news/boundary_news/?itemno=12969 03DEC2014). 「10月11日 中越両国、海洋紛争解決に関する基本原則に合意 (VietNam.net, October 12, 2011)」「10月12日 インド・ベトナム、ベトナムでの石油開発協定に調印 (The Washington Post, AP, October 12, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011年10月号、海洋政策研究財団、10頁。「6月3日 パネッタ米国防長官、カムラン湾訪問 (The Washington Post, June 3 and 4, 2012)」『海洋安全保障情報月報』2012年6月号、海洋政策研究財団、1頁。「中国、

排他的経済水域で違法入札 ベトナム」産経新聞、2012年6月28日。日暮高則「中国が狙う領土拡大」『週刊東洋経済』6418号、東洋経済新報社、2012年10月6日、61頁。"Vietnam steps up sea patrols as tensions with China climb", in *The ASAHI SHIMBUN, Reuters*, December 4, 2012, (http://ajw.asahi.com/article/asia/south_east_asia/AJ201212040107 03DEC2014). "India's growing interest in the South China Sea", in *rediff news*, 07DEC2012, (<http://www.rediff.com/news/column/indias-growing-interest-in-the-south-china-sea/20121207.htm> 03DEC2014). 「南シナ海問題 ベトナムで反中デモ」読売新聞、2012年12月11日。「4月4日 ベトナム、2013年末までにロシアから潜水艦受領 (Naval Technology.com, April 4, 2013)」「ロシア、2016年までにベトナム海軍へ6隻の潜水艦を建造 (ИТАР-ТАСС, May 13, 2013)」「『海洋情報季報』第2号、海洋政策研究財団、2013、15頁。「11月25日 インド、ベトナム海軍潜水艦要員を訓練 (Thanh Nien News.com, November 25, 2013)」「『海洋情報季報』第4号、海洋政策研究財団、2013、16頁。「米、ベトナムに巡視船5隻」読売新聞、2013年12月17日。「1月15日 ベトナム海軍、ロシアから購入の潜水艦1番艦就役 (Naval Technology.com, January 17, and Thanh Nien News.com, January 19, 2014)」「『海洋情報季報』第5号、海洋政策研究財団、2014、18頁。Quyet, Nguyen Huu, "Recent Development in the South China Sea and Vietnam's Approaches", in *Journal of US-China Public Administration*, Vol.11, No3, MAR2014, p.199. 「クローズアップ2014 中国 視線の先に米」毎日新聞、2014年5月10日。「6月2日 ベトナム向けキロ級潜水艦6番艦、ロシアで起工 (Naval Technology.com, June 2, 2014)」「トピック 海外論調 中国の深海石油掘削リグ設置を巡る中越対立」『海洋情報季報』第6号、海洋政策研究財団、2014、21と70-103頁。「7月16日 中国、石油掘削リグをベトナム沖から移動 (The Wall Street Journal, July 16, and Philstar.com, July 17, 2014)」「中国の石油掘削リグの撤退、何時でも戻れる口実を留保一米専門家論評 (The Diplomat, July 16, 2014)」「中国の石油掘削リグ撤去、何故、今一米専門家論評 (The Diplomat, July 17, 2014)」「中国、石油掘削リグ撤退の4つの理由—セイヤー論評 (The Diplomat, July 22, 2014)」「中国の石油掘削リグ早期撤収、3つの説明一米専門家論評 (The National Interest, July 27, 2014)」「『海洋情報季報』第7号、海洋政策研究財団、2014、41-48頁。"Vietnam, China promote negotiation mechanisms for sea-related issues", in *Vietnam net*, 28OCT2014, (<http://english.vietnamnet.vn/fms/government/115073/vietnam--china-promote-negotiation-mechanisms-for-sea-related-issues.html> 03DEC2014). News Transcript, "Joint Press Briefing with Secretary Panetta and Vietnamese Minister of Defense Gen. Phung Quang Thanh from Hanoi, Vietnam", U.S. Department of Defense, (<http://www.defense.gov/transcripts/transcript.aspx?transcriptid=5052> 03DEC2014).向井ゆう子「南シナ海領有、中国と比の対立に越も「参戦」へ」読売新聞オンライン、2014年12月21日、(<http://www.yomiuri.co.jp/world/20141221-OYT1T50004.html> 24DEC2014)。「1月29日 ベトナム海軍、3隻目のKilo級潜水艦受領 (Tuoi Tre news, January 29, 2015)」「『海洋情報季報』第9号、海洋政策研究所、2015、17頁。「<ベトナム>書記長が訪中 習主席と「南シナ海の安定」合意」毎日新聞、2015年4月7日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150407-00000133-mai-int> 08APR2015)。

97 岩崎、前掲書(註23)、90頁。中国がアメリカ企業(クレストン・エネルギー社)に与えた鉱区はインドネシア及びマレーシアの領有主張ラインぎりぎりに取りめられており、この問題に関しては、紛争の相手をベトナム一国に絞ろうとする中国の意図が見られる、という。

98 吉川尚徳「中越間のトンキン湾海上境界画定にみる東シナ海における日中間の海上境界画定に向けた方策—緊張状態の下での現状維持の追求—」『海幹校戦略研究』2-2、海上自衛隊幹部学校、2012年12月、121-150頁。トンキン湾での画定成功の背景となった特殊性を検討している。トンキン湾境界画定に関連する中越間の動きは締結後も続いている。「10月26日 中越両国、トンキン湾の合同哨戒に合意 (DefenceNews.com)」「『海洋安全保障情報月報』2005年10月号、海洋政策研究財団、8頁。「11月2日 中国、ベトナム、国境確定交渉の促進に合意 (Xinhua, November 2, 2005)」「『海洋安全保障情報月報』2005年11月号、海洋政策研究財団、9頁。「12月10日 中越両国、2008年までに陸上国境確定に合意 (VNA, December 11, 2005)」「『海洋安全保障情報月報』2005年12月号、海洋政策研究財団、7頁。「4月27日 中国・ベトナム海軍、合同哨戒開始 (Xinhua, April 27, 2006)」「『海洋安全保障情報月報』2006年4月号、海洋政策研究財団、9頁。「7月19日 南沙諸島を巡る中越関係、緊張激化 (Straits Times, July 19, 2007)」「『海洋安全保障情報月報』2007年7月号、海洋政策研究財団、16-17頁。「7月21-23日 中越両国、国境・領土問題を討議 (Vietnam News Agency, July 24, 2007)」「『海洋安全保障情報月報』2007年7月号、海洋政策研究財団、17頁。「6月1日 中国・ベトナム、北部湾出口の外側海域境界画定調査に合意 (Xinhua, June 2, 2008)」「『海洋安全保障情報月報』2008年6月号、海洋政策研究財団、9頁。「12月1日 中国海軍ミサイル護衛艦隊、第8回中越合同哨戒に参加 (解放軍報電子版、三亜、December 1, and December 9, 2009)」「『海洋安全保障情報月報』2009年12月号、海洋政策研究財団、8頁。「5月8日 中国・ベトナム、第9回トンキン湾合同パトロールを実施 (解放軍報電子版、三亜、May 9, 2010)」「『海洋安全保障情報月報』2010年5月号、海洋政策研究財団、8頁。「6月19日 中越両国海軍、トンキン湾で合同哨戒実施 (China Defense Mashup, June 21, 2011)」「『海洋安全保障情報月報』2011年6月号、海洋政策研究財団、18頁。「1月7日 中国海軍艦隊、ベトナムに寄港 (China Defense Blog, Xinhua, January 7, 2013)」「『海洋情報季報』創刊号、海洋政策研究財団、2013、21頁。「6月22日 ベトナム海軍哨戒艇、中国とのトンキン湾合同哨戒に向け出港 (China Daily, June 25, 2013)」「『海洋情報季報』第2号、海洋政策研究財団、2013、12頁。「6月20日 中越両国、トンキン湾共同開発鉱区拡大に合意 (RIGZONE, Dow Jones Newswires, June 20, 2013)」「『海洋情報季報』第2号、海洋政策研究財団、2013、84頁。

99 Song, Yann-Huei, "The Overall Situation in the South China Sea in the New Millennium: Before and After the September 11 Terrorist Attacks", in *Ocean Development & International Law*, Vol.34, No3-4, Taylor & Francis, 2003, p.230-p.233. 2000年からインドは"southern forwarding strategy"に基づいて海軍増強を進め、西

方はスエズ運河、南方は喜望峯、東方は南シナ海まで進出している。

清水学「経済危機後のアセアンの模索—モデルとしての ARF と AFTA—」『宇都宮大学国際学部研究論集』第 11 号、宇都宮大学、2001 年、69-70 頁。インドとベトナムの接近はインドの対中戦略と ARF への興味やルックイースト政策を背景に持っていると考えられる。清水はインド独立以後、インドネシア国軍設立への協力に始まり、ルックイースト政策に至る東南アジアとの関係を回顧している。インドは現在、アジア太平洋地域との経済的・政治的関係強化に深い関心を寄せているのである。

100 Quyet, 前掲書 (註 96)、201-206 頁。「4 月 5 日 ベトナム、フィリピンとの関係強化に期待 (VOV News, April 5, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011 年 4 月号、海洋政策研究財団、14 頁。

Lee, Taegseon, “U.S.-Vietnam Military Relations in 2013 and Beyond: The Impact and Solutions for Maintaining a Good U.S.-PRC Relationship”, in *a journal of national security studies*, /luce.ntl/, 2004, p.116-p.127. 2010 年以來継続されている米越間軍事協力関係は、米中間軍事協力関係を刺激したが、新たに米中越三カ国間の均衡状態を生じることとなり、協調的な雰囲気醸成されてきていると論じる。

101 上野、前掲書 (註 14)、80 頁。「10 月 2 日 米、対ベトナム武器禁輸措置を緩和 (The New York Times, October 2, 2014)」 「米の対ベトナム武器禁輸措置の緩和、ベトナムはどう対応するか—セイヤー論評 (The Diplomat, October 6, 2014)」 『海洋情報季報』第 8 号、海洋政策研究財団、2014、16-18 頁。

102 小笠原高雪「中国と対峙するベトナム 関与と均衡の二重戦略」黒柳米司編著『「米中対峙」時代の ASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014 年、第 7 章 219-232 頁。

103 本号の以下の記述については次の文献等を参照した。竹田、前掲書 (註 13)、15-16 頁。佐藤、前掲書 (註 60)、27 と 31 と 35-36 頁。平松、前掲書 (註 96)、19 頁。「7 月 2 日 マレーシアの 2 隻目の潜水艦、本国に回航 (TheStarOnline, July 3, 2010)」 『海洋安全保障情報月報』2010 年 7 月号、海洋政策研究財団、11 頁。「12 月 13 日 マレーシア・ブルネイ、南シナ海の石油ガス田共同開発協定に調印 (The Star, December 13, 2010)」 『海洋安全保障情報月報』2010 年 12 月号、海洋政策研究財団、10 頁。ブラシャント・パラメスワラン「MALAYSIA RESPONDS 中国の挑発行為に友好国もついに反撃？」 『Newsweek 日本版』第 30 巻 26 号、CCC メディアハウス、2015 年 7 月 7 日、29 頁。

104 Five Power Defence Arrangements 英連邦五カ国防衛協定 (イギリス・オーストラリア・ニュージーランド・シンガポール・マレーシア)

105 佐藤、前掲書 (註 60)、27 頁。

106 佐藤、前掲書 (註 6)、41 頁。

Kaplan, Robert D., 奥山真司訳『南シナ海 中国海洋覇権の野望』講談社、2014、130 頁。マレーシアの軍関係者は、「おもに中華系の共産主義者によって発生した 1970 年代のマレー半島北部のジャングルでの反乱を、北京政府が支援していた」という歴史的な事実を決して忘れてはいない。

107 平松、前掲書 (註 50)、53 頁。佐藤、前掲書 (註 60)、31 頁と 35 頁。

108 竹田、前掲書 (註 13)、16 頁。飯田、前掲書 (註 82)、40 頁。中国の監視船「漁政 311」と追跡するマレーシア海軍ミサイル艇の最接近距離は 300m だったという。

109 竹田、前掲書 (註 13)、16 頁。

110 佐藤、前掲書 (註 60)、32-34 頁。Kaplan、前掲書 (註 106)、106-133 頁。佐藤考一『「中国脅威論」と ASEAN 諸国 安全保障・経済をめぐる会議外交の展開』勁草書房、2012、158 頁。

111 本号の以下の記述については次の文献等を参照した。竹田、前掲書 (註 13)、13 と 16 頁。Thao 他、前掲書 (註 82)、253-254 頁。森聡「国際情勢を読み解く 南シナ海 開放的な海洋秩序を形成できるか」 『外交』Vol.4、日本国外務省、2010 年 12 月、145 頁。「1 月 7 日 ブルネイ、外洋哨戒艦 2 隻受領 (Free Republic.com, January 8, 2011)」 『海洋安全保障情報月報』2011 年 1 月号、海洋政策研究財団、13 頁。

112 森、前掲書 (註 111)、145 頁。

113 Dutton, Peter A., “Through a Chinese Lens”, in *Proceedings*, Vol.136, No4, April 2010, p.24-p.29, 吉川尚徳訳「中国の視点から見た南シナ海の管轄権」 『海幹校戦略研究』1-1、海上自衛隊幹部学校、2011 年 8 月、19-27 頁。

114 竹下秀邦「南シナ海紛争の経緯と領有権問題」 『アジアトレンド』3 号、アジア経済研究所、1992 年。竹下秀邦「南シナ海領有権紛争と中国」 『海外事情』44(12)、拓殖大学海外事情研究所、1996 年 12 月、23-35 頁。「7 月 3 日 西沙諸島の領有に関する歴史的証拠の精査—米人ジャーナリスト論評 (RSIS Commentaries, July 3, 2014)」 「南シナ海における中国の領有権主張、歴史的根拠あり—中国人専門家主張 (RSIS Commentaries, August 15, 2014)」 「南

シナ海における中国の領有権を証拠立てる資料なし—米人ジャーナリスト再反論 (RSIS Commentaries, August 26, 2014)」「南シナ海の領有権に関する中国の歴史的証拠、国際法では無効—ベトナム人反論 (RSIS Commentaries, August 27, 2014)」「『海洋情報季報』第7号、海洋政策研究財団、2014、29-36頁。

115 本号の以下の記述については次の文献等を参照した。竹田、前掲書(註13)、11-13と17-22と27-28と31と40-41と45頁。上野、前掲書(註14)、73と75と81と83-85と91頁。相川、前掲書(註23)、35と40頁。秋元、前掲書(註42)、67頁。平松、前掲書(註50)、45-46頁。飯田、前掲書(註82)、44-45頁。濱本、前掲書(註82)、42と44-45頁。バビエラ、前掲書(註82)、28頁。Thao他、前掲書(註82)、252-254頁。森、前掲書(註111)、143頁。「3月8日 中国船、米調査船を妨害 (Navy News Stand, March 9, 2009)」「米海軍、調査船を駆逐艦でエスコート (AP, March 12, 2009)」「『海洋安全保障情報月報』2009年3月号、海洋政策研究財団、15-17頁。「中国、ベトナムの申請に反論 (Xinhua, May 8, 2009)」「『海洋安全保障情報月報』2009年5月号、海洋政策研究財団、20-21頁。「6月18日 中国軍元高官、南沙諸島に港湾、飛行場の建設を提言 (China Brief, Vol.9, Issue 13, the Jamestown Foundation, June 24, 2009)」「『海洋安全保障情報月報』2009年6月号、海洋政策研究財団、17頁。「12月26日 中国、『海島保護法』を承認 (Xinhua, December 26, 2009)」「『海洋安全保障情報月報』2009年12月号、海洋政策研究財団、16頁。「1月2日 ベトナム、中国の『海島保護法』を無視 (Thanh Nien News, January 2, 2010)」「『海洋安全保障情報月報』2010年1月号、海洋政策研究財団、16頁。「情報分析 解題 南シナ海における最近の進展：慎重な楽観論の根拠『海洋安全保障情報月報』2011年2月号、海洋政策研究財団、10-16頁。「中国、フィリピンの主張に対抗する口上書提出 (AP, April 20, 2011)」「『海洋安全保障情報月報』2011年4月号、海洋政策研究財団、14頁。「6月9日 中国、南沙諸島における石油探査活動の中止を関係国に警告 (The Irrawaddy, June 10, 2011)」「6月14日 中国、当事国以外の南シナ海問題への容喙に警告 (The Wall Street Journal, June 15, 2011)」「6月15日 中国、南沙諸島永興島を不沈空母に (The Philippine Star, June 15, 2011)」「6月16日 中国、海洋監視能力大幅に強化 (VOA News, June 16, 2011)」「6月17日 中国海軍、南シナ海で演習実施 (The Philippine Star, June 17, 2011)」「『海洋安全保障情報月報』2011年6月号、海洋政策研究財団、15-17頁。「7月20日 中国、三沙市に『警備区』設置 (Global Times, Xinhua, July 21, 2012)」「『海洋安全保障情報月報』2012年7月号、海洋政策研究財団、14頁。「トピック 中国の空母、「遼寧」就役『海洋安全保障情報月報』2012年9月号、海洋政策研究財団、3-4頁。佐藤考一「アメリカのアジア回帰と南シナ海紛争の新局面」『東亜』545、霞山会、2012年11月、106頁。「中国国家海洋庁、正式発足 (Record China, July 22, 2013)」「7月26日 中国、ミステーフ環礁に前方海軍ステーション建設 (The Philippine Star, July 27, 2013)」「『海洋情報季報』第3号、海洋政策研究財団、2013、4と15頁。

116 本章第1節第3項参照。

117 領有権対抗国であるフィリピンは SCABOROUGH Shoal を PANATAG Shoal と呼称しており、さらに領海基線法でも島ではなく礁としている。

118 本章第1節第4項参照。

119 平松、前掲書(註50)、47頁。中国が共同開発を呼び掛けるということは南シナ海確保のための拠点の建設が順調に進行していることを示している。実際、共同開発提案の前月、赤瓜礁及びその周辺岩礁に展開する南沙諸島守備隊の拠点がそれまでの高脚屋から恒久的施設に更新されたことが公表されている。

120 竹田、前掲書(註13)、8頁。相川、前掲書(註23)、36頁。この領海法は、我が国の尖閣諸島も南シナ海諸島と同様に中国領と規定し、中国の主権が侵された場合の法的措置と軍への武力行使権限付与を明記している。

121 本章第2節第1項1参照。

122 富山泰「南シナ海は米中覇権争いの舞台 危険な現実、両軍機接触事故で浮き彫りに」『世界週報』82(20)、時事通信社、2001年5月29日、28-31頁。本事件の解決に向けての米中交渉の一端を明かしている。

123 竹田、前掲書(註13)、4頁。2009年のアメリカ上院外交委員会でのアメリカ国務省スコット・マーシャル副次官補の証言。

124 佐藤、前掲書(註38)、47-48頁。中国の海洋進出の言動からは地域安全保障に関与する諸大国のパワーバランスの変わる過渡期に変化を起している事実が見取れる。言い換えれば、自国海軍の実力の伸長と地域に関与する諸大国のパワーバランスを見ながら進出してきたのである。つまり、南シナ海が核心的利益に含まれるのかどうかは「法的に根拠が不完全な領有主張を、海軍力の発展で担保できるようになったかどうか」にかかっているのである。

125 「中越 南シナ海で非難合戦」読売新聞、2012年6月23日。ベトナムの強い反発を報じている。「中国「南シナ海に軍事施設検討」産経新聞、2012年6月29日。中国の国防省報道官が三沙市に軍事施設の設置を検討していくと述べたことを報じている。

126 「情報分析 解題 海をかき混ぜる五つの龍：中国の海上法執行能力の改善への挑戦と機会」『海洋安全保障情報月報』2010年8月号、海洋政策研究財団、14頁。2010年の段階で、中国では海上法執行機関が複数あることで

沿海警備機能が未発達となっていることを指摘し、整理統合を含めた変化の必要性を論じていた。

富坂聡『平成海防論 膨張する中国に直面する日本』文春文庫、2014、第6章 221-258頁。中国人民解放軍関係者の言葉として、海警局が「準軍事力量」の位置付けであり、隊員の約9割が海軍もしくは武装警察からの出向者で占められており、さらに船の多くが海軍からの転籍であることが語られている。

”Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2015”, Office of the Secretary of Defense USA, 07APR2015, p.44. 海警局のハード面での著しい増強を質と量の両面から報告している。

127 「南シナ海の警察権強化 中国」読売新聞、2014年1月10日。台湾がそれに従わない方針を発表したことも併せて報じている。

「ニュース Q 中国の漁業許可制 波紋」読売新聞、2014年1月11日。フィリピン・ベトナム・アメリカの反発を報じている。

128 註33参照。

Chang, Felix K., “Beijing’s Reach in the South China Sea”, in *Orbis*, Elsevier Limited, Summer 1996, p.353-p.374. 南シナ海関係諸国の配備兵器能力を比較し、中国が南沙諸島への軍事的支配を確立するためには南沙諸島への駐留展開が必要と論じている。

129 平松、前掲書（註37）、49-54頁。

130 王子天徳「戦争による領土の変更—台湾領有権の法的根拠を中心に—」『横浜商大論集』30(2)、横浜商科大学、1996年12月20日、113-142頁。Kaplan, Robert D., “The Geography of Chinese Power: How Far Can Beijing Reach on Land and at Sea?”, in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.89, No3, MAY/JUN2010, p.22-p.41. 中嶋嶺雄「中国の台頭と日本外交」『外交』Vol.4、日本国外務省、2010年12月、16-24頁。

「驕れる中国 何様のつもりか」『SAPIO』23(11)、小学館、2011年7月20日、6-28頁。中国国内の少数民族独立運動や周辺諸国との軋轢に関して特集している。

131 宮家邦彦『語られざる中国の結末』PHP新書893、2013。宮家は特に第3章において、政経分離不可能な中国の国内矛盾を検討し、中国社会の不安定化と対外冒険主義の台頭を危惧している。

132 川中敬一「海洋をめぐる中国の戦略的構造—“天下”に抱かれる海洋—」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013、127-133頁。

133 中華民族とは中国共産党の造語であり、バーチャルな民族呼称と考えられる。

平松、前掲書（註37）、22-65頁。中国は55民族（台湾を含めると56民族）からなる多民族国家である。

134 川中、前掲書（註132）、117-120頁。

井尻秀憲「荒れる南シナ海と米中衝突の可能性」『中央公論』127(15)、中央公論新社、2012年11月、132頁。「中国は、いずれ「中華帝国の復興」によって、東アジアを支配しようとする」のであり、さらに「アジアの中心としての地位を回復できると考えているのである」と分析されている。

135 1927年国共合作が崩壊して大弾圧をうけた共産党が都市奪還を目指す秋收蜂起を決定した八・七緊急会議で、農民のエネルギーに依拠して武装権力打ち立てるという明確な路線を示すために発言した「政権は銃砲から得られるということはどうしても理解しなければならない」が源。

136 毛沢東「中国革命戦争の戦略問題」（第1章第2節）戦略研究学会編『戦略論大系⑦毛沢東』芙蓉書房出版、2004、21-22頁。

137 川中、前掲書（註132）、159頁。

138 金子秀敏「保釣運動とは何か 尖閣から南シナ海へ埋め込まれた冷戦の影」『世界』816号、岩波書店、2011年3月、48-49頁。

139 富山、前掲書（註122）、30-31頁。

140 川中、前掲書（註132）、138-140頁。金子、前掲書（註138）、45-52頁。川中・金子双方の議論は、台湾島内の事情、つまり蒋介石以下の中華民国は国共内戦に敗れてから流入してきた大陸人「外省人」であり、台湾島本来の「内省人」ではない点は検討されていない。言い換えれば、清朝時代までの大陸と台湾島の関係は全く検討されていないため、大陸人と台湾人の対等な関係ではなく、大陸に住む大陸人と台湾島に流れてきた大陸人との関係での話であることに留意する必要があるだろう。

Lilley, James R., 西倉一喜訳『チャイナハンズ 元駐中米国大使の回想 1916-1991』草思社、2006。米中国交樹立前後の状況がアメリカ政府側からの視点で描かれている。15章と16章では1981年以後レーガン大統領（当時）が

いかに中台バランスに苦心したかが詳細に記録されている。

Nathan, Andrew J. / Scobell, Andrew, "How China Sees America; The Sum of Beijing's Fears", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.91, No5, SEP/OCT2012, p.32-p.47. アメリカの台湾関与の歴史を俯瞰し、中国軍退役将官の「中国台頭を図るチェス駒」との言葉を象徴的に用いている。

141 「不戦而屈人之兵 善之善者也」(戦闘しないで敵兵を屈服させるのが、最高にすぐれたことである) 金谷治 訳注『新訂 孫子』岩波文庫、2012、謀攻篇 44-46 頁。

142 丸山浩行「エスカレートする中国の海洋進出野心実現に向けた「三戦」戦略」『エコノミスト』91(4)、毎日新聞社、2013年1月29日、89-91 頁。

143 飯田、前掲書(註23)、148-149 頁。

144 竹下秀邦「南シナ海の発火点、西沙・南沙群島は誰のものか 中国とベトナム・ASEAN 対立の現状と歴史的背景」『世界週報』73(44)、時事通信社、1992年11月17日、52-53 頁。

145 富坂、前掲書(註126)、234-236 頁。

146 佐藤、前掲書(註115)、101-105 頁。川中、前掲書(註132)、155 頁。石田収「中国の対外発展戦略について」『筑波学院大学紀要』第3集、筑波学院大学、2008、42-53 頁。石田収「青い領土を求めて—非軍事的側面からみた中国の海洋発展戦略」『筑波学院大学紀要』第7集、筑波学院大学、2012、15-29 頁。

147 川中、前掲書(註132)、141 頁。

148 川中、前掲書(註132)、150 頁。

149 川中、前掲書(註132)、150 頁。中国人民解放軍は毎年アメリカの戦略物資の65%がバシー海峡を通過していると分析している。

150 井尻、前掲書(註134)、129-130 頁。

「情報分析 論文解題 I.大陸国家が海に向かう時」『海洋安全保障情報月報』2011年5月号、海洋政策研究財団、21-26 頁。アメリカ海軍大学発刊の *Proceeding* 4月号に掲載された、Andrew Erickson と Lyle Goldstein と Carnes Lord の共著論文“When Land Powers Look Seaward”を解題し、中国が歴史上稀なケースである「大陸国家から海洋国家への転換」に成功する国家となる可能性を論じている。

151 竹田、前掲書(註13)、41 頁。

152 毛沢東の採った軍事戦略は、平松、前掲書(註37)に詳しい。

「情報分析 論文解題 II.毛沢東の積極防衛が攻勢的に変わりつつある」『海洋安全保障情報月報』2011年5月号、海洋政策研究財団、27-30 頁。アメリカ海軍大学発刊の *Proceeding* 4月号に掲載された、James R. Holmes と Toshi Yoshihara の共著論文“Mao's Active Defense Turning Offensive”を解題し、中国が毛沢東の積極防衛戦略を適用していたにもかかわらず、中国現代史において前例のない攻勢的なスタンスを示している現況を検証している。

153 **Anti-Access/Area Denial**

山内敏秀「中国海軍の発展と課題」村井友秀他編著『中国をめぐる安全保障』ミネルヴァ書房、2007、172-195 頁。シーコントロールとは必要な場所において敵が海洋を使用することを拒否すること。シーデナイアルは我が方がある海域を利用する意志又は能力を有しないが、敵が当該海域をコントロールすることを拒否することである。

「情報分析 「グローバルコモンズ」を巡る新たな戦略構造」『海洋安全保障情報月報』2010年3月号、海洋政策研究財団、14-19 頁。海洋・上空・宇宙・サイバーの4空間を人類の共有物と見做して自由なアクセスを原則とする「グローバルコモンズ」概念と、それらを排他的な空間と見做してアクセスを制限する「アクセス拒否」概念を比較分析している。

154 **Carrier Strike Group**

155 「3月9日 南シナ海における中国の戦略原潜—その戦略的意味 (Carnegie Endowment.org, March 9, 2013)」『海洋情報季報』創刊号、海洋政策研究財団、2013、33-34 頁。小原凡司「2015年・中国国防白書 拡大する海軍、空軍の活動」WEDGE Infinity、2015年6月3日、(<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/5034> 15JUN2015)。

156 竹田、前掲書(註13)、39-42 頁。

157 井尻、前掲書(註134)、130 頁。

- 158 1950年1月25日、当時のアメリカ国務長官であったアチソンは、東アジアにおけるアメリカの防衛線について、「アリューシャン列島から日本を経て琉球に至る。」そして「この線は琉球を経てフィリピンに至る」と述べた。この発言では朝鮮半島が防衛線に入っていなかったために北朝鮮の南進（朝鮮戦争）を誘発したともいわれている。
- 159 佐藤、前掲書（註38）、45-47頁。
- 160 川中、前掲書（註132）、112-113頁。
- 161 佐藤、前掲書（註115）、105-106頁。川中、前掲書（註132）、107と151-154頁。宮家邦彦「World Watch 「マラッカ以外」の海峡で・・・」産経新聞、2012年6月28日。
- 162 中国人民解放軍国防大学の梁芳教授は2012年2月20日の環球時報において「アメリカは日本やフィリピンなど第1列島線の同盟国と軍を取り込んで中国に対する第1防衛線を構築する。グアムなど第2列島線での海空軍力は戦略爆撃機・ステルス戦闘機・原潜・空母など長距離打撃力を突出させる。ハワイなど第3列島線の基地には戦略後方の役割を演じさせ、必要があれば速やかに前線に増援する。アジア太平洋全体のアメリカ軍の配置の調整による”中国封じ込め”の3本線は弱まるのではなくて拡大するものであり、中国への脅威は警戒に値する」と主張した。
- 163 Holmes, James R. / Yoshihara, Toshi., “China’s Caribbean in the South China Sea”, in *SAIS Review*, Vol.26, No.1, John Hopkins University, 2006. 南シナ海が中国のカリブ海であると主張する。
「情報分析 南シナ海問題の軍事的側面」『海洋安全保障情報月報』2009年11月号、海洋政策研究財団、17-23頁。
中国海軍戦略におけるマハンのシーパワー論の適用を検討している。
秋元一峰「新たな海洋秩序に向けて—安全保障環境の安定化のための羅針盤—」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013、166-188頁。東シナ海が中国のカリブ海であると主張する。
- 164 空母「遼寧」は実験的なものであり、その戦闘能力は極めて疑わしいと分析されているが、実用空母の建造を開始していることから、戦闘能力を持つ空母の存在を前提とした。
- 165 軍事調査には多くの種類があるが、軍事的海洋調査の主目的は潜水艦戦と対潜水艦戦に必要な海洋データの継続的蓄積である。調査項目としては海底地形・海流・海水温度・塩分濃度・海水比重その他多岐に亘り、科学的調査と重なる。一般には軍事調査と科学的調査の区別はできないと言われている。重要なことは長期に亘る継続収集である。
- 166 長岡憲二「排他的経済水域における沿岸国による「安全」の確保について—沿岸国の管轄権拡大の問題を中心に—」『海洋政策研究』第7号、海洋政策研究財団、2009、37-47頁。「情報分析 南シナ海における関係各国の角逐～領有権とEEZにおける第3国の軍事活動の是非を巡って～」『海洋安全保障情報月報』2009年8月号、海洋政策研究財団、12-19頁。「トピック 他国のEEZ内における軍事行動についての中国の解釈を巡って」『海洋情報季報』第2号、海洋政策研究財団、2013、64-67頁。「5月22日 EEZ内における軍事的活動の是非を巡る米中の対立—米専門家論評」『海洋情報季報』第6号、海洋政策研究財団、2014、19-20頁。
- 167 川中、前掲書（註132）、155-159頁。阿部純一「南シナ海の聖域化を目指す中国の海軍力と核ミサイル」『エコノミスト』2012年12月4日特大号、毎日新聞社、93-95頁。
「中国 核弾頭を増強」読売新聞、2013年12月24日。中国が北米全域をほぼ射程に収める新型ICBM(東風41(DF41))の試射を行った。NPT核保有国5か国(米英中仏露)の中で中国だけが核弾頭保有数を増加させており、アメリカに到達可能な核弾頭数が100を超えた。SLBM巨浪2の配備も間近であると報じている。
- 168 岩崎、前掲書（註23）、96-99頁。
- 169 毛沢東の戦略論文は、戦略研究学会編『戦略論大系⑦毛沢東』芙蓉書房出版、2004、に収められている。
- 170 Jakobson, Linda / Knox Dean 共著、辻康吾訳『中国の新しい対外政策 誰がどのように決定しているのか』岩波現代文庫、2011。本書はストックホルム国際平和研究所(SIPRI)の研究成果である。中国の政策決定過程には、特定の決定者や指導者は見当たらず、ばらばらに決定されていると結論付けている。
Jisi, Wang, “China’s Search for a Grand Strategy: A Rising Great Power Finds Its Way”, in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.90, No2, MAR/APR2011, p.68-p.79. 中国政府内では国家基本戦略を「発展途上国に位置させる」ものとする意見から「アメリカに代わって世界一の軍事力を持つ大国を目指す」ものとする意見まで幅があることを論じる。また日米中間は空前の経済相互依存関係にあるにもかかわらず、国家戦略の信頼性が日中間と米中間に欠けていることを指摘する。そして、中国は国際社会での理解を得るためにソフトパワーを有効活用する必要があることと、バラバラになされている対外的な言動の発信を一元化して、国内的にも国際的にも混乱を与えないようにするべきであると提言する。
「2月10日 中国共産党は軍を掌握しているか—米専門家論評(The National Interest, February 10, 2014)」『海洋情報季報』第5号、海洋政策研究財団、2014、23-25頁。米 Claremont McKenna College の Minxin Pei 教授は2月10日付の米誌”The National Interest”に寄稿した論説”Is the PLA Going Rogue?”において、中国では文民が政策決定権者であるが、政策提言や実行を担う軍部には広範な自由度が与えられているうえに許容範囲内で強硬策をとつ

た者が賞賛されるゆえに、安心且つ心配であると論じる。

”Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2015”、前掲書（註 126）、28 頁。中国人民解放軍は中国共産党及び中央軍事委員会の指揮下にあり、軍事と外交における主要な政策関与者である。

171 註 33 参照。竹下秀邦「南沙諸島と中国の態度」『国際経済論集』第 4 巻第 1 号、常葉学園浜松大学国際経済学部、1997 年 6 月、15-19 頁。

172 竹下、前掲書（註 171）、15-34 頁。

173 ミンシン・ペイ「TESTING AMERICAN CREDIBILITY 南シナ海を占拠する中国の野望と深謀」『Newsweek 日本版』第 30 巻 26 号、CCC メディアハウス、2015 年 7 月 7 日、24-27 頁。

174 竹下、前掲書（註 171）、19 頁。

175 Keyuan, Zou, “Governing Marine Scientific Research in China”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.34, No1, Taylor & Francis, 2003, p.1-p.27.

176 陳、前掲書（註 53）、90 頁。1991 年 7 月 2 日に中国の呉学謙前副首相は台湾商工学術界大陸海協会訪問団代表との会見の席で、南シナ海は中国の主権範囲に属していることと、兩岸（台湾海峡兩岸のことであり、中国と台湾双方を指す）がそれを分有することは絶対できないこと、さらに共同開発の可能性はあることを表明した。竹内孝之「南シナ海と尖閣諸島をめぐる馬英九政権の動き」日本貿易振興協会アジア経済研究所、2012 年 10 月、http://www.ide.go.jp/Japanese/Publish/Download/Overseas_report/1210_takeuchi.html 24DEC2014。

177 Thao 他、前掲書（註 96）、310 頁。

178 本号の以下の記述については次の文献等を参照した。両広総督隷下の西沙群島籌弁処。竹田、前掲書（註 13）、8 と 11 と 16-17 頁。平松、前掲書（註 96）、12 頁。川中、前掲書（註 132）、141 頁。Sun, Kuan-Ming, “Policy of the Republic of China towards the South China Sea: Recent developments”, in *Marine Policy*, Vol.19, No5, Elsevier Science, 1995, p.401-p.409. Song, Yann-Huei / Keyuan, Zou, “Maritime Legislation of Mainland China and Taiwan: Developments, Comparison, Implications, and Potential Challenges for the United States”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.31, No4, Taylor & Francis, 2000, p.303-p.345. 「3 月 16 日 台湾、南沙諸島の太平島に兵力再派遣の可能性（The Associated Press, March 16, 2006）」『海洋安全保障情報月報』2006 年 3 月号、海洋政策研究財団、8 頁。「9 月 12 日 ベトナム、南沙諸島での台湾のインフラ工事に抗議（VNA, September 13, 2007）」『海洋安全保障情報月報』2007 年 9 月号、海洋政策研究財団、8-9 頁。「11 月 7 日 台湾国防部長官、南沙諸島太平島訪問（Taipei Times, November 8, 2007）」『海洋安全保障情報月報』2007 年 11 月号、海洋政策研究財団、7-8 頁。「1 月 23 日 台湾、南沙諸島太平島に軍用機を飛ばす（AFP, January 23, 2008）」『海洋安全保障情報月報』2008 年 1 月号、海洋政策研究財団、15-16 頁。「2 月 2 日 台湾の陳水扁総統、南沙諸島太平島訪問（The China News Agency, February 2, 2008）」「陳水扁台湾総統、東沙島を訪問（The China Post, February 11, 2008）」『海洋安全保障情報月報』2008 年 2 月号、海洋政策研究財団、10-13 頁。Hu, Nien-Tsu Alfred, “Introduction: South China Sea: Troubled Waters or a Sea of Opportunity?”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No3, Taylor & Francis, 2010, p.204. 「7 月 24 日 台湾、南シナ海の太平島に火砲配備（The China Post, July 25, 2012）」『海洋安全保障情報月報』2012 年 7 月号、海洋政策研究財団、14 頁。「1 月 11 日 台湾、南シナ海の太平島の埠頭拡張を計画」『海洋情報季報』創刊号、海洋政策研究財団、2013、22 頁。田中靖人「国際情勢分析 田中靖人の目 南シナ海問題で問われる台湾の“感度”」産経ニュース、2014 年 8 月 9 日、<http://www.sankei.com/world/print/140809/wor1408090003-c.html> 24DEC2014。「中華民國政府が南シナ海問題に対する立場を表明」TAIWAN TODAY、2015 年 7 月 8 日、<http://taiwantoday.tw/ct.asp?xItem=232352&ctNode=1770> 29OCT2015。「<南シナ海問題>台湾、仲裁裁判所の判断に異議「認められない」」中央社フォーカス台湾、2015 年 10 月 31 日、<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151031-00000006-ftaiwan-cn> 04NOV2015。

179 竹田、前掲書（註 13）、16 頁。この島は我が国が「長島」と呼称していたものであり、台湾は「太平島」と命名した。

180 中国名は曾母暗沙。満潮時に海面下 20m に存在する暗礁。言い換えれば単なる海底地形に過ぎず、領有権の対象にはなり得ない。中国と台湾はそれを無視して領有権を主張している。

181 「1 月 5 日 台湾国防副部長、南沙諸島の戦略的価値に言及（Taipei Times, January 6, 2006）」『海洋安全保障情報月報』2006 年 1 月号、海洋政策研究財団、10-11 頁。台湾国防副部長は ITU ABA に建設する滑走路が人道的目的以外に、戦略的獣人を拡大し、早期警戒能力を強化する基地であり、軍事目的を有することを認めた。

182 王子、前掲書（註 130）、121-124 頁。木村英亮「北方領土についてのノート」『横浜国立大学人文紀要』1986 年 10-12 月、横浜国立大学、1986 年、41 頁。松村昌廣「南樺太帰属問題再考—総領事館設置と首相公式訪問—」『桃

山法学』(15)、桃山学院大学、2010年03月25日、35-53頁。Tkachenko, B.I., バールィシェフ・エドワルド訳「南クリル諸島に対する日本の領土的要求についてーロシアからの視点ー」『北東アジア研究』23、島根県立大学北東アジア地域研究センター、2012年3月、3-16頁。

183 田中、前掲記事(註178)。

184 上野、前掲書(註14)、77頁。

185 田中、前掲記事(註178)。

186 川中、前掲書(註132)、141頁。

187 Sun、前掲書(註178)、402頁、「safeguarding the sovereignty over the South China Sea」を筆者が訳した。「11月20日 台湾、太平島に対する主権を再確認(Taiwan Headlines, November 21, 2007)」『海洋安全保障情報月報』2007年11月号、海洋政策研究財団、17頁。

188 Song 他、前掲書(註178)、313-314頁。

189 Song, Yann-Huei, “Cross-strait interactions on the South China Sea issues: a need for CBMs”, in *Marine Policy*, Vol.29, Elsevier Science, 2005, p.265-280. Song, Yann-Huei, “The South China Sea Workshop Process and Taiwan’s Participation”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No3, Taylor & Francis, 12AUG2010, p.253-p.269. Hu、前掲書(註178)、203-213頁。

190 註79参照。

阿部純一「東アジア国際政治ゲームをめぐる中国の対応ー朝鮮半島、台湾海峡、南シナ海ー」『東亜』361、霞山会、1997年8月、44頁。「南シナ海平和イニシアチブ」提案の動機推定から、台湾としては南シナ海島嶼領有権問題当事国としての立場の国際的承認を欲しており、その行動を起こしつつあると思われる。しかしそれを実現するには中台間に横たわる「一つの中国問題」を乗り越える必要がある。

Song, Yann-huei, “Codes of conduct in the South China Sea and Taiwan's stand”, in *Marine Policy*, Vol.24, Elsevier Science, 2000, p.449-459.

191 田澤佳昭「南シナ海地域安全保障における米国の役割」『道都大学短期大学部紀要』第37号、道都大学、2000年9月、43-48頁。田澤は、サンフランシスコ講和条約でアメリカはアジアに不安定要因を残す目的で、意図的に南シナ海島嶼領有権問題を作り出した、と論じている。

192 本号の以下の記述については次の文献等を参照した。竹田、前掲書(註13)、39と42-43頁。上野、前掲書(註14)、90-91と97-99頁。森、前掲書(註111)、151頁。佐藤、前掲書(註115)、105頁。井尻、前掲書(註134)、131頁。「7月23日 航行の自由は米国の国益ークリントン米国防務長官(U.S. Department of State HP, July 23, 2010)」『海洋安全保障情報月報』2010年7月号、海洋政策研究財団、15頁。濱本良一「南シナ海問題で再び米中に軋轢」『東亜』519、霞山会、2010年9月、46-50頁。「6月14日 中国は南シナ海で自制をーM.オースリン(The Wall Street Journal, June 14, 2011)」「6月27日 米上院、中国非難決議採択ー南シナ海問題(UPI, June 28, 2011)」「6月30日 南シナ海におけるビリヤードーM.オースリン(The Wall Street Journal, June 30, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011年6月号、海洋政策研究財団、16-19頁。新田紀子「【アメリカ】南シナ海における領有権紛争に関する決議」『外国の立法月刊版』248-2、国立国会図書館調査及び立法考査局、2011年8月、33-34頁。「11月9日 米国防省、『エア・シー戦闘室』新設(U.S. Department of Defense, News Release, November 9, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011年11月号、海洋政策研究財団、8頁。「情報分析 アメリカの新国防戦略とアクセスのための統合作戦構想」『海洋安全保障情報月報』2011年12月号、海洋政策研究財団、14-23頁。Press Statement on South China Sea, U.S. Department of State, Office of Press Relations, August 3, 2012, (<http://www.state.gov/r/pa/prs/ps/2012/08/196022.htm> 03DEC2014)。「3月13日 Air-Sea Battle 構想とはー米国防省担当官とのQ&A(The National Interest, March 13, 2014)」『海洋情報季報』第5号、海洋政策研究財団、2014、29-31頁。「南シナ海の「軍事化懸念」米国防長官、中国非難」読売新聞、2015年4月8日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150408-00050009-yom-int> 08APR2015)。「G7、中国の埋め立てを非難・・・初の海洋安保宣言」読売新聞、2015年4月16日、(<http://www.yomiuri.co.jp/politics/20150415-OYT1T50134.html> 16APR2015)。「中国軍に南シナ海での埋め立て中止を要求 米国防長官」朝日新聞 DIGITAL、2015年6月12日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150612-00000028-asahi-int> 12JUN2015)。「安保法制 米太平洋軍司令官、日本政府に強い期待 「南シナ海は(中国の)領海ではない」「自衛隊哨戒を歓迎する」産経新聞、2015年6月12日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150612-00000597-san-pol&pos=3> 18JUN2015)。A Cooperative Strategy for 21st Century Seapower (<http://www.navy.mil/maritime/MaritimeStrategy.pdf> 26DEC2015). Joint Operational Access Concept, Version 1.0 17JAN2012, Department of Defence U.S.A., (http://www.defense.gov/pubs/pdfs/JOAC_Jan%202012_Signed.pdf 03DEC2014). A Cooperative Strategy for 21st Century Seapower: Forward, Engaged, Ready (<http://www.navy.mil/local/maritime/150227-CS21R-Final.pdf> 07JAN2016). Gaining and Maintaining Access: An Army-Marine Corps Concept. Version 1.0 MAR2012, United

193 海洋安全保障情報月報の解題（註 115）参照。

ウリセス・グラナドス・キロス「南沙諸島をめぐる領土紛争 問われる中国の対応」『世界』816号、岩波書店、2011年3月、93頁。2007年に中国がアメリカの石油メジャーである EXXON MOBILE に対して南沙諸島でのベトナムの石油開発への参入を続けたら報復すると脅迫したことに対するアメリカの直接的な反応であり、この発言の1か月後に行われたクリントン国務長官の発言とあわせて、それまでは領土問題に中立を貫いてきたアメリカが、政策を変更して南シナ海島嶼領有権問題に介入することを意味している。つまり、南シナ海島嶼領有権問題は新時代に入ったということになる。

194 竹田、前掲書（註 13）、43-44 頁。冷戦期にソ連海軍のオホーツク海 SSBN 聖域化を阻止すべくアメリカ海軍が採用した攻勢戦略「海洋戦略」を中国海軍へ応用するとの観測もある。

195 Group of Seven アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・イタリア・カナダ・日本の先進7か国を指す。

196 林、前掲書（註 35）、15-16 頁。

197 林、前掲書（註 35）、203-213 頁。交渉経過が詳しく述べられている。

長岡、前掲書（註 166）。複数の沿岸国で安全を管理目的に加える政策実行が積み重ねられている事実から、将来的に EEZ の性格が変更される可能性が示唆されている。

198 林、前掲書（註 35）、第3章・第4章。

「トピック 米上院外交委員会、国連海洋法条約批准に関する第2回公聴会」『海洋安全保障情報月報』2007年10月号、海洋政策研究財団、10-15 頁。アメリカ国内の批准賛成派と反対派双方の主張要旨がまとめられている。

「11月3日 米紙に見る UNCLOS 加盟反対論 (Opinion Journal from the Wall Street Journal Editorial Page, November 3, 2007)」『海洋安全保障情報月報』2007年11月号、海洋政策研究財団、14-15 頁。「11月3日 北極海の氷海縮小、米国の UNCLOS 加盟を加速 (The Wall Street Journal, November 3, 2007)」『海洋安全保障情報月報』2007年11月号、海洋政策研究財団、15 頁。

「12月19日 米上院外交委、UNCLOS 審議報告書公表 (U.S. Congressional Research Service HP, December 19, 2007)」『海洋安全保障情報月報』2007年12月号、海洋政策研究財団、10 頁。同報告書は反対意見を添付しながら、本会議での批准承認を勧告している。

「4月24日 米国は国連海洋法条約を批准すべしー前沿岸警備隊司令官ら (The New York Times, April 24, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011年4月号、海洋政策研究財団、14 頁。

「情報分析 米国における国連海洋法条約加入を巡る論議」『海洋安全保障情報月報』2012年5月号、海洋政策研究財団、14-21 頁。

199 Dutton、吉川訳、前掲書（註 113）、26 頁。

200 田尻、前掲書（註 86）、72-77 頁。冷戦下の南シナ海における対ソ封じ込め的一端が明かされている。1986年8月14日の「ISC (国際安全保障協議会) マニラ宣言」では「ソ連のカムラン湾基地建設と戦力プレゼンスの脅威」、「在比アメリカ軍基地は西太平洋対ソ抑止力維持のために不可欠」、「南シナ海でのアメリカの軍事力維持は ASEAN 各国及び日韓台にとって大きな利益」であると宣している。

201 アメリカのグローバルリーダーシップの維持：21世紀における国防の優先事項。Sustaining U.S. Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense, Department of Defense, United State of America, January 2012. 解説は秋元、前掲書（註 163）、174-180 頁に詳しい。

202 特に古典地政学に関する部分は、奥山真司「古典地政学の理論と東アジアの安全保障構造」海洋政策研究財団『中国の海洋進出ー混迷の東アジア海洋圏と各国対応ー』成山堂、2013、を参照した。

203 「2月5日 米国務次官補、中国に『9段線』の根拠明示を要求 (VOA News, February 6, 2014)」「南シナ海問題に対するアメリカの立場ー米専門家論評 (Brookings Institution, February 6, 2014)」『海洋情報季報』第5号、海洋政策研究財団、2014、36-39 頁。

204 上野、前掲書（註 14）、85 と 93-94 頁。

205 上野、前掲書（註 14）、94 頁。

206 上野、前掲書（註 14）、94 頁。

207 上野、前掲書（註 14）、94-95 頁。

-
- 208 井尻、前掲書（註 134）、130-131 頁。「7 月 15 日 米上院外交委、東アジアの海洋境界に関する公聴会開催（VOA News.com, July 16, 2009）」『海洋安全保障情報月報』2009 年 7 月号、海洋政策研究財団、16 頁。
「中国に緊張緩和措置要求 オバマ大統領、異例の懸念伝達 サイバーや海洋問題で」産経新聞、2015 年 6 月 25 日、
(http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20150625-00000522-san-n_ame 25JUN2015)。
- 209 Layne, Christopher, “The (Almost) Triumph of Offshore Balancing,” in *The National Interest*, January 27, 2012, (<http://nationalinterest.org/commentary/almost-triumph-offshore-balancing-6405> 03DEC2014).
- 210 上野、前掲書（註 14）、99-100 頁。
「3 月 25 日 米安全保障戦略再考一元米国家安全保障会議上級部長（The New York Times, March 25, 2013）」『海洋情報季報』創刊号、海洋政策研究財団、2013、36-37 頁。アメリカ政府内ではアメリカ軍が撤退するオフショア・balancing 戦略よりも、同盟国を手助けする前方パートナーシップの構築によるパートナーシップの強化という考え方が支持されつつあるという。
- 211 海洋暗線保障情報月報の情報分析（註 192）。「情報分析 解題 マハンからコーベットへ？」『海洋安全保障情報月報』2012 年 2 月号、海洋政策研究財団、11-17 頁。
久保他、前掲書（註 82）。「明文化された覚書があるわけではないが、南シナ海では米国と日本、オーストラリアと一緒にあって、東南アジア諸国の能力構築を支援する。これが 3 か国の基本的な安全保障政策だ」との日本政府関係者の話を引用している。さらにアメリカ海軍第 7 艦隊司令官が 2015 年 1 月のインタビューで述べた「将来的に自衛隊が南シナ海で活動することは理にかなっている」との発言から、アメリカはさらに踏み込んで自衛隊による南シナ海の哨戒活動も期待している、と論じている。
JOAC に関して、秋元、前掲書（註 163）、174-180 頁、を参照した。
- Lei, David, “China’s New Multi-Faceted Maritime Strategy”, in *Orbis*, Elsevier Limited, Winter 2008, p.139-p.157. 中国の軍拡が海軍に留まらず宇宙とサイバー空間で著しく進展していることを指摘し、アメリカ政府がその対策をとるべきであると論じている。
- 212 「米国の新「海洋戦略」が意味するもの」『海洋安全保障情報月報』2007 年 11 月号、海洋政策研究財団、19-21 頁。「情報分析 論文解題 如何にして、アメリカは 2015 年の海戦で敗北したか」『海洋安全保障情報月報』2009 年 12 月号、海洋政策研究財団、18-25 頁。「2 月 4 日 米海軍戦闘艦艇戦力構成見直し—313 隻から 306 隻に削減（Navy Times, February 4, 2013）」『海洋情報季報』創刊号、海洋政策研究財団、2013、28-29 頁。
- 213 「3 月 16 日 米国の新海洋戦略、その問題点—米専門家論評（Warontherocks.com, March 16, 2015）」『海洋情報季報』第 9 号、海洋政策研究所、2015、35-37 頁。
- 214 新田、前掲書（註 192）、南シナ海における領有権紛争に関する決議をアメリカ上院が満場一致で可決したことは、アメリカの意欲を端的に表しているものであろう。特に 4 点の決議内容の内、アメリカ軍の継続的な活動を支持する点は注目に値しよう。
- 215 竹下、前掲書（註 171）、21 頁。Song 他、前掲書（註 178）、314 頁。Oude Elferink, Alex G., “The Islands in the South China Sea: How Does Their Presence Limit the Extent of the High Seas and the Area and the Maritime Zones of the Mainland Coasts?”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.32, No2, Taylor & Francis, 2001, p.169-p.190. 村上啓造『領海警備の法構造』中央法規、2005、199-203 と 229-230 項。
- 216 村上、前掲書（註 215）、203 と 230 頁。
- 217 Song 他、前掲書（註 178）、314 頁。村上、前掲書（註 215）、201 と 229 頁。
竹下、前掲書（註 171）、21-23 頁。群島国家が「隔絶した単一国家」でなければならないのか「大陸国家の飛び地領」であってもよいのかという問題への明確な判断は避けている。
- 218 村上、前掲書（註 215）、214-216 頁。
- 219 水上千之『海洋法—展開と現在—』有信堂、2005、32-33 頁。山本草二『海洋法』三省堂、1992、45 頁。
- 220 小原、前掲書（註 33）
- 221 Song 他、前掲書（註 178）、313 頁。村上、前掲書（註 215）、218 頁。
- 222 村上、前掲書（註 215）、218-219 頁。
- 223 Song 他、前掲書（註 178）、315 頁。村上、前掲書（註 215）、226 と 235 頁。

224 村上、前掲書（註 215）、227 頁。

225 カール・セイヤー「NO, CHINA ISN'T RECLAIMING LAND それは「埋め立て」ではない」『Newsweek 日本版』第 30 巻 26 号、CCC メディアハウス、2015 年 7 月 7 日、30-32 頁。カール・セイヤーは国連海洋法条約の島や人工島の定義といった根幹の視点と環境破壊の視点から中国の人工島建設を論じている。

226 Kaplan、前掲書（註 130）。

227 Nathan, Andrew J., "What China Wants: Bargaining With Beijing", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.90, No4, JUL/AUG2011, p.153-p.158.

228 Song、前掲書（註 99）、236-239 頁。2001 年 9 月 11 日の同時多発テロは南シナ海への Power projection にも大きな影響を与えた。アメリカはそれまでの直接関与から、フィリピン・ベトナム・マレーシア・我が国といった同盟・準同盟の友好国の力を利用しての間接関与へ移行するのである。

新田紀子「【アメリカ】南シナ海等における中国に関する下院公聴会」『外国の立法月刊版』254-1、国立国会図書館調査及び立法考査局、2013 年 1 月、36-39 頁。2012 年 9 月 12 日にアメリカ下院外交委員会で行われた「南シナ海における台頭する国家としての中国」と題する公聴会で、Toshi Yoshihara アメリカ海軍大学教授は「中国は既に海洋支配力のさまざまな構成要素を保有しており、南シナ海での最近の中国の強硬な態度は来たるべき事態の前兆である」「南シナ海はいわば戦略上の要であり、同地域の出来事を自在に操る能力を持つことは、中国に大きな戦略的影響力を与える」と述べた。Bonnie Glaser 戦略国際問題研究所上級研究員兼中国研究部長は「中国の南シナ海での行動は、「周到かつ計画的」であり、関係国への「脅し」の明確なパターンは、強制外交を段階的に高めるという中国指導部の意思決定の証拠」「米国は中国を過大視すべきではないが、中国が米国の弱点に付け込んでいることを認識しなければならない」「中国は、米国が弱く潜在的に衰退傾向にあり、中国は隣国に中国の核心的利益を尊重するよう強制できると考えている」「米国や関係国はこれに立ち向かう必要がある」と述べた。Richard Cronin スチムソン・センター東南アジア・プログラム部長は「中国の台頭と、過去の屈辱を埋め合わせ、アジアの支配的な国家になるとの野心は、米国が 21 世紀に直面する最重要の地政学的問題である」と述べた。Peter Brookes ヘリテージ財団上級研究員（元アジア・太平洋問題担当国防次官補代理）は「中国は台頭しつつある国ではなく、既に南シナ海における主要国あるいは支配国家であり、米国はそれを認識すべきである」「中国が本当に望まないのは、主要国や米国が、東アジアにおける中国の行動に対し、真の対抗勢力となる状況である」と述べた。

229 Li, Jinming / Li, Dexia, "The Dotted Line on the Chinese Map of the South China Sea: A Note", in *Ocean Development & International Law*, Vol.34, No3-4, Taylor & Francis, 2003, p.287-p.295. 台湾の十一段線が中国の九段線となった経緯を認め、九段線海域は歴史的水域であり、排他的な管轄権が認められると主張する。

李国強「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』No1、スラブ・ユーラシア研究センター、2010、51-53 頁。ただし中国学界では九段線の法的な地位に対する認識が完全に一致しているわけではないという。

Wang, Kuan-Hsiung, "The ROC's Maritime Claims and Practices with Special Reference to the South China Sea", in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No3, Taylor & Francis, 12AUG2010, p.237-p.252. 十一段線海域は歴史的水域であり、かつ内水であると主張する。ただし、商用航路としての通航は妨害されないという。なお、EEZ・大陸棚の設定は国連海洋法条約 121 条に委ねると論じている。

Miyoshi, Masahiro, "China's "U-Shaped Line" Claim in the South China Sea: Any Validity Under International Law?", in *Ocean Development & International Law*, Vol.43, No1, Taylor & Francis, 10FEB2012, p.1-p.17. 中国の九段線主張を国際法に照らし、尖閣諸島問題との比較を含めて検討しているが、法源は見つかっていない。

Keyuan, Zou, "China's U-Shaped Line in the South China Sea Revisited", in *Ocean Development & International Law*, Vol.43, No1, Taylor & Francis, 10FEB2012, p.18-p.34. 中国の九段線主張を検討し、中国が公式に法源を説明していないことは明白と論じる一方で「国連海洋法条約だけが九段線法源として許容されるのか」「慣習法を含む一般国際法の中に九段線法源がないのか」「国連海洋法条約に基づく権利はそれ以前の権利を上書きするのか」という研究課題が突きつけられているという。

Gau, Michael Sheng-Ti, "The U-Shaped Line and a Categorization of the Ocean Disputes in the South China Sea", in *Ocean Development & International Law*, Vol.43, No1, Taylor & Francis, 10FEB2012, p.57-p.69.

230 "China: Maritime Claims in the South China Sea", in *Limits in the Seas*, No143, Office of Ocean and Polar Affairs, Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs, U.S.Department of State, 05DEC2014.

231 「5 月 19 日 フィリピン・中国・ベトナム、南沙諸島周辺海域の安全保障協力強化に合意 (Channel News Asia, May 19, 2006)」『海洋安全保障情報月報』2006 年 5 月号、海洋政策研究財団、10 頁。

232 飯田、前掲書（註 23）、154-158 頁。飯田、前掲書（註 82）、36-44 頁。Quyet、前掲書（註 96）、200 頁。

233 註 170 参照。

234 庄司智孝「南シナ海の領有権問題－中国の再進出とベトナムを中心とする東南アジアの対応－」『防衛研究所紀要』第 14 巻第 1 号、防衛研究所、2011 年 12 月、(http://www.nids.go.jp/publication/kivo/pdf/bulletin_j14-1_2.pdf)

28MAR2013)。ベトナムとフィリピンが二国間交渉から集団的対応に遷移していく過程を検討している。2011年時点ではまだASEANにその期待がかかっていたことがわかる。

235 Lamptom, David M., “The Faces of Chinese Power”, in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.86, No1, JAN/FEB2007, p.115-p.127. 中国の経済成長と軍事力を含む国力増大に対して、ある程度の警戒感を持ちつつも、本質的な危険性は認識しておらず、融和と協力関係の構築を提言している。但し高齢化を中国の潜在的リスクとして指摘している。Economy, Elizabeth C. / Segal, Adam, “The G-2 Mirage; Why the United States and China Are Not Ready to Upgrade Ties”, in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.88, No3, MAY/JUN2009, p.14-p.23. 2009年時点での米中関係は、食品安全・製品安全・環境問題・軍事・経済・資源をめぐる対立していた。その背景を分析すると、政治体制の違いや価値観の違いに行き着く。しかし日欧加その他友好国の助けを借りることでそれら各分野の問題解決は可能であり、関係改善に取り組むべきであると論じている。

Christensen, Thomas J., “The Advantages of an Assertive China; Responding to Beijing’s Abrasive Diplomacy”, in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.90, No2, MAR/APR2011, p.54-p.67. 1990年代以降の中国の政策を北朝鮮・イラン問題を中心に検証し、孤立的政策から対外関与政策への変更を論じている。オバマ大統領がアジア回帰を明言した2010年をアメリカの対中政策の変更時期と捉えているようである。しかし中国の対外政策は国内統制政策との関連で制限的であり、また孤立的・強圧的政策は相手側の結束を固め防衛力を強める効果をもたらす（安全保障のジレンマ）ことへの考慮をも指摘する。国際社会において平和と安定をより強固にするためには、中国が（アメリカを中心とした現実の国際社会の価値観で）もっと自信を持った大国として積極的かつ協動的に関与することが必要であり、アメリカにとっても必要なことであると結論する。

Glaser, Charles, “Will China’s Rise Lead to War?; Why Realism Does Not Mean Pessimism”, in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.90, No2, MAR/APR2011, p.80-p.91. リアリズムとリベラリズムと孤立主義の観点から戦略思考を比較し、米中関係に当てはめる。米中の軍事力差、特に核戦力の差が大きいことを主たる論拠として、冷戦期のソ連と現代の中国を比較、中国の台頭は平和的であると論じ、過剰反応を戒める。ロシアの復活は考慮されずに米中2国間の比較検討で全てが論じられており、日米同盟（日本を抑えているものなので、中国も存続を望むという）と米韓同盟を維持した上で、台湾問題からの段階的な撤退を含むアジアからの撤退をも提言する。リベラリズムと孤立主義に拠っていると思われるが、当時としても両シナ海での現実を無視した極めて親中の議論であろう。

Nathan, 前掲書（註227）。2011年に出版されたHenry KissingerとAaron L. Friedbergの著書を比較し、中国戦略の分析と対処法を検討している。中国に融和的でアジアでの米中並立を可能と考えるKissingerに対して、中国に對立的でアジア覇権を中国に渡してはならないとするFriedbergという構図であり、現在のオバマ政権の対中政策はFriedbergの側に立っていると論じる。現在そして将来、米中間に横たわっている問題は人権問題であり、その取り扱いを巡る外交戦略が重要である。

Nathan 他、前掲書（註140）。中国の台頭はアメリカの核心的利益を直接毀損するものではないが、中国の対米分析と行動はアメリカの同盟・友好諸国を介して間接的にアメリカへの影響を増大している。鄧小平の「韜光養晦」をキーワードに中国の現在の台頭に対し、アメリカはアジアへ回帰し軍事的均衡を回復する必要があると論じる。

deLisle, Jacques, “Troubled Waters: China’s Claims and the South China Sea”, in *Orbis*, Elsevier Limited, Fall 2012, p.608-p.642. 南シナ海での中国の言動を法・行動・交渉の側面から分析した上で、アメリカは中国の言動を国際法秩序への挑戦と認識して友好国と連携して対応する必要があると論じる。

Friedberg, Aaron L., “Bucking Beijing: An Alternative U.S. China Policy”, in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.91, No5, SEP/OCT2012, p.48-p.58. 中国の急激な台頭は経済・金融・先端技術といった側面からも脅威であると論じ、バランシングを主張する。但し、アメリカは中国と雌雄を決するのではなく、中国の「緩やかな成熟」を果たすべきであるという。

Ross, Robert S., “The Problem With the Pivot; Obama’s New Asia Policy Is Unnecessary and Counterproductive”, in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.91, No6, NOV/DEC2012, p.70-p.82. オバマ大統領が採った「アジア回帰」は中国からの反作用（例えば中越間での海上衝突、中比間のスカボロー礁問題、南沙諸島での強硬化、北朝鮮への支援関与拡大）を招いた。またアジアの同盟国のナショナリズムをいたずらに刺激し、対中強硬化（例えば日本の尖閣諸島国有化とそれに反発する中国の動き）を促した。それらが示しているのは「アジア回帰」政策はコストがかかるばかりではなく、アメリカの安全保障にとって悪影響を及ぼしているということである。対中政策は「抑制的」なものであるべきであると論じる。尖閣国有化がアメリカのアジア回帰によってもたらされたとする点等には違和感があるが、「アジア回帰」における安全保障のジレンマの一面を指摘したものであろう。

アメリカで1970年代ニクソン政権時代から一貫して国防総省高官・顧問として政策決定に関与し、中国首脳とも密接な関係を維持してきた故に、中国軍事戦略研究では第一級の権威とされるMichael Pillsburyはその著書『The Hundred-Year Marathon: China’s Secret Strategy to Replace America As the Global Superpower』で、「アメリカは中国を「貧しく弱い国」と思い込んで融和的政策をとることで、国際的に特に西側諸国に同調的な民主主義国家になると考えてきた。しかしそれらは全て中国の策謀であって、毛沢東以来変わらない覇権戦略で国際社会を中華的価値観による秩序に書き換えることをのみ追及している。その実現のためにアメリカをはじめとする西側諸国の資金・技術を取り込み、国力を蓄える必要上、西側諸国の対中関与を受け入れるふりをしていたに過ぎない。自身は2010年頃からその意図を認識、その後CIAもその事実を認めるようになった。対中関与政策が中国を融和的に変質させるという考えは幻想に過ぎない。」と論じ、著者自身を含むアメリカは長年に亘って中国の掌の上で転がされていた、と長期に亘っての対中政策ミスを公表した。これはアメリカ政府内に大きな波紋を生じ、対中政策の根本的な転換が迫られているともいわれている。2015年に南沙諸島人工島建設問題を機に明確になったアメリカの対中政策の転換はこれと一致する。また、過去の大統領選挙とは異なり、2016年大統領選挙への立候補者は一様に対中強硬政策を唱えている。

236 久保他、（註82）。南シナ海沿岸諸国のみではなく、アメリカや我が国も同様に脅威を認識しており、G7で共有

されるに至っている。

Rahman, Chris / Tsamenyi, Martin, "A Strategic Perspective on Security and Naval Issues in the South China Sea", in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No.4, Taylor & Francis, 19NOV2010, p.315-p.333. 海南島沖米中空衝突事件や IMPECCABLE 号事件を事例として海洋戦略を論じる。中国の攻撃的な海洋戦略は明確であるが、それに呼応して周辺諸国の軍拡が進んでいる。さらに域外大国の介入もあって複雑さと安全保障面での危険性内包度が高まっている。しかし棚上げなどで平和と協力の海になればと主張する。

「米中首脳会談 オバマ氏、企業を狙った中国のサイバー攻撃に懸念伝達 南シナ海問題は平行線」産経新聞、2015年9月26日、(<http://www.izane.jp/smp/kiji/world/news/150926/wor15092602220007-s.html> 27SEP2015)。2015年9月25日にワシントンで開催された米中首脳会談では、南沙諸島人工島造成と3000m級の複数の滑走路建設に対するオバマ大統領の非難を「主権の範囲内」としてはねつけた習国家主席は逆に「核心的利益」を相互尊重するように迫ったとみられる。南シナ海島嶼領有権問題や安保問題は平行線をたどり、合意に達しなかった。

237 菊池努「インド太平洋の地域秩序と地域制度、スイング・ステーツ インド、インドネシア、ASEAN」黒柳米司編著『「米中対峙」時代の ASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014、第2章 71-95頁。

238 藤田貴宏「ライプニッツの無主物先占論における自然法と法認識」『東京商船大学研究報告』人文科学 53、東京海洋大学、2002年12月、36頁。藤田はライプニッツ (LEIBNIZ) の占有論を考察している。そして自然法論からのアプローチで『「我々が自分の身体や所有物を充分に利用しない ne nostro corpore aut nostris rebus abutamur」場合のように、「他人に直接関わりのないと思われること quae enim alioqui alterius interesse non videntur」でも、「我々が我々自身や我々のものを神に負っている nos nostraque Deo debeamus」以上、「神の国の永遠なる法 aeternae divinae Monarchiae leges」である自然法の下では許されないことになる。それ故、無主物の先占においても、占有物の利用が不適切であれば、所有権は付与される必要はない。「誠実に(すなわち敬虔に)生きることを命じる法命題 supremum illud juris praeceptum, quod honeste (id est pie) vivere jubet」に従う者の所有権だけが、神という「充分な根拠」によって根拠づけられるのである』と結論している。近代以来の国際法制度は帝国主義列強である欧米社会がキリスト教倫理をもって構築してきたものが主体となっているのが事実であり、それを背景とせねば現行国際法の解釈は破綻してしまう危険性があると考えられ、藤田の結論は肯定されるべきものであろうと思量する。

239 松村、前掲書(註182)、39-40頁。サンフランシスコ講和会議でアメリカ代表が「日本が放棄する覚悟をし且つ放棄を求められている事柄をどう処理すべきかについて一方で連合国が争っているさいに、ポツダム降伏条項に基づく講和を日本に与えるか又は拒否するかしなくてはならぬ」いゆえに「明らかに賢明な途」として「領土の帰属を未定とし、後日他の国際的解決に付すよう求め」、イギリスやいくつかの連合国が明示的に、他の連合国が黙示的に同意して講和条約当事国となったのであり、受け入れなかったソ連などは署名しなかったという。つまり、日本と早急に講和しなくてはならなくなった事情があるのであり、それは1950年に始まっていた朝鮮戦争に他ならない。つまり冷戦下での代理戦争に勝つため、日本を自国陣営に取り込んで補給基地として活用するアメリカの戦略ゆえといえる。逆に言えば、朝鮮戦争がなければ放棄領域全ての帰属先が決定し明示された全面講和条約が結ばれた可能性があったといえる。

田澤、前掲書(註191)、43-44頁。アメリカはサンフランシスコ講和条約に至るまでの戦後処理に関する連合国側の取極めにおいて、南シナ海諸島の帰属確認を回避したという。その証左として、「カイロ宣言に定められた「日本が中華民国に返還する地域」に南シナ海諸島が含まれるか、あるいは台湾には南沙諸島が含まれるか(1939年3月30日に日本が新南群島を台湾高雄市に編入した経緯がある)」という議論は充分に行われなかったことと「ポツダム宣言で日本領土を局限したが南シナ海諸島の帰属は明確化されなかったこと」がまず挙げられている。そして、サンフランシスコ講和条約へ向かう流れの中で、1950年3月8日に明らかになったイギリス案で初めて新南群島の放棄が姿を現したが、アメリカが出した1951年1月24日の7原則と同年3月27日の条約草案にはその姿はなかった。フランス要求を考慮して米英が合同で作成した1951年6月16日の条約案で「西鳥島(スプラトリー島)と西沙諸島の放棄」が挿入された。これに対して同年8月16日中華人民共和国が南シナ海諸島に対する中国主権を主張する声明を出し、同年9月5日のサンフランシスコ会議第2回全体会議でソ連が「南シナ海諸島のような中国領土に欠くことができない部分に対する権利を日本が放棄することに言及しているだけで、それ以上の運命(返還先)については故意に触れることを省略している」とアメリカを非難し、「東沙・西沙・中沙・南沙諸島を中国主権と認めたらうで放棄すると改める」ように要求した。ベトナムは同月7日の第7回全体会議で西沙・南沙諸島の主権を主張した。ソ連・中国・台湾・ベトナムなどの不参加で南シナ海島嶼領有権問題は未解決のまま講和条約は締結される結果となり、米英草案からは西鳥島(Spratly Island)を新南群島(Spratly Islands)へ訂正したのみで、西沙・南沙諸島の返還先は明示されずに終わった。この経緯から田澤は(戦後秩序の中でアジアの不安定要因に対して軍事的影響力を行使しようとする)アメリカの思惑通り、南シナ海にアジアの不安定要因が残された、と結論している。

240 大西公照「領域主権とその変動」『大東法学』創刊号、大東文化大学、1974年05月01日、135-167頁。深町朋子「現代国際法における領域権限についての一考察」『法政研究』61(1)、九州大学、1994年7月31日、67-105頁。広井大三「ハンス・ケルゼン『国際法の原理』(訳・その8)」『大東法学』第31号、大東文化大学、1998年10月30日、198-199頁。河鍊洙「竹島紛争」再考一領域権限をめぐる国際法の観点から一『龍谷法学』第32巻第2号、龍谷大学、1999年9月20日、227-286頁。

241 陳、前掲書(註53)、90-91頁。

242 Morton, Brian / Blackmore, Graham, "South China Sea", in *Marine Pollution Bulletin*, Vol.42, No12, Elsevier Science, 2001, p.1237. 南シナ海全体での石油埋蔵量は 100-140 億バレルというが、公証されたものではない。

「4月13日 南シナ海的环境汚染、深刻 (AFP, April 13, 2008)」『海洋安全保障情報月報』2008年4月号、海洋政策研究財団、18頁。

Song, Yann-Huei, "The Potential Marine Pollution Threat from Oil and Gas Development Activities in the Disputed South China Sea/Spratly Area: A Role that Taiwan Can Play", in *Ocean Development & International Law*, Vol.39, No2, Taylor & Francis, 09MAY2008, p.150-p.177. 南シナ海での石油・ガス採掘データを分析しているが、4諸島海域での採掘データは得られていない。なお、この論文は南シナ海での非生物資源開発に伴う環境汚染の防止を論じた希少なものである。

「8月28日 南シナ海における天然資源の共同開発、その現状と課題 (Maritime Executive, Reuters, August 28, 2014)」
「9月11日 南シナ海におけるエネルギー獲得競争-RSIS 専門家論評 (RSIS Commentaries, September 11, 2014)」
「9月16日 南シナ海における中国の石油・ガス田探査活動の真意-米専門家論評 (The Diplomat, September 16, 2014)」『海洋情報季報』第7号、海洋政策研究財団、2014、80-84頁。

243 陸戦学会海外部会「海外情報(541)」『陸戦研究』56(659)、陸戦学会、2008年08月、107-115頁。中国軍事科学院研究員が中国の軍事雑誌に載せた記事要約から、中国側からの視点を紹介している。

244 「情報分析 解題 力と選択：アジアの安全保障の将来」『海洋安全保障情報月報』2010年12月号、海洋政策研究財団、14-22頁。オーストラリアのロウイ研究所 (Lowy Institute) が2010年6月に発表したペーパー『Power and Choice: Asian Security Future』で、アジアにおけるバランス戦略として、19世紀の欧州をモデルに、覇権を許さないバランス・オブ・パワーを礎として覇権争いを予防するコンサート・オブ・パワーを日米中印露によって実現することを提案した。それに対して、本ペーパー公表後の中国の覇権成功へのさらなる傾倒を考慮すると、中国がコンサート・オブ・パワーを装いつつ覇権を強める事態が最大の問題になる、と考察している。コンサート・オブ・パワーの実現時期は既に逸したということと思われる。

245 鈴木勝比古「南シナ海の紛争-平和解決の探究」『季刊中国』108号、季刊中国刊行委員会、2012、48頁。マニラ宣言は当時の ASEAN 全加盟国 (インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイ・ブルネイの6か国) が署名し、中国は「宣言の作成に関与していない」との理由で署名しないが「宣言の原則には賛成する」と述べた。当時、ベトナムは未加盟であり、中国はまだ ASEAN の対話パートナー国ではない。中国が公式に対話パートナー国となって ASEAN 拡大外相会議に出席するのは1996年からである。

246 佐藤、前掲書 (註110)、64-83頁。ASEAN は各国に共産ゲリラを抱えている上に疑心暗鬼の諸国間の対立摩擦を沈静化することが設立初期の中心業務であったことから、域外 (特に共産大国である中ソ) からの介入を防ぐために域内摩擦沈静化の政治協力が非常に重要であった。そのため、「弱者の武器」として集団対話である会議外交の利用を始めた。条約ではなく宣言 (ASEAN 宣言 (1967)) という極めて拘束力の弱い関与によって設立され、ささやかな事務局しか持たずにやってきた理由はこういった背景故である。会議外交は多元化するとともに、多くの国際会議を重複的に形成することで重層化し、トータルとして域外大国と対話・交渉することを可能にしてきた。

247 Hearn, Glen S. / Stormont, William G., "Report: Managing Potential Conflicts in the South China Sea", in *Marine Policy*, Vol.20, No2, Elsevier Science, 1996, p.177-p.181.

佐藤甫「アセアン相互依存の深化-ミャンマーの早期加盟をめぐる-」『九州産業大学商経論叢』38(2)、1997年9月30日、九州産業大学、33-68頁。ASEAN は大国その他の域外国との友好協力関係は大切にすし、ことさら対決姿勢をとるものではないが、他から支配的行動を受けることには警戒的であるそしてその自立を高めるためには結束力を強めなければならないというのが第一回首脳会議以来のスローガンとなっている。と結論し、ASEAN は域内結束が大前提であることを明確にしている。

重政公「アセアンによる信頼醸成措置構築の政治過程-南シナ海問題を中心に-」『NUCB journal of economics and information science』49(2)、名古屋商科大学、2005年3月、201-222頁。1990年代から2002年のDOC成立に至るまでの南シナ海島嶼領有権問題に対する ASEAN の関与を検討し、中国の好戦性と既成事実化さらには強硬的な大国態度に対し、ASEAN を舞台としての多国間協議が一定程度の効果を発揮したといえる。

248 ASEAN Economic Community

249 上野、前掲書 (註14)、86頁。Storey、前掲書 (註76)。阿部、前掲書 (註190)、48頁。

250 Greater Mekong Subregion Summit カンボジア・ラオス・ミャンマー・タイ・ベトナム・中国・アジア開発銀行総裁で構成される。

251 佐藤、前掲書 (註110)、273-277頁。

252 平松、前掲書 (註50)、48-50頁。インドネシアは領有権主張当事国ではないにもかかわらず、長年、南シナ海島嶼領有権問題に関与してきた。1974年1月22日の外務省見解や同年2月4日の外相発言から、「西沙・南沙諸島は中国領」という立場をとってきたインドネシアは1989年にバリ島で ASEAN6 か国 (当時、タイ・インドネシア・

マレーシア・フィリピン・シンガポール・ブルネイ) による「南シナ海の起こりうる衝突を処理する研究討論会(The Workshop on Managing Potential Conflicts in the South China Sea)」(南シナ海共同開発会議)を開催した。1991年 ASEAN6 各国に加えて中国・ベトナム・台湾・ラオスの計 10 各国による第 2 回会議を開催した。この会議にはアメリカ・ソ連・カナダがオブザーバーを派遣した。当会議では多分野に及ぶ 7 議題での討議の結果、共同作業・互恵・平和的手段・武力非行使・自制といった共同声明に至った。またインドネシア主催の本会議の継続も要望された。しかし、各国が軍事力を増強している現実は何ら変わらず、各国が独自に資源探査・開発を進めていることもあり、実際の問題解決に至るものではなかった。そもそも中国領を承認している立場のインドネシアが主催している点で当会議は限界があった。

その後、インドネシアはナツナ諸島を巡って中国と対立関係に入り、南シナ海島嶼領有権問題における主張と立場を一変させる。このインドネシアの豹変は当事国と非当事国の差を如実に示す証左ともいえよう。

「2月23日 南シナ海問題—インドネシアの関心 (The Diplomat, February 23, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011年2月号、海洋政策研究財団、8頁。「4月7日 南シナ海の領有権主張国、中国の高圧的政策に対抗—セイヤー論評 (The Diplomat, April 7, 2014)」『海洋情報季報』第6号、海洋政策研究財団、2014、30-32頁。

253 “RI circulates draft code of conduct on South China Sea”, *The Jakarta Post*, September 29, 2012, (<http://www.thejakartapost.com/news/2012/09/29/ri-circulates-draft-code-conduct-south-china-sea.html> 03DEC2014).

254 MFA Spokesman's comments, “Comments on Visit of Chinese Maritime Surveillance Vessel Haixun 31 to Singapore”, Ministry of Foreign Affairs of Singapore, 20 June 2011, (http://www.mfa.gov.sg/content/mfa/overseasmission/phnom_penh/press_statements_speeches/embassy_news_press_releases/2011/201106/press_201106_5.html 03DEC2014).

「シンガポール、中国に南シナ海の領有権主張の明確化を要請 (Foreign Ministry, Singapore, June 20, 2011)」『海洋安全保障情報月報』2011年6月号、海洋政策研究財団、17頁。

255 上野、前掲書(註14)、87-88頁。

256 濱本、前掲書(註82)、47-48頁。ミャンマーは民政移管後の初代大統領として最初の外遊先として中国を選び、2011年5月26日から28日にかけて訪中。「包括的戦略協力パートナーシップ」構築で一致。これは中国が二国間で結ぶ外交関係では最高レベルのものであり、それまで最高であったロシアとの「戦略協力パートナーシップ」を上回るものである。その中で「ASEAN・ASEAN+3・ASEAN+中国・メコン河流域経済協力など多国間協議の中での協力を強化し、途上国の利益を共同で維持する」点に留意すべきである。

庄司智孝「ブリーフィング・メモ; ASEANと南シナ海問題—2011年前半の動きを中心に—」『防衛研究所ニュース』155号、防衛省防衛研究所、2011年6月。2011年前半時点において、中国のASEAN分断工作は成果を上げることが見通されているが、ASEAN自身の統一見解による対応の道も充分にあると予測されていた。

257 佐藤、前掲書(註115)、107-108頁。「南シナ海問題 共同声明を断念」日本経済新聞、2012年7月14日。

「インドネシア外相が南シナ海問題調整へ」読売新聞、2012年7月19日。ASEAN外相会談での共同声明採択が断念されたことを受けて、インドネシア外相が「ASEANの共通見解を持つため」にフィリピン・ベトナム・カンボジアを訪問して調整に乗り出すことを報じた。

鈴木早苗「南シナ海問題をめぐる ASEAN 諸国の対立」日本貿易振興協会アジア経済研究所、2012年07月、(http://www.ide.go.jp/Japanese/Research/Region/Asia/Radar/201207_suzuki.html 26APR2013)。共同声明断念への経緯を検証し、COC策定の困難さ増大を指摘する。

白石隆「中国の外交攻勢と東アジア国際関係の変容」nippon.com、2012年08月13日、(<http://www.nippon.com/ja/editor/f00011/> 26APR2013)。稲田十一「新興ドナーとしての中国の台頭と東南アジアへの影響」黒柳米司編著『「米中対峙」時代のASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014、第3章99-128頁。

258 「巨龍が狙う資源の海 南シナ海 尖閣が招いた、しばしの平穏」朝日新聞、2012年11月14日。ASEAN首脳会合を控え、中国がASEAN諸国に対して融和的な態度をとり、現場での攻勢も一時的に弱めている状況を報じ、尖閣諸島の衝突事件で日中対立が激化している状況の副作用と分析している。

「南シナ海「行動規範」の策定 交渉時期明示せず」日本経済新聞、2012年11月19日。

259 「ASEAN 南シナ海踏み込まず」毎日新聞、2014年5月10日。

佐藤考一「米中対峙下の南シナ海紛争」黒柳米司編著『「米中対峙」時代のASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014、第6章183-218頁。2012年から2013年にかけて中国がASEAN諸国に対して実施した懐柔策を丹念に追い、南シナ海島嶼領有権問題に対するASEAN分断工作の事実を明らかにしている。

260 註33参照。

「南シナ海埋め立て、中国批判の声明 ASEAN 首脳会議」日本経済新聞、2015年4月28日、(http://www.nikkei.com/article/DGXLASGM28H4L_Y5A420C1FF1000/ 12MAY2015)。フィリピンのアキノ大統領が首脳会議で厳しい中国批判を行ったことが議長声明に反映された。対中関係を重視する議長国マレーシアが批判のトーンを弱めるという観測もあったが、原案が踏襲された。

「中国批判は道理に合わない」 ASEANでの南シナ海情勢懸念に中国反発」産経ニュース、2015年4月27日、(<http://www.sankei.com/world/news/150427/wor1504270028-nl.html> 12MAY2015)。「比、日米の援護に期待 進む中国の南シナ実効支配」毎日新聞、2015年4月26日。「ASEAN 拡大国防相会議 共同宣言見送りの異例事態」NHK NEWS WEB、2015年11月4日、(<http://www3.nhk.or.jp/news/html/20151104/k10010294251000.html> 08NOV2015)。

261 DOCの合意には1999年から3年半を費やしている。ASEAN側内部での対立は南沙諸島の現場での武器使用を含むフィリピン・ベトナム間、フィリピン・マレーシア間の対立事案などもあってまとまらず、さらに中国による拒否やベトナムによる西沙諸島加筆提案等の紆余曲折を経て、フィリピンによる規範原案は改定を重ねられ、島嶼名の明記無く、強制力もない宣言となった。佐藤(註246)のいう「弱者の武器」の精一杯のものであったといえる。

262 財平和・安全保障研究所報告書「アジア太平洋、特に南シナ海を中心とする東南アジア地域の軍事戦略環境の変化とわが国の安全保障に及ぼす影響(抜粋)」『国防』42(9)、朝雲新聞社、1993年09月、102-103頁。交渉という平和的手段による解決のみ関与する安全保障体制に足を踏み入れてはいても、軍事同盟化を避けているASEANであるが、参加諸国から軍事同盟化への提案は幾度もされてきている。フィリピンが「在比アメリカ軍撤退後のASEAN軍事同盟化」「ASEAN国防委員会の設置」や「広範囲な安全保障体制の確立」を、インドネシアが「地域安全保障フォーラムの設置」「(二国間や三国間の安全保障関係を組み合わせる)クモの巢型安全保障体制」や「多国間安全保障体制」を提案したが、都度、反対国が現れてきた。ASEAN加盟諸国間には、歴史的・政治的・イデオロギー的・経済的な要因での対立経緯や相互不信感が残っており、また中国への外交姿勢の相違からも安全保障面では一枚岩に出来ないのが実際のところである。現実には、ASEAN内には域外国を含めた軍事同盟(米比相互防衛条約)や準軍事同盟(1971年締結の英連邦系5か国(マレーシア・シンガポール・オーストラリア・ニュージーランド・イギリス)防衛協定、シンガポール・マレーシア・インドネシアの三国間防衛協力など)が存在している。山田満「ASEANにおける共同体構築と平和構築 予防外交から紛争予防ガバナンスへ」黒柳米司編著『「米中対峙」時代のASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014、第5章159-180頁。ASEANが予防外交による紛争予防・平和構築への取組を始めることになった2007年制定のASEAN憲章の第8章「紛争の解決」を考察している。ASEAN憲章成立後に発生したブレアビヒア遺跡をめぐるカンボジア・タイ国境紛争と東ティモール選挙監視活動を事例として検証し、ASEAN地域内での予防外交と平和構築活動は紆余曲折を経ながらも着実に浸透していると評価する。しかし域外国との問題である南シナ海島嶼領有権問題に対して有効性を発揮できるとの展望には至っていない。その理由は、ASEAN憲章は加盟国を束縛するものであり、盟外国に軍事力の不使用を強制するものではないからであろう。

263 竹田いさみ「中国の南シナ海進出」『世界』835号、岩波書店、2012年10月、269-270頁。

264 Chang, Felix K., "China's Naval Rise and the South China Sea: An Operational Assessment", in *Orbis*, Elsevier Limited, Winter 2012, p.19-p.38.

265 佐藤、前掲書(註110)、161-162頁。結局、中国との対決は避けなければいけないという理由で、ASEANとしての提起を求めたフィリピンの要求は却下され、個別の国が提起するのは構わないとされた。

266 山本尚史「南シナ海シーレーン防衛の新たな枠組みー日米安全保障関係の見直しに備えて」『海外事情』45(2)、拓殖大学海外事情研究所、1997年2月、94-111頁。

267 本章第2節第1項1参照。

268 各国の行動は、佐藤、前掲書(註6)、41-43頁、を参照した。

Song、前掲書(註99)、233-235頁。我が国は2000年頃から自衛隊を増強し、遠距離作戦能力を獲得し始め、海上自衛隊は南シナ海で行動するようになった。南シナ海沿岸諸国への寄港や共同訓練が積み重ねられている。

269 「インドネシア「中国提訴も」 調整相示唆 南シナ海・九段線で」産経新聞、2015年11月12日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151112-00000088-san-asia> 13NOV2015)。

270 Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement または Trans-Pacific Partnership 日本語では環太平洋パートナーシップ協定、環太平洋経済協定、環太平洋連携協定、環太平洋経済連携協定等と呼称される。原加盟国はシンガポール・ブルネイ・チリ・ニュージーランドの4か国であり、2005年6月3日に調印、2006年5月28日に発効した。その後、アメリカ・オーストラリア・マレーシア・ベトナム・ペルー・メキシコ・カナダ・我が国が拡大加盟した。フィリピン・タイ・台湾は参加表明をしたことがあり、参加可能性国と考えられる。

271 菊池、前掲書(註237)、90頁。

272 Treaty on the Southeast Asia Nuclear Weapon-Free Zone

273 佐藤、前掲書(註110)、179-191頁。

表 1： 南シナ海（ベトナム呼称：ビエン・ドン）島嶼一覧
括弧内は旧名称或いは別名称

東沙諸島 台湾実効支配

東沙島（蒲拉他士島、月牙島、月塘島）

PRATAS Island 約 1800000 m²

北衛灘

NORTH VERKER Bank

南衛灘

SOUTH VERKER Bank

中沙諸島

西門暗沙

SIAMENSE Shoal

木固暗沙

BANKOK Shoal

美浜暗沙

MAGPIE Shoal

鲁班暗沙

CARPENTER Shoal

立夫暗沙

OLIVER Shoal

比微暗沙

PIGMY Shoal

隱磯灘

ENGERIA Bank

武勇暗沙

HOWARD Shoal

濟猛暗沙

LEARMONTH Shoal

海鳩暗沙

PLOVER Shoal

安定連礁
ADDINGTON Patch

美溪暗沙
SMITH Shoal

布德暗沙
BASSETT Shoal

波狀暗沙
BALFOUR Shoal

排波暗沙
PARRY Shoal

果定暗沙
CAWSTON Shoal

排洪灘
PENGUIN Bank

濤靜暗沙
TANCRED Shoal

控拜暗沙
COMBE Shoal

華夏暗沙
CATHY Shoal

石塘連礁
HARDY Patch

指掌暗沙
HAND Shoal

南屏暗沙
MARGESSON Shoal

漫步暗沙
WALKER Shoal

樂西暗沙
PHILLIP'S Shoal

屏南暗沙
PAYNE Shoal

民主礁（黄岩島） 中国実効支配（フィリピンから奪取）（フィリピン呼称：PANATAG Shoal）
SCARBOROUGH Reef

憲法暗沙
TRURO Shoal

一統暗沙
HELEN Shoal

西沙諸島（黄沙諸島） 中国実効支配（西沙海戦勝利）（ベトナム呼称：HOANG SA ホアンサ）

永楽群島
CRESCENT Group

甘泉島（呂島）
ROBERT Island 約 490000 m² 海拔 2.5～8.83m

珊瑚島（筆島、八道羅島、拔陶兒島）（ベトナム呼称：ホワンサ）
PATTLE Island 約 520000 m² 海拔 2.5～5.1m

金銀島（錢島）
MONEY Island 約 640000 m² 海拔 2.5～7.4m

道乾群島
DUNCAN Islands

琛航島（打撃島、大三脚島、灯島）（ベトナム呼称：クアンホア）
DUNCAN Island 約 430000 m² 海拔 2.5～4.6m

廣金島（掌島、小三脚島）
PALM Island 約 70000 m² 海拔 2.5～4.8m

晉卿島（杜林門島、伏波島、四江島、都島）
DRUMMOND Island 約 360000 m² 海拔 2.5～6.4m

森屏灘（測量灘、天文灘）
OBSERVATION Bank

羚羊礁
ANTELOPE Reef

宣徳群島（ベトナム呼称：カイ）
AMPHITRITE Group

西沙洲
WEST Sand

趙述島 (樹島)

TREE Island 約 70000 m² 海拔 5.0m

北島

NORTH Island 約 150000 m²

中島

MIDDLE Island 約 50000 m²

南島

SOUTH Island 約 60000 m²

北沙洲

NORTH Sand

中沙洲

MIDDLE Sand

南沙洲

SOUTH Sand

永興島 (林島、武徳島、多樹島、巴島) (ベトナム呼称：フウラム)

WOODY Island 約 1850000 m² 海拔 4.0~6.3m 2700m 滑走路が軍事運用中

石島 (小林島)

ROCKY Island 約 80000 m² 海拔 10.0~15.9m

銀礫灘 (亦爾別斯灘)

ILTIS Bank

北礁 (北沙礁)

NORTH Reef

華光礁 (發現礁、覓出礁)

DISCOVERY Reef

玉琢礁 (島拉多礁)

VULADDORE Reef

盤石嶼 (巴蘇奇島、磐石)

PASU Keah 約 120000 m²

中建島 (土來塘島、特里屯島、南極島、螺島) (ベトナム呼称：チトン)

TRITON Island 約 850000 m² 海拔 3.0m

西渡灘 (台図灘)

DIDO Bank

和五島 (東島、玲洲島、和伍島) (ベトナム呼称: リンコン)

LINCOLN Island 約 1660000 m² 海拔 10.0~15.6m

高尖石

PYRAMID Rocks

蓬勃礁 (ベトナム呼称: コンボンバイ)

BOMBAY Reef

湛函灘 (貝沖志兒灘、怡亭芝灘)

JEHANGIRE Bank

浜涓灘 (勃利門灘、蒲利孟灘)

BREMEN Bank

南沙諸島 (長沙諸島) (ベトナム呼称: TRUONG SA チュオンサ)

双子群礁 (北危島)

NORTH Danger Reef 東北から西南に広がる群礁で、東北端の貢土礁、および西南端の艾羅礁は低潮時に露出

北子礁 (北子島) (ベトナム呼称: ソントッドン) フィリピン実効支配 (PAROLA)

NORTH EAST Cay 北緯 11 度 28 分、東経 114 度 21 分 約 130000 m² 海拔 3.2m 淡水あり、草地と林地もある

南子礁 (南子島) ベトナム実効支配 (DAO SONG TU TAY)

SOUTH WEST Cay 約 130000 m² 海拔 3.9m

中業群礁

THI-TU Island and Reefs 双子群礁の東から南側へ続く環礁群 北から永登暗沙、楽斯暗沙、中業群礁、渚碧礁の順

永登暗沙

TRIDENT Shoal 水面下暗沙 一礁だけが低潮時に露出

楽斯暗沙

LYS Shoal 水面下暗沙

中業群礁 (帝都群礁)

THI-TU Reefs 東灘と西灘の 2 環礁からなる

中業島 (帝都島、三角島) (ベトナム呼称: ティトゥ) フィリピン実効支配 (PAGASA)

THI-TU Island 北緯 11 度 7 分、東経 114 度 16.8 分 中業群礁西灘環礁にあり 約 330000 m² 海拔 3.4m 灌木が繁茂 椰子林と飲料水あり フィリピンが入植し民間人が居住

渚碧礁 (渚碧環礁) (沙比礁) 中国実効支配 (赤瓜礁海戦でベトナムから奪取)

SUBI Reef (SUBI Shoal) 低潮時に全体露出 中国が人工島化し 3000m 級滑走路がある

道明群礁

LOAITA Bank and Reefs 中業群礁と鄭和群礁の間にあり道明群礁を主体に、北東に長灘、東に西月島と火艾礁を配する

南鑰島 (南钥島) フィリピン実効支配 (KOTA Island)

LOAITA OR SOUTH Island of HORSBUNG 北緯 10 度 42 分、東経 114 度 25 分 直径 300m で約 60000 m² 海拔 1.8m 灌木あり 淡水が少し出る 海南島漁民の漁業基地だった

双黄沙洲

南鑰島の西側 高潮時にも露出 植生なし

楊信沙洲 フィリピン実効支配 (バナッタ島)

LAMKIAM Cay 南鑰島の東側 高潮時にも露出

長灘

低潮時に北端のみが露出

火艾礁

IRVING Reef 長さ 7 km、幅 2.2 km 低潮時に露出

西月島 (西約克島) フィリピン実効支配 (LIKAS)

WEST YORK Island 約 150000 m² 椰子林あり 淡水豊富であるが鳥糞影響で飲用不適

鄭和群礁 (堤蘭灘)

TIZARD Bank and Reefs 長さ 56 km、幅 19 kmの南沙諸島最大の環礁 本群礁を中心に西に福祿寺礁、西南西に大現礁と小現礁、北東に恒礁と北恒礁がある

太平島 (長島、大島) (ベトナム呼称: バビン) 台湾実効支配

ITU ABA Island 北緯 10 度 22.9 分、東経 114 度 22 分 約 490000 m² (約 432000 m² 説もあり) 海拔 2.8m (4.3m 説もあり) 大量の鳥糞があり 1921-29 年に日本が開発、1939-45 年は日本軍が支配 (長島) 鳥糞影響で植生良好、淡水飲用に課題 1150m 軍用滑走路運用中

敦謙沙洲 (北小島) ベトナム実効支配 (ソンカ)

SANDY Cay 約 60000 m² 海拔 4.5m (2.5m 説もあり) 灌木植生

鴻麻島 (南小島、納伊脱島、南依島) ベトナム実効支配 (DAO NAM YET)

NAMYIT (NAMYIL) Island 北緯 10 度 11 分、東経 114 度 21 分 約 76000 m² 海拔 6.1m 淡水あるが、鳥糞影響で飲用不適

舶蘭礁 ベトナム実効支配 (ヌイ・タイ)

PETLEY Reef 低潮時に露出

安達礁 ベトナム実効支配

ELDAD Reef 低潮時に露出

南薫礁 中国実効支配 (赤瓜礁海戦でベトナムから奪取)
GAVEN Reefs 低潮時に露出 中国が人工島化した

福祿寺礁

WESTERN OF FLORA TEMPLE Reef 約3 kmの環礁 礁盤水深 1.5-5.6m 一部礁頭が水面露出

大現礁 (大発現礁) ベトナム実効支配 (ダオ・ロン)

DISCOVERY GREAT Reef 南北に約13 kmの環礁 満潮時も一部岩礁が露出

小現礁 (小発現礁) ベトナム実効支配 (ダ・ノー)

DISCOVERY SMALL Reef 約0.6 kmの環礁 低潮時に露出

恒礁

GANGES Reef

北恒礁

GANGES NORTH Reef

九章群礁

UNION Banks and Reefs 鄭和群礁の南方 東北から西南に長さ 56 km、幅 9-14m 北端の牛軛礁から時計回りに漳溪礁、瓊礁沙洲、赤瓜礁、鬼臧沙洲、華礁、景宏島、南門礁、西門礁、東門礁となる 他に岩礁が17あり、そのほとんどは低潮時のみ露出 南は南華水道に接している 本群礁周辺には北に康樂礁、南に泛愛暗沙と伏波礁がある

牛軛礁

染育沙洲 (染育東礁) ベトナム実効支配

GRALARSON Reef

漳溪礁 ベトナム実効支配

JAMES Reef

瓊礁沙洲 (ケイ礁) ベトナム実効支配

LANSTOWNE Reef

赤瓜礁 中国実効支配 (赤瓜礁海戦でベトナムから奪取)

JOHNSON Reef (JOHNSON SOUTH Reef) 中国が人工島化した

鬼臧沙洲 (鬼臧礁) ベトナム実効支配 (コ・リン)

COLLINS Reef

華礁

LOVELESS Reef

景宏島 (辛科威島、奈羅礁) ベトナム実効支配 (DAO SINH TONH)

SIN COWE Island 九章群礁唯一の島 約40000 m² 海拔3.7m 淡水あるが鳥糞影響で飲用不適 灌木繁茂

南門礁

EDMUND Reef

西門礁

MCKEMUN Reef

東門礁 (ケナン礁) 中国実効支配 (赤瓜礁海戦でベトナムから奪取)

HUGHES Reef 中国が人工島化した

康楽礁

COMNJALLIS Reef

汎愛暗沙 (泛愛暗沙)

FANCY WRECK Shoal

孔明礁

PENNSYLVANIA Reef

伏波礁

GANGES Reef

礼楽灘 フィリピン実効支配

REED Bank 南北 130 km 東西 65 km 北端は雄南礁、南端は陽明礁と礼楽南礁

雄南礁

MARIE LOUISE Reef 水深 27.4m

東坡礁

PENNSYLVANIA

陽明礁

PENNSYLVANIA NORTH Reef 最浅部水深 16m

礼楽南礁

NORTH Reef

南方浅灘

SOUTHERN Shoal 礼楽灘の南側 東北から西南へ 62 km 水深 5-9m

忠孝灘

TEMPLIER (TEMPLAR) Bank 礼楽灘の東側 南北 18 km 水深 18m

勇士灘

LESLIE Bank 忠孝灘の東側 水深 16.5m

棕灘

BROWN Bank 最浅部水深 9m

紫灘

WOOD Bank 棕灘の西南側 水深 18m

海馬灘

SEAHORSE OF ROUTH Bank (SOUTH Bank) 東北から西南に 16 km 最浅部水深 8.2m

仙后灘

FAIRIE QUEEN Bank 海馬灘の西南側 水深 16.5m

神仙暗沙

SANDY Shoal 勇士灘の東側 水深 16m

莪蘭暗沙

LORD AUCKLAND Shoal 南方浅灘の東側 水深 15m

紅莪暗沙 (紅石暗沙)

CARNATIC Shoal 莪蘭暗沙の南側 水深 4.6m

安塘島 (安塘灘) フィリピン実効支配

AMY DOUGLAS Banks 礼楽灘の西南方で東北から西南に伸びる浅瀬 水深 1.8m

和平暗沙

THIRD THOMAS Shoal

大淵灘

礼楽灘の西方で南北に広がる環礁

羅孔環礁

馬歡島 (馬歡島) フィリピン実効支配 (LAWAK)

NA(N)SHAN Island 概位北緯 10 度 50 分、東経 115 度 49 分 約 60000 m² 海面上 2.4m 灌木繁茂 飲料水あり

費信島 (平島、扁島、黄信島) (ベトナム呼称: ビングエン) フィリピン実効支配 (PATAG)

FLAT Island 概位北緯 10 度 50 分、東経 115 度 49 分 約 60000 m² 海面上 1.8m 灌木繁茂

五方礁 フィリピン実効支配?

JACKSON Atoll 馬歡島の南方の環礁 五方頭・五方尾・五方南・五方北・五方西の 5 岩礁あり、頭・北・西の 3 か所
が露出

半路礁

HARDY Reef 五方礁と仙賓暗沙の中間 低潮時露出

仙賓暗沙 (仙賓礁)

SABINA Shoal 西北から東南へ 22 km の環礁 いくつかの高く狭い岩礁が突出

蓬勃堡（蓬勃暗沙）（ベトナム呼称：ペイ・サオ・ビン）

BOMBAY Castle (BOMBAY Shoal) 仙賓暗沙の東南、紅我暗沙の西南方 直径 2 km の環礁 低潮時に露出する フィリピンのパラワン島を遠望できる

三角礁

LIVOCK Reef 五方礁の西南、美濟礁の西北方 長さ 5 km の環礁 満潮時も露出

美濟礁 中国実効支配（フィリピンから奪取）

MISCHIEF Reef 長さ 9 km、幅 5.2 km 南側 2 か所が外海に通じ、50 トンまでの漁船が環礁内部へ進入可能 中国が人工島化し 3000m 級滑走路を建設中

仁愛暗沙（仁愛礁） フィリピン実効支配（アユギン。中古揚陸艦を座礁させ、軍が常駐）

SECOND THOMAS Shoal 美濟礁の東南側 南北 15 km、幅 5.6 km 不連続環礁 南側から内部進入可能 低潮時に露出する

仙娥礁 フィリピン実効支配

ALICIA ANNIE Reef 仁愛礁の西南側 南北 7.5 km 東西 4.6 km 満潮時でも若干の岩礁が露出

信義暗沙（信義礁） フィリピン実効支配？

FIRST THOMAS Shoal 仙娥礁の東方、仁愛暗沙の南方 東西 7.5 km、幅 4.6 km の環礁 満潮時でも若干の岩礁が露出

海口暗沙（海口礁）

INVESTIGATOR NORTH EAST Shoal (NORTH EAST INVESTIGATION Shoal) 信義礁の東南東、艦長礁の西北 長さ 2.6 km、幅 1.8 km の環礁 西側の珊瑚礁が海面上に高く出ている

半月暗沙（半月礁） フィリピン実効支配？

HALF MOON Shoal 低潮時に 300 トンの船舶が進入可能

艦長暗沙（艦長礁）

ROYAL CAPTAIN Shoal 長さ 3.3 km、幅 1.8 km の環礁 北西端に低潮時 1.3m 露出する岩礁（観察石）、西南方に石竜岩がある 高潮時に内部進入可能 フィリピンのパラワン島を遠望できる

永暑礁（ベトナム呼称：ダチュウタブ） 中国実効支配（赤瓜礁海戦でベトナムから奪取）

FIERY CROSS OF NORTH WEST INVESTIGATOR Reef (FIERY CROSS Reef) 南沙西水道に面する 東北から西南に長さ 22 km、幅 7 km で伸びる環礁 低潮時に一部の岩礁が露出 西南方に逍遥暗沙がある 中国が人工島化し 3000m 級滑走路がある

逍遥暗沙

DHAULL Shoal

肯南礁 中国実効支配？

伊慶群礁（尹慶群礁、零丁礁）

LONDON Reefs 永暑礁南方の群礁 華陽礁、西礁、中礁、東礁がある

華陽礁 中国実効支配 (赤瓜礁海戦でベトナムから奪取)

CUARTERON Reef 長さ 5.6 km の三日月型環礁 北側に海拔 1.2-1.6m の岩礁が露出 中国が人工島化した

西礁 ベトナム実効支配 (ダオ・ティ)

WEST (LONDON) Reef 長さ 9 km、幅 2.4 km の環礁 一部が長さ 460m の沙洲 水没する 淡水・植生共になし

中礁 ベトナム実効支配 (ダオ・トラングサ・ドン)

CENTRAL Reef 一部が低潮時に沙洲となる小環礁

東礁 ベトナム実効支配 (ダ・ドン)

EAST (LONDON) Reef 東西 13 km、幅 4 km の環礁 一部は高潮時にも露出し、他部は浪花を生じる 50 トン漁船の進入可能

南威島 (西鳥島、南威礁) ベトナム実効支配 (DAO TRUONGSA)

SPRATLY OF STORM Island (SPRATLY Island) 北緯 08 度、東経 111 度 50 分 約 150000 m² 海面上 2.4m 国際航路に近い 東北側に水深 14m の水路があり良港 淡水あり居住可能

日積島 (日積礁) ベトナム実効支配 (ダ・ラト)

LADD Reef 北緯 08 度 38.5 分、東経 111 度 39 分 長さ 5.6 km、幅 1.9 km の小環礁 南側から 20 トン船舶の進入可能

康泰灘

CORONATION Bank 日積島の北方

朱応灘

JUBILEE Bank 日積島の西南方

南薇灘 ベトナム実効支配

RIFIEMEN Bank 南北 56 km 東西 24 km の沈没環礁 水深 17-32m 最浅部は蓬勃暗沙 本灘の東に奥南暗沙、南に金盾暗沙、西に常駿暗沙がある

蓬勃暗沙 (蓬勃堡) ベトナム実効支配

BOMBAY Shoal (BOMBAY Castle) 水深 32m 常に浪花が見えている

奥南暗沙

ORLEANA Shoal 水深 8.2m

金盾暗沙 ベトナム実効支配

KINGSTON Shoal 水深 10.9m

常駿暗沙

JOHNSON Patch

廣雅灘 ベトナム実効支配

PRINCE OF WALES Bank 南薇灘の西方 長さ 26 km、幅 13 km の楕円形環礁 最浅部水深 7.5m

人駿灘

ALEXANDRA Bank 南薇灘の西方、廣雅灘のやや東側 南北9 km、幅6.5 km 水深5-9m

李準灘 (李准灘) ベトナム実効支配

GRAINGER (GRAIGNER) Bank 西衛灘の東方 南北9.6 km、東西3.7 km 水深18.5-37m

西衛灘 ベトナム実効支配

PRINCE CONSORT Bank 萬安灘の東北方 南北30 km、東西17 km 水深56-93m 最浅部水深18.3m

萬安灘 (万安灘) ベトナム実効支配 (パイ・ト・チン)

VANGUARD Bank 西衛灘の西南方 東西63 km、幅11 kmの三日月型 水深37-111m 最浅部水深17m

奥援暗沙

OWEN Shoal 南薇灘の東北方 幅9 kmの環礁 水深6.5m

安波沙洲 (安波那島) ベトナム実効支配 (DAO AN BANG)

AMBOYNA Cay 長さ200m、幅140mの沙洲 約20000 m² (15840 m²との説もあり) 海拔2.7m (2.4mとの説もあり) 季節によって海鳥が生息 若干の草本植物あり 中国が最南端の陸地と主張している

隠遁暗沙

STAY Shoal

畢生島 (畢生礁、華生礁) ベトナム実効支配 (ホンサブ ダオ・ファン・ビン)

PEARSON Reef 安波沙洲の東北方 長さ9 km、幅1.8 kmの環礁 低潮時に礁盤が露出する 東北側に海拔2mの沙洲あり 植生なし 北方の南華水道に石盤仔がある

石盤仔

MARALIE Reef 水深0.9m

六門礁 ベトナム実効支配 (ダイ・トク・タン)

ALISON Reef 畢生島の東南方 長さ20 km、幅8 kmの環礁 6か所の出入り口がある 水面下であるが浪花で判別可能

南華礁 ベトナム実効支配 (ダ・ヌイ・レイ)

CORNWALLIS SOUTH Reef 六門礁の東南方 低潮時に礁盤が露出 20トン船舶が礁内航行可能

无セ礁 (無セ礁、無頼礁、ピジョン礁) (ベトナム呼称: ダティエンヌウ ティエン・ヌー)

TENNENT (TENNENL) Reef 南華礁の東北東にある環礁 礁盤に火山性物質がある

司令礁 (ベトナム呼称: ダコンド) フィリピン実効支配 (RIZAL Reef) 説とマレーシア実効支配 (ツルンブ・ラク サマナ) 説がある

COMMODORE Reef 東西16 kmの環礁 中央に海拔0.6mの砂州がある 東端に海拔0.3mの岩礁 中国は眼鏡礁と俗称する

都環雙暗沙

NORTH VIPER Shoal or Sea-horse

指向礁

DIRECTOR

楡亜暗沙 マレーシア実効支配 (ツルンブ・ペニンジャウ)

INVESTIGATION Shoal 司令礁西南方 東西 34 km、幅 14 kmの環礁 低潮時に北部礁盤が露出 西部に満潮時露出の礁頭あり

金吾暗沙

SOUTH WEST Shoal

校尉暗沙

NORTH EAST Shoal

南楽暗沙

GLASGOW

簸箕礁 マレーシア実効支配

ERICA Reef 楡亜暗沙の西方 長さ 3 km、幅 1.8 kmの小環礁 東側岩礁は満潮時でも露出する 船の進入は不可能 シャコ貝採取漁民が絶えない

南海礁 (マレーシア呼称：ツルンブ・モンタナニ) ベトナム実効支配説 (1991 年) とマレーシア実効支配説 (1996 年) がある

MARIVELES Reef 概位北緯 8 度、東経 114 度 西北から東南に伸びる長さ 11 kmの環礁 礁内に 1.5m 高さの沙洲あり 淡水と草木共になし

柏礁 (マレーシア呼称：ツルンブ・ペナフ) ベトナム実効支配

BARQUE CANADA Reef 安波沙洲の東北方 東北から西南に伸びる長さ 33 km、幅 5 kmの岩礁 船の進入は不可能 東北端に海拔 1.8m の岩礁、西南端に立威島がある

立威島 (立威堡) ベトナム実効支配

LIZZIE WEBER 海拔 4.6m の単柱石

安渡灘

ARDASIER Bank 南海礁の東南方 東北から西南に 70km、幅 20kmの水没環礁 礁盤水深 3.5-18m 礁内水深 43-65m 北西側に破浪礁がある

破浪礁

GLOUCESTER Breaker(s)

玉諾島

Cay MARINO

息波礁 (光星仔礁) マレーシア実効支配 (ツルンブ・ウビ)

ARDASIER Breakers (ARDASIER Reef) 安渡灘の西南端 長さ 3 kmの三角環礁

光星礁 (マレーシア呼称：ツルンブ・ラヤ)

DALLAS Reef 息波礁の西側 東西 9 kmの環礁

保衛暗沙

VIPER Shoal

弾丸礁 マレーシア実効支配 (TEREMBU LAYANG LAYANG)

SWALLOW Reef 光星礁の南方 東北から西南に広がる長さ 6.5 km、幅 2.4 kmの環礁 環礁東部は海拔 1.5-3m 南部も若干の岩礁が露出 マレーシアが人工島化して観光地としている 軍用滑走路あり

皇路礁 マレーシア実効支配? (ツルンブ・セマング・パクトペサル)

ROYAL CHARLOTTE Reef 弾丸礁の西南方 直径 2 kmの環礁 東南部は海拔 0.6-1.2m

南通礁 マレーシア実効支配 (ツルンブ・セラマン・パラトケシル)

LOUISA Reef 北緯 06 度 20 分、東経 113 度 14 分 皇路礁の西南方 小環礁で礁頭は海拔 1.2-1.8m

北康暗沙

NORTH LUCONIA Shoals 暗灘、暗礁、暗沙群からなる 多くの水深は 200m 以浅

盟誼暗沙

FRIENDSHIP Shoal 最浅部水深 8m

南屏礁

HAYES Reef 低潮時に露出する 波浪で明顯

南安礁

SEA-HORSE Breaker(s) 水深 4-11m 最浅部水深 2.7m

海康暗沙

HARDLE Reef 最浅部水深 5.1m

南康暗沙 マレーシア実効支配

SOUTH LUCONIA Shoals 暗礁、暗沙、浅灘が多く、浪花で視認可能

隠波暗沙

CONNELL Reef 最浅部水深 8m

潭門礁

RICHMOND Reef 最浅部水深 3.6m

海安礁

STIGANT Reef 水深 4.5-11m

歡樂暗沙

COMUS Shoal 最浅部水深 8.2m

海寧礁

HERALD Reef 直径 740m の環礁

瓊台礁

LUCONIA Breaker

澄平礁

STERRA BLANCA

曾母暗沙 (曾母沙礁)

JAMES Shoals 最浅部水深 21m

八仙暗沙

PARSONS Shoal 曾母暗沙の南方 最浅部水深 23m

立地暗沙

LYDIE Shoal 八仙暗沙の西南西 最浅部水深 34m

出典：平松茂雄「中国海軍の南シナ海進出（上）」『国防』40(12)、朝雲新聞社、1991年12月、13頁、第1図「南沙群島・赤瓜礁海域要図」。
楊作洲『紛争 南沙諸島 アジア太平洋経済共同体の石油開発』新評論、1994年、19-33頁。小倉貞男「Clio Library 36 西沙・南沙諸島」『世界』第602号、岩波書店、1994年12月116頁、図「西沙・南沙諸島」、117頁、図「対照表」。竹下秀邦「南沙諸島と中国の態度」『国際経済論集』第4巻第1号、常葉学園浜松大学国際経済学部、1997年6月、21頁、表1、23頁、表2、28-34頁。
石山永一郎「ASEANに学び創造的外交の再生を 南シナ海の現状と紛争回避の枠組み」『世界』第838号、岩波書店、2013年1月、300頁、図「南沙諸島の実効支配の現状」。陸戦学会海外部会「海外情報(541)」『陸戦研究』56(659)、陸戦学会、2008年08月、109頁、図2「南沙諸島における各国の駐留状況」。浦野起央「南シナ海の安全保障と戦略環境（二・完）」『政経研究』第49巻第2号、日本大学、2012年9月25日、46頁、表4「ベトナムが占有している主な島嶼・珊瑚礁」、48頁、表5「マレーシア地図に表記のツルンブ群島」。佐藤考一「アメリカのアジア回帰と南シナ海紛争の新局面」『東亜』545、霞山会、2012年11月、103頁、図2「南シナ海紛争の係争当事国・地域の島礁の占拠状況（1996年当時）」。「南沙群島在線「南海諸島標準地名表」(<http://www.nansha.org.cn/islandsdatabase/3.html>) 16NOV2015)。を基に筆者が加筆編集。

第4章 我が国に期待される役割と安全保障への影響

第1節 我が国の海洋戦略

我が国の海洋戦略は海洋基本法と海洋基本計画によって公表されている。海洋基本計画は概ね5年毎に見直されることとなっており、現在の計画は、2008年3月閣議決定の第1回海洋基本計画を改訂して2013年4月に閣議決定されたものである。海洋基本法に基づいているため、大きな方針変更はないが、状況変化に合わせての具体的な部分での更新や変更が見られる。本論に關係する分野に焦点を当てると、そこには目指すべき姿として、「近年、アジア太平洋地域においては、關係国との国際協調の下、法に基づく海洋の秩序の確立が求められている」と指摘し、「国際協調と国際社会への貢献」と「海に守られた国から海を守る国へ」等という取り組み姿勢と方向性を与えている。これらは具体的に、「アジア太平洋を始めとする諸国との様々なレベルでの国際連携強化」、「国連憲章・国連海洋法条約などの遵守と法の支配に基づく国際海洋秩序の確立、それらへの主導的役割」、「安全で効率的かつ安定的なシーレーンの確保」、「管轄海域の保安と安全保障」と明記されている。国際的協調においては「特に海洋に関する紛争等については、海洋秩序の形成・発展の観点からも、国際法に基づく国際的なルールによりその解決を図るべきであり、国際司法機関等の第三者機関の積極的な活用が重視されるべきである。このような考え方が、我が国のみならず、各国においても共有されるよう促すとともに、海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援する。また、海上の安全保障や治安等の確保に向け、連携訓練や關係国への能力向上支援等の協力・連携を推進する」と述べられている¹。ASEAN諸国への海上法執行能力分野における協力と連携強化は海洋基本計画に沿ったものといえよう²。

我が国の海洋戦略は明らかにバランス・オブ・パワー戦略である。同盟關係にあるアメリカは覇権国家であり、我が国はそれにバンドワゴンしていると世界的には見られている可能性がある。安全保障分野では実際にバンドワゴンしていると言えるが、アジアに局限して見れば、日米安保体制は片務的であると考えたとしてもwin-winといえる協力關係であり、アジアの一つの極として既に長い歴史を持ち、自由主義安定極としてある種国際公共財的な役割を担っている³。そこに寄る辺を見出す国も多く、我が国の積極的関与を期待する声も多く聞かれるようになっている。2014年に安倍首相が打ち出した「積極的平和主義」が東南アジア諸国で歓迎されて受入れられたことはその証左といえよう。我が国政府

は明言しないが、尖閣諸島における中国の覇権主義的圧迫を南シナ海島嶼領有権問題にリンクさせて、両シナ海問題として統合し、アチソンライン形成諸国とベトナムで協調して中国に対抗して行こうとすることが、中長期的な戦略として見え隠れしている⁴。それはアメリカの JOAC 戦略との整合性からみても領けるものであり、東アジアに存在する安定極である我が国を核に、その極を大きくすることで対中バランス極を誕生させることが長期的視野に入っているものと思われてならない。

第 2 節 我が国に期待される役割

第 1 項 我が国と南シナ海島嶼領有権問題の関わり

我が国は南シナ海において直接的な関係者であった。南沙諸島を新南群島として、西沙諸島はその名のままで領有していた。いずれにしても、サンフランシスコ講和条約で継承国なしの状態が無条件放棄したのであり、現在生起している島嶼領有権問題には関わりがないというべきであろう。関係諸国からも前領有権者としての関与を求める声は出ていない。念のために確認しておく、紆余曲折はあったが東沙諸島領有が国際的に承認されたことはない。

我が国と南シナ海島嶼領有権問題との関わりは、東シナ海における中国による尖閣諸島領有権問題の強要への対処に呼応して注目され始めたと言える。中国の海洋戦略が両シナ海で一体のものであるとすれば、南シナ海島嶼領有権問題における ASEAN 側の領有権主張諸国と我が国が共闘することが、検討されるべき戦略となる。つまり、中国の嫌う国際問題化・多国間問題化への転換である。

我が国は歴史的にインド洋・ユーラシア大陸・太平洋の 3 つのルートを維持することで安全保障を維持してきた。第二次世界大戦では三国同盟を結んだために全てのルートを断ち切られたが、現在の日米同盟は逆に全てのルートを維持しており、地球規模の海軍力を持つアメリカを補完して、バンドワゴンすることで低コストでの安全保障を享受してきている。我が国にとって日米同盟は最良のツールであり、維持すべき現状である。それ故に、アメリカの海軍力低下を補完すべきであり、南シナ海においても可能な限りの協力をすることが国益に資する⁵、という見解は現実的に肯定されるものと思われる。

南シナ海に関する我が国の行動沿革は次のとおりである⁶。

1939 年 4 月 18 日、新南群島（南沙諸島）と西沙諸島を台湾に編入して領有を公式に宣言した⁷。

1951 年、サンフランシスコ講和条約で新南群島（南沙諸島）と西沙諸島を放棄した。

1952 年 4 月 28 日、日華平和条約を締結した。台湾及び澎湖諸島の返還と継承が合意さ

れた。新南群島及び西沙諸島はサンフランシスコ講和条約での放棄が再確認された。

1972年9月29日、日中共同声明に伴い、日華平和条約が失効した。

2004年3月、南シナ海電子海図セミナーにおいて、東アジア各国に対して「我が国が南シナ海の縮尺電子海図を整備する」考えを示した。それに対してインドネシアが共同作成の検討を提案。その後、同年7月の東アジア水路委員会電子海図会議において共同作成が決定し、シンガポールをリーダー国、中国香港をコーディネーター、韓国と我が国が品質管理を担当することで中国・フィリピン・タイ・インドネシア・マレーシア・シンガポールが電子海図データを分担作成した。

2005年3月31日、南シナ海電子海図が刊行された。その後、障害物評価や改版を共同で実施している。

2011年9月27日、日比首脳会談でフィリピン沿岸警備隊の能力向上支援と両国海上保安機関間協力と連携強化を合意した。

2012年7月、日越外相会談でベトナム海上警察の能力構築支援に我が国が協力することを表明した。

2013年7月27日、マニラでの日比首脳会談において、戦略的パートナーシップの強化で合意した。

2015年3月、日比国防相会談で「防衛協力を強化する覚書」を締結した。

2015年4月15日、G7外相会合でアメリカと共に主導して、G7初となる「海洋安全保障に関する外相宣言」を取りまとめた。中国を対象に海洋の一方的な現状変更に対抗する先進7か国の意思表示である。

2015年5月30日、日米豪防衛相会談で共同声明を発表し、南シナ海島嶼領有権問題への介入を表明した。共同声明には南シナ海島嶼領有権問題に関して「力による一方的な現状変更には強く反対」「中国での岩礁埋め立てに深刻な懸念」「東南アジアの海洋安全保障分野の能力構築を支援」が盛り込まれた。中国は「南シナ海の平和と安定を乱しているのはアメリカ」であると反発した。ASEAN諸国の反応は大きく分かれており、領有権主張諸国は一様に歓迎であるが、非主張諸国は「ASEANを中心に」「COC実現で解決すべき」等として、米中対立や緊張激化を懸念している。

2015年6月8日、G7において海洋秩序を議題とする協議に主導的立場をとり、「東シナ海及び南シナ海での緊張への懸念と、中国を念頭にした覇権的行動への強い反対」を首脳宣言に盛り込むことに成功した。首脳宣言における外交政策分野に盛り込まれた要旨は、「国際法の諸原則に基づく、ルールを基礎とした海洋における秩序の維持にコミット」「東シナ海及び南シナ海での緊張を懸念」「平和的紛争解決、世界の海洋の自由で阻害されない適法な利用の重要性を強調」「威嚇、強制または武力の行使、大規模な埋め立てを含む現状の変更を試みるいかなる一方的行動にも強く反対」「リューベックにおいてG7外相が発出した海洋安全保障に関する宣言を支持」である。

第2項 イニシアチブ国

中国の覇権主義に対抗するバランスーとしてのアジア極において、我が国がイニシアチブ国としての条件を備えていると、本論第3章第3節第3項で論じた。我が国の南シナ海における実績と国家海洋戦略との整合性を検討する。

1 実績

我が国が南シナ海に関して成果を上げたものとして、電子海図の共同作成主導の成功が挙げられる。政治問題化する部分を掲載しない前提ではあったが、海洋安全保障の根幹にかかわるともいえる海図データを、沿岸諸国が供出して完成させたことは高く評価されよう。南シナ海島嶼領有権問題が小康状態の時期であったことも成功した背景といえようが、そのきっかけが東京で開催されたセミナーであり、沿岸国ではない我が国が作成の意思表示をしたことから事態が動いたことは事実であって、南シナ海島嶼領有権問題において、協議を進めるヒントを与えているように思える。政治問題化する項目の除外、つまり領有権に関する部分の分離棚上げが前提であり、かつ国際的な目的を共有できれば協力関係が結べるという前例である。南シナ海島嶼領有権問題の当事国以外の国がメンバーであったことも幸いしたのではないかと考えることもできよう。もちろん、それらの条件に合うような国際的な目的が都合よく見つかるわけではないし、領有権を棚上げすることは問題の先延ばしに過ぎないともいえるであろう。事実、これまでも海底油ガス田に特化する共同開発や領有権棚上げ提案は何度もなされてきており、ことごとく失敗している。しかし、わずか一度でも存在する成功実績として、この先例を関係諸国が再認識することで状況に変化をもたらすきっかけになるかもしれない。

南シナ海島嶼領有権問題と直接の因果関係を有するものではないが、東南アジア海洋保安体制にとって、我が国が積極行動を示したことが情勢に大きな変化をもたらした事例として、1999年10月22日にインドネシアのスマトラ島沖で発生した「邦船社実質所有貨物船アランドラ・レインボー号略奪」という海賊事件がある。事件発生後直ちに、我が国が海上保安庁特殊警備隊（SST）⁸の乗船する巡視船を現場に派遣したことで海域周辺諸国の協力が促進され、インド海軍による発見と逮捕に繋がったことは国際的に認められている。そしてそれを契機として、我が国が提唱して今日に続く国際海賊対策会議が実現したのである⁹。

2 我が国の海洋戦略との整合性

我が国が対中バランス極のイニシアチブ国となることは、本章第1節で検討した我

が国の海洋戦略、「国際協調と国際社会への貢献」「海に守られた国から海を守る国へ」「アジア太平洋を始めとする諸国との様々なレベルでの国際連携強化」「国連憲章・国連海洋法条約などの遵守と法の支配に基づく国際海洋秩序の確立、それらへの主導的役割」「安全で効率的かつ安定的なシーレーンの確保」「特に海洋に関する紛争等については、海洋秩序の形成・発展の観点からも、国際法に基づく国際的なルールによりその解決を図るべきであり、国際司法機関等の第三者機関の積極的な活用が重視されるべきである。このような考え方が、我が国のみならず、各国においても共有されるよう促すとともに、海洋分野における国際司法機関の活動を積極的に支援する。また、海上の安全保障や治安等の確保に向け、連携訓練や関係国への能力向上支援等の協力・連携を推進する」といった目標と完全に整合する。

また、日米安保体制はアジアの一つの極として既に長い歴史を持ち、アジアの自由主義安定極としてある種国際公共財的な役割を担っている。さらに「積極的平和主義」が東南アジア諸国で歓迎されて受入れられ、我が国の積極的関与を期待する声も多く聞かれるようになってきている。既に ASEAN 諸国に対して巡視船艇の供与を含む具体的な協力・連携を深めており、事実上アジア極形成へのイニシアチブを既に発揮しているとも見ることが可能である。

我が国にとっても尖閣諸島における中国の覇権主義的圧迫を南シナ海島嶼領有権紛争にリンクさせて、両シナ海問題として統合し、アメリカの JOAC 戦略と整合したアジアでのバランス極として中国に対抗して行くことは国益に資する戦略と考えられる。

つまりアジア極は白紙から全く新しく形成されることだけではなく、既に存在している東アジア安定極である我が国を核に、規模を大きくすることでの誕生も選択肢の一つであると言えよう。

第 3 項 ASEAN 再結束を強く支援

ASEAN は中国の分断工作によって大きくヒビが入った状態と見ることができる。ASEAN の本来の機能を取り戻させて、東南アジア 10 か国の協調と発展を図るためには再結束が必要である。そのために南シナ海島嶼領有権問題を ASEAN の舞台から取り除き、非軍事的地域共同体としての性格に復帰することが歓迎されるのではないだろうか。そして我が国が経済的にカンボジア・ラオス・ミャンマーとの結びつきを強めることで、それら諸国の中国一辺倒という状況を是正し、少なくとも圧倒的な影響下から抜け出させることが求められよう。中国の覇権戦略に対抗するためには ASEAN の再結束と、中国への過度の依存からの脱却が必要であり、それを可能とする力はアジアにおいては我が国しか持っていないと信じられる。

第3節 我が国の安全保障への影響

我が国が対中バランス極の形成を通じて南シナ海島嶼領有権問題へ関与することには、海洋戦略上の整合性が認められると論じたが、我が国の国益最大化を実現するためには、具体的な関与の程度が検討されなければならない。しかし、その検討の前提となる南シナ海島嶼領有権問題への介入に関する見解が大きく割れているのである。代表的な対立意見は「南シナ海が中国の自由となった場合、商業航路が妨害される可能性がある。インドネシア内海を通過する迂回航路も中国軍機の戦闘行動圏内となるため安全ではない。つまり南シナ海有事は我が国の存立危機事態であり、中国による南沙諸島埋め立て工事と軍事基地化は許容してはならず、アメリカ・オーストラリア・フィリピン・ベトナム等と協調して安全保障面での積極的関与をより進める必要がある。」¹⁰というものと、「南シナ海にパトロール艦隊を維持する能力がないのがアメリカ海軍の実情であり、オーストラリアも同様である。フィリピンやベトナムの海軍能力は無視できる程度のものであり、中国の海洋展開に対抗するべく期待されているのは我が国の海上自衛隊である。アメリカは南シナ海の中国原潜聖域化を阻止するために、冷戦下においてオホーツク海原潜聖域を含むソ連海軍の封じ込めに成功した我が国の対潜水艦戦能力を期待しているのが本音である。しかしアデン湾海賊対処行動へ参加している自衛隊には、さらに同時に南シナ海へも艦船を派遣展開させる能力はほぼない上に、派遣したとしても海上自衛隊の現有勢力では、広い南シナ海での中国海軍の封じ込めは困難である。もしも商業航路が妨害される場合は、インドネシア内海の迂回航路を使用すればよい。」¹¹というものである。

相反するこれら意見への評価は困難である。なぜなら中国の今後の政策選択次第だからである。つまり、どちらかに偏るのは危険であり、南シナ海島嶼領有権問題への関与が我が国自身にもたらすであろうメリットとデメリットを中立的な立場で検討したい。

第1項 メリット

メリットは我が国を安定させ、国益を増加させる効果を生じるであろう項目である。南シナ海島嶼領有権問題と対中バランス極に我が国が関与しない場合は中国が南シナ海を内海化する可能性が高いものとし、我が国が関与する場合は中国の内海化が果たされない可能性が高いものとして比較し、メリットを論じる。それぞれには当然デメリットも付帯するはずであるが、ここではメリットに注目する。

1 貿易航路の安定化

中近東から我が国へ至る化石燃料輸送航路として、そして我が国からインド洋への、さらにはスエズ運河或いは喜望峰経由の国際商業航路として南シナ海は最短航路を提供する海域であることから、我が国のシーレーンの中でも最重要海域であり、生命線と称される。現在では韓国と台湾、さらには中国にとっても同様の役割を担う重要海域となっている。

我が国が対中バランス極に関与して、南シナ海でのバランスングを指向することは我が国自身の生命線を自ら護衛することといえる。南シナ海での中国の覇権を許容する場合、我が国の生命線は中国の海洋政策次第ということになりかねない。生命線の不安定化は国益を大きく減じるものであり、自ら直接的な影響力を発揮して安定化を図ることは大きく国益に資することであり、メリットと考えられる。

南シナ海島嶼領有権問題に関する我が国の国家主張である「航行の自由」は、「国際商業航路の航行の自由」であり、南シナ海島嶼領有権問題に関する我が国での議論は、ほとんどがシーレーン防衛の絶対的必要性を下敷きとしている。

ただし現在においても、貿易航路を沿岸国その他関係諸国の国家戦略・戦術による規制対象とすることが国際的に許容されるか否か、実際の政策選択肢としてのメリットを現在でも見出せるのか、言い換えれば海上通商破壊とシーレーン防衛政策の歴史的評価という点はあまり研究がされていないようであり、それらの実際性に関しては今後の研究が求められよう。

2 アジア・太平洋・アメリカ大陸の安全

南シナ海が中国の戦略原潜の聖域と化すことは、米中間に MAD 戦略による二極覇権体制を成立させることに直結する。それは即ち、中国によるアジア地域覇権が確立することをも示唆する。経済面では大きな相互依存を許容しながら、安全保障面では MAD 戦略による対峙という新しい冷戦状態を生じることになる。我が国のみならず、アジア全域から米大陸へかけての安全保障上の重大な脅威となるであろうこのような事態の発生を防止するためには、南シナ海の中国原潜聖域化を阻止することが選択肢となる。我が国が関与することでその阻止行動の有効性が増すのであれば、我が国自身にとってもメリットとなる。

3 台湾併合防止と我が国の安全

台湾が中国に併合されることはアチソンラインが破れることであり、中国から見れば第一列島線を突破、無力化したこととなる。中国は太平洋に面した台湾東岸から太平洋への自由なアクセス権を獲得する。我が国にとっては東シナ海のみであった日中安全保障境界面が太平洋側沿岸全面へと一気に拡大する。言い換えれば、日本海・オホーツク海沿岸を

除く全ての沿岸が対中安全保障境界面となることに他ならず、それは我が国の安全保障体制を根底から覆すことになる。我が国が安全保障体制を維持するためのコストは跳ね上がり、沖縄・南西諸島のみならず、伊豆・小笠原諸島も中国の直接脅威を受ける事態となるのは必然的帰結と思われる。中国が太平洋への直接開口港湾を持っていない現状を維持することは我が国の安全保障にとっては非常に重要なことであり、それはアチソンラインの維持に他ならない。つまり、台湾併合の防止は絶対的な優先順位を持っているのである。南シナ海島嶼領有権問題に関与し、中国の影響力を低下させることは台湾併合を防止することに直結し、ひいては我が国の安全保障に大きく資することである。

4 恣意的な国際法解釈の是正

中国の EEZ 管轄権解釈に重大な疑義があり、船舶航行の自由が損なわれる懸念があることは本論第 3 章で論じたとおりである。この点は国際社会共通の懸念といえ、アメリカの介入を中国が自ら招いたと言っても過言ではない。南シナ海島嶼領有権問題にはアメリカ・オーストラリア・EU・我が国といった域外先進諸国が大きな関心を持ち、関与する姿勢を示し始めているのが現状であり、中国は国際法を恣意的な解釈のままに運用し続けるのか否かが注目されている。つまり、我が国が関与することは中国のみならず、フィリピンやベトナム等の国際法解釈に対しても、国際社会の光が当てられることともいえ、あまりにも偏った恣意的解釈による運用を減少させる効果が期待される。

5 国際法秩序無視の是正

中国と台湾は歴史的な水域などの主張を掲げて、九段線内海域の領海化を主張するなど国際法秩序に挑戦している。領海範囲を規定するための協議は、国連海洋法条約が成立するまでの国際海洋法の歴史において、中心的な位置を占めてきたともいえる。従って、現在の領海規定が最終的なものであるとはいえず、その変更は諸国の提案の積み重ねとその賛同国の広がりによるべきものと思われる。しかし、国際法秩序を厳守すると宣する一方で、それに相反する一方的な現状変更を強要する姿勢は看過されてはならない。それは恣意的解釈というような範囲を超えて、国際法秩序の無視であり、国際司法機関の利用をも拒否する姿勢は賛同国を得られないものであろう。このような態度は是正されるべきであり、域外先進諸国の関与拡大によって、その環境を整える効果が期待される。

6 東シナ海問題との連携

中国の海洋戦術の点で、日中間に存在する東シナ海問題との共通性が指摘されている。中国は日中中間線付近に海底油ガス田の掘削プラットフォームを設置してきているが、商業生産が本格的に開始された兆候を示す資料はいまだに無く、むしろその操業状況観察からは商業稼働に対する疑問符が付けられている¹²。そしてそれらプラットフォームは軍事目的に転用される可能性を指摘されている¹³。2014年から2015年に大きな国際関心事となった南沙諸島における中国の人工島建設による軍事拠点整備と並行して、東シナ海でもガス田プラットフォームの軍事拠点化が進行しているようである¹⁴。両者の共通点は領海外の遠く離れた海域において軍事力を展開するために、島嶼が存在しない場所の海底に海上に至る人工建設物を設置することによって人工地盤を出現させることである。南沙諸島では低潮高地や暗礁といった極めて水深の浅い海底部分に土砂を用いて人工島が建設されたが、そういった極めて浅い水深部の存在しない東シナ海においては海底石油・ガス田プラットフォームが利用されうるということである。滑走路とヘリポートの物理的な差に起因して、運用可能な航空機・飛行体は異なるが、艦船に対する補給や電波・通信設備を含む陸上設置兵器の展開可能性に大きな差はないものと思われる。東シナ海での状況は、我が国領土と中国領土間の距離、言い換えれば我が国領土と中国の軍事基地間の距離が半分に縮まる効果を一方的に強要される可能性を示しているということであり、我が国の安全保障面で大変な脅威が潜在していると言える。

南シナ海においては国際法の面で強い疑義がある領土主張であり、東シナ海においては国際法の面で疑義を生じることはないという違いはあれど、両シナ海において政治的効果としては類似の戦術を実行している中国に対して、我が国は尖閣諸島及び日中中間線問題に関して二国間問題としての対応を実施してきたが、対中バランス極誕生後は多国間連携による対応が可能となり、対中抑止力が増大することで安全保障上のメリットが見込まれる。

7 ASEAN との関係強化

民主主義、権威主義、全体主義といった多様な政治体制の加盟国で構成される ASEAN は全体として民主的価値観への親和性を持ち¹⁵、かつ資本主義経済社会で存在感を発揮する経済圏として大きな成長可能性を示している。価値観を同じくして経済成長可能性の大きな ASEAN との連携は、あらゆる面で我が国にメリットとなる。既に経済面では連携を深めており、今後は政策面や国際社会での政治的連携を深度化させることも重要であろう。南シナ海島嶼領有権問題に我が国が関与することは、本論第3章第3節第3項で論じたように、ASEAN 諸国からの関与期待を受けてのものとなるため、その程度を節度あるものとする限りにおいては歓迎されると思われる。

タイは我が国が南シナ海でのパトロール活動を実施することには反対であり、日米中韓の調和のとれた関係構築への期待を表明している。シハサック駐日タイ王国特命全権大使

は「中国は（国際的な）規範やルールを尊重しなければならず、地域の平和と安定に責任を負う」「中国が平和的に台頭できるようにスペース（＝発言権）を与える必要がある」「米国のアジア回帰は歓迎するが対中封じ込めは平和と安定にはマイナスの作用をするので反対」「日米中韓が調和のとれた関係を構築していくことを期待する」との見解を述べ、自衛隊が南シナ海を監視する案については「（南シナ海では）既に米越馬比中の船が活動しており、外交的な問題解決がより複雑化するため、過剰な軍事化は避けなければならない」として自衛隊派遣に反対する考えを明らかにした¹⁶。

第2項 デメリット

我が国が南シナ海島嶼領有権問題、さらに対中バランス極にも関与することは、中国にとってはデメリットが極大化することである。即ち、中国は我が国に対して対抗措置をとることが当然の対応であり、それが我が国のデメリットとしての効果を生じる。

1 東シナ海における中国のさらなる強硬化

尖閣諸島及び日中中間線問題に関して、中国が強硬化し、実力行使する可能性がある。すでに公表されている通り、中国は日中中間線付近での海底石油ガス田プラットフォームを増加させ、軍事的流用を疑われている。尖閣諸島においても公船による領海侵犯の常態化は継続されており、2015年に発生した小笠原諸島領海内への中国漁船大量侵犯と違法漁業の実施といったような行動を絡めて、我が国の対応能力を飽和させ、尖閣諸島奪取への実力行使を実行する可能性は否定できない。その場合、我が国の海上保安能力は容易に飽和し、自衛隊による対応へとエスカレートせざるを得ない状況を強要される可能性がある。我が国政府と国民にその覚悟があるのであろうか。

2 南シナ海における中国のさらなる強硬化

対中バランス極を無力化するために中国が南シナ海において強硬化し、実力行使する可能性がある。想定される可能性としては、南沙諸島におけるフィリピンとベトナムの実効支配地を軍事的手段によって奪取することである。フィリピンとベトナムは対中バランス極の一翼を担う我が国に相応の具体的な協力や支援を求めることになろう。その時に我が国の法体系と政治力が試されることとなる。失地を回復するために我が国が軍事的な直接・間接介入をするのか、或いは中国による一方的な現状変更を覆すことなく、経済面や外交面といった非軍事的な局面に限定して、経済制裁や交流制限などでの対応に終始する

のか、ということである。おそらく非軍事的な対応では失地回復が果たされることはなく、フィリピンとベトナムは失望して対中バランス極は機能不全に陥る。結果として、南シナ海は中国の事実上の内海と化するものと思われる。我が国の国益は大きく損なわれるが、特に深刻なのは、対中バランス極を形成するメンバー諸国からの信頼失墜であろう。

3 他分野における中国の報復行動

中国はこれまで他国に対する報復措置として、公認するかしないかは別として、他分野での報復行動を実施してきた。尖閣諸島沖で発生した中国漁船の我が国巡視船への体当たり事件に際しては、レアメタル輸出制限と在中国の日本人ビジネスマンの拘束を実施して自国有利な政治状況を醸成しようとした。SCARBOROUGH Shoal 領有権をめぐり、仲裁裁判所へ提訴したフィリピンに対しては、検疫を理由としてフィリピン産バナナの通関遅延を実施し、フィリピンのバナナ産業界に大打撃を与えた。レアメタルに関しては、我が国の脱レアメタル技術開発と供給国振替、さらには WTO 提訴における中国敗訴確定等によって中国は国内レアメタル産業が崩壊するというブーメラン効果的な大打撃を受けた。バナナ通関遅延に際しても国際的な批判を浴びた。そのため、今後の報復行動は少し違ったものとなってくる可能性がある。もちろん中国政府は公式には認めていないが、我が国政府や企業その他関係各所に対するサイバー攻撃の激化は容易に想像されよう。

第4節 我が国の関与程度

本章では、我が国の海洋戦略上の整合性や、アメリカとの外交・安全保障上の関係、ASEAN 側の当事諸国からの期待などから、我が国が南シナ海島嶼領有権問題に関与し、さらに対中バランス極形成にも関与することは、拒否できないと思われる上に、国益に資する戦略であろうと論じてきた。しかし、忘れてはならないことは我が国自身の国益の最大化と、憲法及び国民意識としての軍事行動に対する束縛である。

南シナ海は我が国の沿岸海域ではないという地理的事実は動かせない。冷戦下において我が国自衛隊がソ連太平洋艦隊を封じ込め続けた事実をもって、南シナ海の中国艦隊を封じ込めることができる、或いはオホーツク海のソ連原潜聖域を哨戒してきた事実をもって、南シナ海の中国原潜聖域を哨戒可能と論じることは誤りである。ソ連を封じることができたのは、アメリカの全面的な協力と在日アメリカ軍、強力なアメリカ海軍第7艦隊との連携があったからであり、何よりも我が国沿岸海域であったことによる。我が国の沿岸防衛とソ連海軍封じ込めは一体化していたのであり、南シナ海とは大きく異なる。アメリカはアメリカ海軍ではなく我が国の自衛隊による南シナ海哨戒活動を期待しているのである。

沿岸防衛と派遣艦隊による他国（しかも大国である）の封じ込めを両立できるほどの軍事力を我が国は持ち合わせていない¹⁷。それを可能とする自衛隊の増強政策と平時から南シナ海哨戒活動を実施する安全保障政策は恐らく国民の承諾を得ることはできないであろうし、承諾を得たとしても、予算・人員面から困難であろう。

さらに平時における南シナ海哨戒が可能となったと仮定しても、それは張子の虎に過ぎない。デメリットで検討したように、中国はいつでも自由にその虎が張子に過ぎないことを明らかにすることができるのである。忘れてはならないことは、西沙海戦・赤瓜礁海戦・MISCHIEF Reef・SCARBOROUGH Shoal と中国は実力行使による現状変更を繰り返してきている事実である。

つまり、軍事的に束縛のある我が国が、軍事的対立側面のある第三国間対立に深く関与することは容易に底が割れるため、避けなければならない。相手国にとっては容易に対処できる上に、我が国の国益を大きく損ねる結果を招来する可能性が高い。関与するに際してはその程度は慎重に見極められねばならず、いかなる場面においても非軍事局面に限定されることが関係諸国間で合意されていなければならない。極論すれば非軍事面においてのみの関与とするべきである。森は、我が国はパシフィック・パートナーシップや海上保安分野での能力向上といった取り組みで地域安定化勢力としてのプレゼンスを高めるべきであると論じている¹⁸。

我が国が軍事面での束縛を解くためには、ハード面のみならず、人員充足率といったソフト面に比重を置いての自衛隊特に海上自衛隊と航空自衛隊の大幅な増強と、他国間の紛争への直接介入を認める国民の合意、そして法的には憲法第9条の改正による軍事面における束縛解消、さらには国家財政の健全化が必須のことと思われ、それらの実現は短中期的にはあり得ないことと感じられる。

常設仲裁裁判所がフィリピンの一方的提訴の審理を開始する決定をしたことで、南シナ海島嶼領有権問題は国際司法機関を舞台にした平和的な解決への可能性が開かれつつあると見ることができる。そうであるならば、我が国は対中バランス極への関与目的を、国際司法機関への誘導とすることが有力な選択肢となる。

他に、対中バランス極への関与とは別に、アメリカが南シナ海で実施する「航行の自由作戦」に自衛隊が同行あるいは同調することが考えられる。フィリピンとベトナムへの直接の軍事的支援という踏絵とは無関係に、日米同盟の枠内で工夫や実施ができる行動であるが、派遣部隊への後方支援を含む現地展開能力や継続能力、何より中国側と不慮の事態に遭遇した場合の対処とその後の事態収拾等に関する検討が充分になされていなければならない、極めて高度な政治的判断に依らざるを得ない。2015年9月に成立した新安全保障関連法制は南シナ海での日米共同作戦行動も視野に入っている。具体的な想定は平時の共同パトロールであり、共同演習を名目とすることがありうる。「平時の米艦防護」が適用され、相互護衛の下での共同活動が可能である。米中衝突が発生し、「日本の平和と安全に重要な影響を与える事態」等の要件を満たせば政府の重要影響事態認定を経て、アメリカ軍への後方支援が可能となる。一方で、「航行の自由作戦」への参加に関する我が国の政策方

針は確定しておらず、官房長官は「計画はない」との消極論であるが、政府内には「人ごとではない」との積極論、さらにオーストラリアを加える構想もある。現実には新法制に
応じた部隊行動基準もなければ、「すでに能力的には飽和している」との政府高官の意見も
あり、防衛相は「今後の検討課題」と述べている¹⁹。

なお、東シナ海問題を考慮した場合、すでに検討したように中国が我が国に対する攻勢
を強める可能性は高く、我が国の現場対処は容易に飽和する。つまり我が国の現有能力は
「航行の自由作戦」への参加には不十分であり、Riskyな選択肢であると考えられる。

1 「海洋基本計画」平成 25 年 4 月 26 日閣議決定。

2 「6 月 1 日 日本財団、マレーシアに訓練艇引渡し (New Straits Times Online, June 2, 2006)」『海洋安全保障
情報月報』2006 年 6 月号、海洋政策研究財団、2 頁。「6 月 13 日 日本、インドネシアに巡視船 3 隻供与 (AFP, June
13, Jiji Press, June 15, and Kyodo News, June 15, 2006)」『海洋安全保障情報月報』2006 年 6 月号、海洋政策研究
財団、3 頁。「11 月 30 日 日本、インドネシア海上警察に 3 隻の哨戒艇引き渡し (The Jakarta Post, December 1, 2007)」
『海洋安全保障情報月報』2007 年 11 月号、海洋政策研究財団、4 頁。「1 月 6 日 日本など 4 カ国、インドネシアの
海上保安機関に支援申し出 (The Jakarta Globe, January 6, 2009)」『海洋安全保障情報月報』2009 年 1 月号、海洋
政策研究財団、8-9 頁。「1 月 12 日 フィリピン沿岸警備隊、日本から 10 隻の哨戒艇を調達へ (Asian Defense, January
12, 2013)」『海洋情報季報』創刊号、海洋政策研究財団、2013、14-15 頁。「7 月 27 日 日本、フィリピンに 10 隻
の巡視船を供与 (ИТАР-ТАСС, July 27, 2013)」『海洋情報季報』第 3 号、海洋政策研究財団、2013、46 頁。

3 「情報分析 解題 東シナ海及び南シナ海の安全保障環境概観」『海洋安全保障情報月報』2011 年 3 月号、海洋政
策研究財団、12-21 頁。

「情報分析 東アジア海域の戦略環境と南シナ海問題」『海洋安全保障情報月報』2011 年 8 月号、海洋政策研究財団、
16-31 頁。我が国の戦略として、「日米共同しての南シナ海のパワーバランスの安定化、日米安全保障体制を真の意
味の地域における公共財へ」「DOC しかない南シナ海で信頼醸成措置を促進」「南シナ海諸国に対して中国の圧力に
対抗しうる能力構築への支援」を提言していた。

4 久保信博、ティム・ケリー、グレッグ・トロード、マニエル・モガト、田巻一彦編「アングル：日本が強める南シ
ナ海への軍事関与、中国けん制の狙い」REUTERS ロイター、2015 年 3 月 16 日、
(<http://jp.reuters.com/article/topNews/idJPKBN0MC05320150316?sp=true> 16APR2015)。国防相会談でフィリピン
は日本に中古の P3C (探知装置や高度な情報通信機能などを備えて、潜水艦キラーと呼ばれる哨戒機) 供与を打診
したが合意に至らなかった。災害時などに航空機から救援物資を投下する技術や海上で他国艦船との突発的な衝突を
回避する共同訓練の実施を決定した。フィリピンは海洋防衛能力向上につながるあらゆるノウハウと装備品を日本に求
めている。他に、訪問部隊地位協定や南沙諸島に近いパラワン島の軍港周辺を日本が整備する案が検討されている。
フィリピン国防省広報官は「日本とフィリピンが一緒に助け合って海域の海上交通路を守るのは自然な流れ」と語っ
ている。また、我が国はベトナム治安機関に中古船 6 隻を供与する。さらに、潜水艦運用を支援するために潜水病治
療の研修を行っている。さらに日本政府関係者の動向としてマレーシア・シンガポール・インドネシア等と装備品の
輸出や共同開発に向けて協議をしていることと、「明文化された覚書があるわけではないが、南シナ海では米国と日
本、オーストラリアと一緒にあって、東南アジア諸国の能力構築を支援する。これが 3 か国の基本的な安全保障政策
だ」との日本政府関係者の話を引用している。さらにアメリカ海軍第 7 艦隊司令官が 2015 年 1 月のインタビューで
述べた「将来的に自衛隊が南シナ海で活動することは理にかなっている」との発言から、アメリカはさらに踏み込ん
で自衛隊による南シナ海の哨戒活動も期待している、と論じている。
国家間実行としてはその後、フィリピン軍が来日しての P3C 同乗研修や、フィリピンでの日比米共同演習、南シナ
海での日比共同演習等が実施されている。

5 Kotani, Tetsuo, “Geopolitics in Asia and Japan’s Maritime Strategy” in *Ocean Policy Studies*, Ocean Policy
Research Foundation, Vol.9, 2011, p.85-p.103

6 本沿革の記述については次の文献等を参照した。梶村徹「南シナ海電子海図と日本の関与」『季刊水路』146 号
Vol.37No.2、日本水路協会、2008 年 7 月、2-4 頁。「8 月 5 日 日本・フィリピン、戦略的パートナーシップを強化
(RSIS Commentaries, August 5, 2013)」『海洋情報季報』第 3 号、海洋政策研究財団、2013、49 頁。「日米豪防衛
相 南シナ海「深刻な懸念」」読売新聞、2015 年 5 月 31 日。「G7 首脳宣言の要旨」日本経済新聞、2015 年 6 月 9
日、(http://www.nikkei.com/article/DGXLASF08H6Q_Y5A600C1EE8000/10JUN2015)。

7 後藤乾一「新南群島をめぐる 1930 年代国際関係史」『社会科学討究』124 第 42 巻第 3 号、早稲田大学社会科学研

究所、1997年3月、328頁。我が国が新南群島の台湾編入を閣議決定したのは1938年12月23日である。外務省は「軍等ノ近隣諸国ニ与フヘキ機微ナル影響ニ鑑ミ」、ドイツとイタリアへは事前に、仏英米諸国には発表直後に理由を付して通告することとした。外務省発表は3月31日に行われ、4月18日に官報による公示がなされた。仏英米諸国の反発における共同歩調、特に仏英米三国間での政策調整の存在が指摘されている。

海野芳郎「1930年代における南沙群島（新南群島）の領有をめぐる日仏紛争」『政治経済史学』200、政治経済史学会、1983年1月、47頁、フランスへの通告状況がより詳細に述べられている。我が国とフランス間における南沙諸島領有権争いの経緯は同書に詳しい。

8 海上保安庁特殊警備隊 Special Security Team。小峯隆生『海上保安庁特殊部隊 SST』並木書房、2005。関西国際空港海上警備隊（フランスから我が国へのプルトニウム輸送を護衛した警乗隊を含む）をルーツとする、海上警備隊案における特殊部隊であり、設立に際してはアメリカ海軍特殊部隊 SEALs の指導を受けた。関西国際空港に常駐する。

9 鍛冶俊樹「海賊出没 南シナ海波高し！ハイテク駆使して略奪、宗教対立も絡み国際紛争の海に」『エコノミスト』2000年8月1日号、毎日新聞社、82-83頁。

10 北村淳「南シナ海への認識が甘すぎる日本の議論 人工島の出現で迂回航路も危険な状態に」JB PRESS、2015年6月4日、(<http://jbpress.ismedia.jp/articles/-/43933> 15JUN2015)。

11 大石英司「南シナ海危機は日本の存立危機事態ではない 日米共同パトロールはリスクが大きすぎる」東洋経済オンライン、2015年6月6日、(<http://toyokeizai.net/articles/-/72301> 15JUN2015)。

「南シナ海問題 期待集まる海自 P3C の哨戒活動、壁は航続時間」産経新聞、2015年5月31日、(<http://www.iza.ne.jp/kiji/politics/news/150531/plt15053120130010-nl.html> 25JUN2015)。海上自衛隊対潜哨戒機での南シナ海哨戒活動の非現実さを報じている。

12 山田吉彦『海洋資源大国 日本は「海」から再生できる 国民も知らない海洋日本の可能性』海竜社、2011、146頁。中国が日中中間線付近ガス田プラットフォームから東シナ海沿岸都市の寧波までパイプラインが引かれ、ガス精製基地が建設されたが大規模に稼働している兆候はない。

富坂聡『中国人民解放軍の内幕』文春新書、2012、79頁。豊富な海洋資源が東シナ海に眠っている、ということへの確信を中国側が持たなくなっている。実際、中国のガス田ではドリルが毎日作動していることが日本側の熱源探知によって確認されているが、一向にガスが出た形跡はない。

13 平松茂雄『中国はいかに国境を書き換えてきたか 地図が語る領土拡張の真実』草思社、2011、236頁。

14 「政府、中国のガス田開発に抗議 東シナ海に新拠点建設」産経ニュース、2015年7月7日、(<http://www.sankei.com/politics/news/150707/plt1507070011-nl.html> 13JUL2015)。中国のプラットフォーム数を2010年11月時点で4か所、2014年6月時点で6か所、2015年7月現在で12か所と建設中が4か所と報じている。

「中谷防衛相、東シナ海のガス田開発 中国の「軍事拠点化」可能性に言及」産経ニュース、2015年7月10日、(<http://www.sankei.com/politics/news/150710/plt1507100024-nl.html> 13JUL2015)。我が国政府の見解として中谷防衛相が、中国がそれらプラットフォームを「安全保障の観点から利用する可能性」「プラットフォームにレーダーを配備する可能性」を指摘し、「東シナ海における中国の監視、警戒能力が向上し、自衛隊の活動が従来よりも把握される可能性」に言及したことを報じている。

「中国、東シナ海に新施設…軍事拠点化の恐れ」読売新聞、2015年7月10日、(<http://www.yomiuri.co.jp/politics/20150710-OYT1T50144.html> 13JUL2015)。7月10日の衆議院平和安全法制特別委員会で中谷防衛相が「プラットフォーム（原文ママ）にレーダーを配備する可能性がある。空中偵察などのためヘリコプターや無人機の活動拠点として活用する可能性もある」と述べて安全保障上の懸念になりうるとの認識を示したことと併せて、自衛隊や海上保安庁の航空機で現場海域を定期的に監視しているが、新たなプラットフォームの数や場所、規模などについて我が国政府は今のところ明らかにしていないことを報じている。

「日中間、再び緊張高まる可能性…東シナ海新施設」読売新聞、2015年7月11日、(http://www.yomiuri.co.jp/politics/20150711-OYT1T50014.html?from=yartel_popin 13JUL2015)。防衛省幹部の「(2013年11月に中国が一方的に設定した尖閣諸島上空を含む防空識別圏の)空域を広くとり過ぎ、レーダーによる捕捉能力が追いついていなかった」とのコメントを引用し、プラットフォームのレーダー基地化と偵察ヘリコプターの運用から防空識別圏でのスクランブルによる威嚇が活発化する可能性を論じている。これらの発表後、我が国政府はプラットフォームの偵察写真を公開した。しかし報道されている運用実態に関して政府としての公式確認公表は避けられており、公表程度は安全保障上の機密や情報収集能力秘匿の観点から制限されている、と解される。

15 金子芳樹「ASEAN 諸国における権威主義体制の漸進的変化 マレーシア。シンガポール。ブルネイの場合」黒柳米司編著『「米中対峙」時代の ASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014、第4章 129-158頁。

16 「【タイ】自衛隊の南シナ海派遣に反対、日米中韓は調和のとれた関係構築をーシハサク駐日タイ王国大使」GLOBAL NEWS ASIA、2015年10月1日、(<http://www.globalnewsasia.com/article.php?id=2597&&country=2&&p=1> 01OCT2015)。

17 山本尚史、浅川公紀「南シナ海のシーレーン防衛における日本の役割」『東京家政学院筑波女子大学紀要』第1集、東京家政学院筑波女子大学、1997、57-71頁。1997年時点の分析ではあるが、アジア有数の防衛力を持つ我が国でも、単独で防衛可能なシーレーンは領域防衛の延長上である1000海里が限界であり、それ以遠はアメリカに期待している。南シナ海シーレーン防衛実現の枠組みとして最も現実的かつ有効であるのは日米豪協力によるものである。具体的には日本が対潜能力を、アメリカが防空・対艦対地能力を、オーストラリアが水上偵察能力を提供することである。アメリカ軍多忙時の予備的な枠組みとして日豪ASEANによる西太平洋同盟に意味がある。

18 森聡「南シナ海 開放的な海洋秩序を形成できるか」『外交』Vol.4、日本国外務省、2010年12月、142-151頁。

19 「自衛隊どう関与 新法制で「日米共同パトロール」構想も」産経ニュース、2015年10月27日、(<http://www.sankei.com/politics/news/151027/pl1510270067-nl.html> 29OCT2015)。

第5章 結論

第1節 明確化

特定の諸島に限らず、南シナ海島嶼領有権問題全てに見られることは、模糊とした曖昧さである。議論をするに際しても常に足元の不安定さがつきまとう。その曖昧さは何から感じられるのかといえば、多くの関係者や研究者が出している資料や文書にこそある。一つは地理的範囲が統一されていないことである。例えば南沙諸島の範囲は資料や文書によって実に様々なものがあり、それゆえに島嶼の数も大きな範囲で異なっている。さらに、領有権主張諸国が実効支配している島嶼と海域、有人状態としている島嶼、等の情報が共有されていないため、名前や位置が不明確であること。そして何より、国連海洋法条約で明らかにされている領有権を設定できる島嶼の定義を満足する島嶼と、満足しない、つまり領有権の設定自体ができないものとの区別が不明確であることが本問題を必要以上に混乱させていると思われる。つまり、国連海洋法条約第121条の定義に合致しないものに対してされている領有権主張はそもそも無効であるにもかかわらず、それを分類して証することができないのである¹。

Beckman は、領有権主張諸国は主張するに際して次の3つの措置を実施するべきであると述べている²。

- ① 200海里EEZ主張国は地図や座標リストで自国EEZの外縁と基線を公示するべきである。
- ② 領有権主張国は主張する島嶼の名前と位置を特定して明らかにするべきである。
- ③ それら島嶼がEEZと大陸棚を有すると主張するなら、地図や座標リストで該当島嶼・EEZ・大陸棚を公示するべきである。

そして、南沙諸島の島嶼や岩礁約170か所のうち、条約121条の定義に合致するものは25%以下であるという。

ここで本論第3章の表1から、国連海洋法条約で低潮高地ではなく、島もしくは岩と判断できる可能性があるもの（満潮時でも水面下に没しない）を南沙諸島に限って抽出すると、実効支配国別に次のようになる。

フィリピン

- ① NORTH EAST Cay（北子礁） 海拔 3.2m
- ② THI-TU Island（中業島） 海拔 3.4m
- ③ LOAITA OR SOUTH Island of HORSBUNG（南鑰島） 海拔 1.8m

- ④ LAMKIAM Cay (楊信沙洲) 高潮時にも露出
- ⑤ WEST YORK Island (西月島) 椰子林あり
- ⑥ NA(N)SHAN Island (馬歡島) 海面上 2.4m
- ⑦ FLAT Island (費信島) 海面上 1.8m
- ⑧ JACKSON Atoll (五方礁) 五方頭・五方北・五方西の3か所が露出
- ⑨ ALICIA ANNIE Reef (仙娥礁) 満潮時でも若干の岩礁が露出
- ⑩ FIRST THOMAS Shoal (信義暗沙) 満潮時でも若干の岩礁が露出
- ⑪ COMMODORE Reef (司令礁) 海拔 0.6m の砂州と海拔 0.3m の岩礁

ベトナム

- ① SOUTH WEST Cay (南子礁) 海拔 3.9m
- ② SANDY Cay (敦謙沙洲) 海拔 4.5m (2.5m との説もあり)
- ③ NAMYIT (NAMYIL) Island (鴻庥島) 海拔 6.1m
- ④ DISCOVERY GREAT Reef (大現礁) 満潮時も一部岩礁が露出
- ⑤ SIN COWE Island (景宏島) 海拔 3.7m
- ⑥ EAST (LONDON) Reef (東礁) 一部は高潮時も露出
- ⑦ SPRATLY Island (南威島) 海面上 2.4m
- ⑧ AMBOYNA Cay (安波沙洲) 海拔 2.7m (2.4m との説もあり)
- ⑨ BARQUE CANADA Reef (柏礁) 東北端に海拔 1.8m の岩礁
- ⑩ LIZZIE WEBER (立威島) 海拔 4.6m の単柱石

マレーシア

- ① INVESTIGATION Shoal (榆亜暗沙) 西部に満潮時露出の礁頭あり
- ② ERICA Reef (簸箕礁) 東側岩礁は満潮時でも露出する
- ③ SWALLOW Reef (彈丸礁) 東部は海拔 1.5-3m 南部も若干の岩礁が露出
- ④ ROYAL CHARLOTTE Reef (皇路礁) 東南部は海拔 0.6-1.2m
- ⑤ LOUISA Reef (南通礁) 海拔 1.2-1.8m

中国

- ① CUARTERON Reef (華陽礁) 北側に海拔 1.2-1.6m の岩礁が露出

台湾

- ① ITU ABA Island (太平島) 海拔 2.8m (4.3m 説もあり)

実効支配者不明もしくは無主

- ① 双黄沙洲 高潮時にも露出
- ② WESTERN OF FLORA TEMPLE Reef (福祿寺礁) 一部礁頭が水面露出

- ③ SABINA Shoal (仙賓暗沙) いくつかの高く狭い岩礁が突出
- ④ LIVOCK Reef (三角礁) 満潮時も露出
- ⑤ INVESTIGATOR NORTH EAST Shoal (海口暗沙) 西側の珊瑚礁が海面上に高く出ている
- ⑥ MARIVELES Reef (南海礁) 礁内に 1.5m 高さの沙洲あり (マレーシアもしくはベトナム)

第3章の表1で掲載した南沙諸島の低潮高地や水面下環礁を含む島嶼(名称がついているもの)の数は約130であり、上記抽出数は34であるので、Beckmanのいう25%に近似する。但し表1は名称・位置・実効支配国の記載が不統一な複数の資料から筆者が編集したものであり、中立機関による厳格な科学的地理調査によるデータではないことに留意が必要である。

また、南シナ海において国連機関による沿岸動植物調査が実施されているが、沿岸諸国の本土海岸線に留まり、4諸島は調査範囲に含まれていないのが実情である。漁具や漁法による珊瑚礁等への悪影響が調査結果として指摘されており、4諸島での調査が望まれるところである³。

そもそもの主張基盤が不明確である状況を解決しなければ何も始まらないのではないかと思われる。この調査は関係諸国合同で、或いは中立の国際的第三者機関でなされる必要があると考えられるが、中国と台湾が九段線・十一段線の主張を堅持し続ける限り、実現することもないはずである。

そこで、全島嶼の位置と名前の確定と、国連海洋法条約第121条の定義上の判断を実施するための全島嶼実地調査の実施と、その結果を受け入れて共有することを中国と台湾を含む領有権主張全諸国が合意する必要があるだろう。もちろん、条約解釈の統一も含まれることになる。現実的には中国をテーブルに着かせて、真摯な態度をとらせるための戦略が必要となる。

第2節 バランス・オブ・パワー戦略へ

南シナ海島嶼領有権問題の混迷は、中国と近隣諸国の交渉が、国力と国家基本戦略の差異を背景にした、対等とは言えない現状にあるといえよう。つまり中国と対等の交渉を実現することが対中バランス極の最低限の目標であり、その極を形成することが地域内での対中戦略の有力な選択肢となる。

第 1 項 一国覇権戦略の抑制

南シナ海島嶼領有権問題が好転しない最大の原因は中国と台湾の一国覇権戦略（華夷秩序思想）であり、それを抑えることができない限り交渉の場は真摯なものとはならない。つまり、一国覇権戦略を抑えることのみが南シナ海に自由と安定をもたらすと言ってよい。地域超大国である中国の地域覇権戦略がアメリカの世界覇権に挑む世界覇権戦略の一翼である以上、地域諸国にとってその抑止は容易なものではない。

アメリカの国力低下と対テロ戦争の継続は、アジアに力の空白を生じさせ、中国の地域覇権戦略の進展を容易にさせた。フィリピンとベトナムの求めでアメリカのアジア回帰はわずかずつ進み、さらに世界覇権への挑戦の過程として、南シナ海を原潜聖域化してアメリカとの MAD 戦略による二極覇権を目指す中国の大戦略の具体化が明瞭になるに至り、アメリカは漸く 2015 年に「航行の自由作戦」で直接介入を開始した。

アメリカの行動は直接的には中国の恣意的な国際法解釈に対抗するものであり、フィリピンやベトナムとの共同行動ではない。さらにアメリカは、領有権問題自体には中立を維持することを明確にしており、地域覇権を直接的に左右するものではない。あくまでも「航行の自由」が保証され、アメリカ軍の行動の自由が確保されれば良いのであって、九段線内島嶼全ての領有権が中国に帰することになってもそれ自体には介入しないということである。フィリピンやベトナムの目的とアメリカの目的は大きく異なるので、フィリピンやベトナムが、アメリカにバンドワゴンすることによって南シナ海島嶼領有権問題で中国に対抗できると考えることは間違いである。しかし、アメリカが中国の世界覇権戦略に抗する姿勢を言動で明らかにした以上、その一翼であるアジア覇権戦略にも抑止のベクトルが働くことになる。つまり、フィリピンやベトナムをはじめとする ASEAN 側の南シナ海島嶼領有権問題当事諸国は非常に強力な支援という効果を享受できる。言い換えれば、海洋アジアにおける中国の覇権に対抗・抑止する方法として、アメリカが地域を超えた部分を担い、地域諸国は地域内抑止を担うという役割分担の構造が成立し得るということである。

アメリカは「航行の自由作戦」に我が国やオーストラリアの参加を望んでいる様子がある。アメリカはその国力や軍事力展開の現状から、南シナ海において単独で中国への抑止を継続し続けることは非常に困難であると言わざるを得ない。これはアメリカの覇権戦略単独では中国の覇権戦略への対峙に限界があることを示しているといえる。また、我が国は本論第 4 章で検討したように能力面と法制面で「航行の自由作戦」への全面的な協力は難しく、オーストラリアも南シナ海への距離と軍事能力から協力可能性は限定的にならざるを得ない。結局のところ、南シナ海島嶼領有権問題で中国の領有権主張に対抗したい、或いは中国の地域覇権を回避したい地域諸国は、多極化戦略での抑止つまり対中バランス極を形成して地域内抑止を果たす自助努力が必要である。

第2項 バランサーによる対抗

南シナ海島嶼領有権主張国である ASEAN 側 4 か国が協調するのみでは、中国の膨張を抑えることはできない。国力の差からもそれは明らかである。中国を抑止できる力を持った国による強い支援と類似問題を抱える域外国との連携が必要である。前者のうち、軍事力としてはアメリカが、経済力としてはアメリカと我が国が当てはまる。後者としてはインドやブータン、我が国が当てはまる。両者に当てはまり且つ南シナ海の自由と安定の面で利害を共有するのは我が国のみであり、本論第4章で論じたように、我が国がイニシアチブをとって対中バランス極を形成することは必然ともいえる。このバランス極が有効に機能することによって、中国と台湾を真摯な交渉の席に着かせることができよう。そこで初めて「対等の立場での海洋境界画定交渉」という最終目標へ向けて、「全ての前提となる全島嶼共同実地調査と島嶼定義判断」や各国の行動に対する実効力を伴った合意である「COC」、または「集団提訴を排除しない国際司法機関の活用」へと進むことが可能となる。なお、国際司法機関に集団提訴によって海洋境界画定を委ねる場合には、同機関の審理における必要性から全島嶼実地調査と島嶼定義判断がなされるものと思われる。

第3項 バランサーの要としての日本

対中バランス極への我が国の関与は、本論第4章で論じたとおり非軍事的分野に限定したものでなければならない。つまり、軍事分野を含む対中バランス極へ非軍事限定の制限的な関与をするか、非軍事的な対中バランス極のイニシアチブをとるかの選択肢となる。フィリピンやベトナムがどちらを指向するかがその選択判断を左右する。

フィリピンによる中国を相手取っての一方的提訴の審理開始を常設仲裁裁判所が決定したことは、アメリカによる「航行の自由作戦」と並び、南シナ海島嶼領有権問題における大きな転機となるはずである。ベトナムとインドネシアはフィリピンに倣って国際司法機関の利用による対中抑止を検討しており、アメリカやドイツをはじめとするヨーロッパも国際司法機関を利用すべきことを公言しており、我が国の海洋戦略とも完全に一致する。ゆえに、我が国は非軍事的な、言い換えれば経済面と民主主義性向かつ非好戦的な政治面を共有する対中バランス極をアジアに形成するイニシアチブをとることが望まれるのである。そしてそのバランス極の南シナ海島嶼領有権問題における目的は「国際司法機関への集団提訴」である。南シナ海における全島嶼の領有権と領海・EEZ・大陸棚の画定までを国際司法機関の決定に委ねることの実現に他ならない。

最後に、我が国と中国の海洋戦略を比較検討しておく。我が国と中国の海洋戦略は共に自国の国益に寄与する点で正当である。我が国の海洋戦略はバランス・オブ・パワー戦略に近く、中国は一国覇権戦略に他ならない。つまり我が国の海洋戦略は国際協調性が高く、中国の海洋戦略は排他独善性が高い。覇権戦略とバランス・オブ・パワー戦略は対極に位

置し、対立する。従って我が国の海洋戦略と中国の海洋戦略は対立し、国際連携と中国の対抗が必然的に導かれる。具体的には、東南アジアに対中バランス極を誕生させることが我が国の国益に資する。そしてそれが東シナ海問題の大きな一手ともなる。アジアの自由と安定のために、我が国はバランス・オブ・パワー戦略の旗幟とその旗手としての存在を一層鮮明にすることが望まれる。

第3節 地域諸国の自決

本論では、中国の覇権戦略に対抗するために対中バランス極が東・東南アジアに誕生する必要性を論じたが、あくまでもその前提は、中国の周辺諸国が中国の覇権戦略を受け入れないということである。経済面や安全保障面など、理由は何であれ、中国の周辺諸国が中国の覇権戦略を受け入れるのであれば、そもそも対中バランス極形成の必要性はないのである。その場合、南シナ海島嶼領有権問題は中国の主張に沿って速やかに解決を迎えることになると思われる。領海・EEZ・大陸棚の設定は国連海洋法条約に則して修正されるべきではあるが、中国は周辺諸国から九段線海域における優先的な管轄権を認められることになろう。アメリカは、領海内の「無害航行」とEEZでの「航行の自由」原則の軍艦への適用を巡って中国と対立を続け、我が国は、領海内の「無害航行」とEEZでの「航行の自由」原則によって南シナ海における国際商業航路の安全が保たれる限り、南シナ海島嶼領有権問題に関与する理由はないということになる。

¹ 桜井宏之「南沙諸島をめぐる中国の真意」『エコノミスト』臨時増刊1997年1月27日号、毎日新聞社、64頁。
竹下秀邦「南沙諸島と中国の態度」『国際経済論集』第4巻第1号、常用学園浜松大学国際経済学部、1997年6月、15-34頁。西沙・南沙諸島の島嶼データを検討している。国連海洋法条約の島の定義に合致する島は多く見積もって西沙諸島で15から18島、南沙諸島で9島+4砂州としている。

Gjetnes, Marius, "The Spratlys: Are They Rocks or Islands?", in *Ocean Development & International Law*, Vol.32, No2, Taylor & Francis, 2001, p.191-p.204. 南シナ海4諸島の島嶼(約150か所と前提)を島か岩かを検討し、最終的には国際司法機関を利用することを考えるべきと論じる。

「南シナ海人工島、施設建設を続行 中国「埋め立て完了」」朝日新聞デジタル、2015年11月18日、
(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20151118-00000004-asahi-int> 18NOV2015)。中国は南沙諸島の島嶼数を49と判断しているようである。中国の実効支配岩礁が7、周辺3か国に不法に占拠されている岩礁が42という。7か所は中国の人工島建設箇所数と同じである。周辺3か国がフィリピン、ベトナム、マレーシアとすれば、台湾が実効支配するITU ABA Islandは42か所に入っていないということになり、合計は50島嶼と認識している可能性もある。

² 上野英詞「東アジア海洋圏をめぐるパワーゲーム」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013、89-90頁。
Beckman, Robert, "The South China Sea Disputes: How Countries Can Clarify Their Maritime Claims-Analysis," *Eurasia Review*, August 8, 2012, (<http://www.eurasiareview.com/08082012-the-south-china-sea-disputes-how-countries-can-clarify-their-maritime-claims-analysis/> 16NOV2015)。

³ Vo, Si Tuan / Pernetta, John C. / Paterson, Christopher J., "Status and trends in coastal habitats of the South China Sea", in *Ocean & Coastal Management*, Elsevier, 2013, p.1-p.11.

あとがき

南シナ海島嶼領有権問題は解決に向かうどころか、緊張感を増すばかりであったが、遂に雲が切れて、一筋の光が差そうとしている。それは 2015 年 10 月 29 日に常設仲裁裁判所がフィリピンの一方的提訴に対する審理開始を決定したことである。中国の強硬な排他的態度が呼び込んだ結果ともいえ、皮肉である。本論で述べたように、仲裁裁判判決がフィリピンの勝利となった場合でも、中国が判決の無視を公言している限り、判決が直接的に南シナ海の実情を好転させる可能性は低いと思われる。しかし、九段線主張の有効性或いは無効性や、島嶼の位置付けといったものが国際法に基づいて判決される。ベトナムが既にこの仲裁裁判に関与しており、マレーシアやインドネシアも大きな関心を寄せていることは重要である。アメリカやドイツなどの欧米諸国も審理決定を歓迎しており、中国の意向に関わらず、国際社会が判決を受け入れて統一的な法的解釈として共有することは間違いなく、それによって南シナ海島嶼領有権問題は次の段階に入ることとなる。

島嶼の位置付けは国連海洋法条約に基づいて判定されることになるはずであるが、その過程で仲裁裁判所が島嶼の科学的現地調査を実施することが望まれる。それは南シナ海島嶼領有権主張国全ての実効支配根拠を揺るがすことになるはずだからである。国連海洋法条約に基づいた誠実な領有権と海域設定の主張に統一されることで、南シナ海島嶼領有権問題は解決に大きく近づくこととなろう。言い換えれば、これまで各国が主張している領有権は国際法に照らして正当な位置付けが確認されていない島嶼や礁、浅い海底等に対して行われているものであり、冷静さを欠いた感情的な主張と衝突と言え、多くは空虚な砂上の楼閣であると言い換えることもできるのである。

中国と「前向き」で「協調的」で「対等」で「真摯」な協議を「開始」し「継続」し「合意」に至るための国際状況として、本論では対中バランス極によるバランスングが有効であると論じた。そのバランス極は我が国の関与が必要であるが、我が国の関与は制限的であるべきとも結論した。

しかし、政策実行の推移を観察すると、我が国は、非軍事的な対中バランス極のイニシアチブをとることや、軍事分野を含む対中バランス極へ非軍事限定の制限的な関与をすることではなく、軍事分野を含む対中バランス極へ無制限の関与をする方向に舵を切っているように見える。2015 年 4 月に海上自衛隊の練習艦隊 2 隻がベトナムのダナンに寄港し、ソマリア沖アデン湾への派遣海賊対処行動より帰途の海上自衛隊 P3C 哨戒機が 5 月 14 日から 15 日にかけてダナンに立ち寄った¹。2015 年 6 月 21 日から同月 27 日までの間、フィリピンのパラワン島で行われた日比共同訓練において、3 名のフィリピン軍人を同乗させた海上自衛隊の P3C 哨戒機が、23 日と 24 日にフィリピン空軍機と編隊を組んで南シナ海での哨戒飛行訓練を行った²。アメリカが「航行の自由作戦」を開始した後の 2016 年 1

月 10 日には、我が国政府が、今後のソマリア沖アデン湾からの帰還飛行経由地として、海上自衛隊 P3C 哨戒機にフィリピン・ベトナム・マレーシアを利用させて防衛交流を進めると共に、南シナ海上空を飛行させる方針を固めたことが報じられた³。さらに 2016 年 3 月 6 日の報道では、海上自衛隊が練習航海として 2016 年 4 月に練習用潜水艦 1 隻をフィリピンのスービック湾へ寄港させる方針を固めたという⁴。これらはいずれも中国への牽制意図を指摘されている。我が国政府はアメリカの「航行の自由作戦」と連携を取ろうとしているものと思われる。しかし本論で論じたように、中国の行動次第で我が国の限界が容易に露呈する可能性が高い軍事分野で関与を深めることは、国益を損ねるリスクを増すことと考えられる。我が国政府は共同訓練や帰還ルート調整といった名目で、徐々に関与を深めていくものと思われるが、常に慎重でなければならない。筆者には、我が国の民意が東シナ海ではない南シナ海での軍事衝突リスクを受け入れる準備をしている、とは感じられないのである。

本論締め切り間近の 2016 年 3 月 3 日の我が国の報道によると、フィリピンの実効支配地と判断されている南沙諸島の JACKSON Atoll に、中国の公船とみられる中国船 5 隻が 2016 年 2 月から常駐してフィリピン漁船を排除しているという⁵。これが事実であれば、MISCHIEF Reef 事件と SCARBOROUGH Shoal 事件に続く、中国の実力行使による占拠領域拡大行動ということになる。これと同時期である 3 月 2 日、アメリカは中国に「特定の行動は特定の影響を招く」として「南シナ海の軍事化追及」に対する警告を発し、3 月 4 日にアメリカ国防総省は、アメリカ海軍第 7 艦隊の旗艦「LCC-19 BLUE RIDGE」がマニラに寄港していることと、原子力空母「CVN-74 JOHN C. STENNIS」を旗艦とする CSG が南シナ海で警戒・監視活動を行っていることを明らかにした。2016 年 1 月に「航行の自由作戦」が西沙諸島でも実施されたことや、CSG の南シナ海での展開を受けて、中国は「南シナ海の軍事化を激化させているのはアメリカである」と反論している⁶。アメリカの言動が JACKSON Atoll の状況を反映してのものかどうかは報じられていないが、「LCC-19 BLUE RIDGE」のマニラ在泊という事実からは関連があるものと推測されよう。

2016 年は、台湾では親中派と言われてきた国民党から現状維持派とされる民進党への政権交代があり、アメリカでは大統領選挙が行われる。我が国では参議院選挙が実施される。一方で、北朝鮮は挑発的な言動の過激さを増してアメリカ軍のアジア展開を促進している。また、中国は国内の景気後退が政策決定を束縛して、その結果、対外的な言動が強硬化する可能性が懸念される。さらに、常設仲裁裁判所がフィリピンの一方的提訴において九段線の法的判断を含む判決を出す可能性がある。つまり、各国が海洋アジアへ及ぼす影響はそれぞれの内政事情によって常に流動的ではあるが、2016 年はその予測が非常に困難な年になるといえよう。

現実として、南シナ海においては島嶼領有権問題よりも制海権をめぐる米中直接対峙、つまり米中覇権争奪戦の舞台が急速に整いつつあると観察される。論理的には島嶼領有権問題とは切り離されているアメリカの制海権防衛戦ではあるが、実際効果としては ASEAN 側 4 か国の主張を背負っての言動となっていることは否定できない。しかし、ア

アメリカがそれら諸国から対中対応と島嶼領有権問題の解決を一任されているわけではなく、南シナ海沿岸諸国の自決権が尊重されるべきことには変わりがないはずである。米中直接対峙の中で、それら諸国が指向しつつある「国際司法機関の活用」が軽視されるような状況が構築されることは、決して望ましいことではない。

1 「海自 P3C がベトナム訪問 中国けん制か」産経ニュース、2015 年 5 月 14 日、
(<http://www.sankei.com/world/news/150514/wor1505140023-nl.html> 12JAN2016)。

2 「海自 P3C 機、南シナ海上空を飛行 フィリピン軍と共同訓練 連携の強さ誇示」産経ニュース、2015 年 6 月 23 日、(<http://www.sankei.com/world/news/150623/wor1506230017-nl.html> 12JAN2016)。

3 「海自哨戒機、南シナ海飛行拡大へ…中国をけん制」読売新聞、2016 年 1 月 10 日、
(<http://www.yomiuri.co.jp/politics/20160109-OYT1T50140.html> 12JAN2016)。ソマリア沖アデン湾への派遣海賊対処行動を継続する理由が増えたと見ることもできよう。

4 「海自潜水艦がフィリピンへ 中国牽制が狙いか」産経ニュース、2016 年 3 月 6 日、
(<http://www.sankei.com/smp/west/news/160306/wst1603060041-s.html> 06MAR2016)。

5 「南シナ海で中国が新たな海域占拠か ジャクソン環礁で比の漁船追い払う」産経新聞、2016 年 3 月 3 日、
(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20160303-00000028-san-cn> 06MAR2016)。

6 「中国の南シナ海軍事化、何らかの影響招く=米国防長官」ロイター、2016 年 3 月 2 日、
(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20160302-00000013-reut-cn> 06MAR2016)。「南シナ海情勢 米海軍の大艦隊が中朝と対峙 「見たことのないほど多く」の中国軍艦艇が接近監視」産経新聞、2016 年 3 月 5 日、
(http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20160305-000000512-san-n_ame 06MAR2016)。「米空母打撃群、南シナ海に展開 周囲に中国艦船」CNN.co.jp、2016 年 3 月 5 日、(<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20160305-35078993-cnn-int> 06MAR2016)。

参考引用文献目録

日本語文献

- 相川宏「中国の南シナ海戦略—海域諸島の覇権をめぐる—」『海外事情』43(12)、拓殖大学海外事情研究所、1995年12月
- アイリーン・サン・パブロ・バビエラ「南沙諸島紛争とフィリピンの対中外交 2 国間協議で長期的解決に重点」『世界週報』80(38)、時事通信社、1999年10月19日
- 秋元一峰「東アジア海洋圏の戦略構造か—その地政学的考察—」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013年
- 秋元一峰「新たな海洋秩序に向けて—安全保障環境の安定化のための羅針盤—」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013年
- 秋元一峰「南シナ海の航行が脅かされる事態における経済的損失—”Offshore Control”戦略の再考察とシーレーン安全保障への提言—」『海洋情報季報』第6号、海洋政策研究財団、2014年
- 麻田貞雄編訳『マハン海上権力論集』講談社学術文庫、2010年
- 阿部純一「東アジア国際政治ゲームをめぐる中国の対応—朝鮮半島、台湾海峡、南シナ海—」『東亜』361、霞山会、1997年8月
- 阿部純一「南シナ海の聖域化を目指す中国の海軍力と核ミサイル」『エコノミスト』2012年12月4日特大号、毎日新聞社
- アルフレッド・T・マハン著 北村謙一訳『マハン海上権力史論』原書房、2008年
- 飯田将史「南シナ海問題における中国の新動向」『防衛研究所紀要』10(1)、防衛省防衛研究所、2007年9月
- 飯田将史「南シナ海で強硬姿勢に転じる中国」『東亜』530、霞山会、2011年8月
- 石川憲二『海底資源 海洋国日本の大きな隠し財産』オーム社、2012年
- 石田収「中国の対外発展戦略について」『筑波学院大学紀要』第3集、筑波学院大学、2008年
- 石田収「青い領土を求めて—非軍事的側面からみた中国の海洋発展戦略」『筑波学院大学紀要』第7集、筑波学院大学、2012年
- 石津朋之・永末聡・塚本勝也編著『戦略原論 軍事と平和のグランド・ストラテジー』日本経済新聞出版社、2010年
- 石山永一郎「ASEAN に学び創造的外交の再生を—南シナ海の現状と紛争回避の枠組み」『世界』838号、岩波書店、2013年1月
- 井尻秀憲「荒れる南シナ海と米中衝突の可能性」『中央公論』127(15)、中央公論新社、2012年11月
- 稲田十一「新興ドナーとしての中国の台頭と東南アジアへの影響」黒柳米司編著『「米中対峙」時代のASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014年
- 岩崎繁美「南シナ海及び東シナ海における中国の武力行使等に関する一考察」『防衛学研究』第16号、防衛大学校防衛学研究会、1996年10月
- 上野英詞「東アジア海洋圏をめぐるパワーゲーム」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013年
- 浦野起央「南シナ海の安全保障と戦略環境（一）」『政経研究』第49巻第1号、日本大学、2012年6月30日
- 浦野起央「南シナ海の安全保障と戦略環境（二・完）」『政経研究』第49巻第2号、日本大学、2012年9月25日
- ウリセス・グラナドス・キロス『共存と不和—南シナ海における領有権をめぐる紛争の分析、1902-1952年』松籟社、2010年

- ウリセス・グラナドス・キロス「南沙諸島をめぐる領土紛争 問われる中国の対応」『世界』816号、岩波書店、2011年3月
- 海野芳郎「一九三〇年代における南沙群島（新南群島）の領有をめぐる日仏紛争」『政治経済史学』200、政治経済史学会、1983年1月
- 大石英司「南シナ海危機は日本の存立危機事態ではない 日米共同パトロールはリスクが大きすぎる」東洋経済オンライン、2015年6月6日
- 王子天徳「戦争による領土の変更—台湾領有権の法的根拠を中心に—」『横浜商大論集』30(2)、横浜商科大学、1996年12月20日
- 大西公照「領域主権とその変動」『大東法学』創刊号、大東文化大学、1974年05月01日
- 小笠原高雪「中国と対峙するベトナム 関与と均衡の二重戦略」黒柳米司編著『「米中対峙」時代のASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014年
- 奥山真司「古典地政学の理論と東アジアの安全保障構造」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013年
- 小倉貞男「Clio Library 36 西沙・南沙諸島」『世界』第602号、岩波書店、1994年12月
- 河鎌洙「「竹島紛争」再考—領域権限をめぐる国際法の観点から—」『龍谷法学』第32巻第2号、龍谷大学、1999年9月20日
- 海洋政策研究財団編『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013年
- 鍛冶俊樹「特集二〇〇〇年国際危険地帯 日本経済揺るがす紛争地帯」『エコノミスト』2000/1/4・11迎春合併号、毎日新聞社、2000年1月11日
- 鍛冶俊樹「海賊出没 南シナ海波高し！ハイテク駆使して略奪、宗教対立も絡み国際紛争の海に」『エコノミスト』2000年8月1日号、毎日新聞社、2000年8月1日
- 加治康男「南沙諸島をめぐる石油資源争奪と「対テロ戦争」—米メジャー、中国抱き込みでつばぜり合い」『世界』769号、岩波書店、2007年9月
- 梶村徹「南シナ海電子海図と日本の関与」『季刊水路』146号 Vol.37No.2、日本水路協会、2008年7月
- 勝股秀通「解説スペシャル 中国台頭 東アジア海洋秩序の危機」読売新聞、2015年2月12日 12版
- 金子秀敏「保釣運動とは何か 尖閣から南シナ海へ埋め込まれた冷戦の影」『世界』816号、岩波書店、2011年3月
- 金子芳樹「ASEAN 諸国における権威主義体制の漸進的変化 マレーシア。シンガポール。ブルネイの場合」黒柳米司編著『「米中対峙」時代のASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014年
- 金谷治訳注『新訂 孫子』岩波文庫、2012年
- Kaplan, Robert D., 奥山真司訳『南シナ海 中国海洋覇権の野望』講談社、2014年
- カール・セイヤー「NO, CHINA ISN'T RECLAIMING LAND それは「埋め立て」ではない」『Newsweek 日本版』第30巻26号、CCCメディアハウス、2015年7月7日
- 川中敬一「海洋をめぐる中国の戦略的構造—“天下”に抱かれる海洋—」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013年
- 菊池努「インド太平洋の地域秩序と地域制度、スイング・ステーツ インド、インドネシア、ASEAN」黒柳米司編著『「米中対峙」時代のASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014年
- 北村淳「南シナ海への認識が甘すぎる日本の議論 人工島の出現で迂回航路も危険な状態に」JB PRESS、2015年6月4日
- 木村英亮「北方領土についてのノート」『横浜国立大学人文紀要』1986年10-12月、横浜国立大学、1986年
- 日下公人『人間はなぜ戦争をするのか』三笠書房、2000年
- 久保信博、ティム・ケリー、グレッグ・トロード、マニエル・モガト、田巻一彦編「アングル：日本が強める南シナ海への軍事関与、中国けん制の狙い」REUTERS ロイター、2015年3月16日
- 黒岩幸子「千島列島における第一のトポスの盛衰について—「北方領土」と千島—」『総合政策』第6

- 卷第1号、岩手県立大学、2004年
- 後藤乾一「新南群島をめぐる一九三〇年代国際関係史」『社会科学討究』124第42巻第3号、早稲田大学社会科学研究所、1997年3月
- 小原凡司「2015年・中国国防白書 拡大する海軍、空軍の活動」WEDGE Infinity、2015年6月3日
- 小原凡司「一隻の米イーゼス艦の出現で進退極まった中国」ニューズウィーク日本版、2015年10月29日
- 小峯隆生『海上保安庁特殊部隊SST』並木書房、2005年
- 佐伯健太郎「南シナ海の行動規範—草案策定めぐるASEAN・中国の思惑—」『軍縮問題資料』232号、宇都宮軍縮研究室、2000年2月
- 桜井宏之「南沙諸島をめぐる中国の真意」『エコノミスト』臨時増刊1997年1月27日号、毎日新聞社
- 佐藤考一「南シナ海をめぐる国際関係—台頭する「中国脅威論」とASEAN」『国際問題』403号、財団法人国際問題研究所、1993年10月
- 佐藤考一「スプラトリー諸島問題とマレーシア」『東亜』No.380、霞山会、1999年2月号
- 佐藤考一「南シナ海紛争と中国」『海外事情』59(4)、拓殖大学海外事情研究所、2011年4月
- 佐藤考一『「中国脅威論」とASEAN諸国 安全保障・経済をめぐる会議外交の展開』勁草書房、2012年
- 佐藤考一「アメリカのアジア回帰と南シナ海紛争の新局面」『東亜』545、霞山会、2012年11月
- 佐藤考一「米中対峙下の南シナ海紛争」黒柳米司編著『「米中対峙」時代のASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014年
- 佐藤甫「アセアン相互依存の深化—ミャンマーの早期加盟をめぐる—」『九州産業大学商経論叢』38(2)、九州産業大学、1997年9月30日
- 佐藤義明「ASEANの制度化：国際組織法の観点から見たASEAN憲章」地域主義比較プロジェクト、東京大学、2007年12月17日
- 重政公一「アセアンによる信頼醸成措置構築の政治過程—南シナ海問題を中心に—」『NUCB journal of economics and information science』49(2)、名古屋商科大学、2005年3月
- 清水学「経済危機後のアセアンの模索—モデルとしてのARFとAFTA—」『宇都宮大学国際学部研究論集』第11号、宇都宮大学、2001年
- Jakobson, Linda / Knox Dean 共著、辻康吾訳『中国の新しい対外政策 誰がどのように決定しているのか』岩波現代文庫、2011
- 庄司智孝「ブリーフィング・メモ；ASEAN憲章—共同体形成の礎として」防衛省防衛研究所、2007年04月
- 庄司智孝「ブリーフィング・メモ；ASEANと南シナ海問題—2011年前半の動きを中心に—」『防衛研究所ニュース』155号、防衛省防衛研究所、2011年6月
- 庄司智孝「南シナ海の領有権問題—中国の再進出とベトナムを中心とする東南アジアの対応—」『防衛研究所紀要』第14巻第1号、防衛研究所、2011年12月
- 白石隆『海の帝国 アジアをどう考えるか』中公新書、2000年
- 白石隆「中国の外交攻勢と東アジア国際関係の変容」nippon.com、2012年08月13日
- ジョセフ・S・ナイ・ジュニア、デイヴィッド・A・ウェルチ著 田中明彦・村田晃嗣訳『国際紛争 原書第9版 理論と歴史』有斐閣、2013年
- 杉谷滋「日本と東南アジア—その歴史のかかわり—」『経済学論究』43(3)、関西学院大学、1989年10月25日
- 鈴木勝比古「南シナ海の紛争—平和解決の探究」『季刊中国』108号、季刊中国刊行委員会、2012年
- 鈴木早苗「南シナ海問題をめぐるASEAN諸国の対立」日本貿易振興協会アジア経済研究所、2012年07月
- 戦略研究学会編『戦略論大系⑦毛沢東』芙蓉書房出版、2004年
- 竹内孝之「南シナ海と尖閣諸島をめぐる馬英九政権の動き」日本貿易振興協会アジア経済研究所、2012

年10月

- 竹下秀邦「南シナ海の発火点、西沙・南沙群島は誰のものか 中国とベトナム・ASEAN 対立の現状と歴史的背景」『世界週報』73(44)、時事通信社、1992年11月17日
- 竹下秀邦「南シナ海紛争の経緯と領有権問題」『アジアトレンド』3号、アジア経済研究所、1992年
- 竹下秀邦「南シナ海領有権紛争と中国」『海外事情』44(12)、拓殖大学海外事情研究所、1996年12月
- 竹下秀邦「南沙諸島と中国の態度」『国際経済論集』第4巻第1号、常川学園浜松大学国際経済学部、1997年6月
- 竹田いさみ「中国の南シナ海進出」『世界』835号、岩波書店、2012年10月
- 竹田純一「いま、東アジア海洋圏で何が起きているのか 最大の焦点—南シナ海の係争」海洋政策研究財団『中国の海洋進出—混迷の東アジア海洋圏と各国対応—』成山堂、2013年
- 田澤佳昭「南シナ海地域安全保障における米国の役割」『道都大学短期大学部紀要』第37号、道都大学、2000年9月
- 田澤佳昭「南シナ海問題の契機としてのプラタス群島問題(1)」『道都大学紀要』経営学部第4号、道都大学、2005年3月
- 田尻正司「フィリピンと南シナ海安全保障 マニラ国際会議に出席して」『国防』35(11)、朝雲新聞社、1986年11月
- Dutton, Peter A., "Through a Chinese Lens", in *Proceedings*, Vol.136, No4, April 2010, p.24-p.29, 吉川尚徳訳「中国の視点から見た南シナ海の管轄権」『海幹校戦略研究』1-1、海上自衛隊幹部学校、2011年8月
- 田中靖人「国際情勢分析 田中靖人の目 南シナ海問題で問われる台湾の“感度”」産経ニュース、2014年8月9日
- 陳鴻瑜「南沙諸島問題の解決・・・共同開発」方途の研究『問題と研究』25(12)、問題と研究出版、1996年9月
- Tkachenko, B.I., バールィシェフ・エドワルド訳「南クリル諸島に対する日本の領土的要求について—ロシアからの視点—」『北東アジア研究』23、島根県立大学北東アジア地域研究センター、2012年3月
- 富坂聡『中国人民解放軍の内幕』文春新書、2012年
- 富坂聡『平成海防論 膨張する中国に直面する日本』文春文庫、2014年
- 富山泰「南シナ海は米中覇権争いの舞台 危険な現実、両軍機接触事故で浮き彫りに」『世界週報』82(20)、時事通信社、2001年5月29日
- 長岡憲二「排他的経済水域における沿岸国による「安全」の確保について—沿岸国の管轄権拡大の問題を中心に—」『海洋政策研究』第7号、海洋政策研究財団、2009年
- 中島洋「南沙・西沙両群島について」『太平洋学会学会誌』第29号、太平洋学会、1986年1月
- 中嶋嶺雄「中国の台頭と日本外交」『外交』Vol.4、日本国外務省、2010年12月
- 西原正「第2章 安全を脅かすものは何か 伝統的脅威」防衛大学校安全保障学研究会・武田康裕編『安全保障のポイントがよくわかる本 [安全] と [脅威] のメカニズム』亜紀書房、2011年
- 新田紀子「【アメリカ】南シナ海における領有権紛争に関する決議」『外国の立法月刊版』248-2、国立国会図書館調査及び立法考査局、2011年8月
- 新田紀子「【アメリカ】南シナ海等における中国に関する下院公聴会」『外国の立法月刊版』254-1、国立国会図書館調査及び立法考査局、2013年1月
- 野口和彦「パワー・シフトと武力紛争—スプラトリー（南沙）諸島紛争の事例から—」『東海大学教養学部紀要』第34号、東海大学、2003年
- 社日本船舶海洋工学会海中技術研究委員会編『海洋底掘削の基礎と応用』成山堂、2010年
- 博学こだわり倶楽部編『潜水艦 誰も知らない驚きの話』河出書房新社、2014年
- 濱本良一「南シナ海問題で再び米中に軋轢」『東亜』519、霞山会、2010年9月
- 濱本良一「南シナ海で越・比両国と衝突する中国」『東亜』529、霞山会、2011年7月

- 林司宣『現代海洋法の生成と課題』信山社、2008年
- 日暮高則「中国が狙う領土拡大」『週刊東洋経済』6418号、東洋経済新報社、2012年10月6日
- 平松茂雄「中国海軍の南シナ海進出（上）」『国防』40(12)、朝雲新聞社、1991年12月
- 平松茂雄「中国海軍の南シナ海進出（中）」『国防』41(1)、朝雲新聞社、1992年1月
- 平松茂雄「中国海軍の南シナ海進出（下）」『国防』41(2)、朝雲新聞社、1992年2月
- 平松茂雄「南沙諸島の実効支配に乗り出した中国 アメリカの出方をうかがう狡猾さも」『世界週報』76(8)、時事通信社、1995年3月7日
- 平松茂雄『中国はいかに国境を書き換えてきたか 地図が語る領土拡張の真実』草思社、2011年
- 広井大三「L.オッペンハイム著『国際法』[一九〇五年刊・初版]（その六）」『大東法学』第20号第二部第一章一七、大東文化大学
- 広井大三「ハンス・ケルゼン『国際法の原理』（訳・その八）」『大東法学』第31号、大東文化大学、1998年10月30日
- 深町朋子「現代国際法における領域権限についての一考察」『法政研究』61(1)、九州大学、1994年7月31日
- 藤田貴宏「ライプニッツの無主物先占論における自然法と法認識」『東京商船大学研究報告』人文科学53、東京海洋大学、2002年12月
- プラシャント・パラメスワラン「MALAYSIA RESPONDS 中国の挑発行為に友好国もついに反撃？」『Newsweek 日本版』第30巻26号、CCCメディアハウス、2015年7月7日
- 財平和・安全保障研究所報告書「アジア太平洋、特に南シナ海を中心とする東南アジア地域の軍事戦略環境の変化とわが国の安全保障に及ぼす影響（抜粋）」『国防』42(9)、朝雲新聞社、1993年09月
- 孫崎享『日本人のための戦略的思考入門ー日米同盟を超えて』祥伝社新書、2010年
- 松村昌廣「南樺太帰属問題再考ー総領事館設置と首相公式訪問ー」『桃山法学』(15)、桃山学院大学、2010年03月25日
- 丸山浩行「エスカレートする中国の海洋進出野心実現に向けた「三戦」戦略」『エコノミスト』91(4)、毎日新聞社、2013年1月29日
- 水上千之『海洋法ー展開と現在ー』有信堂、2005年
- 宮家邦彦「World Watch 「マラッカ以外」の海峡で・・・」産経新聞、2012年6月28日
- 宮家邦彦『語られざる中国の結末』PHP新書893、2013年
- ミンシン・ペイ「TESTING AMERICAN CREDIBILITY 南シナ海を占拠する中国の野望と深謀」『Newsweek 日本版』第30巻26号、CCCメディアハウス、2015年7月7日
- 向井ゆう子「南シナ海領有、中国と比の対立に越も「参戦」へ」読売新聞オンライン、2014年12月21日
- 村上暦造『領海警備の法構造』中央法規、2005年
- 村田良平『海が日本の将来を決める』成山堂、2006年
- 毛沢東「中国革命戦争の戦略問題」（第一章第二節）戦略研究会編『戦略論大系⑦毛沢東』芙蓉書房出版、2004年
- 森永輔、小原凡司「南シナ海の軍事行動、米国は絶対に引かない」日経ビジネスONLINE、2015年10月29日
- 森聡「国際情勢を読み解く 南シナ海 開放的な海洋秩序を形成できるか」『外交』Vol.4、日本国外務省、2010年12月
- 安田寛「所有権の起源」『埼玉女子短期大学研究紀要』第10号、埼玉女子短期大学、1999年03月
- 山内敏秀「中国海軍の発展と課題」村井友秀他編著『中国をめぐる安全保障』ミネルヴァ書房、2007年
- 山口開治「論説 西沙、南沙諸島の領有問題（一）ー第二次大戦までの歴史的経緯ー」『国土館大学政経論叢』82巻、国土館大学政経学会、1992年12月
- 山田満「ASEANにおける共同体構築と平和構築 予防外交から紛争予防ガバナンスへ」黒柳米司編著

- 『「米中対峙」時代のASEAN 共同体への深化と対外関与の拡大』明石書店、2014年
- 山田吉彦『海洋資源大国 日本は「海」から再生できる 国民も知らない海洋日本の可能性』海竜社、2011年
- 山本草二『海洋法』三省堂、1992年
- 山本尚史「南シナ海シーレーン防衛の新たな枠組み－日米安全保障関係の見直しに備えて」『海外事情』45(2)、拓殖大学海外事情研究所、1997年2月
- 山本尚史、浅川公紀「南シナ海のシーレーン防衛における日本の役割」『東京家政学院筑波女子大学紀要』第1集、東京家政学院筑波女子大学、1997年
- 楊作洲『紛争 南沙諸島 アジア太平洋経済共同体の石油開発』新評論、1994年
- 吉川尚徳「中越間のトンキン湾海上境界画定にみる東シナ海における日中間の海上境界画定に向けた方策－緊張状態の下での現状維持の追求－」『海軍校戦略研究』2-2、海上自衛隊幹部学校、2012年12月
- 陸戦学会海外部会「海外情報(541)」『陸戦研究』56(659)、陸戦学会、2008年08月
- 李国強「中国と周辺国家の海上国境問題」『境界研究』No1、スラブ・ユーラシア研究センター、2010年
- Lilley, James R., 西倉一喜訳『チャイナハンズ 元駐中米国大使の回想 1916-1991』草思社、2006年

英語文献

- Aguado, Rex, "Could a 'Spratlys Corp' Cool the Boiling Seas?", in *Hongkong Standard*, 19JUL1994
- Bateman, Sam, "Economic growth, marine resources and naval arms in east Asia - a deadly triangle?", in *Marine Policy*, Vol.22, Elsevier Science, 1998
- Beckman, Robert, "The South China Sea Disputes: How Countries Can Clarify Their Maritime Claims-Analysis," *Eurasia Review*, August 8, 2012
- Bergin, Anthony, "East Asian naval developments - sailing into rough seas", in *Marine Policy*, Vol.26, Elsevier Science, 2002
- Bensurto Jr., Atty Henry S., "Philippine Perspectives on the SCS: The Zone of Peace, Freedom, Friendship and Cooperation", 12DEC2011
- Burton, S., "Tiny sparks for a major flash point", in *Time*, 24JUN1991
- Chanda, Nayan, "David and Rule: Beijing scores points on South China Sea", in *Far Eastern Economic Review*, Vol.157, No.32, 11AUG1994
- Chang, Felix K., "Beijing's Reach in the South China Sea", in *Orbis*, Elsevier Limited, Summer 1996
- Chang, Felix K., "China's Naval Rise and the South China Sea: An Operational Assessment", in *Orbis*, Elsevier Limited, Winter 2012
- Christensen, Thomas J., "The Advantages of an Assertive China: Responding to Beijing's Abrasive Diplomacy", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.90, No2, MAR/APR2011
- deLisle, Jacques, "Troubled Waters: China's Claims and the South China Sea", in *Orbis*, Elsevier Limited, Fall 2012
- Djalal, Hasjim, "Some Possible Principles for A Theory of 'Donut' in The South China Sea", 11FEB1994
- Drigot, D.C., "Oil interests and the law of the seas: the case of the Philippines", in *ODIL*, Vol.12, 1982-1983
- ECAFE, Committee for Coordination of Joint Prospecting for Mineral Resources in *Asia Off-shore Areas*, Technical Bulletin, 1969
- Economy, Elizabeth C. / Segal, Adam, "The G-2 Mirage: Why the United States and China Are Not Ready to Upgrade Ties", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.88, No3, MAY/JUN2009

- Friedberg, Aaron L., "Bucking Beijing; An Alternative U.S. China Policy", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.91, No5, SEP/OCT2012
- Gau, Michael Sheng-Ti, "The U-Shaped Line and a Categorization of the Ocean Disputes in the South China Sea", in *Ocean Development & International Law*, Vol.43, No1, Taylor & Francis, 10FEB2012
- Gjetnes, Marius, "The Spratlys: Are They Rocks or Islands?", in *Ocean Development & International Law*, Vol.32, No2, Taylor & Francis, 2001
- Glaser, Charles, "Will China's Rise Lead to War?: Why Realism Does Not Mean Pessimism", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.90, No2, MAR/APR2011
- Gomez, Edgardo D., "Marine Scientific Research in the South China Sea and Environmental Security", in *Ocean Development & International Law*, Vol.32, No2, Taylor & Francis, 2001
- Hamuah, B.A., "Jurisdictional Issues and the Conflicting Claims in the Spratlies: What Can Be Done in Enhancing Confidence-building-Measures", in A paper presented to Workshop on the Development of Marine Law and Policy in ASEAN and Its Implications for the Resolution of the South China Sea Problems, Indonesia, 21-24JAN1990
- Hearns, Glen S. / Stormont, William G., "Report: Managing Potential Conflicts in the South China Sea", in *Marine Policy*, Vol.20, No2, Elsevier Science, 1996
- Holmes, James R. / Yoshihara, Toshi., "China's Caribbean in the South China Sea", in *SAIS Review*, Vol.26, No.1, John Hopkins University, 2006
- Hu, Nien-Tsu Alfred, "Introduction: South China Sea: Troubled Waters or a Sea of Opportunity?", in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No3, Taylor & Francis, 2010
- Jisi, Wang, "China's Search for a Grand Strategy; A Rising Great Power Finds Its Way", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.90, No2, MAR/APR2011
- Katchen, M.H., "The Spratly Islands and the law of sea: "Dangerous Ground" for Asian peace", in *Asean survey*, Vol.17, Iss.12, 1977
- Kaplan, Robert D., "The Geography of Chinese Power; How Far Can Beijing Reach on Land and at Sea?", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.89, No3, MAY/JUN2010
- Keyuan, Zou, "Governing Marine Scientific Research in China", in *Ocean Development & International Law*, Vol.34, No1, Taylor & Francis, 2003
- Keyuan, Zou, "China's U-Shaped Line in the South China Sea Revisited", in *Ocean Development & International Law*, Vol.43, No1, Taylor & Francis, 10FEB2012
- Kotani, Tetsuo, "Geopolitics in Asia and Japan's Maritime Strategy" in *Ocean Policy Studies*, Ocean Policy Research Foundation, Vol.9, 2011
- Lamptom, David M., "The Faces of Chinese Power", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.86, No1, JAN/FEB2007
- Layne, Christopher, "The (Almost) Triumph of Offshore Balancing," in *The National Interest*, January 27, 2012
- Lee, Taegseon, "U.S.-Vietnam Military Relations in 2013 and Beyond: The Impact and Solutions for Maintaining a Good U.S.-PRC Relationship", in *a journal of national security studies*, luce.ntl, 2004
- Lei, David, "China's New Multi-Faceted Maritime Strategy", in *Orbis*, Elsevier Limited, Winter 2008
- Li, Jinming / Li, Dexia, "The Dotted Line on the Chinese Map of the South China Sea: A Note", in *Ocean Development & International Law*, Vol.34, No3-4, Taylor & Francis, 2003
- Liu, Antony K. / Su, Feng-Chun / Hsu, Ming-Kuang / Kuo, Nan-Jung / Ho, Chung-Ru, "Generation and Evolution of Mode-Two Internal Waves in the South China Sea", in *Continental Shelf*

Research, 2013

- Mcmanus, John W. / Shao, Kwang-Tsao / Lin, Szu-Yin, "Toward Establishing a Spratly Islands International Marine Peace Park: Ecological Importance and Supportive Collaborative Activities with an Emphasis on the Role of Taiwan", in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No3, Taylor & Francis, 12AUG2010
- Miyoshi, Masahiro, "China's "U-Shaped Line" Claim in the South China Sea: Any Validity Under International Law?", in *Ocean Development & International Law*, Vol.43, No1, Taylor & Francis, 10FEB2012
- Morton, Brian / Blackmore, Graham, "South China Sea", in *Marine Pollution Bulletin*, Vol.42, No12, Elsevier Science, 2001
- Nathan, Andrew J., "What China Wants; Bargaining With Beijing", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.90, No4, JUL/AUG2011
- Nathan, Andrew J. / Scobell, Andrew, "How China Sees America: The Sum of Beijing's Fears", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.91, No5, SEP/OCT2012
- Oude Elferink, Alex G., "The Islands in the South China Sea: How Does Their Presence Limit the Extent of the High Seas and the Area and the Maritime Zones of the Mainland Coasts?", in *Ocean Development & International Law*, Vol.32, No2, Taylor & Francis, 2001
- Polomka, Peter, "Strategic Stability and the South China Sea Beyond Geopolitics", Presented to the International Academic Conference on Territorial Claims in the South China Sea, Center of Asian Studies, University of Hong-Kong 04-06DEC1990
- Quyet, Nguyen Huu, "Recent Development in the South China Sea and Vietnam's Approaches", in *Journal of US-China Public Administration*, Vol.11, No3, MAR2014
- Rahman, Chris / Tsamenyi, Martin, "A Strategic Perspective on Security and Naval Issues in the South China Sea", in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No4, Taylor & Francis, 19NOV2010
- Roach, J. Ashley, "Maritime Boundary Delimitation: United States Practice", in *Ocean Development & International Law*, Vol.44, No1, Taylor & Francis, 05FEB2013
- Rosenberg, David / Chung, Christopher, "Maritime Security in the South China Sea: Coordinating Coastal and User State Priorities", in *Ocean Development & International Law*, Vol.39, No1, Taylor & Francis, 11FEB2008
- Ross, Robert S., "The Problem With the Pivot: Obama's New Asia Policy Is Unnecessary and Counterproductive", in *FOREIGN AFFAIRS*, Vol.91, No6, NOV/DEC2012
- Saunders, Phillip C., "A Virtual Alliance for Asian Security", in *Orbis*, Elsevier Limited, Spring 1999
- Smith, Robert W., "Maritime Delimitation in the South China Sea: Potentiality and Challenges", in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No3, Taylor & Francis, 12AUG2010
- Song, Yann-Huei / Keyuan, Zou, "Maritime Legislation of Mainland China and Taiwan: Developments, Comparison, Implications, and Potential Challenges for the United States", in *Ocean Development & International Law*, Vol.31, No4, Taylor & Francis, 2000
- Song, Yann-huei, "Codes of conduct in the South China Sea and Taiwan's stand", in *Marine Policy*, Vol.24, Elsevier Science, 2000
- Song, Yann-Huei, "The Overall Situation in the South China Sea in the New Millennium: Before and After the September 11 Terrorist Attacks", in *Ocean Development & International Law*, Vol.34, No3-4, Taylor & Francis, 2003
- Song, Yann-Huei, "Cross-strait interactions on the South China Sea issues: a need for CBMs", in *Marine Policy*, Vol.29, Elsevier Science, 2005
- Song, Yann-Huei, "The Potential Marine Pollution Threat from Oil and Gas Development Activities

- in the Disputed South China Sea/Spratly Area: A Role that Taiwan Can Play”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.39, No2, Taylor & Francis, 09MAY2008
- Song, Yann-Huei, “The South China Sea Workshop Process and Taiwan’s Participation”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No3, Taylor & Francis, 12AUG2010
- Storey, Ian, “Asean Is a House Divided”, in *The Wall Street Journal*, 14JUN2012
- Sun, Kuan-Ming, “Policy of the Republic of China towards the South China Sea: Recent developments”, in *Marine Policy*, Vol.19, No5, Elsevier Science, 1995
- Sun, Kuan-Ming, “Freeze the tropical seas: An ice-cool prescription for the burning Spratly issues!”, in *Marine Policy*, Vol.20, Iss.3, 1996
- Thang, Nguyen-dang / Thao, Nguyen Hong, “China’s Nine Dotted Lines in the South China Sea: The 2011 Exchange of Diplomatic Notes Between the Philippines and China”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.43, No1, Taylor & Francis, 10FEB2012
- Thao, Nguyen Hong, “Vietnam and the Code of Conduct for the South China Sea”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.32, No2, Taylor & Francis, 2001
- Thao, Nguyen Hong, “The 2002 Declaration on the Conduct of Parties in the South China Sea: A Note”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.34, No3-4, Taylor & Francis, 2003
- Thao, Nguyen Hong / Amer, Ramses, “Managing Vietnam’s Maritime Boundary Disputes”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.38, No3, Taylor & Francis, 24AUG2007
- Thao, Nguyen Hong / Amer, Ramses, “Coastal States in the South China Sea and Submissions on the Outer Limits of the Continental Shelf”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.42, No3, Taylor & Francis, 05AUG2011
- Tsamenyi, Martin / Herriman, Max, “Ocean Energy and the Law of the Sea: The Need for a Protocol”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.29, No1, Taylor & Francis, 1998.
- Valencia, Mark J., “Solving the Spratlys”, in *Pacific Research*, Vol.3, No.2, MAY1990
- Valencia, Mark J., “A Spratly Solution”, in *Far Eastern Economic Review*, Vol.157, No.13, 31MAR1994
- Valencia, Mark J., “Resolution of the South China Sea Disputes: Context, Options, and Issues”, in A Paper presented to South China Sea Conference, held by American Enterprise Institute, Washington D.C., 07-09SEP1994
- Valencia, M.J. / Miyoshi, M., “Southeast Asian Seas: joint development of hydrocarbons in overlapping claim areas?”, in *ODIL*, Vol.16, Iss.3, 1986
- Vanderzwaag, David, “Regional Marine Environmental Protection: Present Realities and Regulatory Issues”, in A paper presented to Workshop on the Development of Marine Law and Policy in ASEAN and Its Implications for the Resolution of the South China Sea Problems, Indonesia, 21-24JAN1990
- Vo, Si Tuan / Pernetta, John C. / Paterson, Christopher J., “Status and trends in coastal habitats of the South China Sea”, in *Ocean & Coastal Management*, Elsevier, 2013
- Wang, Kuan-Hsiung, “The ROC’s Maritime Claims and Practices with Special Reference to the South China Sea”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.41, No3, Taylor & Francis, 12AUG2010
- Yu, Peter Kien-Hong, “Setting Up International (Adversary) Regimes in the South China Sea: Analyzing the Obstacles from a Chinese Perspective”, in *Ocean Development & International Law*, Vol.38, No1-2, Taylor & Francis, 31JAN2007

朝日新聞「巨龍が狙う資源の海 南シナ海 尖閣が招いた、しばしの平穏」2012年11月14日
朝日新聞デジタル「中国軍に南シナ海での埋め立て中止を要求 米国防長官」2015年6月12日
朝日新聞デジタル「米駆逐艦、人工島12カイリに 対中国「航行は自由」」2015年10月27日
朝日新聞デジタル「南シナ海人工島、施設建設を続行 中国「埋め立て完了」」2015年11月18日
AFP BB News「中国、南沙諸島に3本目の滑走路建設か 米シンクタンク」2015年9月16日
AFP BB News「常設仲裁裁判所、南シナ海問題の「管轄権ある」中国の反論退ける」2015年10月30日
NHK NEWS WEB「ASEAN 拡大国防相会議 共同宣言見送りの異例事態」2015年11月4日
GLOBAL NEWS ASIA「【タイ】自衛隊の南シナ海派遣に反対、日米中韓は調和のとれた関係構築を一シハサク駐日タイ王国大使」2015年10月1日
SAPIO「驕れる中国 何様のつもりか」小学館、2011年7月20日
産経新聞「中国、排他的経済水域で違法入札 ベトナム」2012年6月28日
産経新聞「中国「南シナ海に軍事施設検討」」2012年6月29日
産経新聞「南シナ海問題 期待集まる海自P3Cの哨戒活動、壁は航続時間」2015年5月31日
産経新聞「安保法制 米太平洋軍司令官、日本政府に強い期待 「南シナ海は(中国の)領海ではない」 「自衛隊哨戒を歓迎する」」2015年6月12日
産経新聞「中国に緊張緩和措置要求 オバマ大統領、異例の懸念伝達 サイバーや海洋問題で」2015年6月25日
産経新聞「米中首脳会談 オバマ氏、企業を狙った中国のサイバー攻撃に懸念伝達 南シナ海問題は平行線」2015年9月26日
産経新聞「米軍、南シナ海の中国人工島12カイリ内に駆逐艦派遣」2015年10月27日
産経新聞「米艦船、南シナ海人工島航行 比・ベトナム、米と協力強化」2015年10月28日
産経新聞「インドネシア「中国提訴も」 調整相示唆 南シナ海・九段線で」2015年11月12日
産経新聞「南シナ海で中国が新たな海域占拠か、ジャクソン環礁で比の漁船追い払う」2016年3月3日
産経新聞「南シナ海情勢 米海軍の大艦隊が中朝と対峙 「見たことのないほど多く」の中国軍艦艇が接近監視」2016年3月5日
産経ニュース「「中国批判は道理に合わない」 ASEANでの南シナ海情勢懸念に中国反発」2015年4月27日
産経ニュース「海自P3Cがベトナム訪問 中国けん制か」2015年5月14日
産経ニュース「台湾・馬総統が「領有権棚上げ」呼び掛け 尖閣での対日「成果」強調」2015年5月26日
産経ニュース「海自P3C機、南シナ海上空を飛行 フィリピン軍と共同訓練 連携の強さ誇示」2015年6月23日
産経ニュース「政府、中国のガス田開発に抗議 東シナ海に新拠点建設」2015年7月7日
産経ニュース「中谷防衛相、東シナ海のガス田開発 中国の「軍事拠点化」可能性に言及」2015年7月10日
産経ニュース「自衛隊どう関与 新法制で「日米共同パトロール」構想も」2015年10月27日
産経ニュース「海自潜水艦がフィリピンへ 中国牽制が狙いか」2016年3月6日
CNN.co.jp「米空母打撃群、南シナ海に展開 周囲に中国艦船」2016年3月5日
時事通信「南シナ海埋め立て「近く完了」=米との対立回避へ妥協か—中国」2015年6月16日
時事通信「南沙諸島に民用施設建設=「非軍事」強調—中国」2015年6月17日
時事通信「南シナ海、仲裁裁判所に管轄権=比と中国の係争、本格審理へ」2015年10月30日
TAIWAN TODAY「中華民国政府が南シナ海問題に対する立場を表明」2015年7月8日
中央社フォーカス台湾「<南シナ海問題>台湾、仲裁裁判所の判断に異議「認められない」」2015年10月31日

日本経済新聞「南シナ海問題 共同声明を断念」2012年7月14日
 日本経済新聞「南シナ海「行動規範」の策定 交渉時期明示せず」2012年11月19日
 日本経済新聞「南シナ海埋め立て、中国批判の声明 ASEAN 首脳会議」2015年4月28日
 日本経済新聞「G7 首脳宣言の要旨」2015年6月9日
 毎日新聞「ASEAN 南シナ海踏み込まず」2014年5月10日
 毎日新聞「クローズアップ2014 中国 視線の先に米」2014年5月10日
 毎日新聞「<ベトナム>書記長が訪中 習主席と「南シナ海の安定」合意」2015年4月7日
 毎日新聞「比、日米の援護に期待 進む中国の南シナ実効支配」2015年4月26日
 毎日新聞「米「次は12海里内進入」」2015年5月23日
 毎日新聞「<中国>軍制服組トップが埋め立ての軍事目的を改めて認める」2015年6月12日
 毎日新聞「<中国外務省>南沙埋め立て、近く完了 見通し示す」2015年6月16日
 毎日新聞「<米艦南沙派遣>数時間の「航行の自由作戦」緊張高まる」2015年10月28日
 毎日新聞「<米艦南沙航行>中国「国際法と中国関連法に違反」強調」2015年10月29日
 毎日新聞「<南沙航行>米中海軍トップがテレビ会談「航行自由」説明か」2015年10月30日
 読売新聞「南シナ海対立 先鋭化」2012年5月11日
 読売新聞「中越 南シナ海で非難合戦」2012年6月23日
 読売新聞「インドネシア外相が南シナ海問題調整へ」2012年7月19日
 読売新聞「南シナ海問題 ベトナムで反中デモ」2012年12月11日
 読売新聞「米、ベトナムに巡視船5隻」2013年12月17日
 読売新聞「中国 核弾頭を増強」2013年12月24日
 読売新聞「南シナ海の警察権強化 中国」2014年1月10日
 読売新聞「ニュースQ 中国の漁業許可制 波紋」2014年1月11日
 読売新聞「南シナ海の「軍事化懸念」米国防長官、中国非難」2015年4月8日
 読売新聞「G7、中国の埋め立てを非難・・・初の海洋安保宣言」2015年4月16日
 読売新聞「米軍機12カイリ内進入検討」2015年5月23日
 読売新聞「日米豪防衛相 南シナ海「深刻な懸念」」2015年5月31日
 読売新聞「南沙埋め立て「軍事目的」」2015年6月1日
 読売新聞「中国、南沙埋め立て終結方針・・・批判かわす狙い？」2015年6月16日
 読売新聞「中国、東シナ海に新施設・・・軍事拠点化の恐れ」2015年7月10日
 読売新聞「日中間、再び緊張高まる可能性・・・東シナ海新施設」2015年7月11日
 読売新聞「中国、南沙埋め立て継続 米紙報道 施設建設「正当な措置」」2015年9月15日
 読売新聞「豪「航行の自由、強く支持」・・・南シナ海に米艦」2015年10月27日
 読売新聞「海自哨戒機、南シナ海飛行拡大へ・・・中国をけん制」2016年1月10日
 Record China「中国外交部、「南沙諸島の埋め立ては近く完了」、次の段階は関連施設の建設—中国メディア」2015年6月16日
 ロイター「中国が南シナ海の米艦派遣に抗議、米国は警戒活動を定例化へ」2015年10月28日
 ロイター「南シナ海の領土問題、中国は国際裁判所で解決を=独首相」2015年10月29日
 ロイター「南シナ海問題、国際仲裁手続きへ 中国は反発」2015年10月30日
 ロイター「南シナ海への米艦船派遣、EUが支持表明」2015年10月31日
 ロイター「中国の南シナ海軍事化、何らかの影響招く=米国防長官」2016年3月2日

英語報道

Central Daily News, "The South Sea: When will both sides cooperate in development?", 07APR1993
 Durham University, "Boundary news; China and Vietnam agree principles for resolving maritime disputes", 13OCT2011

Philippine Daily Inquirer, "PH runs to UN to protest China's '9-dash line' Spratlys claim",
 15APR2011
 Philippine Daily Inquirer, "President Aquino signs AO 29 naming West Philippine Sea", 13SEP2012
 Rediff news, "India's growing interest in the South China Sea", 07DEC2012
 The ASAHI SHIMBUN, "Vietnam steps up sea patrols as tensions with China climb", 04DEC2012
 The Jakarta Post, "South China Sea guidelines agreed: Guidelines for the Implementation of the
 DOC", 21JUL2011
 The Jakarta Post, "RI circulates draft code of conduct on South China Sea", 29SEP2012
 Vietnam net, "Vietnam, China promote negotiation mechanisms for sea-related issues", 28OCT2014
 Wordpress, "southseaconversations: China wants face, not territory: the East Asia Summit and the
 South China Sea", 16NOV2011

日本語資料

海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2005年7月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2005年8月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2005年10月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2005年11月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2005年12月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2006年1月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2006年2月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2006年3月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2006年4月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2006年5月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2006年6月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2007年7月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2007年9月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2007年10月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2007年11月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2007年12月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2008年1月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2008年2月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2008年3月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2008年4月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2008年6月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2009年1月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2009年3月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2009年4月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2009年5月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2009年6月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2009年7月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2009年8月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2009年11月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2009年12月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2010年1月号
 海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2010年3月号

海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2010年5月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2010年7月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2010年8月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2010年11月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2010年12月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年1月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年2月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年3月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年4月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年5月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年6月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年7月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年8月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年9月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年10月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年11月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2011年12月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2012年2月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2012年4月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2012年5月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2012年6月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2012年7月号
海洋政策研究財団『海洋安全保障情報月報』2012年9月号
海洋政策研究財団『海洋情報季報』創刊号、2013年
海洋政策研究財団、『海洋情報季報』第2号、2013年
海洋政策研究財団、『海洋情報季報』第3号、2013年
海洋政策研究財団、『海洋情報季報』第4号、2013年
海洋政策研究財団、『海洋情報季報』第5号、2014年
海洋政策研究財団、『海洋情報季報』第6号、2014年
海洋政策研究財団、『海洋情報季報』第7号、2014年
海洋政策研究財団、『海洋情報季報』第8号、2014年
海洋政策研究所『海洋情報季報』第9号、2015年
海洋政策研究財団『海洋白書2014』成山堂、2014年
海洋政策研究財団『海洋白書2015』成山堂、2015年
閣議決定「海洋基本計画」2013年4月26日
国土交通省海事局「海事レポート2014」
日本アセアンセンター「ASEAN憲章」「基礎情報～ASEAN10実現まで」
日本貿易振興機構「ASEAN憲章の主な内容」2009年09月

英語資料

ASEAN, “Chairman’s Statement of The 14th ASEAN-China Summit, Bali, Indonesia”, in ASEAN Community in a Global Community of Nations, 18NOV2011
Department of Foreign Affairs of Philippines, “Philippine Paper on ASEAN-China Zone of Peace, Freedom, Friendship and Cooperation (ZoPFF/C) in the WPS (SCS)”, OCT2011
Department of Foreign Affairs of Philippines, “Philippine position on Bajo de Masinloc (Scarborough

Shoal) and the waters within its vicinity”, in News-release, 18APR2012
Ministry of Foreign Affairs of Singapore, “MFA Spokesman’s comments: Comments on Visit of Chinese Maritime Surveillance Vessel Haixun 31 to Singapore”, 20JUN2011
Office of the Secretary of Defense USA, “Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People’s Republic of China 2015”, 07APR2015
PHILIPPINE LAWS AND JURISPRUDENCE DATABANK, “Republic Act No.9522, March 10, 2009”, 18AUG2014
United State of America, Department of Defense, “Sustaining U.S.Global Leadership: Priorities for 21st Century Defense”, JAN2012
United States Army Army Capabilities Integration Center, United States Marine Corps Marine Corps Combat Development Command, “Gaining and Maintaining Access: An Army-Marine Corps Concept. Version 1.0 MAR2012”
U.S. Department of State, Office of Press Relations, “Press Statement on South China Sea”, 03AUG2012
U.S. Department of Defense, “News Transcript: Joint Press Briefing with Secretary Panetta and Vietnamese Minister of Defense Gen. Phung Quang Thanh from Hanoi, Vietnam”
U.S.Department of State, Office of Ocean and Polar Affairs, Bureau of Oceans and International Environmental and Scientific Affairs, “China: Maritime Claims in the South China Sea”, in *Limits in the Seas*, No143, 05DEC2014

中国語資料

山東省地図出版社「2004年中国南海諸島地図」2004年2月第9版 旅游版
中華国内政部方域司製「南海諸島位置図」1947年
南沙群島在線「南海諸島標準地名表」

ホームページ

朝日新聞 <http://ajw.asahi.com/>
ASEAN 事務局 <http://www.asean.org/>
アメリカ海軍 <http://www.navy.mil/>
アメリカ国防総省 <http://www.defense.gov/>
アメリカ国務省 <http://www.state.gov/>
AFP BB News <http://www.afpbb.com/>
NHK NEWS WEB <http://www3.nhk.or.jp/>
GLOBAL NEWS ASIA <http://www.globalnewsasia.com/>
産経新聞 <http://www.sankei.com/> <http://www.iza.ne.jp/>
ジャカルタポスト <http://www.thejakartapost.com/>
シンガポール外務省 <http://www.mfa.gov.sg/>
総合海洋政策本部（日本） <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/>
TAIWAN TODAY <http://taiwantoday.tw/>
DURHAM 大学 <https://www.dur.ac.uk/>
南沙群島在線 <http://www.nansha.org.cn/>
日本アセアンセンター <http://www.asean.or.jp/>
日本経済新聞 <http://www.nikkei.com/>
日本貿易振興機構 <http://www.jetro.go.jp/>

フィリピン政府 <http://www.gov.ph/> <http://www.lawphil.net/>
フィリピンデイリーインクワイヤー <http://newsinfo.inquirer.net/> <http://globalnation.inquirer.net/>
ベトナムネット <http://english.vietnamnet.vn/>
ヤフーニュース <http://headlines.yahoo.co.jp/>
読売新聞 <http://www.yomiuri.co.jp/>
REDIFF ニュース <http://www.rediff.com/>
ワードプレス <http://southseaconversations.wordpress.com/>
ロイター <http://sp.m.reuters.co.jp/>

謝辞

現役の外航貨物船船長から「海上勤務のままで大学院を履修したい」という非常識な申し出を突然に受けて、困惑されたはずであるにもかかわらず、主指導教員として快く受け入れ、長期履修制度の利用も薦めて下さった東京海洋大学大学院海洋国際関係論の稲本守教授にはどれほど感謝申し上げればよいかわからない。年増の社会人学生であることに胡坐をかき、先生を助けるどころか、権利の主張とお願いばかりをした非常に失礼な学生であったと反省するのみである。修士論文の作成にあたっては、学術論文とは何かを一から教えて頂いた。20年振りの学生生活で学んだことは、感情を離れて中立的立場で対立双方を等しく見ることの重要性である。入学前の自分自身を思い返してみると、いまだに全く不十分ではあるが、この4年間で思考回路が変わってきていることを実感する。海洋管理政策学専攻の先生方にも大変ご迷惑をおかけした。学生が外国どころか、インターネットが通じず、メールも制限的な地球の裏側の大洋上にいるのであるから、取扱いには大変手を焼かれた筈である。ここに改めてお詫びとお礼を申し上げる次第である。尚、佐々木剛准教授にはめったに登校しない幽霊学生の副指導教員と本論文の副査を引き受けていただいた。婁小波教授には本論文の副査を引き受けていただいた。末永芳美教授と中田達也教授には、本論文の作成に際して重要なご助言とご指摘を頂けた。先生方にはただ頭を下げるのみである。

2012年春に入学した頃は、我が国で海洋問題といえば尖閣諸島問題一辺倒であり、南シナ海島嶼領有権問題は報道や先行研究や資料も少なく、全く注目されていなかった。我が国の一定の関与を勧めることを結論とする修士論文の作成を目指して、ひっそりと研究をするつもりであった4年間の長期履修中に事態は激しく動き、今では尖閣諸島問題の影がすっかり薄くなり、南シナ海島嶼領有権問題ばかりが連日報道される状況となった。予定していた結論を大きく超えて踏み込んでいく我が国政府の積極的な動きの影響を受けて、我が国の関与は制限的でなければならぬと、逆に抑制する結論となった本論を見ても、南シナ海島嶼領有権問題の状況変化のあまりの速さと振れ幅に驚くばかりである。長期履修制度を利用しない通常の履修期間である2年間で修了して、当初予定通りの結論を持った修士論文が2014年3月に完成していたとすれば、その直後の2014年5月の西沙諸島沖中越公船衝突事件から始まる南シナ海の嵐によって、その修士論文は忽ちスクラップ化していたはずであり、むしろ、長期履修制度を活用して論文作成に4年間をかけたことは、結果的に非常に幸運であったというべきであろう（無論、今後の南シナ海の状況推移次第では本論文もいつスクラップ化するか、まるでわからないのであるが）。2014年1月から福山での陸上勤務が始まったことで、その南シナ海の嵐の一片の影を何とか追い続けることができたのである。但し、それは現在進行形の問題を学術研究の対象とすることの難し

さを痛感する苦しみでもあった。稲本先生を始めとする諸先生方のご指導がなければ本論文が仕上がることはなかったといえる。心より感謝申し上げます。

二回りほど年上の中年男を学友として快く受け入れて下さった海洋国際関係論教室の学部学生と大学院生の皆様にも感謝申し上げます。二回り違う世代の思考と若い気持ちによる刺激を多く受け、楽しい学生生活を過ごさせて頂いた。

業務に全く資さない一従業員の個人的な我儘趣味を面白がって、海上勤務期間中だけでなく陸上勤務となってからも非常に協力的に支援して下さいました中国総業株式会社の高田博司代表以下、同僚・従業員の皆様にも深く感謝申し上げます。

最後に感謝すべき相手は決まっている。海上勤務期間における貴重な休暇中に家庭を顧みることなく東京まで通学し、単身赴任の陸上勤務となってからも休日には家に帰ることよりも研究や通学を優先する身勝手さに対して、何の文句も言わないどころか、逆に背中を押して応援し続けてくれた妻と幼い娘には頭が上がらない。

我儘と迷惑かけついでといっては怒られるであろうが、皆様のご承諾を賜り、大学院後期課程への進学を許可して頂けた。少しでも向上した研究をすること以外は恩返しにならないものと覚悟している。稲本先生と妻先生を始めとする東京海洋大学大学院後期課程の先生方と事務局の皆様、ゼミの若い学友達、中国総業の皆様、そして淡路島に住む家族には、引き続いてのご指導とご鞭撻を切にお願いするのみである。

単純な事実として、皆様のお許しとお力添えと諦めがなければ、本論文は存在しえなかった。改めて、心から深く感謝申し上げます次第である。

2016年 早春

吉野 慎剛